

平成 25 年度

決算特別委員会会議録

平成 26 年 9 月 17 日 開 会

平成 26 年 9 月 22 日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成25年度決算特別委員会会議録目次

【平成26年9月17日（水）】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明（認定第1号ないし第3号）	5
資料要求	
曾我ミヨ委員	21
菊地進委員	23
阿部かほる委員	24

【平成26年9月18日（木）】 2日目

質疑

〔一般会計〕

西村勝男委員	29
伊勢由典委員	35
志子田吉晃委員	47
嶺岸淳一委員	58
田中徳寿委員	64
曾我ミヨ委員	75
志賀勝利委員	86

【平成26年9月19日（金）】 3日目

質疑

〔一般会計〕

阿部かほる委員	103
鎌田礼二委員	115
高橋卓也委員	119
菊地進委員	130

小野 絹子 委員	141
----------	-------	-----

【平成26年9月22日（月）】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

志子田 吉 晃 委員	157
高橋 卓也 委員	166
菊地 進 委員	175
伊勢 由典 委員	184
阿部 かほる 委員	193
鎌田 礼二 委員	200
志賀 勝利 委員	206
曾我 ミヨ 委員	215
田中 徳寿 委員	224
小野 絹子 委員	233

採決	241
----	-------	-----

平成26年9月17日（水曜日）

平成25年度決算特別委員会

（第1日目）

平成25年度決算特別委員会第1日目

平成26年9月17日（水曜日）午前10時開会

出席委員（16名）

小野幸男委員	嶺岸淳一委員
田中徳寿委員	志賀勝利委員
香取嗣雄委員	阿部かほる委員
西村勝男委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（1名）

浅野敏江委員

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長	荒井敏明君
市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	市民総務部 政策課長	川村淳君

市民総務部 財政課長	阿部徳和君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 浦戸振興課長	草野弘一君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事業管理者	伊藤喜和君
市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	佐藤信彦君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	水道部総務課長	村上昭弘君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺常幸君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	議事調査係長	鈴木忠一君
庶務係主査	小林久美子君		

午前10時00分 開会

○佐藤議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年度決算特別委員会を開会いたします。

本日、浅野敏江委員より欠席の通告がありましたので、ご報告いたします。

本日は、正副委員長の互選と決算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である伊藤栄一委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代いたします。よろしくをお願いいたします。

○伊藤臨時委員長 改めまして、おはようございます。

それでは、年長者のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

阿部委員。

○阿部委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上でございます。

○伊藤臨時委員長 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、選任をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、嶺岸淳一委員、田中徳寿委員、阿部かほる委員、菊地 進委員、曾我ミヨ委員、以上5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時21分 再開

○伊藤臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考の結果をご報告お願いいたします。

嶺岸委員。

○嶺岸委員 それでは、選考委員会のご報告をさせていただきます。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には小野幸男委員、副委員長には高橋卓也委員を選考いたしました。以上、報告でございます。

○伊藤臨時委員長 ありがとうございます。

ただいま、嶺岸委員よりご報告のとおり、委員長には小野幸男君、副委員長には高橋卓也君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、小野幸男君に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○小野委員長 一言ご挨拶申し上げます。

平成25年度決算特別委員会委員長の任を拝しました小野幸男でございます。

正しく審議ができるよう、一生懸命取り組ませていただきます。また、25年度決算、正確な決算になったかどうか、また来年度予算へつながるような、皆様委員各位の意見をいただきながら、一生懸命頑張りますので、皆様のご指導、またご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。よろしく申し上げます。（拍手）

○伊藤臨時委員長 次に、高橋卓也君に副委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○高橋副委員長 決算特別委員会の副委員長の任を拝しました高橋でございます。

委員長が議会で一番若い小野委員長、そして2番目に若い私が副委員長ということで、委員長を補佐して、皆様方の活発なご審議並びに議事の円滑な運営を委員長を補佐して進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。（拍手）

○伊藤臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

○小野委員長 これより平成25年度各会計の決算審査に入ります。

それでは、まず平成25年度決算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会で、一応17日ないし19日、22日の4日間をお願いしたいとなっております。

ますので、そのように進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は17日ないし19日、22日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決定しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第3号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。

高橋監査委員。

○高橋監査委員 先日、本会議で申し述べたとおり、特に補足することはございませんので、よろしくお願いいたします。

○小野委員長 次に、市当局より各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。

星会計管理者。

○星会計管理者兼会計課長 それでは、私から、認定第1号平成25年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定につきまして、その概要をご説明いたします。

さきにご配付の資料No.7「平成25年度塩竈市歳入歳出決算書」をご用意願います。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。

この表は平成25年度の一般会計と10の各特別会計の決算総覧でございます。表は、横に区分、歳入歳出の内容を記載しており、縦に一般会計から各特別会計の内容を記載しております。

最初に、一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

歳入の決算総額は、収入済額に記載のとおり505億9,113万2,341円の歳入となります。前年度との比較では、額にして64億1,965万5,959円、率にしまして11.3%の減額となっております。

歳出の決算総額は、支出済額に記載のとおり413億2,775万3,939円の支出となりまして、前年度との比較では、額にして84億5,895万191円、率にしまして17.0%の減額で決算をいたしております。

平成25年度の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は2ページの中ほどに記載のとおり、92億

6,337万8,402円の黒字決算となっております。形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費58億6,102万6,230円と事故繰越額19億9,339万3,830円を控除した額、いわゆる実質収支額は14億895万8,342円の黒字決算となっております。この剰余金の処分につきましては、2ページの右端に記載のとおり財政調整基金に7億495万8,342円の積み立てを行い、残額の7億400万円につきましては翌年度へ繰り越しをしております。

次に、各特別会計についてご説明いたします。

初めに、交通事業特別会計は、歳入歳出とも2億944万7,416円の同額で決算をいたしております。

次に、国民健康保険事業特別会計は、収入済額71億8,259万6,425円に対しまして、支出済額は70億4,745万6,066円となりまして、歳入歳出の差引額は1億3,514万359円の黒字となっております。形式収支から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、実質収支は形式収支と同額の黒字決算となりまして、その全額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。

魚市場事業特別会計につきましては、収入済額1億792万7,799円に対しまして、支出済額は翌年度へ繰り越すべき財源181万5,000円を控除しまして1億611万2,799円で決算をしております。

次に、下水道事業特別会計につきましては、収入済額78億9,005万1,198円に対しまして、支出済額は翌年度へ繰り越すべき財源675万9,250円を控除しまして78億8,329万1,948円で決算をしております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ6,798万2,581円、公共用地先行取得事業特別会計は、歳入歳出それぞれ5億1,733万7,487円となりまして、二つの会計とも歳入歳出同額にて決算をしております。

介護保険特別事業会計の介護保険事業勘定につきましては、収入済額47億3,873万3,189円に対しまして、支出済額は47億3,670万2,015円となり、歳入歳出の差引額203万1,174円の黒字決算となり、全額を介護保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ914万639円の同額で決算をしております。後期高齢者医療事業特別会計につきましては、収入済額6億5,134万6,685円に対し、支出済額6億3,996万4,885円となり、差引額1,138万1,800円につきましては、当会計には基金の設置がございませんので、全額を翌年度へ繰り越ししております。

北浜地区復興土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ8,098万8,096円で決算をいたしております。

最後に藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,049万6,882円で決算をいたしております。

以上、各特別会計についてご説明を申し上げます。

表の一番下の合計欄を見ていただきますと、平成25年度の一般会計と各特別会計の決算規模は、歳入は総額で721億6,718万738円で、歳出総額は627億4,667万4,753円となっております。このため、歳入歳出差引額は94億2,050万5,985円の黒字決算となり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費58億6,960万480円と事故繰越額19億9,339万3,830円を控除した実質収支額は15億5,751万1,675円の黒字決算となっております。

次に、各会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、先ほどご説明したとおり、平成25年度一般会計歳入歳出決算の総括内容となっております。

次に、一般会計の歳入歳出それぞれの内容についてご説明申し上げます。

5ページと6ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款市税につきましては、収入済額52億9,135万9,203円で、歳入総額の10.5%に当たります。前年度と比較しますと、額にして3億3,006万3,443円、率にしまして6.7%の増額となっております。なお、市税の平成25年度の収納率は93.7%となっております。

一番下の10款地方交付税では、収入済額が90億6,648万円で、歳入の17.9%に当たります。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

14款国庫支出金の収入済額は144億1,803万4,904円で、歳入総額の28.5%に当たり、前年度と比較しますと、額にして126億8,469万5,674円、率にしまして46.8%の減額となっております。

次に、15款県支出金は、21億6,121万9,913円で、歳入総額の4.3%に当たり、前年度と比較しますと、額にして11億6,743万6,051円、率にしまして35.1%の減額となっております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

21款市債につきましては25億2,895万円で、歳入総額の5.0%に当たり、前年度と比較しますと、額にして9億6,748万8,000円、率にしまして62%の増額となっております。

以上、歳入についてご説明申し上げます。

次に、歳出についてご説明いたします。

11、12ページをお開きください。

歳出は、款項ごとに記載しております。それぞれの款及び支出済額の欄をごらんください。

まず、1款議会費の支出済額は2億1,523万148円で、歳出総額の約0.5%であります。

次に、2款総務費は99億8,675万5,883円で、歳出総額の24.2%に当たります。

次に、3款民生費は71億7,783万1,404円で、歳出総額の17.4%に当たります。

4款以降の各款につきましては、歳出総額に占める割合を申し上げます。まず4款衛生費ですが14.3%、5款労働費が1%、6款農林水産業費は9.8%、7款商工費が1.4%となり、8款の土木費は60億5,183万9,438円で、歳出総額の14.6%を占めております。

次に、13、14ページをお開き願います。

9款消防費の歳出総額に占める割合は1.7%となっており、10款教育費につきましては19億7,727万9,072円で、歳出総額の4.8%に当たります。

11款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費を初めとし、総額で9億4,415万9,605円で、歳出総額の2.3%に当たります。

12款公債費は32億8,013万4,470円で、歳出総額の7.9%に当たります。

最後に、13款諸支出金の占める割合は0.2%となっております。

交通事業特別会計を初めとします各特別会計の詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、資料No.8「平成25年度歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」「基金運用状況報告書」をご用意願います。

一般会計、各特別会計の歳入歳出決算事項別の内容につきましては、この資料の1ページから320ページまで記載しております。また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては322ページから327ページに記載のとおりとなっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。同じくこの資料の330ページ以降になります。

330、331ページをお開き願います。

公有財産総括表ですが、1、土地及び建物のうち、土地については表の下段の総合計に記載のとおり、決算年度末現在高166万4,731.91平方メートルとなっており、前年度末現在高より2万8,709.48平方メートル増加しております。

建物につきましては、331ページの右端、延面積合計欄にありますとおり、平成25年度末現在高は20万1,737.67平方メートルとなっており、前年度より4,935.37平方メートル増加しております。増減の内容につきましては334ページから357ページに記載しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、同じく330ページの中ほど、2、共有財産では、決算年度中の増減はなく、前年度末現在高と同額となっております。

3のその他のうち、動産及びその従物と有価証券は、決算年度中増減はなく、出資による権利で2,470万円の減で、決算年度末現在高は5億334万円となっております。増減の内容は358、359ページに記載しております。

次に362ページ、平成25年度物品状況ですが、このページから367ページまでに記載しておりますので、説明は省略いたします。

次に369ページ、債権ですが、2種目の合計で決算年度中4,177万円増額し、決算年度末現在高が9億5,940万2,000円となっております。

最後に、371、372ページに記載の基金の内訳ですが、各基金の決算年度末現在高の総合計は344億347万6,000円で、前年度と比較しますと39億8,130万2,000円の増額となっております。

以上、私から認定第1号平成25年度塩竈市一般会計、各特別会計の決算の概要についてご説明申し上げました。

なお、平成25年度の決算につきましては、前年同様、東日本大震災による復旧・復興関連の事業が反映された決算となっております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○小野委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 それでは私からは、「主要な施策の成果に関する説明書」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

資料番号9番「平成25年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意いただければと思います。

本説明書は、平成25年度に実施いたしました主要事業について、その成果や課題などを評価

の視点を盛り込み、取りまとめたものでございます。

平成25年度は、第5次長期総合計画及び震災復興計画に基づき、まちづくりと復興を加速する年として各種事業に取り組んでまいりました。説明書の前半部分は、長期総合計画に基づく個別事業を、後半部分には震災復興計画を進展させる各事業について取りまとめております。事業の性格上、その両方に重複する事業もございますが、決算上で、その財源を東日本大震災復興交付金や災害復旧費、ふるさとしおがま復興基金によっているものなどにつきましては、震災復興計画に記載させていただいております。

資料の2ページ、目次をごらんいただければと思います。

第5次長期総合計画のまちづくりの目標ごとに、まず第1点「誰もが安心して暮らせるまち」、4ページにございます第2編「海・港と歴史を活かすまち」、5ページにございます第3編「夢と誇りを創るまち」につきまして、それぞれ章、節ごとに長期総合計画の体系に沿って25年度の主要事業155事業について掲載をさせていただいております。

恐れ入ります。資料の7ページをお開きいただければと思います。

7ページ以降でございますが、震災復興計画に基づきます復旧・復興に係る25年度の各種事業を取りまとめております。

震災復興計画は、長期総合計画とともに東日本大震災からの復興の道筋を示すまちづくりの指針と位置づけ、長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるようにとの理念のもと、住まいと暮らしの再建、安全な地域づくり、産業経済の復興、放射能問題に対する取り組み、浦戸地区の復興の五つの基本方針に基づく体系に沿って、25年度に取り組みました復旧・復興事業について、決算、実績、成果、課題等を整備いたしております。

本書に掲載しております各種施策、事業に係る評価につきましては、自己評価を基本としながら、23年度から実施いたしております長期総合計画進捗報告会におきまして、外部員、市民の方による評価をいただいております。平成25年度の報告会での評価につきましては、全事業の評価をいただくことは時間的に難しいこともございますので、長期総合計画のまちづくりを進展させる特徴的な事業といたしまして15事業を選び、事業内容の説明を行いながら、5点満点で事業評価をいただいております。

評価をいただいた事業につきましては、全体の平均では5点満点中4.06という評価結果となっております。

恐れ入ります、資料の27ページをお開きいただければと思います。

報告会で評価をいただきました一例でございますが、待機児童ゼロ推進事業につきましては、5点満点のうち4.38という評価をいただいております。その他、評価をいただいた事業につきましても、それぞれの施策の成果の評価欄下段のほうに参考として掲載をさせていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上、主要な施策の成果の概要についてご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 引き続きまして、財政課から資料No.9「主要な施策の成果に関する説明書」の資料編ほか提出資料について概要をご説明申し上げます。

まず、資料No.9の422ページをお開き願います。422ページでございます。

ここでは、平成25年度決算の概要とその特徴について、一般会計並びに10の特別会計の状況を記載しております。

私からは一般会計の特徴についてご説明をいたします。

まず、422ページの1でございます。決算の規模であります。歳入505億9,113万2,000円、歳出が413億2,775万4,000円であり、歳入歳出とも前年度からは減となりましたが、震災前の平成22年度歳入歳出額約210億円の予算規模と比べましても、まだ倍する予算規模となっております。

2の決算収支であります。実質収支は14億895万8,000円の黒字決算となっております。また、単年度収支及び実質単年度収支も黒字となっております。これは、震災復興特別交付税などが予定どおり収入があった一方で、歳出では復旧及び復興事業の多くが繰り越しとなったことが主な要因となっております。

3の歳入の状況でございますが、歳入減の主な要因は、災害復旧事業や災害廃棄物処理費の減少、東日本大震災復興交付金による大型事業の交付金が24年度と比較して減少したことによるものなどです。また、市税収入も増となりましたが、震災前の水準には達しておらず、依存財源で賅われた決算となっております。

4の歳出の状況であります。

減少の主な要因は、東日本大震災交付金事業として交付されたものを基金側への積立金として支出した歳出が平成24年度は多うございましたが、前年度から比較をいたしますと64.6%ほど減少したことが大きな要因となっております。また、普通建設事業費が前年度と比較いたし

まして582%増となっており、復興事業の本格化に伴う増となりました。

義務的経費であります人件費、扶助費は2年連続の減となりましたが、公債費は32億8,000万円の増となりました。しかし、この公債費の増には8億1,800万円の借りかえ分を含んでおりますので、実質的には0.3%の減となっております。

425ページをお開きいただきたいと思えます。

普通会計の財政構造ですけれども、前年度の数値と比較でご説明させていただきますので、恐れ入りますが436ページをお開きいただきたいと思えます。436ページでございます。

ここでは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握する決算統計という取りまとめ方を基本にしております。決算統計では、普通会計という考え方を採用しております。この436ページの左上のほうにも、普通会計というふうに書いてございますが、本市では、一般会計それから公共用地先行取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の合計が普通会計となるものでございます。

重立った指標をご説明申し上げます。

上から4番目、財政力指数です。こちらは、数字が高いほど財政力が強いことを示す指数でございます。本市は0.464となりました。数字としては0.008ポイントほど悪化しておりますが、これは、3カ年平均の値を採用するためでございます。単年度の比較では0.025ポイントほど回復してきております。市税の伸び、扶助費の減などが反映されたものであると分析しております。

その下の実質収支比率でございます。11.5%となり、前年度と比較いたしまして2%の増となりました。これは、実質収支が昨年は11億4,460万円でしたが、ことしは14億900万円に増加したことが原因となっております。

次に、下のほうにあります経常収支比率でございますが、前年度から2ポイント減の96.3%と回復してきております。人件費、扶助費、公債費の義務的経費がいずれも減少し、また、市税などの回復が要因となっております。しかし、数値としては依然として財政運営の弾力性が失われつつあるという高い数値となっております。

次に、積立金現在高比率でございます。これは、財政調整基金の比率でございますけれども、2.7ポイント上昇いたしました。前述いたしましたように、震災復興交付金事業など将来の精算をしなければならない額が、この財政調整基金の積立額のほうに含んでおります。今後もさらなる一定額の確保が必要であるというふうに見ております。

公債費比率でございます。前年度から0.9ポイント減の11.6%となりました。これまでの公債費抑制を反映する政策の結果となっております。今後とも、財政運営の弾力性を確保するために、交付税などの財源のない起債の発行の抑制など留意が必要な状況にあります。

次に、432ページをごらんいただきたいと思ひます。

(3) 繰出金の状況であります、10の特別会計と2つの企業会計の繰出額でございます。こちらは、前年度より8億3,124万2,000円、20.3%増の49億1,672万4,000円となっております。繰出金が増額となった主な要因といたしましては、復興交付金事業や災害復旧事業を実施した下水道事業、それから土地区画整理事業等への繰り出しが増となったためでございます。

433ページ、(4) - 1、(4) - 2の基金残高の推移でございます。

今年度から、財務諸表4表、資料No.11でございますが、そちらの数字との決算資料の数字を突合せする工夫といたしまして、上段に3月末の残高、下段に5月末の出納閉鎖時点での残高を示しております。表の中の括弧につきましては、一般会計などへの長期貸付額を除いた現金ベースでの残高を示しております。下段の25年度末の残高でございますが、前年度残高の約1%増、268億2,392万6,000円となっております。現金ベースでは1.2%増の259億4,132万6,000円となっております。これは、24年度の黒字決算を受けて、基金への繰り入れを行ったためのものである一方、ふるさとしおがま復興基金や東日本大震災復興交付金事業は、復興事業の実施により減少してきております。

次に434ページをお開きいただきたいと思ひます。

(5) 決算の推移です。

普通会計といたしまして、右側の歳入歳出差引額が92億6,337万8,000円と大幅増となっております。これは、復興交付金事業などの歳入が前年度比率で減少したものの、計画どおりに歳入が図られた一方、歳出側で事業の繰り越しも多く、翌年度以降の支出となるためでございます。

下の表の(6)一般財源の推移をごらんいただきたいと思ひます。

平成25年度の市税は、法人市民税の回復により3億3,006万3,000円の増となりましたが、地方交付税全体では16億4,425万2,000円の減となっております。このうち普通交付税は、地方公務員給与の算定によります国家公務員と同様の給与削減を実施するというを前提として算定されたためでありまして、1億2,289万3,000円の減。また、震災復興特別交付税約15億円の減は、前年度事業の精算や災害復旧事業の減などによるものでございます。

次に435ページ、（7）義務的経費の推移をごらんいただきたいと思います。

計の欄をごらんください。102億4,750万円の決算となっており、前年度比で1億4,434万1,000円、1.4%の減となっております。人件費につきましては、国からの要請に基づく地方公務員給与の削減によるもの、扶助費につきましては生活保護受給者の減や、就労支援などが功を奏した効果によるものと分析しております。

公債費につきましては、公共用地先行取得特別会計において塩釜駅前広場の整備事業によって土地の購入が行われ、その分を公共用地先行取得債の繰上償還をしたという臨時的な要素が加わったために、1億4,218万3,000円の増となっております。

次に、下の表の（8）地方債残高の推移でございますが、全会計の合計では603億9,941万円であり、3.5%減の22億251万9,000円の減少となっております。魚市場特別会計は812万2,000円の増となっておりますが、水産庁補助、交付金事業などの対象外とされたB棟の一部、船員休憩室等の設計費、工事費などを起債により財源を確保したためでございます。

また、公共用地先行取得会計は、さきに述べましたように、用地取得に伴う繰上償還により2億800万円残高が減少しております。これまで後年度負担の圧縮に取り組んできた効果が、この地方債残高の推移にあらわれておるものというふうに思っております。

438ページ、439ページでございます。

さまざまな決算状況を一覧表といたしました、決算カードと呼びます普通会計の決算状況を取りまとめた表でございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして資料No.10「主要な施策の成果に関する説明書」の附属資料をご用意ください。

これまでご説明いたしました内容につきまして、一般会計、普通会計の決算状況をグラフやレーダーチャートでわかりやすく示している資料でございます。傾向などが、こちらのほうでおつかみいただけるものと思っておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料No.11「塩竈市財務諸表4表」をご用意願います。資料No.11でございます。

こちらは、総務省の指針に基づきまして、表紙にありますように平成25年度普通会計と連結会計、それぞれの決算を貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書の4つの表で示した資料でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの表は、普通会計の貸借対照表でございます。内容については、概要をご報告したいと思っておりますので、7ページをお開きいただきたいと思っております。

7ページの上段の表をごらんいただきます。

平成25年度は、塩竈市の普通会計の資産、負債、純資産があります。市全体では、資産が1,130億円、負債が259億円、純資産が871億円となり、その右側にありますが、市民1人当たりで見ました数字が右側になってございます。

前年度と比較いたしますと、資産、純資産、負債、いずれも増加しております。本市では、負債の割合よりも純資産の割合が高くなっております。このことは、資産形成について、現在までの世代で負担をして、将来の世代へ引き継ぐ資産が多くなっているということをあらわしておるものでございます。

次に10ページをお開きいただきたいと思います。

横長の資料になります。こちらは普通会計の行政コスト計算書であります。この表は、ごみ処理費であるとか医療費の助成であるとか、資産の形成に結びつかない行政サービスの費用を目的別にあらわしたものでございます。

この行政コスト計算書からわかることといたしましては、11ページをごらんいただきたいんですけども、こちらでも上段の表をごらんいただきたいと思います。

平成25年度の塩竈市全体の経常行政コストAの部分でございますが、260億6,000万円、Bの経常収益は6億3,000万円、コストから収益を差し引いた純経常行政コストが254億3,000万円となり、これを市民1人当たりで見た数字が左のようになります。純経常行政コスト、市民1人当たりでは45万3,000円となるものであり、こちらの資産に結びつかない行政コストといたしましては、前年度より15%ほどコストが増大してきております。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。

これは、普通会計の純資産変動計算書になります。さきに説明をさせていただきました貸借対照表の中で、純資産の部に計上されている各数値が1年間でどう変動したかをあらわすものでございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

普通会計の資金収支計算書になります。1年間の資金の収入と支出の流れを性質の異なる3つの区分に分けてあらわしたものでございます。表の1でございます経常的収支の部は、経常的な行政サービスに伴う現金収支でございます。これについては、111億6,120万4,000円の黒字となっております。その下、表の2でございますが、公共資産整備収支の部は、道路整備事業など公共資産整備の収支であります。不足額が44億626万1,000円となっております。その

左上の表の3の投資財務的収支の部は、投資活動や地方債の返済などの収支であります。これは、不足額が47億1,564万9,000円となりまして、表2と表3の不足額につきましては、経常的収支の黒字額で賄われたということになります。

続きまして、16ページから19ページにつきましては、財務諸表4表を連結ベースであらわしたものでございます。後ほどご参照いただければと思います。

財政課からは以上でございます。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 続きまして、認定第2号平成25年度塩竈市立病院事業決算についてご説明いたします。

資料番号12「平成25年度市立病院事業決算書」10ページをお開き願いたいと思います。

まず、平成25年度の病院事業の概況についてご説明いたします。

平成25年度は、改革プラン5年目の年といたしまして、病院事業の経営責任者であります事業管理者のもと、経営健全化に向けた取り組みを病院職員一丸となって推進してまいりました。新規入院患者の確保や的確なベッドコントロールによりまして、1日当たりの平均入院患者数は158.2名、病床利用率98.2%、改革プランの目標を上回りました。

また、新たな施設基準の取得や医学管理料の算定件数向上に努めたことによりまして、診療単価が増加いたしました。昨年度と比較いたしますと、入院、外来収益合わせまして8,800万円の増収となり、費用につきましては、さまざまな努力によりまして、昨年とほぼ同額におさまっております。その結果、昨年度より大幅に収支が改善し、現金収支で8,750万円の利益を確保しましたので、不良債務の残額8,680万円を上回りました。これによりまして、平成17年度末に最大で24億3,100万円までに膨らみました不良債務額の全てを回収することができたものでございます。しかしながら、改革プランの目標であります減価償却費も含みました経常収支では、残念ながらいまだ3,000万円ほど不足している状況でございます。

平成26年度におきましては、入院患者の安定的、継続的確保に加えまして、減少傾向にある外来患者の増加に努めながら、改革プランの各種目標の達成を目指し、救急医療から高齢者医療、在宅医療まで、質の高い医療を市民の皆様に提供しながら、不良債務を解消いたしました病院として新たなスタートラインに立ちまして病院運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(1)患者数の状況でございます。

病床数は、一般病床123床、療養病床38床、合わせまして161床で運営し、延べ入院患者数5万7,727人、1日平均入院患者数158.2人、病床利用率98.2%となっております。

また、外来につきましては、延べ患者数が6万6,164人、1日平均患者数は271.2人、健診やドックの利用人数は7,331人、予防接種は5,051人となりました。昨年度と比較いたしますと、外来患者数は3.7%減少いたしました。入院患者数は5.4%、健診・ドックは1.1%、予防接種は36.7%の増加となっております。

次に（2）収益的収支の状況でございます。

病院収入の根幹であります医業収益は、前年度より入院収益が6,330万、外来収益が2,450万円増加したため、25億495万2,826円となりました。また、医業外収益は、前年度より2,350万円増加したため、総収入は前年度より1億100万円増の30億919万2,447円となりました。

支出では、薬品等材料費が3,180万円増加いたしました。給料が2,500万円、経費が900万減少したため、医業費用は昨年とほぼ同額の27億1,455万9,427円となり、総支出は27億7,152万9,913円となりました。

総収入から総支出を差し引きますと、2億3,766万2,534円の純利益を生じ、前年度より1億1,000万円ほど収支が改善しております。

次に、11ページの（3）資本的収支の状況でございます。

収入では、エックス線透視装置整備や電気設備更新工事に伴います起債や県補助金によりまして、収入の計は前年度より6,500万円増の2億5,636万2,318円となりました。支出では、エックス線透視装置、電気設備更新工事などによりまして、支出の計は前年度より5,700万円増の4億4,469万5,590円となりました。収支の差し引きでは1億8,833万3,272円の不足が生じておりますが、これは特例債の償還元金に相当するものでございます。この財源といたしまして、収益的収支での純利益及び留保資金により補填してございます。

次に、1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

ここは、収益的収入及び支出について税込みで記載してございます。

収入の第1款病院事業収益の決算額30億1,782万1,524円で、これに対します支出は第1款病院事業費用の決算額27億8,015万8,990円で、収支の差し引きでは2億3,766万2,534円の純利益を生じております。

次に、3ページ、4ページをお開きください

ここは、資本的収入及び支出について、税込みで記載しております。

収入の第1款資本的収入の決算額は2億5,636万2,318円で、支出の第1款資本的支出の決算額は4億4,469万5,590円となり、収支の差し引きでは1億8,833万3,272円の不足を生じておりますけれども、下段に記載してありますとおり、資本的収支の消費税及び収益的収支の内部留保資金により補填してございます。

次に、5ページをお開き願います。

ここは、平成25年度1年間の病院事業の経営成績をあらわします損益計算書です。この数字は税抜きの数字となっております。

まず医業収益ですが、入院・外来収益合わせますと25億495万2,826円となります。対する医業費用は、給与費や材料費を合わせまして27億1,455万9,420円となりまして、差し引きの医業損失は2億960万6,601円となります。

次に医業外収益は、2億3,477万5,574円、対する医業外費用は5,503万3,820円となりまして、差し引きは1億7,974万1,754円のプラスとなっております。

この医業収支と医業外収支を合わせました経常損益では、2,986万4,847円の損失が生じております。しかし、前年度より1億600万ほど収支が改善しております。この経常収支での黒字化というものが、改革プランでの大きな目標でございますが、今年度は残念ながら達成できなかった状況でございます。

この経常損失に、特別利益の2億6,946万4,047円と特別損失193万6,666円の差し引き2億6,752万7,380円を加えました25年度の純利益が、下から3段目の2億3,766万2,534円となります。

次に、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

ここは、平成25年度末の病院事業の財政状態をあらわします貸借対照表です。

8ページは資産の部です。

1の固定資産と2の流動資産を合わせまして、資産合計は17億897万4,648円となっております。

9ページは、負債及び資本の部です。

負債の合計は、3の固定負債と4の流動負債を合わせまして10億1,847万5,990円となっております。資本の合計は、5の資本金と6の剰余金を合わせまして、下から2段目の6億9,049万8,658円のプラスとなっております。負債資本の合計は17億897万4,648円となります。

平成25年度末の不良債務額でございますけれども、8ページの2、流動資産の合計5億

5,831万6,403円から、9ページの4、流動負債の合計5億5,762万7,406円を差し引きますと、68万8,997円ほど流動資産のほうが上回りまして、平成17年度末に最大で24億3,100万円に達しておりました不良債務の全てを回収することができたという決算でございます。

今年度の現金の残であります68万8,997円に、24年度末の不良債務額8,685万8,299円をプラスいたしました8,754万7,296円が、平成25年度での現金ベースでの黒字となります。これには、市からの繰入金5,700万円も含まれておりますので、差し引きますと3,054万7,296円が病院独自での黒字額となりまして、昨年度より9,500万ほど、この現金ベースでの収支が改善しております。

18ページ以降につきましては、収益的費用の明細書などを記載しておりますのでご参照願いたいと思います。また、本日、資料番号23「平成25年度病院事業の概要」を配付しておりますので、これもご参照願いたいと思います。

認定第2号病院事業決算につきましては、以上でございますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 村上水道部総務課長。

○村上水道部総務課長 それでは、私からは認定第3号、資料No.13「平成25年度水道事業会計決算」について説明させていただきます。

説明の都合上、資料No.13の10ページをお開き願いたいと思います。10ページでございます。

10ページは、平成25年度水道事業の概況でございます。

最初に給水状況についてご説明いたします。

年間総配水量は、大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水を合わせまして779万4,120立方メートルで、1日平均にしますと2万1,354立方メートルになり、前年度に比較しますと22万4,346立方メートル、2.8%の減少となります。年間有収水量は660万3,676立方メートルで、1日平均にしますと1万8,092立方メートルになり、前年度に比較しますと9万9,312立方メートル、1.48%の減少となります。この主な要因は、口径20ミリ、40ミリ、50ミリ、臨時用水で4万3,916立方メートル増加したものの、それ以外の全口径及び生産用水等で14万3,228立方メートル減少したことによるものでございます。

次に、建設改良の状況についてご説明いたします。

第6次配水管整備事業は、送・配水管の布設がえ、中小口径管統合、赤水、出水不良、漏水多発路線の布設がえを行い、出水不良地域の解消及び有収率の向上に努め、より一層の安定給

水を図るもので、平成25年度は北浜地区及び牛生町、芦畔町、花立町の一部を口径50ミリから250ミリ、延長にしまして511.2メートルの布設がえ工事を施工しております。

災害復旧事業の状況につきましては、平成23年度から3カ年計画で実施してきました海底配水管本復旧工事の最終年度に当たる本年度は、野々島朴島間を口径75ミリ、延長1,156メートルの布設がえ工事を施工いたしました。今回布設した配水管は、従来使用の管に鋼体巻きつけ補強を施したものを採用いたしましたので、より強靱性及び耐蝕性に優れた海底配水管への布設がえ工事を行うことができました。

また、被災した沿岸部の水道施設等で、復興計画が策定中などの理由により早期の災害査定実施が困難な場合に、協議設計を特例として平成24年度に認められました特例災害復旧事業では、実施初年度の平成25年度は貞山通地区の4路線と港町地区の4路線、合計8路線の保留解除を行いまして、口径50ミリから200ミリ、延長3,310.2メートルの配水管布設がえ工事を行いました。

続きまして、財政状況についてご説明いたします。

11ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収支におきまして、本年度は2億9,523万5,571円の純利益が生じたので、当年度未処分利益剰余金は9億5,258万8,549円になります。

恐れ入りますが、同じ資料の1、2ページをお開きいただきたいと思います。

1、2ページは、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しております、税込み金額となっております。

収入につきましては、予算額16億8,383万3,000円に対しまして、決算額は17億1,779万8,985円となります。支出につきましては、予算額14億5,632万7,000円に対しまして、決算額は14億1,791万5,442円になります。

次に、3、4ページをお開きいただきたいと思います。

3、4ページは、資本的収支における決算報告書で、収益的収支同様予算額と決算額を比較対照しており、税込み金額となっております。

収入につきましては、予算額5億5,876万9,000円に対して、決算額は5億2,671万3,651円となります。支出につきましては、予算額9億9,664万9,000円に対しまして、決算額は9億6,861万8,124円となります。収入額が支出額に不足する4億4,190万4,473円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填して

ございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページは、損益計算書で税抜き金額となっております。平成25年度につきましては、下から3行目でございますけれども、単年度で2億9,523万5,571円の純利益が生じたので、その結果、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度末未処分利益剰余金は9億5,258万8,549円となります。

続きまして、6、7ページをお開き願います。

6、7ページは、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）で、剰余金計算書は利益剰余金及び資本剰余金の年度中の変動した内容をあらわすものでございます。

6ページ下段の剰余金処分計算書（案）は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当年度純利益2億9,523万5,571円のうち、9,523万5,571円を減債積立金として、2億円を建設改良積立金として処分しようとするものでございます。建設改良積立金は、今後支出が見込まれております、老朽化した浄水施設の更新に伴う建設改良工事に向けて今年度から行うものでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。

8、9ページの表は、貸借対照表でございます。8ページは固定資産及び流動資産の状況でございます。資産合計が118億2,833万4,171円となっております。9ページは、負債及び資本の状況ですので、ご参照願いたいと存じます。なお、9ページの流動負債合計が2億1,112万156円となっており、8ページの流動資産合計が14億8,724万4,779円ですので、短期債務に対する支払い能力は確保されてございます。

その他の事項につきましては、13ページ以降に、建設改良工事等の施工内容、業務の内容、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債明細などそれぞれ記載しておりますので、後ほどご参照願いたいと存じます。なお、別冊の資料No.15「決算説明資料」には、予算決算対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債償還年次表等を記載しておりますので、ご参照願いたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたら、ご発言願います。曾我委員。

○曾我委員 共産党市議団から、29点お願いいたします。

1つは、平成25年度決算分析主要指標の県内13市比較でございます。

普通会計地方債残高の推移（県内13市）。

それから、職員数と臨時職員数及び臨時職員の賃金等について。これは平成21年度から平成25年度までのものをお願いします。

続きまして、他の地方公共団体からの職員派遣状況について（平成25年度分）でございます。

学校給食調理員職員の配置数（正職員・非常勤職員・臨時的任用職員）と年齢構成について。これは、平成25年4月1日現在でお願いいたします。

平成25年度小中学校修繕箇所及び工事箇所をお願いいたします。

各学校の児童生徒数と図書購入費（冊数及び蔵書数）、これは平成21年から平成25年度までお願いいたします。

市営住宅応募状況、平成21年度から平成25年度までの状況でお願いいたします。

市営住宅家賃の減免申請数、認定数、減免合計額、これも平成21年度から平成25年度まで。

次に、平成25年度の救急概要。それから現場到着所要時間別出動状況、二市三町の分。主要所要時間、搬送状況、二市三町の分でございます。

続いて国保税の調定額、収納額、未収入額、収納率、不納欠損額、これも平成21年度から25年度まで。

国保の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況、平成21年度から25年度まで。これは二市三町で比較したのも資料としてつけていただければと思います。

国保の資格証明書の発行状況、これは平成25年度分。

所得階層別まとめた国保加入世帯数のうち、資格証明書を発行した世帯数がわかる資料をお願いします。

それから、平成23年度から平成25年度までの国保税滞納繰越理由別分類一覧表、現年度分をお願いします。

それからモデルケース、世帯所得200万、40歳代の夫婦、未成年の子ども2人の家庭がモデルケースとして計算されるわけですが、固定資産税額は5万円での二市三町の国保税額と所得に占める割合、これも平成21年度から25年度まで。

それから、宮城県地方滞納整理機構に回収を移管した市税と国保税の件数及び金額及び回収された件数及び金額、これは平成25年度の方でお願いいたします。

二市三町の特別養護老人ホームの定数、入所現員数、入所希望者数、これは平成26年2月1

日現在のものをお願いいたします。

それから平成23、24、25年度の介護保険料収納状況と、介護保険料の未納理由。

続きまして、法人市民税の調定額及び収入済額状況、平成25年度の方。

法人市民税均等割額の納税義務者数と調定額、平成25年度の方。

市税収入、地方消費税交付金及び特別地方消費税交付金の推移でございます。これは平成21年度から25年度。

それから、塩釜商工会議所会員数の推移でございますが、これも平成21年度から25年度の状況がどうなっているかについてお願いいたします。

塩釜市団地水産加工業協同組合の正組合員数、平成21年度から25年度までの推移をお願いいたします。

塩竈市建設工事の競争入札に参加する資格の総合点数がどうなっているか。また、級及び市内業者の各資格該当者数についてお伺いします。

それから、生活再建支援金の基礎支援金、支援区分ごとの世帯数と加算支援金の支援区分ごとの世帯数、平成26年4月末までの状況をお願いいたします。

それから、津波被災住宅再建支援事業、支援区分ごとの世帯数と各支援区分ごとの事業費などの実績。また、今後の計画について、各区分ごとの世帯数の見通しがわかればお願いいたします。

最後になります。住民基本台帳人口の推移。本庁、浦戸、これは平成21年度から平成25年度の月別でお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 市民クラブからは、12件をお願いしたいと思います。

まず1番目は、平成25年度一般競争入札の落札率とその内訳、1件500万円以上の物件。

2、平成25年度の指名競争入札の落札率とその内訳、1件500万円以上。

3、職員手当の種別、各会計別、これも企業も入れてください。

4、平成25年度における委託業務、委託事業者一覧、各会計別、100万円以上。これも企業があれば企業も入れてください。

5、平成25年度における随意契約明細書、130万円以上。

6、パート、臨時、嘱託職員の内訳と金額。

7、物品購入の市内外の業者との金額、各会計別、企業会計、年間トータルで30万円以上の取引のある業者についての提出をお願いいたします。

8、補助金の一覧表、23、24、25年。そしてこの中で、事務局をやっているのも印をしてください。行政側が事務局を受け持っているやつ。

9、過去5年の起債、公債費の推移と残高。

10、平成25年度に土木課及び下水道課が発注した工事、1件500万円以上に係る工事契約台帳。

11、決算事項明細書の重点分野雇用創造事業委託料について、全ての事業について事業別人件費と当該事業別総事業費における人件費の割合、人件費以外の費用、平成23、24、25年度における雇用人数、民間委託分の人件費比率、平成23年から25年度。中でも、人件費比率70%以下の経費の明細。

最後になりますが、決算事項明細書の緊急雇用創出事業委託料について、全ての事業について事業別人件費と当該事業別総事業費における人件費の割合、平成23、24、25年度。そして、民間委託分の人件費比率、平成23年から25年度で、中でも人件費比率70%以下の経費の明細ということです。よろしくをお願いいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 それでは、自由民主の会より3点資料請求申し上げます。

普通会計地方債残高、これは県内13市及び一時借入金、これ塩竈市の推移、平成7年度から平成25年度。

2番目に安全・安心防犯ロード整備事業の市内整備箇所図。

3点目に重点分野雇用創造事業の業務委託先。

以上3点でございます。よろしくをお願いいたします。

○小野委員長 ほかにご発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容確認の上ご報告願います。

内形副市長。

○内形副市長 ただいま3会派、44件の資料要求がございました。まず、共産党市議団さんのほうから29件ございました。この中で、2番目に要求のございました普通会計地方債残高の推移でございますが、先ほど自由民主の会さんのほうからも要求がございましたので、これはあわせて提出させていただきたいと思っております。

さらに、市民クラブさんのほうからは12件の要求がございました。この中で、6番目に要求のございました、パート、臨時、嘱託職員の内訳の金額ということでございますが、正規職員の要求も他の共産党市議団さんのほうから要求がございましたので、これを一覧表にして提出させていただきたいと思います。

また、8番目、9番目、確認させていただきます。

補助金の一覧表ということでございますが、これにつきましては、一般会計における市単独事業として各種団体へ交付している補助金等につきまして、事務局があるところも明記いたしまして提出させていただきます。

また、9番目でございますが、過去5年の起債、公債費の推移と残高ということでございますが、地方債に係る償還額、さらには借入額、残高の推移につきまして、あわせて提出させていただきたいと思います。

なお、これらの資料につきましては、明日18日の当委員会冒頭に議場配付させていただきたいと思いますので、よろしくお取り計らいいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○小野委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明9月18日午前10時より再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月18日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午前11時40分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年9月17日

平成25年度決算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成26年9月18日（木曜日）

平成25年度決算特別委員会

（第2日目）

平成25年度決算特別委員会第2日目

平成26年9月18日（木曜日）午前10時開会

出席委員（16名）

小野幸男委員	嶺岸淳一委員
田中徳寿委員	志賀勝利委員
香取嗣雄委員	阿部かほる委員
西村勝男委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（1名）

浅野敏江委員

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事 兼政策調整監	福田文弘君
健康福祉部長	桜井史裕君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長	荒井敏明君
市民総務部次長 兼総務課長	高橋敏也君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼土木課長	赤間忠良君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君		

市民総務部 政策課長	川村 淳 君	市民総務部 財政課長	阿部 徳和 君
市民総務部 税務課長	小林 正人 君	市民総務部 市民安全課長	伊藤 英史 君
健康福祉部 子育て支援課長	木村 雅之 君	健康福祉部 長寿社会課長	遠藤 仁 君
健康福祉部 健康推進課長	相澤 和広 君	健康福祉部 保険年金課長	並木 新司 君
産業環境部 水産振興課長	佐藤 俊幸 君	産業環境部 観光交流課長	本多 裕之 君
産業環境部 環境課長	菊池 有司 君	産業環境部 浦戸振興課長	草野 弘一 君
建設部 都市計画課長	阿部 光浩 君	建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君
建設部 下水道課長	佐藤 寛之 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光由 君
教育委員会教育長	高橋 睦麿 君	教育委員会 教育部長	菅原 靖彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡辺 常幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋 義孝 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	本田 幹枝 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	佐藤 勝美 君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	議事調査係長	鈴木 忠一 君
庶務係主査	小林 久美子 君		

午前10時00分 開会

○小野委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

浅野敏江委員より欠席の通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、当局より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 昨日の本特別委員会で要求のございました資料につきましては、資料No.24、決算特別委員会資料その2として取りまとめを行いまして、お手元にご配付させていただいております。

審査にご活用いただきまして、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○小野委員長 これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお1人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。西村勝男委員。

○西村委員 平成25年度塩竈市一般会計及び各種特別会計決算についてお伺いいたします。

資料No.9で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ページ401から404の新魚市場整備事業並びに第2仮設荷さばき所につきまして、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

新市場の完成が平成28年度が30年度までおくれるということでしたが、完成の時期が、市長を初め担当職員の方々の努力により幾らか早まったというお話を聞いております。完成時期が最終的にいつになるのか教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

新魚市場の整備につきましては、これまでもご説明をさせていただいておりますとおり、並行して進められます宮城県の漁港の災害復旧工事とのとり合いで調整をしながら進めているところでございます。

先ほど委員からお話のございましたように、この調整を図りながら、なおかつ水産業界から

の一定の荷さばき面積、あるいは船をつける岸壁の長さ、これを確保しながら進めるとした場合に、最終的に平成30年度末までかかりますというのが、この3月に業界に対してご説明をさせていただいた内容でございました。ただ、その際、やはり石巻や気仙沼の魚市場の完成時期と比べますと、やはり塩竈が一番おくれてしまうということもございまして、業界さんのほうからもそれを早める算段がないかということでご要望を頂戴したところでございます。

その対策といたしまして、本議会で補正予算にもお願いをしておりましたが、第2仮設荷さばき所というものを現在の市場の東側、全漁連さんの前のほうに設置をいたしまして、全体の工程を早めるということで、今現在取り組みをしているところでございます。

その結果といたしまして、現在の想定といたしましては、平成29年の1年から1年半ぐらいの短縮が可能となるものというふうに見込んでおるところでございます。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。市長を初め関係者の努力に対しましては敬意を表したいと思います。そこで、今回、新魚市場がおくれる原因と申しますか、それにつきまして、この県の責任と申しますか、そういう認識で、ここまでおくれた原因というのは県の責任と申しますか、そういうのが最大多数だったということによろしいのでしょうか、認識としては。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 工事のおくれる、スタートの部分としてのおくれる部分と申しますのが、宮城県さんの災害復旧工事の中で、東側の栈橋のほう、こちらのほうを当初の工法と考えて施工しようとしたところ、海中の杭の腐食、傷み、これが著しいということがありまして、つまり図面上等からではちょっと判断ができない要素というのが重なったため、その設計のし直し、それから施工時期をずらす、そういったものも含めて、ちょっと遅れてしまったと。そして、その影響によりまして、玉突きではございませんけれども、全体の工法のほうが、工程のほうに影響が出たということが原因というふうにご考えておるところでございます。

ただ、やはりあくまでも海中での出来事ということもありますので、なかなか事前に確認というのが困難であったのかなというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 おくれた原因が、家を建てる場合には基礎を全て見直しながら始まる予定なんでしょうけれども、今回の場合は途中での見直しということで、なかなか私は納得できない部分で、

県の責任というものがよほど大きいのかなという考えでお伺いしました。

また、魚市場機能があるために荷さばき所が建設されますが、それはいいのですけれども、今回私は、魚市場を中心としたサプライチェーン、つまり業界関係に対する今回の影響、1年半なり何期かおくれる場合の、その業界に対する大きなマイナスの影響があると思いますが、それについてはどうお考えなのかお知らせください。

○小野委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 西村委員のほうから、今回の高度衛生管理荷さばき所については、一般会計で整備をしているということで、関連した質問ということで頂戴をしているところでございます。

まず、先ほどの県の事業のおくれについてでございますけれども、担当課長が申したとおり、まず今の狭い敷地の中で、一定程度水揚げをしながら工事をするという、ちょっと全体のスケジュールの立て方がまずございまして、そういった中で31年の3月までかかるということがまず全体の工程を進める上では、まずそういった組み方をせざるを得なかったというのが大きくあります。県が部分的に東側の岸壁の工事がおくれたというのは確かにございますけれども、そのことによって全体がおくれたということに直接ぶつかるわけではない部分もちょっとございますので、そのあたりはまずご理解いただければなというふうに思います。

あと、全体のこういったおくれによってサプライチェーンというか、塩竈の水揚げ、あるいはそれによって加工関係がどういうふうになるのかというご質問でございますけれども、やはりどうしても工事期間中、一定程度水揚げについて制限せざるを得ない時期がこれまでもございましたし、これからもちょっと出てくるということは考えられます。そういったところが、確かに水揚げ等に与える影響というのはございますので、そういったことにならないように、今県の水産漁港部さんとやはり建設は大体決まったので、建設以降、完成したときに塩竈の水揚げが落ちるといったことにならないように、そういった意味でソフト側の対策というものを立てていきたいと思いますということで、今水産漁港部長などと対策会議が始まるところでございます。

そういった中で、業界の方々にいろいろまたお話を聞きながら、水揚げが落ちないように、今までは扱わなかった魚種なんかも含めて取り組む必要があるだろうということで今話をしているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 次年度のことなのかもしれませんが、魚市場を中心とした水産業界の経済活

動に大きな影響が1年なり1年半の延びというのは、大変影響がありますので、今の時点でやはり県との調整をしながら、なるべくそれを少なくするように協力していただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

次に、仮設荷さばき所、初めてつくったやつなのですけれども、現在、利用状況についてちよつとお知らせいただければありがたいのですが。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 初めにつくりました仮設荷さばき所につきまして、お答えをさせていただきます。

これは工事期間中に不足する荷さばき所の面積を補うという趣旨で25年度に設置をさせていただいたものでございますが、先ほどご質問にもございました、全体の工程のほうが少しずれておりますので、まだ当初で解体すると想定した部分が、既存の魚市場が残っている状態でございます。ですから、利用状況といたしましては、まだ一、二度という状況ではございますが、今後解体等が進んでくるにつれまして、今後整備する第2荷さばき所とあわせて、陸送物等の荷さばき、そういったものに今度は活用してくるというような考え方であります。

また、こちらにつきましても、今回の補正予算の中におきまして、冬の期間とかの風よけ、そういったものにも、風が強い時期にも使えるように、横幕とかの整備、そういったものも今回予算に上げさせていただきまして、利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。800平方メートル、240坪、8,100万円の施設で、5年後には解体するということでの設置でした。残念ながら、私はあそこを通りましても、なかなか利用しているという状況が見えていません。魚市場の利用者と協議の上、荷さばき所保管施設の構想をまとめてあそこに設置したということなのですが、その時点で魚市場利用者の声として、どの程度本当は利用するはずだったと思っていられるのか、その辺お話を聞かせていただけませんか。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 先ほども話を、答弁をさせていただきました内容に重なるところになりますが、既存施設の解体、それが進んでいった中で不足する部分を補うというのが、仮設荷さばき所の目的でございました。一番最初の予定ですと、想定をしております、例えば

陸送の遠洋トロール船の搬入されてくる冷凍魚の荷さばき関係ですとか、あるいは早朝に入っ
てまいります、いわゆる箱物と言われるものの販売、そういった関係、それに使われるという
ような想定でおったところでございますが、そこに使っている現在の既存施設のほうの荷さば
き所、これがまだちょっと普通に使っている状態でございますので、そういった意味で仮設荷
さばき所の利用のほうはまだ今は進んでいないという状況でございますので、ご理解いただ
ければと存じます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。先ほど申しましたように、8,100万円を5年で消化する
という記憶の中で、できれば有効利用していただいて、「あれ何だろう」という、近くに来た
方とか、観光に来た方、買い物に来た方が見て、「え」と言われるようなことのないように、
できれば100%までいかないまでも、多くの利用価値のあるものであれば使っていただいて、
それを消化していただければありがたいので、よろしくお願いたします。

次に、No.9の51、生活保護事業について、ちょっとお伺いします。

年々、生活保護を受ける方が人数としては少なくなってきております。また、予算の面でも
大分少なくなってきているという状況の中で、医療扶助のことでちょっとお伺いします。

平成24年度、7,496名、平成25年度が6,814名ということで、その支払い額を割りますと、24
年度が7万6,146円、25年度が8万3,510円と、7,000円ほどこの利用の単価が上がっているわ
けですけども、ちょっとなぜこのように人数が減った割には単価が上がったということ、
ちょっと説明いただければありがたいのですが、よろしくお願いたします。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 確かに生活保護の保護の種類の中で、
医療扶助につきましては、件数、延べ人数が減りながら、支給額がふえて、単価がふえている
というような状況がございます。この件につきましては、高額医療、そういった部分での患者
さんがふえたと、受給者の方がふえたというようなことが要因の一つではないかと考えてござ
います。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。どうしてもトレンドとして人数も減り、金額も減りとい
う中で、ここだけがちょっと高くなったものですから、その高額医療ということで、レセプト
電子化なりなんなりの中で、極力その医療費を抑える工夫なり、過剰診療にならないような形

でのこと、また生活保護の方にとってはやはりジェネリック医薬品を使っていたことが義務づけみたいな形でやっていくことによって、その医療扶助の分を削減はできるのではないかなと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、No.9の269ページをお願いします。

教材備品等の整備事業、老朽化した中学校部活動備品等の更新を行い、中学校の教育環境の向上を図るということで、その予算が計上されております。あるお母さんから、うちの子は中学校のブラスバンドにいます。楽器の補修や修復をしながら練習や発表の場に臨んでいるのですが、どうしても部費、維持管理、メンテナンスで部費が高い、ほかの部より高いというお話でした。今回その備品の更新ということで、学校の場合のブラスバンドといえますか、情操教育においても音楽が大事な部分もありますので、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○小野委員長 会澤教育委員会教育部次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 こちらのページであります教材備品等整備事業、本来ならブラスバンド関係の楽器もこういうところに入ってくるのかと思います。正直申し上げますと、ブラスバンドで使う楽器は1台当たり非常に高額であり、なかなか予算化ができないというのが私どもの悩みでございます。ただ、本当に子供さんたちが一生懸命やっている姿を見ますと、その辺も早く考えていかなければならないと思っていますところでございます。今は運動部についてはネーミングライツを活用しながら整備しているところでございますけれども、ブラスバンドにつきましては、今後楽器の状態とか調査をしながら、予算化に結びつけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしくをお願いします。なかなかブラスバンド、私も中高とブラスバンドにいたものですから、せっかく、いい楽器があればいい音も出るし、いい情操教育にもつながるのかなと思っています。1つ提案ですけれども、学校統合とか、いろんな部分で県内でもあると思いますが、そういう部分での流用といえますか、いただくようなことは可能なのか、ちょっとだけそれをお伺いしたいのですが。無理ですか。

○小野委員長 教育委員会教育部次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校統合なんかで机とか椅子なんかも昨年なんかはいただいた経緯もございますので、なおその辺の楽器なんかも調べながら、もしいただける

ものだったら、いただきながら活用してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○小野委員長 西村委員。

○西村委員 どうぞよろしく申し上げます。私はトップバッターということで、準備のほううまくいってなくて、ちょっと早いのですが、先ほど述べましたように、魚市場関係は基幹産業であり、一番ベースになる経済活動の中心であります。その辺も含めまして、県との協議の中で、市場だけじゃなくて、市場そのもの、その部分での経済的な支援なり協力なりを徹底してやっていただきながら、応援体制をつくっていただければと思っていますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○小野委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私のほうからも何点か質問させていただきます。

それで、資料No.9の51ページのところを開いていただければと思います。生活保護に関して何点か確認をさせていただきます。

1つは、この中に指標が載っていきまして、生活保護について、まず施策の趣旨というのはこのとおりかと思えます。憲法の25条の理念に基づくと。必要な保護と。そして、施策の実績で1のところ、23年、世帯が590が、25年502、総じて88の減と、こういうふうにあらわされております。時間もありませんので、あと指標はそれぞれ見ていただければと思います。

そこで、この生活保護行政の関係で、1点まず最初にお聞きしたいのは、対応している職員の人数からお聞きします。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 25年度におきまして、生活保護を担当している職員の数でございますが、現業員、ケースワーカーと呼ばれている職員につきましては8名、そして査察指導員が1名でございます。また、就労支援が2名ということで対応させていただいております。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、11名ですね。わかりました。そこで、そうしますと、この人数で大体その、例えば25年度で見ますと502世帯というのを対応しているということなのですが、例えばケースワーカーの方8人、それから査察の指導という関係ですか、1名、就労支援。実際にその502世帯の方々は、大体お1人何件ぐらい受け持っているのでしょうか。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ケースワーカーにつきましては、社会福祉法によりまして、ケースワーカー1人につきまして80世帯という基準がございます。その中でのケースワークを行っているということになってございます。その中で、本市におきましては60世帯から70世帯というところでケースワークをしていると、1人ですね、ケースワーカー1人に対して60から70の間でのケースワークという形になります。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 査察の指導の方は受け持っているのでしょうか。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 査察指導員につきましては、ケースワーカーの指導という形になってございますので、世帯は持ってございません。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 就労指導員の方ですか、この方はどうなのでしょう。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 就労指導員につきましては、受給者の就労を支援というようなことでございますので、ケースワークというような形でのかわりはしてございません。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、そのケースワーカーというのは、改めてお聞きしますが、社会福祉指導主事というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 はい、そういった形の立場になります。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これは法的な関係からいうと、この生活保護をしっかりと、何ていうのですかね、社会福祉法に基づいて指導する、そうした資格のある方というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 はい、そのようになります。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、確認までですけれども、こういった方々の関係で、大体60世帯から70世帯の方々をケースワーカーの方が8人で対応されていると、こういうことでの回答でございました。そこで、改めてお聞きをしたいのは、その平成23年度590世帯が25年度502世帯と、全体で88世帯、保護人員でいうと866人が平成23年度、25年度が693世帯で173人と、大幅な減だと思えますが、大幅な減であります、なぜ減ったのか。その要因と申しますか、その辺についてお尋ねします。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今委員のお話があったように、23年度から世帯数及び保護人員が減っております。大きな理由といたしまして2点挙げられます。

まず1点が、先ほどもちょっと出ましたけれども、就労支援員によります就労支援での就労が実を結んだというようなことで、受給者の方が自立をなされたというようなことが大きな1点でございます。

また、2つ目の理由といたしましては、東日本大震災のときに、義援金、支援金、見舞金、そういったものが、受給者の方が受給、支援金などを受給いたしまして、それが世帯での収入というようなことで取り扱いが厚生省の通知の中で出ております。そういったことから、自立がなされたというようなことで、自立をしていけるということで、保護廃止というような形になったことが2番目の理由でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、全体として他市との比較で、減るといのは先ほど2つの理由をお述べになりましたけれども、他との関係でパーミル、その比較でわかればちょっと教えてください。保護パーミルですね。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 51ページの保護率につきましては、本市の場合、今回この51ページで示している内容につきましては、年平均ということであらわさせていただきました。それと、ちょっと若干異なりますけれども、26年の3月現在というところでお知らせいたしますと、県内市部、仙台市を除く県内市部では8.62パーミルという形になってございます。ちなみに仙台市では16.97というところで、10パーミルを超えているというところでは、多賀城市の11.16パーミル、大崎市の11.89パーミルというような形でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 塩竈市のパーミル、ちょっとお答えがなかったような気がするのですが、その辺について。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 大変失礼いたしました。26年3月時点での塩竈市の保護率は11.96パーミルになってございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 全体として、多賀城、パーミルの関係では大体横並びというか、大崎11.89、多賀城市11.16、塩竈市が11.96です。そうしますと、他市のほうで、県内でいうと、こういった減少させているという市はあるのでしょうか。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 県内保護率の推移なのですが、市全体を見ますと、24年の4月ころを底にいたしまして、だんだんだんだん上がってきている状況になってございます。その中で、本市につきましては、51ページにもありますが、23年の12月、1月、そういったところをピークにしまして、だんだんだんだん下がってきているというようなことです。この件につきましては、この保護率の低下というようなものについては、県内の中では本市だけというようなことになってございます。

この理由といたしましては、職員が可能な限りケースワーク、受給者の自立を促す、そして就労支援というようなことが実を結んでいるのではというようなことで考えてございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 他市との比較でいうと、23年、言ってみれば、この上がりかけ、ずっと上がっていると。24年、失礼しました、24年の4月。確かに全国的には、厚労省がことしの5月に発表した中では、全国の指標でも生活保護率は上がっているわけなんです、前年との比較で。我が市だけ減少させているというのは、生活保護受給者にとって、一方では仕事そのものに、自立という形でしょうけれども、一方では、例えば最近の聞いた話でも、自立支援というのですか、そういうことで厳しく指導されたみたいな話も私は聞きました。これは一般質問でも展開しますが、その辺は指摘にとどめておいて、言ってみれば、こういったその生活保護行政について、その減っていること自身、その生活保護者の方々にとっては、一方で仕事につくこととあわせて、今後新たに法律がつくられて、自立支援法というのですか、そういうものがつくられてい

く中で、その生活保護から外されていく方がふえていく傾向が強いと思います。

そこで、減った理由については確認をさせていただきましたので、本来の保護行政のあり方という、その法律上の関係で、その必要な処置について、その法律で、生活保護のですね、法律の中で定められていますよね。生活保護法ね。そこの関係でお聞きしたいのですが、生活保護というのは、法律で昭和25年、この当時から、5月4日から施行されているわけですね。そうしますと、全体としては69条まであるのでしょうかね。細かなことは省きますが、そこの趣旨で、我が市の生活保護行政は、この生活保護法に基づいて妥当なのか、適切にやっつけらっしゃるのか、その辺だけちょっと確認させていただきます。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 どの社会福祉事務所でも同じということになるかと思うのですが、今委員がおっしゃいました生活保護及び厚生省からの通達等に基づいて適切に保護行政を行っております。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、確認だけです。これは財政課のほうにお聞きしますが、地方交付税、今度の決算を踏まえて、地方交付税の額はどのぐらいなのか、捉え方についてお尋ねします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 平成24年度の生活保護の実績に基づきまして、平成25年度に生活保護の基準財政需要額に、交付税の算定される基準財政需要額に算定されております数字は、4億487万円ということで基準財政需要額のほうには算定されているということでございます。この額が丸々交付税として来ているということではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 基準財政需要額という、そういうことでの算定しか出ないと。ところが、今回は9月補正を見ますと、減ったことによって生活保護の地方交付税は3,525万1,000円が減額されていると。地方交付税の中で、今年度予算でいうと51億8,000万円が49億1,278万2,000円、2億7,021万円ですか、そのぐらいの減になっていて、果たしてその生活保護行政が、先ほど適正にやられているというけれども、財政に与えるダメージも大きいのではないかというふうに一言申し述べておきたいと思います。

そこで、1点だけ確認させていただきます。最後になりますが、時間もさほどありませんので、

5月半ばに河北新報に、塩竈市の保護行政について、その申し入れされた記事が載っております。その後の調査、対応についてどうされているのか、そこだけちょっとお聞きします。

○小野委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいまの委員からのお話につきましては、ことしの5月13日付で、本市に対し生活保護の支援を行っている団体から申し入れ書の提出がありました。その内容が新聞で報道されたものでございます。申し入れ書の内容の中では、就労指導に関しての申し入れ等がございました。その就労指導等につきましては、本市では生活保護受給者の年齢、家族構成、健康状態、資格や職歴等も踏まえまして、受給者の方と相談しながら行うことや、就労を困難にする事情及び阻害要件があれば、就労の環境づくりについて助言するという、厚生労働省の通知に基づいているというようなことで、6月13日付で申し入れ団体のほうに誠実に回答させていただきました。

その後、8月4日付で同団体から本市の回答内容について問題点や調査・回答が不十分であるということで、再申し入れ書の提出がございました。この再申し入れ書につきましても、9月5日付で回答を行っているというところでございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。一つそういうことは、そういう経過をたどっているということは確認させていただきます。

次に、ページでいいますと、同じ資料No.の、一つは監査意見書と、それから資料No.の関係でいうと監査意見書の13ページ、資料No.6の13ページのところをお開きください。

その中で、13ページのところで確認をさせていただきます。この中で、一つは市税の関係で、その地方税法第15条7の4項並びに地方税法第18条、そして地方税法15条の7の5というのが、これは納税の不納欠損額の関係で示されております。ここに件数やら、あるいは金額やら書いていますから、ちょっと時間もありませんので割愛させていただきますが、この税法についての捉え方をまず最初にお尋ねします。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 監査資料13ページの地方税法の各税法についてご説明させていただきます。

まず、地方税法15条の7の第4項につきましては、滞納処分の執行停止の後、約3年、3年継続した後に処分する内容で、例えば滞納処分をすることができる財産がないときなど、あと

差し押さえが可能な財産がないときなど、執行停止を行いまして、その後3年後に不納欠損というふうになります。

その隣の地方税法第18条、この場合につきましては、5年の時効で消滅するといった内容となっています。

その隣の地方税法第15条の7の第5項、これにつきましては、滞納処分に係る即時消滅ということで、直ちに消滅させる税額ということで、例えば滞納者が死亡し相続人もいない、例えば財産放棄しているとか、そういった場合が想定されます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、その辺を確認させていただきました。それで、その資料No.9のところで、決算成果品のところを踏まえてご質問させていただきます。

341ページから343ページのところになります。そこにおおむね市税の賦課、収納について触られています。事務が書いてあります。341ページ。この中で、それぞれ市税調定や収納額の月別推移と、内訳というのが書かれております。隣のほうに、収納率向上対策の事業等々が表示されております。この中で、滞納について取り扱っていることについて納税勧奨員云々というのがここに付されております。

そこで、もう一つお聞きしたいのは、その納税の関係で、今述べられたその地方税法の関係はそれはそれとしてこういった制度になっていますが、例えば徴収猶予と言われているものについては、どういう仕組みになっているのか、どういう法律の、根拠法に基づいて対応されているのか、その点だけお聞きします。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま徴収猶予についてご質問がありました。徴収猶予、これにつきましては、地方税法第15条にうたっておりまして、納税者の財産が災害を受けて、あるいは盗難に遭った、あとは納税者、もしくは生計を一にする親族が病気にかかり、また負傷したとき、あとは事業が廃止した場合、そういった場合につきましては、申請に基づきまして1年以内の納期に限り納入できない金額を限度にして徴収猶予、結局猶予しまして、あるいは分納して納めることを認める制度でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、改めて確認までなのですが、実はそこら辺の関係で、その収納率向上の関係で1点お聞きしたいのは、実は、市税国税分納責務承認及び納税誓約書というのを写

しとしていただきました。それで、これはこの納税誓約書というものは、今お述べになったところからいうと、該当するかどうか、ちょっとその辺だけ確認させていただきます。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 今窓口のほうで納税相談等により行っている分納誓約書というものがございませう。まず、先ほどご説明した地方税法第15条の中身なのですけれども、実はこれとセットで地方税法第16条というものがございませう。徴収を猶予した場合につきましては、例えば有価証券、あるいは土地、あるいは市が認める保証人の保証などの担保を徴さなければならぬということ、例えば必ず土地を提供していただく、あるいは先ほど言った病気にかかった場合は診断書が必要だとか、そういったかなり厳しい内容となっております。

そういった部分がありますので、本市としましては、それに準じるといった形で、場合によっては金額が高いものについては土地の担保とか、そういったものをしてしながら分納誓約をしていただく場合もありますけれども、そういった準じるといった形でその納税誓約といったものをいただきながら、分納申請、納税相談して、もちろん市のほうが必要ということで認めた場合に限りませうけれども、1年に限りそのような誓約書をいただいて分納を認めているといった形になっていませう。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりませう。そこで、今述べられた地方税法の徴収猶予の15条、この中では、災害、盗難、病気、親族の病気、事業の廃止・休止・損失、1年以内の限りと。納付の猶予と。そして、地方税法でいうと、16条でいうと、徴収猶予する場合には、地方債、有価証券、土地、保証人、そして担保、そこでそういうものが定められて、それに準じたということですが、この文書自身はこの法律の関係でいうと、妥当なかどうかというのを私はお聞きしているのです。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 妥当かどうかという、本市としましては、まず地方税法に基づきまして、本来は督促、市のほうから納期から20日程度で提出しております。それで、その後、催告書を出したりとか、そういった督促を出してから10日経過したら、本来は地方税法では滞納処分をしなければならないというふうになっていませう。具体的にどのような滞納処分かという、先ほどお話ししたか、あれですけれども、土地の差し押さえとか、そういった部分になるといませうのですが、もちろん軽い納め忘れの方もいらっしゃいませうし、あとは生活状況、苦

しい方もおりますので、そういった中で納税相談、必ずうちのほうとしては基本的に納税相談をしていただくと。その中で必要ということであれば、生活の状況とか聞きながら必要というふうに認めた場合に限りまして、うちのほうとしては1年間の正式な地方税法に基づくものではないのですが、滞納処分の事前に、まずこういった部分が可能なかどうか、それで1年以内に納めていただくといった内容でこの誓約書を書いていただいているといった内容となっています。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういう地方税法ではないけれども、その辺ははっきりさせていただきます。そこで、実は国のほうと申しますか、これはそれぞれ総務省の自治税務局というところで最近出されたその通達なんですかね、事務連絡というものがあまして、その中で次のようなところがあるんですね。その他、3というところで、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努められたい。これはご承知でしょうか。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 その通知については、ちょっと把握しておりません。別件の通知は、固定資産税の課税に関する納税者の信頼回復とか、そういった部分はありますけれども、その通知はちょっと承知していません。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 平成26年の1月24日付の事務連絡で、総務省の自治税務局企画課から出されて、それぞれ都道府県の税務担当、各都道府県の市町村担当課のほうに既に送致済みだと思います。しますと、これらの趣旨を踏まえて、やはり納税者、もちろん滞納そのものについていろんな事情で発生するわけですが、やはり適切な対応、適切というか、やはり納税者のそういった生活状況を真摯に聞きながら、納税相談対応していただきたいということを踏まえておきたいと思います。

そこで、私もこの決算資料の中で、例えば次の隣のページ、343ページのところに、滞納整理機構という、宮城県地方税滞納整理機構というのがあって、実績額に示されております。25年度でいうと56件、2,412万7,000円でしょうかね。そのうち42件が、徴収額として42件、1,344万1,000円と、こういうふうになっています。

そこで、滞納整理機構自身のこういったその取り扱い等で送られているのは承知しています、私も。それで、一度送られちゃうと、例えば市の税務課のほうに行っても、いや、もう宮城県に行ったのでということで、扱いはそういうふうになっちゃうんですね。

そこで、最初にお聞きしたいのは、ここで滞納整理機構でその取り扱っている金額との関係ですが、滞納整理機構は、これは地方税法の定めにはないものですよね。任意の機関として捉えていいのかどうか。ちょっとその辺、最初に確認、一番初歩的な問題ですから。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 滞納整理機構につきましては、宮城県、あるいは参加する各市町村の職員が出向して行っている機構で、任意の機構でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 任意の機構ということで捉えていいのですか。つまり地方税法に基づく、根拠法に基づく滞納整理機構なのか、そうでないのかというのを私は聞いているので。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 各市町村が参加しておりますので、なおかつ地方税法、結局職員が各市町村の兼務発令というとなれなのですが、そういった部分の位置づけとなりますので、任意で集まった、地方税法に基づいて処分ができるといった内容の機構となっています。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと曖昧だった感じもするのですが、任意なんですよ。法的な根拠がない団体だと思います。もしお答えがあれば。

○小野委員長 内形副市長。

○内形副市長 伊勢委員のご質問にお答えします。

今、任意というようなお話ですが、うちのほうの職員1名出向させておりますが、その組織は宮城県の組織で、宮城県の併任発令として今滞納整理機構で働いております。以上であります。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、その宮城県の機構ということで、私どもはこれは法的な定めのないこと、行っている職員はもちろんそのちゃんとした吏員として税法の立場の職員の方ではない方だと思います。そこで、私も2つほど実は相談を受けまして行きました。そこの中でなかなか大変だなと。個室に、何ていうんですかね、一部屋にこう、いて、職員さん、県の職員さん、2人か

3人ぐらい対応して、いろんな相談を受けましたけれども、なかなか返済ができない。いろんな事情ですね。最終的にはいろんな返済についての対応、なかなか困難な事例が持ち込まれます。

そこで、時間もさほどありませんので、地方滞納整理機構の改善を求める申し入れ書というのは、宮城県の日本共産党の横田有史団長で、2012年7月23日付で出しております。その中で、滞納整理機構の関係で申し入れに対して、何ていいますか、例えばその滞納について、申し入れ文書の中で原則一括納付を求め、滞納者の相談には簡単に応じないと指摘をした上で、その納税者に聞く耳を持つことが必要ではないかということで、その申し入れをしました。それで、当時の県の総務部長なのかな、総務部長、同機構の部長が、不適切な部分があれば親身に相談に乗るよう対応するというふうに言っております。滞納整理機構に回される方々にとっては、本当に通知書をもらうといえますか、文書をもらって、本当に冷や冷やもので、そういうことで県のほうに行かれるんだと思いますね、心境的には、私も一緒に行って。そういう点でも問題を抱えたやはり組織ではないかというふうに一言指摘をしておきたいというふうに思います。これだけやっていると時間もありませんので、その辺の問題点、つまり地方税法について塩竈市の対応はいかなるものか。それから、滞納整理機構に職員を派遣してということでの関係で、やはりこの納税者のそのお気持ちを考えるならば、やはり丁寧な、親身な対応が必要ではないかというふうに一言添えておきます。

そこで、1点だけ、ちょっとここは事実確認だけね。県の滞納整理機構から回して、これはちょっと聞いた話なので、確認までなのですけれども、滞納整理機構から、何ていいますか、このぐらいの件数を出してくださいというふうに県から要請されているのでしょうか。その辺は、ある、なしで結構です。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 宮城県滞納整理機構の要綱というか、移管できる規則等がありまして、その中で60件という上限、その市町村によって違うのですけれども、職員を派遣している市町村については上限が60件という形になっております。また、派遣していない市町村は20件というふうになっております。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 結局そういうことになってしまうと、本来は税の取り扱いについては地方税法のさまざまなその条例に基づいて、条文に基づいて収納していくべきであるし、例えば私も滞納整

理機構に送られた方々で、塩竈市として何とか対処してほしいと言われても、大体、何ですか、税のその徴収のここの下の窓口に行っても、もう既に回しましたから、ここではもう終わりですということになっているんですね。そういう点でやはりこういうことはすべきではないし、親身な納税相談に応じて、市民が安心して納税できるような仕組みを進めていただければというふうな点を指摘しておきたいと思います。

次に、防災計画についてだけ触れておきます。資料No.の関係でいうと、防災計画がどこかにありましたけれども、ちょっとページ数を書いてこなかったのが、申しわけない。

そこで、資料No.の9の防災計画の関係で、原発のその避難計画について一切触れられておりませんが、これはなぜなのかちょっと、最初にお尋ねします。

○小野委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民安全課長 防災計画の中に原発の避難計画が入っていないということなのですが、原発については国のほうで示しているのが、原発の位置から30キロメートル以内の自治体というふうな形での基準がございます。そういった形で、今のところうちのほうの防災計画には入っていないということがございます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それは原子力安全規制委員会と県ですよ。この基準をつくったのはね。けれども、やはり今福島の実例を見ても、福島のあの事故を見ても、いまだに15万人の人たちがふるさとを失って、いまだに避難生活というのを強いられているという状況にあります。宮城県だって女川原発の2号炉についての申請ですか、再稼働申請というのが今されておって、決して決して他県の、福島だけの話ではない。川内原発の再稼働についても、鹿児島県、国内でも8割が反対だという声があります。それはそれでそういう世論ですが、そこで原子力安全規制委員会の関係でいうと、避難する、いわば何と申しますか、避難路を設けなさいというものは設けているのか、いないのか、そこだけ確認します。

○小野委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民安全課長 それは塩竈市がということでよろしいのでしょうか。（「規制委員会」の声あり）規制委員会、済みません、その辺はちょっと確認した上で、改めてご説明申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大体そういう答えになるのかなと思いましたので、改めて聞いたのです。それで、

県の原子力防災、地域防災計画、原子力災害対策編の修正についてというのが25年度にありまして、この中で30キロの圏内の中での避難計画は一切ないんですね。ヨウ素剤配布ぐらいなのかな、あって。つまりは30キロを隔てる、30キロの中でもいまだに避難の計画がなし、それから30キロ離れているこの塩竈市でもなし、ヨウ素剤の配布もここは除外ですよ。だから、これは問題になっているんですよ。そして、例えばアメリカのスリーマイル島の原発事故のとき、その事故以降は、スリーマイル島のその原発の事故以降は、アメリカの基準は避難のルートをつくりなさいというふうに全部書きかえられているんですね。つくらないところは廃炉になりました。だから、日本の原子力災害というのは、まことにこういう点では国民の、あるいは私は市民ですから、市民の立場からいうと、穴が抜けているということを指摘して終わりたいと思います。

○小野委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からは何点かお聞きします。きょうは決算の一般会計ということでございます。

それで、資料ですけれども、主に資料No.9のほうで使って、根本的なところからお聞きしたいと思いますが、これの1ページに、「はじめに」ということで市長から全体的な25年度の決算としての、全体的な成果、書いてあります。そういうことで、25年度、私もいろいろ資料なんか見ると、なかなか25年度の決算の数値としては黒字会計で、なかなかいい会計だったなというふうには大まかに思っているところがございますけれども、その辺のところを含めまして、長期総合計画と震災復興計画と2つに分けて市長はこの決算に当たっての表明をなされていますが、その辺のところをまとめて、いい決算だったのか、いい仕事だったのか、改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 25年度の決算について、私の思いを述べさせていただければと思います。

今議員からお話をいただいていたように、第5次塩竈市長期総合計画と震災復興推進計画を車の両輪として、どちらもとめないで回させていただくということが基本とさせていただきます。特に震災復興推進計画につきましては、25年度は復興元年ということを標榜させていただきました。23、24については災害復旧というものに軸足を置いてまいりましたが、25年度はいよいよ復興ということの形をあらわしていこうという取り組みをさせていただいたところであります。

例えば北浜地区、藤倉地区の被災土地区画整理事業でありますとか、あるいは産業経済の復

興ということでは、魚市場背後の新浜地区に新たな工場誘致といったようなものであります。そして、先ほど来ご質問いただいております、本市の基幹産業であります水産業を支えるための魚市場をどのような形にしていくかということについて議論させていただいたところでありますし、その結果を一定程度お示しできたものと考えているところであります。

また、第5次長期総合計画については、「だれも安心して暮らせるまち」、また「海・港と歴史を活かすまち」、「夢と誇りを創るまち」の3つの柱の中で、さまざまな取り組みをさせていただいたところであります。特に「安心して」という分野では、例えば牛生雨水ポンプ場が完成し、先日の大雨の際にも、東部地区が全く冠水被害がなかったということについては、私どもも一定の成果が発現されたのかなと喜んでいるところであります。

また、「海・港と歴史を活かすまちづくり」の中では、交流人口の拡大ということで、DCキャンペーン、本市としても積極的に取り組みをさせていただき、前年比114%という交流客の増大につなげさせていただいたということでございます。

このような活動を通して、ほぼ目標どおりの成果が発現されたのではないかというふうにご説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。仕事の内容ということで、25年度の全体的な仕事の成果を市長のほうから述べていただきました。

それでは、決算審査ですから、その仕事の内容のことと、それから決算ということになりますと、数字的なほうからも裏づけというか、いい会計状況になっているということをお聞きしたいと思います。

それで、1つだけ、全体的に私はいい会計だと思ったのですけれども、決算審査意見書のNo. 6の35ページの監査ですか、決算意見書ということで監査の方から、全体的な市の会計上の監査の意見書が出て、「むすび」というところで、この一番下のほう、気になったところが、下から4行目ですけれども、震災前に比べると膨大な金額の繰り越しとなっていると。また、予算執行率は76.97%で前年よりも2.5%低くなっており、いろいろこう書いてあるので、この予算執行率がやはり今までにないくらい仕事が追いつかなかつたと。いろいろやってはいただいたのだけれども、いろんな事情で使い切れなかつたかなということだと思っておりますけれども、その辺のところ、これがうまいぐあいにいろいろもっと協力いただいて、予算執行率がもうちょっと高いパーセントでしたら、もっとそれ以上の成果が上がったんじゃないかという、そう

いう結びじゃないかなと思うのですけれども、その辺のところ、成果としては、どちらさんでもいいのですけれども、全体的な仕事の成果について、何点ぐらいできたのかなというところを知らせていただければ幸いです。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 今委員おっしゃられましたように、繰越額について、今年度も100億円の繰越額になっております。ただ、内容的にご説明をさせていただきますと、資料No.9の428ページをお開きいただければというふうに思います。資料No.9の428ページでございます。

こちらは一般会計の性質別歳出をあらわしております。平成25年度でございます。上から6番目、普通建設事業費のところをごらんいただきたいと思うのですけれども、平成24年度が10億6,035万9,000円というふうな仕事でございました。これが平成25年度側では、72億3,718万6,000円、比率にいたしますと、582.5%の増というふうになっております。これは24年度と比較いたしますと、平成25年度が工事の契約などに結びつけまして、現場が動いてきたというのが普通建設事業費のほうであらわれてきたというのが、まさにこの数字になっております。

同じように、10番目、積立金のところをごらんいただきたいと思うのですけれども、こちらが積立金、前年度と比べまして三角の64.6%、64.6%減ったということでございます。これは東日本大震災復興交付金基金、これらを積み立てた金額をもとにして、今申し上げました6番の普通建設事業費、工事の現場が動き始めてきたということが、決算状況としてあらわれてきております。繰り越しの中身が復旧工事から復興工事へシフトしてきているということ、こちらの数字から読み取っていただければというふうに思っております。以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そうなんですよね、やはり予算の執行率が下がったというのは、いっぱい仕事がふえたからだということで、やってもやっても追いつかない状況だと。それから、入札かけてもなかなか不調だったりということで進まないということもありますから、ただそれは、それはそれとしてはわかるのですけれども、ただ数字的に見れば、今までにない執行率という結果にだけは、数字的にはなったけれども、仕事はもう去年と比べたら大分進んだよと、そういうことだと思います。ですから、全体的に仕事は相当進んでいるというふうには私も感じております。

それで、そういう数字とかいろいろ今の428ページと言われたので、この同じNo.9の、私は毎回質問のときは決算状況という表を1つ見るとみんなわかるので、438ページのほう、これ

で全体で見ると、ここだけで全部の項目が入っていますから、このページだけで全部質問できるという便利な資料なものでございますので、ちょっとこの、438ページでいうと、よくなったなど、財政的にもよくなったなど思うところがあるのですけれども、438ページの中段の右側のほうに実質収支比率11.5%、公債費比率11.6%、その辺のところを書いてありますね。それから、中段の左側の、特にこここのところ、私は毎回気にしているのですけれども、25年度の実質単年度収支2億4,920万4,000円黒字だったと。昨年の24年度も3億9,300万円ほど黒字だったわけですけれども、こここのところは私は毎回そここのところを聞いていて、塩竈の、赤字、赤字だと言われているけれども、ここ最近では黒字ですよ。だから、よくなりましたということをお知らせのほうからも言ってもらえると、少し市民も安心すると思うのですけれども、その辺のところ、実質単年度収支について、安心していいと思う数字なのですけれども、その辺の説明をちょっとお願いします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 財政上は好転してきているというふうに思います。さらに詳しいお話をさせていただくといろいろあるのですけれども、好転してきているということは言えるかというふうに思います。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。じゃあ私のほうから、具体的にどれだけ塩竈がいいかというちょっと数字で、きょうもらった決算資料その2の24と、その2というところの、ここに書いてあるんじゃないでしょうかね。5ページ、25年度決算分析、主要市町村内13比較、これで見ると塩竈市、いろんな実質収支比率とか財政、ちょっと財政力指数は悪いのですけれども、地方債の現在高比率とか、心配されているような借金がいっぱいあってどうしようもなくあられじゃないかというような心配もないような、こういう一覧表になっていると思うんですよ。塩竈でなくて、県内の他市町村に比べて、全体的にいい数字になっているから、ほかの市町村よりはそんなに心配しなくてもいい数字かなと私は思うのですけれども、その辺について解説ありましたら、よろしくお願いします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 今志子田委員からこの決算分析指標の13市の比較のところの解説をというふうなお話でございましたので、若干お話をさせていただきたいと思います。

まず、一番左にあります財政力指数でございます。これは0.464ということで、13市中、今

7位ということになっております。真ん中ぐらいかなというふうに思っております。この財政力指数、これは高ければ高いほどいいわけです。これが1を超えると普通交付税をいただかない、いわゆる独自の財源だけでやっていける不交付団体になるということで、これは高いほどいいということでございます。これも昨年、おととしと比して、だんだんよくなってきております。

それから、今お話しいただきました地方債現在高比率、これは借財の一般財源に占める割合でございます。ですから、これは低いほどよろしいわけでございますけれども、例えば仙台市なんか327.3%というふうになってございます。これは逆に言うと、借金ができる、例えば産業構造であるとか、人口構成であるとか、そういうふうなところが金額が多いというふうになっております。ですから、塩竈市はこれまでなるべくその将来の負担を減らそうということで、公債費などを減少させるような政策に取り組んできておまして、おかげさまでこういった数字が実質公債費比率もごらんいただいてもわかりますように、大分下がってきている状況にございますけれども、産業構造であるとか、人口構成によって、借金ができる市町村、できない市町村があるという、そういうふうな特徴がここにあらわれてくるのかなというふうに考えておるものでございます。

それから、ちょうど真ん中ごろにあります財政調整基金現在高比率でございます。これは塩竈市が8.4%となっております。これは市部の平均が一番下ですね、市部の平均が35.5%でありますので、極めて低いというふうに言わざるを得ないような数字でございます。今後、東日本大震災復興交付金事業等で独自に展開していかなければならない事業であるとか、それから将来のさまざまな備えに対しまして、塩竈市はこの財政調整基金というところでは8.4%の備えしかないということでございますので、こういったところをいかにして安定的にふやしていけるかというのが、今後の財政運営としては大きな目標というか、取り組みになってくるのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 そうは言っても、私が毎回持ってくる10年前の資料なのですけれども、そのころは財政調整基金なんかほとんどなかったと思うのですけれども、そういうことからすると、10年前言われていたような、塩竈はもしかすると北海道のどこかみたいなことになるんじゃないかと言われたころからは、相当行財政改革が進んで財政力もよくなったのではないかと思うのですけれども、まだほかの市町村に比べて足りないかもしれないけれども、今までの、10年

前から比べたら、財政調整基金が数字として上がってくるだけでも、よくなったというふうには思うのですけれども、やはりそれでもまだ財政課としては心配な状態なのでしょうか。お願いいたします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 実質収支の兼ね合いがありまして、去年は5億円、ことしは約7億4,000万円ほどこちらの財政調整基金のほうに積み上げるということができております。ただ、この財政調整基金に積み上げております黒字の中身なのですけれども、東日本大震災復興交付金で、東日本大震災のときに国から、国の特別の配慮といたしまして、さまざまな復興事業をするときの財源を先にいただいております。これが東日本大震災復興交付金、それから震災特別交付税も、これも先にいただいております。それで事業に充てると。事業を予算化すると。それで、工事の契約なんかをして差額が出ると。もう使わない金額について震災復興特別交付税であるとか、交付金の繰入金であるとか、これを国に返さなければならないというものが、この黒字の中には含まれております。この含まれている金額が平成25年度の実質的な、実質収支14億円ありましたけれども、その中にどのぐらい含まれているかということ、私どものほうでは6億1,400万円ほど返さなきゃならないお金というのが含まれておりまして、これを財政調整基金のほうに入れて、ここから返していくということになるかと思います。

ですから、実質的に今年度7億円ほど積み上げましたけれども、その中でもう既に約6億円については返さなければならないお金がここに入っているということで、震災の国の配慮によります先にいただいているお金によって黒字が生じているという特別な事情であるということをご理解いただければというふうに思います。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。やはり先のことまで課長は心配されていますけれども、きょうのこの決算委員会は25年度の数字がどうかという決算委員会ですから、25年度の数字でいいんじゃないですかと。確かに3年後、4年後の財政課長さんになる人は大変かもしれないけれども、それはそういうこと、返さなきゃない部分があるかもしれませんが、もっと大きな目で見れば、震災前の10年前のころの塩竈の財政と比べたらいいんじゃないですかと、素直に。25年度の決算は黒字としてよしとすべき数字じゃないですかというつもりで聞いたのですけれども、心配したら切りがありませんが、それはその次の宿題にしてもらって、頑張ってもらわなければならないということになる。

あと、具体的なちよっと政策について、この9番の主要な成果の監査説明書から、ちよっと具体的な事業で私、何件か気になっている事業があるのでお聞きしたいと思います。このNo.9の303ページに、市民交流センター管理運営事業というのがあります。それで、利用者人数、この表を見ると、下の表ですけれども、施設利用状況を、利用人数、24年度、25年度と、結構使っているんですね。結構人気があるのです。ここの遊ホールね。頑張っとうんと貸し出ししているというのは私は認めます。認めるのですけれども、その辺のところ、もっと、それだけ需要があるということですから、特に前にもちよっと聞いたかもしれませんが、月曜日の旗日が、振りかえ休日で旗日になる日が、1年間に大体10回くらいあるのですけれども、その次の、その年のカレンダーによって8回だったり12回だったりするのですけれども、大体1年に10回くらいは月曜日の旗日というところがあるのね。それで、前にも聞いたのですけれども、その月曜日の旗日に、月曜日だからということで休館になっています、今のところね。それで、せっかくの旗日の日に、そういう遊ホールのほうは需要があるのですから、旗日なのだからせっかく、年間に大体10回くらい使える日がありますから、平日だとあんまり利用客はないのだけれども、旗日だと利用があるというので、その辺のところ、方針転換して開いてもらいたいと思うのですけれども、これは決算の303ページの件については、なかなか使ってもらったという、私はいい評価をしています。だけれども、これだけ使う人がふえているということですから、もっと使ってもらうために有効利用して、需要があるので、需要のあるものはもうちよっとマーケティングしてもらいたいなというふうに思います。その辺のお考えをよろしく願います。

○小野委員長 本市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部市民交流センター館長 それでは、その件につきましてお答え申し上げます。

委員ご指摘の303ページの後ろ側に、304ページのところにホールの状況が書いてございます。今委員おっしゃられましたように、ホールにつきましては、こうやって午前、午後、夜間ということで、現在大体49.3%ほどの年間使用率というふうになってございますけれども、大体ホールですと50%に達しますと、よく使われているホールというふうな評価を頂戴できることになってございます。

確かに今ご指摘ありました月曜日、当館では休館を頂戴しておりまして、図書館と連動した形で休館日というふうになってございまして、委員おっしゃられたように、祝日であっても休

館ということになっておりますが、ハッピーマンデーの関係で年間何日かはお休みという形になりますけれども、この件につきましては、ご要望があればということで引き続き継続して協議してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。ご要望があれば協議するということですが、だから半年ぐらい前にも聞いたので、要望があるというのは言いました。それと、需要もふえていくというのも今言いました。せっかくですから、それと、なぜ今まで月曜日が休みだったかという経過も言いました。図書館と確かに、あそこに図書館と市民センターだけだったときは、その壺番館のあける、閉めるの関係は、それしか職員がいませんでしたから、図書館に合わせてやったでしょう。ところが、今は大多数の職員が、この本庁舎よりも壺番館庁舎のほうが多いんじゃないですか。そうしたら、なぜそういうふうに市民図書館のほうの業務とだけ一緒に合わせなきゃいけないかということは、ひとつ考え方をもうちょっと、ほかの図書館ということから切り離して市民センターという、そういう文化行事に使うもの、この塩竈ばかりでなくて、多賀城さんでも仙台近郊でもいろんな町でこういう文化事業は今盛んになっていて、場所の取り合いなんですよ。そういう今需要があるんですよということを言っているのです。

ですから、これは市民サービスということは、この月曜日をあけて火曜日にお休みにしてくださいと、1日も休みとるなど言っているわけじゃないんですよ。変更したらいかがでしょうかということ。

それから、早速ですが、それをやっていただくとして、それからもう1点、今年度予算のときに言いましたけれども、工事が入りますよね。機械を入れかえてもっといい遊ホールにしてくれるということでございますけれども、その工事も年末年始にやられるということで、そしてその工事期間も、たしか来年の1月の12日までを休みに、工事期間中にして、そしてあと13日の平日から使えるようにという、何か私が持ち込んだときに、1月12日とか11日は休みですからと言われたのですけれども、そういうところをあけてもらおうと、すごく非常に利用率が助かるので、検討するということじゃなくて、ぜひやってもらいたいと思いますけれども、よろしく願います。できるかどうかというのは、これは決算では聞けないの。

○小野委員長 本田市民交流センター館長。

○本田教育委員会教育部市民交流センター館長 工事につきましては、その具体的な日にちとい

うのはなかなか今この場でできる、できないというのは、なかなか厳しいと思いますので、何でしょうか、どうしてもその今回の調光基盤につきましては、今回その日程でない、いわゆるその公共施設のステージの安全性にもかかりますので、その辺につきましては、ご理解をちょうだいしたいと思ってございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 済みませんね、決算委員会なのに余りにも具体的な質問を聞いたので、ちょっと決算らしからぬことになりました。利用があるので、そういうことをplan-do-seeの中で、この決算をやったときに、こういうことになったらこういうことに直そうというアクションにするための質問の場でも決算委員会はあると思うので、そういうふうに検討していただきたいと思いました。

あと、別な点を聞きます。このNo.9から、市内循環バス補助事業のことについて、149ページに循環バスの補助事業が載っています。149ページ。それで、私は一つ気がかりなことがあるんですよね。利用者は毎年この149ページの表を見てわかるように、相当人数、利用されているから補助金額のほうもそんなに出不さないで済むということでございますけれども、今年度4月から消費税が5%から8%に上がりましたよね。それから、ひょっとするともうすぐ10%になるかもしれないといったときに、この循環バス、このまま100円のままでやれるのかどうか危惧しているのですけれども、その辺のところは、この事業はずっと続けてもらいたいという観点からどのようにお考えか、担当の方をお願いします。

○小野委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 現在、100円という料金で設定をしております。今年度消費税が8%に上がったということでの料金の改定というご質問かと思っておりますけれども、100円という料金が定着しているというような状況もございますので、まずはこの現行の中で継続というものを考えてまいりたいというふうに存じております。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういうふうに100円バスだから、10%になっても110円にならないで100円をお願いしたいところもありまして聞きました。ということは、補助事業ですからその分、この事業利用者が、いっぱい利用の方がいるうちは、補助事業ということで補助金額のほうをちょっと足してもらえば、継続できるかなと思っております。ただこの補助費がこれから、消費税が上がるたびにふえるということに対して、ちょっと将来的にこの事業を心配しただけなので、確認

のため聞いただけでございます。どうもありがとうございます。

では、それから具体的なこととして、このNo.9の201ページから、再資源化対策事業のことで、この202ページのところに現況と課題ということで、27年度までのリサイクル率30%以上とする目標を掲げているが、震災の影響もあり19.6%にとどまっていると。ここのところが課題だと思うのですけれども、その辺のところは今どういうふうになって、これからどうなされるのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 リサイクル率がなかなか伸びてこないというご質問でございました。これにつきましては、平成18年から収集体制等を変えたりして、そういったリサイクルについての推進について努めてきているところでございます。あと、震災等もございまして、一時的にごみ量がふえたり、またリサイクルのほうにも影響が出ているような状況もございました。ただいまのご指摘のとおり、リサイクル率につきましては、もっともっと上げなければならないということで、ただいまそのプラスチック製容器包装とかのごみの出し方の啓蒙、市民の方へのお願いでありますとか、あとごみの出し方出前講座等の、そういった形で市民の方にもう少しご協力いただいて、ごみの分別、リサイクルにご協力してもらおうよう、今環境課のほうでは努めているところでございますので、ご理解をお願いします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 毎日ご苦労さまです。ごみの片づけとか、そういうごみ収集なんかはやはり市民の一大関心事何ですよ、どこの町内会もね、どうやってごみを出すかということね。ですから、市民にも協力してもらわなきゃない。ですから、市のほうも頑張ってるけれども、市民にも協力してもらおう。市民に協力してもらうために、ごみ袋に分けて、こういう指定のやつにやってください、協力しろと言っても、塩竈のごみ袋が高いからという問題が出てきて、それで環境課さんには市のごみ袋の値段を幾らでも周りの市町村並みに下がるように努力していただきました。していただいたのだけれども、やはりまだ、環境衛生組合というものは今度合併して消防組合になって一緒に事業をやっていますけれども、塩竈のごみの焼却と、1市3町、隣組と別々な集め方なので、袋も違うしということで、ですが市民としてはやはり塩竈のごみ袋だけ何か割高だというのが、この市政に対する不満のもとになりますので、その辺のところ、引き続きやっていると申しますけれども、その後ごみ袋のちょっと単価のことで、状況が変わったり改善したりしたようなことがあったら、皆さんに教えてほしいのですが、よ

ろしくお願いします。

○小野委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ごみ袋につきましては、たしかことしの2月、予算委員会あたりでもご質問いただいたところがございます。あと、その後ちょっと調査はしておりませんが、あのときにもお話をさせていただきまして、代理店等に一応強く働きかけまして、値段の低減と申しますか、そういったのにご協力いただきたいということで、そのときお話しした中では、その後スーパーマーケット等の販売店のほうの調査を行った中では、例えば燃やせるごみの一番大きい袋については、前の調査では価格差が宮城東部さんとは61円ほどあったのですが、今回その昨年の調査ですけれども、その価格が22円ということで、61円から22円ということで、東部さんのほうにかなり近づいてきたというような状況もございます。これにつきましてはまだ開きがございますので、定期的に業者、代理店ですけれども、そのような形で協議をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。頑張ってやっておられるので、引き続きお願いしたいと思います。

それと、時間5分ですけれども、3分、うちのほうから資料を出したので、ちょっと資料請求した24番から、入札関係、毎年聞いています。その35ページのNo.41、番号を振ってある41のところ、ここのところだけ1社2回目で、100%となっているのね。1回目じゃなくて2回目ですね。それで、そのときのその経過、それはきょういただいたこの資料のこちらのほうの工事台帳にもありませんので、その辺のところの経過をお願いします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 こちらの復興に関係する事業につきまして、入札を執行いたしました結果、1回目の札は超過しておりまして、2回目の入札で結果的に予定価格と同額の札が入りまして、同額での契約締結と、予定価格と同額の札が入ったということでございます。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 場所が場所だけに、指名競争といっても、集まらないからそういうふうになったのかもしれませんが、だったら、集まらなかったら、金額が金額だから随契にはならないのでしょうか。いずれにしましても、1社だけというような、それからやはり結果的に100%だと

いうけれども、そういうことがあると、いろいろやはり公平さが失われているのではないかと
いうことを疑われるような事例だと思うので、ちょっと聞いてみたのです。

それから、別冊その2の25ページ、これは台帳なのですけれども、ここも1社だけというの
は、やはりその背景というか、ここは場所の問題なのでしょう、どうして1社だけだったのか、
ちょっとお願いします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 こちらは随意契約になっておりまして、決算特別委員会資料その2
別冊の25ページでございますよね。25ページのこちらの随意契約になっておりますが、その理
由といたしまして、ちょっとお待ちください、済みません。こちらは指名競争入札がその前に
2回ほど不調になっておりまして、その中で地方自治法施行令167条の2項に基づきます1社
随契というふうなことになるものでございます。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもね。時間になりましたので、ありがとうございます。それで、そういうと
ころをこの概要の中で、随契だとか、あると疑われることがないと思いますので、せっかく調
子をとったら、そういうことを記入しておく、何年後にこういうように見ても、正しい入札
が行われているというふうな証拠になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありが
とうございました。

○小野委員長 嶺岸淳一委員。

○嶺岸委員 それでは、私のほうから質問させていただきます。

まず、初めに復興、震災から3年6カ月、市長を初め当局の皆様には不眠不休で復興・復旧
に全力を傾けていただきまして、心から感謝を申し上げ質問させていただきます。

初めに、ごみの焼却の問題でございます。この資料を見ますと、No.9の203ページ、この成
果及び課題については、よく納得できるものがあるのですけれども、それではこれを強いてこ
れから先、この老朽化した焼却炉、それから埋め立ての処分場、この問題が先行きどうい
うふうになっているのか、これは市民の総意が心配しているということでございます。あれだけの
震災ごみが出て、本当に当局の努力で何とかかんとか、私も震災当時、何回も処分場に行きま
したけれども、本当にご苦労されている。だけれども、もう満杯だろうと。果たしてあと何カ
月なのか、あるいはあと何日かというような状況に差しかかっているのではないかなと、こ
う察するものですから、その辺の詳しいことを市民が安心されるような回答になるのかどうか、

ちょっとお答えいただきたいと思います。

○小野委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員お尋ねのように、清掃工場につきましては、昭和51年にできてもう39年ほど経過して、大変老朽化しているということで、毎年お認めいただきながら修繕・補修工事の予算を大体4,000万円から5,000万円ほどの中で、施設改修計画の中でプラント関係の主に炉耐火物中心に、そういったところのメンテというか、入れかえを行って寿命が図られるようにやっておるところでございます。

引き続きそういったところで清掃工場の寿命を延ばすように、日々点検等を行いながら努力しているところでございますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

あと埋め立て処分場につきましては、前にもいろいろご質問がありまして、1次仮置き場という形でたくさんの災害ごみがありましたけれども、災害ごみについても県の事務委託によりまして、県の2次仮置き場のほうの搬出等が行われまして、災害ごみの搬出も全て完了したということになっております。ただ、一部若干どうしても再利用できないような肥料でありますとか、津波堆積物の一部が若干ですけれども、中倉の埋め立て場に最終処分はされました。約5,500トンほどでありますけれども、ただこれもご理解いただきたいのは、塩竈市の災害廃棄物全体が24万7,000トンという中で申し上げますと、約2%でございます。あんなたくさん膨大な瓦れきがございましたけれども、塩竈市で最終的に受け入れたといいますか、最終処分した量はそのうちの2%程度ということで、あとは市と、あと県、その他の共同企業体JVさんの努力によりまして再利用、再活用が図られて、全部持ち出されていったというようなところでございます。

なお、今後、その埋め立て場の容量につきましても調査する形で、今後、消防と環境組合が統合して、この後の流れでは、あと宮城東部衛生処理組合も最終的には消防のほうに統合するというような道筋もついておりますので、塩竈市のほうもそういったことで、その統合する流れの中で、塩竈市のごみ処理につきましても、そういった広域化に乗れるように、日ごろから東部さんとか1市3町の関係課と協議をしているところでございますので、ご理解をお願いします。以上です。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ありがとうございます。本当に今お話を聞いて、市民がいかに当局が一生懸命やって、あれだけのごみをたった2%まで詰めたということも知らないんですよ、正直な話、皆さ

んは。私は議長時代、行って、それは報告受けていましたので、わかっているのですけれども、そういったことも広報において、ぜひ市長談話みたいな形で挙げてほしいなど。こういうふう
に市は一生懸命やっていますよと、そういう一生懸命している姿がよく見えないで批判されて
いる市民が多いということもじかとして聞いていますので、その辺も私は大いに皆様にお知ら
せさせていただきたいと、これは要望しておきます。ぜひこれから広域行政関係についても真摯
に取り組んで、何とか早く解決できるようにお願いしたいなと思います。

次に、同じく、同じ資料の373ページ、復興教育支援事業についてでございます。3年6カ
月を過ぎまして、いわゆる小学生で言えば3年生、4年生の方が、まだ学校に就学する前に、
そういう震災に遭われている方、あるいは小学校の3、4年生のときに遭って、中学校に入っ
たときに、そういうような状況下の中で、カミングアウトというか、思い出すというか、そう
いうような状況にあると。それから、中学校を卒業して高校に入って、またそういった思いを
しているという方も相談を受けております。この支援事業の内容について、この中身はすばら
しいものですから、この、今回で終わるのか、あるいは先続くのか、あるいは個人的にその心
のケアをされていくのか、その、具体的にお聞かせいただければありがたいと思います。

○小野委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この復興教育支援事業につきましては、資料の373ページの予算の執行状況にありますとお
り、国の、国庫支出金としまして幾らかの金額が出ているところでございます。昨年度は、結
構な予算の中でやりくりもできまして、今ご質問の中にございましたとおり、子供の心を支援
する、その教師向けの心のケアのあり方等について、そして心のケアの仕方等についての研修
会を2回ほど持つことができました。確かに子供たちの中には、いまだやはり津波の映像を見
るとフラッシュバックをして動揺してしまう子供もございます。そういった子供たちにどのよ
うに対応していかなければいけないのかということを生方の方にやはりきちっと知っていただく、
これは非常に大事なことであろうというふうに考えておりまして、この事業につきまして特に
防災教育の推進協議会の開催だけでなく、そういった研修会を大事にしていたところであり
ました。

しかし、残念ながら今年度、国のほうの予算が不採択ということになってしまいました。し
たがいまして、本市の一般財源のところだけで縮小してやりくりをしているところでございま
して、来年度以降も国のほうからはもうなかなか予算継続してほしいということで要望はして

いるのですが、縮小した中で次年度以降も取り組んでいくしかないだろうというふうに考えているところでございます。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ありがとうございます。私たちも実はそこら辺が心配しておりまして、いわゆる学校を卒業したり、新しく入学したり、あるいは友達同士で話をしているうちに、それが移って、お互いに友達同士で悩んで落ち込む、こういうような流れになっているようなお子さんが出てきていると。こういうことでございますので、ぜひ市税を費やさなきゃいけないのかなと思うのですけれども、国の補助もいただけるように、あるいは県の補助もいただけるように、議会としても陳情できればなど、こう思っておりますので、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

次に、209ページ、松くい虫立木駆除事業についてでございます。これは私がちょうど議会へ行った2期目の冒頭に、この問題が発生しまして、広島あるいは岡山のほうでこの問題が起きました。幾ら空中散布しても、あるいは樹幹注入しても、松くい虫、あるいは線虫が死なないと。それから、樹幹注入すれば、何年か後にそれは枯死してしまうと、こういう話で、両県は全て廃止したと。いわゆる刈り取るだけと、こういうような状況になって効き目がないと。幾ら国に言っても、林野庁は既得権が発生して、そして空中散布をずっと今までも続けていると。私が心配しているのは、この風光明媚な浦戸諸島が、松がなくなってしまうと。皆様ご存じのとおり、もう丸裸でございます。これを何とかしていかなければ、もうだめだと。

この資料を見ますと、相変わらず同じ状況の中で、同じことを何十年とやっているわけですね。これは土壤改良するほかない。前にもお話ししましたがけれども、いわゆる環境汚染がほとんど80%以上だと言われているわけですよ。松の気孔は上を向いていると、葉っぱは。ほかの樹木は気孔が全部下です。そのために、上から酸化物が来ると、一番最初に松が影響を受けると、これはもう明らかになっているんですよ。このことを早く察知して、植栽もしたのですけれども、1割以下です、残っているのは。寒風沢も。これは土壤改良しながら、これをやっていかないとだめだなど。

この間、浦戸の参考資料を見ました。あの土方歳三さんが、歳三さんと言うと悪いのですけれども、浦戸に来て船を直して函館に行くわけですね。そのときに、燃料として採用しようとしたのが、松島とあの離島の松を全部切って燃料にしようとしたんですよ、艦長は、榎本さんが。そのときにとめたのが土方歳三さんだと、こう言われてきたわけですね。その松が今の松なのです。これを大切にするためには、植栽してきちっと再生していく。これも環境保全につ

ながるのではないのかなということで思っております。

文化庁は文化財保護法に対してだめだと、こう言うけれども、その辺の兼ね合いもあわせて、今この松くい虫の考えは本市として、ことしは決算でこういうふうになりました。来年はまた本数を数えて何本切りまして、申請してください、こういうような形になってくると思うのですが、このことをそのままやり続けるのか。そして、伐倒したものをビニールで包んで薫蒸して放っておいて、そして後から持って来てまた焼くと。こういった無駄な二重、三重手間をかけてやる以上、やらないでもっと切って、そこに植栽していくという方向に変えられるのか、そういった考えができないのか、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

松くい虫の対策につきましては、今委員のご指摘をいただきましたとおり、このNo.9の209ページに記載のとおり、伐倒駆除、樹幹注入、地上散布、そういったものを中心に進めさせていただいているというのが現実のところでございます。それに対しまして県からも一定の負担をいただきながら進めさせていただいているという状況です。

ただ、震災後、やはり東松島とか、そちらのほうの、なかなか対策が進まないということもありまして、そちらのほうからの虫が飛んできて被害が拡大するという状況が引き続き続いているというような状況にまずございます。

また、その一方で、松くい虫以外の部分でも鳥のふんの被害とか、そういったものを含めまして、松のほうの枯れている状況というのも見受けられ始めているところがございます。そういったところで、隣の松島町さんともいろいろ今話はさせていただいている、事務レベルでの話でございますが、協議はさせていただきながら、今後ちょっと対策について県のほうにどのようなやり方があるのかというのを、今具体的に相談をし始めさせていただいたところがございます。

今ご指摘をいただきましたような植栽というのも1つの考え方かもしれませんので、そういった部分につきまして今後検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 何十年かわからないのですけれども、十数年も植栽もやっているんですよ。ところが、根づかないのです、土壌改良をしない限りは。松島もそうです。新富山、それから富山、

あの辺もやってみたいです。それで、海岸通りも。だめなんですよ。だから、1回土壌改良材を入れて、土壌を改良して植栽する。この方法しかないのではないかと。広島大学の教授は、きちっとこのことを世界にアピールしております。そうしなければだめだよと。だから、ぜひ考え方を国、県に上げていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、最後のほうになるのですけれども、放課後児童クラブの件でございます。28ページでございます。

非常に先生方の努力で、震災以降、就職難にあった人が職について、何とか生活が立ち直ってきている状況下に今あります。その中で、企業も元気が少しずつ出てきて、時間帯の、就労時間が伸びているんですね。この就労時間は、やはり皆さんみたく5時15分で終わる方ばかりではないわけですよ。残業している方もおるものですがけれどもね。大手企業もほとんど残業が毎日のように続いている。そういう状況下で、この授業のサイクルで私はだめなのかなと思うのですけれども、この授業サイクルの時間帯は何時から何時まで授業をしているのか、まずお聞かせください。

○小野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブ、今現在、開設時間につきましては、午後の6時まで放課後児童クラブについては開設している状況でございます。まず、学校授業日につきましては、午後1時から午後6時まで開設しておりまして、それから学校休業日におきましては午前8時30分から午後6時までの時間帯で開設している状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 そうしますと、その時間帯では今のこの近隣の就労時間とは合わないんですね。つまり働きたくても途中でお先します、失礼しますというわけにはいかないと。そうすると、やめていただきたいと、こういうふうな、世の中の企業はなっけてきております。それで、何とか時間の延長、30分でも1時間でも、ぜひお願いできればなど、こう思います。こういった考えが市民から多数私のもとに寄せられておりますので、その辺の考え方が今後できるのかどうか、できないのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。政策ですから、部長ですか。誰でもいいのですけれども、きちんとお答えいただければ。

○小野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブの時間延長につきましては、こちらの子育

て支援課のほうにも多数要望が寄せられている状況もございます。今現在、子ども・子育て支援新制度の中で、来年度の放課後児童クラブのあり方について、現在検討しているところでございます。その中で、時間の延長につきましても、どのくらいの利用希望者がいるのかということで、ご父兄の方々を対象に、今現在アンケートを行っているところでございます。その方々のアンケートの時間帯を考慮しながら、今後時間延長については検討していきたいと考えております。以上でございます。

○小野委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 ありがとうございます。それでは、これで終わりますけれども、職員の皆様には、これから復興がますます加速化されてくると思います。お互いに健康に留意して頑張ってくださいと思いますので、何とぞよろしくお願いします。市民も、何か職員さんが大分病气しているみたいだと心配していましたので、私どもも健康になるように努力してまいりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○高橋副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

田中徳寿委員。

○田中委員 私のほうからも25年度の決算について質問をさせていただきます。

まず、資料No.9、433ページの基金残高の推移についてお伺いいたします。

(4)の1と(4)の2について、中身を教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 資料No.9の433ページ、基金残高の推移(4)の1と(4)の2の中身、違いというか、について説明いたします。

(4)の1は、3月末日現在ということで、基金の残高をお示ししているものでございます。3月末日現在で平成16年度からの比較ということで載せたものでございます。ご案内のように、企業会計を除きまして、一般会計については5月末日が出納閉鎖期間というふうになっておりますことから、3月末日から5月末日までの間に精算や事業の確定、そういったもので基金が動きます。その動くために5月末日現在ということで、本当に25年度の決算をした基金の姿をお示しするために、今年度から5月末日現在の姿を表として、資料としてお示しするようにしたものでございます。

あわせて、その表の右側のほうに、国民健康保険事業の財政調整基金、漁港整備、それから介護保険の財政調整基金、この3つにつきましては、昨年度は載せておりませんでしたけれども、繰入金等の関係がございますので、あわせて3つの会計の財政調整基金についても、資料としてご理解いただけるように追加したものでございます。以上でございます。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。去年の私の質問から、このように変えていただき感謝申し上げます。すごく見やすくなったと思います。

それで、資料11、塩竈市の財務諸表の5ページ、普通会計の貸借対照表でありますけれども、この日付が26年3月31日現在で、借方の流動資産の(1)の財政調整基金と減債基金の残高が、5月31日の数字が示してあるものですから、一応どういう中なのか教えていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 塩竈市の財務諸表4表、資料No.11の5ページ、一番上に貸借対照表(普通会計)、その下に平成26年3月31日現在というふうな表記がございます。なお一方で、今田中委員ご指摘がありましたように、左下の流動資産のところ、現金預金のところ、①財政調整基金が10億3,314万9,000円ということで、5月末日の数字を載せております。委員ご指摘のように、3月31日現在という表示を上の方でしておきながら、数字については5月31日の数字が入っているというふうなことで、こちら、この表の作り込みとしては、今申し上げたように矛盾をはらんでいるものというふうに私どもも捉えております。

恐れ入ります、資料11の1ページをごらんいただきたいと思えます。

1ページの「はじめに」というところの下から3行目、「本市では、これまでも総務省の示した基準(旧総務省方式)にもとづきバランスシート及び行政コスト計算書を作成してきまし

た」と。「新たに総務省より示された『総務省方式改訂モデル』を用いて、普通会計及び連結での財務諸表4表を作成しました」というふうに表記させていただいております。

もう一度5ページのほうに戻っていただきまして、この貸借対照表で、年度までは入っていないのですけれども、3月31日現在という様式でつくりなさいというのは、今説明させていただきました総務省の改訂モデルの様式で定められておるところでございます。それで、なおかつこの資産の部であるとか、投資、流動資産、ここに入れる数字については、出納閉鎖後の数字を入れなさいということもあわせて総務省のほうより指導をいただきまして、それに基づいて作成した資料でございます。

現在、一般会計につきましては、単式簿記の方法で決算をしております。現金主義会計の決算をしております。今、総務省のほうでは、これを次第に連結並びに複式簿記方式で決算書をつくりなさいということで、今度、来年の1月に新たな基準などを示される中で、そこから約3年以内に複式簿記に移行しなさいというふうな方針が示されております。そういった中での過渡的なこととして、こういうふうな様式上の不都合が発生しているものというふうなことでご理解いただければというふうに思うところでございます。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 結局、様式の都合という形で言われていますけれども、そういうのであれば、議員各位にやはりそういう中身を知らしめるべきではないかというのが私の考え方なんです。間違っているとか、間違っていないじゃなくて、やはり見解というものがあって、その見解に対してどのような見方をするのかということも議員は問われているのかと思っておりますので、よろしく便宜を図っていただきたいと思えます。

次に、この資料9の433ページの注意書きというのですか、に「庁舎基金とミナト基金の上段カッコ内は、一般会計への長期貸付中の金額を除いた残高」となっていますが、この理由であるマリゲート塩釜の買い取り資金として、一般会計が基金により借り入れている長期借入金の残高は幾らあるのか、今教えていただきたいのですけれども。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 庁舎建設基金、今委員おっしゃったように、額面上は9億9,531万円の額面があります。ただ、長期貸し付けということで、貸し付け後の現金ベースとしては2億8,643万1,000円ということでございます。25年度末の残高といたしまして、5億250万円の残高が長期貸し付けとしては残っておるものでございます。大変申しわけありません、7億

6,100万円の残高が残っておるところでございます。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 その7億6,100万円、いつごろまで完済の見通しなのか、ちょっと伺います。なぜかと申しますと、塩竈市が佐藤 昭市長になってから、財政赤字を解消し、繰上充用がなくなり、この最後の問題が、ここの括弧書きの問題だと思うんですよ。一般会計が長期で借り入れられていると、基金から、その問題をやはり是正すること、要するに括弧書きの残高がない時代を迎えたいと思っているのです。だからお聞きしたいのです。よろしくお願いします。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 庁舎建設基金については、二通りの長期貸し付けをいただいております。まず、平成13年度、これは旅客ターミナル施設の取得財源として借り入れたものでございます。6億4,200万円、平成13年度に借り入れました。このときにマリンゲート塩釜の取得でございますので、マリンゲート塩釜の建物の償還年月、そういったものを計算いたしまして、償還期間を30年ということで平成13年当時は借りております。ですから、平成43年にすっかり返し終わるといふようなことの計画が立てられておるところでございます。

もう一方といたしまして、平成18年度に、これは歳入不足に陥りまして、2億6,600万円借り入れを起しております。これは平成38年までの借り入れということで、平成25年度末の残高としては2億360万円の残高というふうになっておるものでございます。

昨日、宮城県の交付税の調査というか、そういった会議が県庁のほうでございまして、今申し上げましたように、基金からの長期借り入れというのが、財政運営の不透明化を招く部分があるということで、県のほうでも、なるべくこういうのを早期に是正なさいというふうなお話を、たまたまきのういただいたところでございます。

そういったところもございますので、今後、その庁舎基金への早目の償還、そういったものについては、そういうのも視野に入れながら、早目の償還をしていきたいというふうにご考慮しておるところでございます。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 よろしくお願いたします。そうすると、塩竈市の括弧書き、あるいはいろんな財政的な負担が消えていくのだろうと思います。そういうのが普通に出てくるのが健康な町になってきているのではないかというあらわれなんですよ。先ほど志子田委員も言われました、塩竈市は財政危機だと。果たして本当に今財政危機になってきているのか、解消されてきてい

るんじゃないかという話を、これから伺っていきたいと思っております。

次に、平成15年度と25年度の比較において、正職員、パート、臨時職員、共済費や退職金を含めて、どのくらいの効果が発揮されているのか、ちょっとお聞かせください。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 今お話をいただきました平成15年のときの人件費、人件費から、約15億円ほどの平成15年から平成25年の決算まで、人件費ベースでいくと、約15億円の削減につながってきております。それまでの人件費からいきますと、マイナス25%の人件費の削減というふうになってきております。以上でございます。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、職員数はどのくらい減っているのか、正職員は、その間。ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 平成15年は、水道、病院を含む全会計で835人の職員がおりました。平成25年は636人でございますので、差し引き199人、割合からいきますと、マイナスの23.8%でございます。

それから、先ほどちょっと口ごもってしまいましたけれども、人件費ですけれども、全会計でいきますと、69億7,100万円が平成15年でございます。69億7,100万円。平成25年は水道、病院含めまして52億9,500万円でございます。今申し上げました人件費には、非常勤嘱託、それからパート職員、そういったものの人件費も含んでの数字でございます。差し引きますと16億7,600万円の減というふうになっております。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 ということは、平成15年度の人数より約4分の3ぐらいの人数で、この震災を今乗り切っているということだと思っておりますけれども、いかに職員も過重のかかった仕事をしているかということを感じるときが来ると思います、数字的に。これほど塩竈市の財政がこういう、いろんな人が減ったとかという形の中で立て直されてきているのが、市長の一つの手腕なのだろうなというのは感じております。

次に、資料No.9の433の先ほどの4の1の平成26年3月末の基金残高は、344億347万6,000円と記載されておるんですよ。ところが、括弧書きが335億2,087万6,000円と、監査第18号の平成26年8月14日付の監査の資料には、4ページ目です、一番上段の、番号はないのですけれど

も、監査18号です。監査報告の18号です、の残高には、前期末残高というのが書いてありまして、一番上にある金額が335億2,087万6,892円と書いてあるんですよ。これは、監査は現金ベースで監査をされているのだろうけれども、この塩竈市の財政が基金残高と表示している額と違うものですから、どういう見解で2つの書類ができ上がっているのか、お互いから、財政と監査のほうから意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 先ほど申し上げましたように、長期貸し付け等もございますので、額面上の数字をまず3月31日現在ということであらわしますとともに、括弧内では長期貸付金を除いた現金ベースでの数字ということで、括弧で別に表示をさせていただいておるところでございます。この現金ベースでの数字は、なかなか一般会計に貸し付けているわけですので、証書等でなかなか確認することは難しいのですけれども、把握している数字としてこういった長期的な債務があるんだよということで、この差がその債務なんだよということをあらわすために、こういった資料の調整をさせていただいておるところでございます。以上です。

○高橋副委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 ただいま財政課長のほうからお話があったとおりで、私のほうの基金前期末残高というのは、3月31日現在の現金である部分ということで、この金額を用いております。基金そのものとしては、あと貸し付けの部分はありますけれども、現金で押さえているということです。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 結局、そうすると、その中身を知っている者しか理解できない資料になっているんだと思うんですよ。これで果たしていいのかということのをきょう提案しているわけですよ。やはりどちらか、やはり一方を通していただかないと、資料として議員が全部を書類見ているわけではありませんので、市役所当局が作成された資料に基づき、議員は議員なりの判断で意見を申し上げてきているわけですので、やはりそこら辺は整合性のある形、あるいは注記を入れてきちんとした報告をされるべきじゃないかと思うのですけれども、どのような見解か、ちょっとお伺いさせてください。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 田中委員おっしゃるように、私もこの4月から財政課のほうに、財政の仕事につくようになりまして、例えば同じような文言でも数字が違っていたりとか、あと

は非常に混乱するのが、一般会計という考え方と普通会計という、いわゆる総務省が決算統計で用いる一般会計にプラスして先行用地取得特別会計、それから土地区画整理事業を入れたのが普通会計だというのはわかるのですけれども、その同じ言葉をとっても、一般会計と普通会計で出てくる数字が違ってきてしまうということで、非常にやはりこれは私自身もなかなか混乱をしているところがございます。ただ、その普通会計という考え方は、全国の自治体を統一的に比較するための一応総務省のルールでの資料の調整ということになっております。

そういうことから、ダブルスタンダードというか、そういうふうにならないようにわかりやすい、市民の方にもわかりやすい、もちろん議員の皆様にも把握してご審査をしていただきたいような資料の調整には、今後努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○高橋副委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 ちょっと経過があるもので、私のほうからもちょっと一言だけ。

今当局で出しております資料9ですか、その433ページに、4の1と2という形であります。かつて決算のときに出していた提出資料については、4の2の数字を使っておりました。ところが、基金の決算というのは、3月31日現在でやらずにちやならないということですので、ちょっと私のほうからかなり強く財政のほうに言いまして、それで4の1の数字を出してもらうようにしております。

それで、今回親切にというか、両方の数字をこういう4の1と2という形でしておりましたけれども、現在の基金の決算は4の1でやらずにちやならないというのが、現在の自治法上というか、での形では、この決算でやらずにちやないという形になっております。その辺をご理解をお願いしたいと思います。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 ようやくわかってきたわけです。これだけの資料を見て、ここまでの話が今までわからなかったと。そういうことなんですよ。まだあるんですよ。きょう今から聞くのでは。

資料No.6と資料No.9を用意して、資料No.9の438ページと資料No.6の6ページを用意していただきたいのです。

平成25年度の実質単年度収支が決算審査意見書では4,120万3,299円と書いてあるのです。それで、資料9の438ページの中ほどに、25年度実質単年度収支2億4,920万4,000円とあるんですよ。この数字もやはり違うのです。ちょっと説明をお願いします。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長　まず、資料No.6の実質単年度収支ですけれども、これの考え方というのが後段の文章のほうになってございます。実質単年度収支額、単年度収支に基金積立金と繰上償還金を加え、基金積立金を取り崩した額を差し引いた額では4,120万3,299円の黒字となっているということで、基金から基金の取り崩しを差し引くと、より実態に近い25年度に貯金を使わなくとも黒字になった額というのが4,120万3,000円であったよというのが、この6番の資料であらわれているものでございます。

一方、資料No.9の決算カードと言われております438ページ、439ページの実質単年度収支、これは言葉も全く同じなので、今田中委員ご指摘あったように、何だ、数字違うじゃないかというふうになるかと思えます。この平成25年度の決算状況のこの実質単年度収支は、先ほど私が申しあげましたように、一般会計ではなくて普通会計ベースでの実質単年度収支になります。この実質単年度収支の算出方法についても、これもまた全国の自治体で全てこの決算カードというものを同じ計算式でつくっておりますので、こういった実質単年度収支の計算方法になるということでございます。以上です。

○高橋副委員長　田中委員。

○田中委員　多分これは何年も前からこうなっていたと思うんですよ。これが初めてきょうわかったわけですよ。ただ、こういうことの資料をつくられた方が、資料をつくる立場だけじゃなくて、見る人のためにもきちんとした説明を入れて対応していただきたいと思うんですよ。そういう説明を聞いて初めて納得するんですよ。やはり資料がダブルスタンダード、要するに二重書きにされること自体、金額のベースで違うこと自体がやはり間違いのもとだと思うんですよ。そういう1つの見識を持って、会計であったり、監査であったり、財政であったりが動かしていくことが、一番大事なことだと思うので、よろしく願いいたします。

次に、資料No.9、433ページの4の2の項のふるさとしおがま復興基金には、約40億円の金額が示してありますが、よく市長の答弁に聞くと、ほとんどないとかと言われているんですよ。じゃあなぜここに40億円あるのかと。そういうことを、どのような状況なのか、またこれは一応基金の分として使う分が見込まれているのか。そういう話をちょっと詳しく教えてください。よろしく願いします。

○高橋副委員長　阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長　資料No.9、433ページ、ふるさとしおがま復興基金の残高として、5月末日現在で40億2,541万3,000円あるというふうなことになります。まず、このふるさとし

おがま復興基金の中身でございますけれども、平成23年に復興基金交付金ということで、県から交付された13億円というものがございます。これは被災者の直接支援にかかわる部分に使うということで交付されているものでございます。それから、平成24年に災害危険区域の方々が移転するには、いろんな支援があつて、津波で被災した住宅の方は支援が何もないというふうな大きな問題点がございましたことから、国が基金化をいたしまして、津波住宅支援分ということで、本市におきましては14億7,800万円の基金が交付されております。そのほかさまざまな寄附といたしまして、13億円ほどいただいております。それらを合計いたしますと、40億2,541万3,000円のこの基金の金額になります。

それで、このうち将来の部分といたしまして、先ほど申し上げました津波住宅再建支援分ということで、住宅の取得補助、それから土地・住宅の取得した際の利子の補助、それから住宅の補修、住宅を補修したときの利子の補助、そういったもので、本市といたしましては交付金14億7,800万円でしたけれども、それではちょっと被害の内容からいって足りないだろうということで、20億7,300万円を議会のほうにお諮りをいたしまして、平成32年度までの債務負担行為を設定しております。ですから、40億円のうち、約半分、20億7,300万円については、津波の住宅被害に遭われた方の再建分ということで、債務負担としてもう既にコンクリートされている部分というふうに言えます。

それから、宅地防災対策支援事業、これは擁壁の復旧であるとか、土地のかさ上げの支援などです。これは平成29年度までということで、債務負担行為で3億6,000万円ほど設定しております。

それから、平成23から平成26年まで、さまざまな事業を実施してまいりました。商品券の発行であるとか、それから医療費助成であるとか、そういうふうな事業を実施してまいりました。その分がもう既に実施した部分として、約8億8,000万円の事業を23から26年度の間を実施してきております。

それから、今後活用見込み分といたしまして、今年度商品券事業に取り組んであったり、あとは今回9月補正で上程させていただきました、関係協力職員を派遣いただいております自治体への謝意表明の事業でありますとか、それから毎年行っております追悼式費用であるとか、それから子ども医療費の助成であるとか、そういったものを含めまして、今後も相当の事業費が必要になるものというふうを考えております。それらの余力等を差し引きますと、約もう五千五、六百万円ぐらいの余力しかないのかなというふうな今のところは考えておるところでござ

ございます。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。被災者のために基金を積み立ててあるということのようなので、よく精査して、また節約しながら使っていただきたいと思います。

次に、資料No.9、51ページの生活保護事業についてお伺いいたします。

過去3年間で、保護人員が170名近く減ってきたと。そして、廃止も毎年100前後はあり、新しい保護者が、保護人員が60名前後ふえているという中で、先ほどもいろいろ質問されていましたが、就労支援員の方々の努力により、どのぐらいの方々が保護から普通に戻られたのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。よろしく申し上げます。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護の中で、生活保護世帯、保護人員が減少した大きな理由の一つといたしまして、就労支援により保護受給者が就労したことで自立し、保護廃止に至ったものがあります。就労による自立につきましては、平成23年度から25年度まで70件の自立ということになってございます。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 その自立のときに、塩竈市内の企業に就労支援員が就職の世話をされているのかという話の中身の話をちょっと教えていただきたいと思いますのですけれども。どういう、ハローワークと連動してやっていらっしゃるのか、それとも就労支援員の方々が企業との結びつきを強めて、その窓口となっていていらっしゃるのか、そういうところをちょっと教えていただきたいと思いますのですけれども。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほど伊勢委員からもご質問があったのですけれども、保護受給者が就労に至るまでの流れというところをまず説明させていただきたいと思います。

まず、ケースワーカーの対応になります。ケースワーカーとしての仕事の主なものに、保護受給者能力を活用した自立助長というようなものがあります。就労できない受給者は傷病が理由の方も多いため、ケースワーカーは受給者と福祉事務所との面談や家庭訪問、そして主治医を訪問して受給者の健康状況を把握しながら、就労活動のタイミングというものを受給者と相談いたします。そして、受給者の就労意欲が高まったところで、就労支援員に引き継ぐと

というような形になっています。就労意欲の喚起というところでは、受給者を励ますということなど、人と人との信頼関係というものが非常に大切だということで、そういったところでケースワーカーの方には意を用いてもらっているところでもあります。

ケースワーカーから引き継ぎを行いました、引き継ぎを受けた就労支援員でございますけれども、生活保護受給者の就労支援の概要でございます。就労支援が受給者本人と面談しながら、本人の就労の適応、そしてまたこれまでどういった仕事をしてきたのか、あと受給者の性格、家族構成などを聞き取りして、本人からの希望職種、そういったものを確認いたします。面談後、就労支援はハローワークから送られてくる求職状況をもとにいたしまして事業所を選択して、受給者に事業所を紹介するというような形になります。紹介に当たりましては、就労支援員は受給者の方に履歴書作成の助言とか、あと面談を受けますから、服装とか、あと自分の長所のアピールとか、そういったものなどの面談支援というようなものも行います。

この過程でうまく就職できれば問題ないのですがけれども、現実的には事業所からお断りを受けたり、また本人が、本人の希望と職種が合わなかった、感触が違っていたというようなことで、就職がつかない場合もあります。また、うまく就職できてもすぐやめられたり、そういったことも現実的にはあります。そういった状況の中でも、就労支援員の方には根気強く対応を行ってもらいまして、受給者の就労による自立、そういったものを支援していただいているところでもあります。

また、ことしの7月なのでございますけれども、市長、議長、そしてあとハローワークの所長、あと塩釜高校の校長先生、4名で市内の13の事業所を回りまして、雇用拡大、または障がい者の雇用拡大というようなところで活動を行っていただいております。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 就労支援員の方々の努力というのは並大抵でないと思うんですよ。一度そういう形になった方々が働くというのを支援するのは、大変な労苦だと思います。なぜかと言うと、人間は誇りがありますから、誇りを取り戻す作業の手伝いをしないと仕事につけないと思っていたものですから、これからもよろしくご指導していただき、1人でも多くの方が自立していただけるように、よろしく願いいたします。

次に、No.9の149ページから151ページまでの市内循環バス補助事業とNEWしおナビ100円バス運行事業をあわせてお伺いいたします。

それで、この152ページの現況と課題の中に、災害公営住宅の完成が予定されるなど、市内

の交通動態の変化がより具体的に見込まれるために、状況に適した交通体系を検討するとありますけれども、どのような考え方から、このようなものを考えるということになったのか、ちょっとお聞かせください。よろしくお願いします。

○高橋副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビ100円バス、循環バスの関係でご質問を頂戴いたしました。現況と課題、152ページのほうに載せてございますが、現在、伊保石地区、あるいは錦町地区、錦町東地区、また将来的には清水沢地区、北浜地区ということで、災害公営住宅の建設が予定されてございます。そういった中で、人口動態に、世帯数にしますとかなり大きな規模で移動が生じるという状況がございますので、そういう将来的な人口動態も踏まえながら、またその動態の中でどういったニーズが出てくるのか、そういった部分を検討させていただきながら、既存のNEWしおナビ100円バスのルートもあわせ考えて、より利便性の高い交通体系を検討してまいりたいというふうに今作業を進めてございまして、今後、あらゆる角度から検討させていただいて、いずれ方向性についてはお示ししてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 何でこういうのを聞いたかという、市長が頑張って災害公営住宅を錦町につくると、そういうことが起こるものですから、そういうことに対応してものを考えて、一緒にそういう政策とこういう政策がマッチングしていかないと、政策が効かないんじゃないかと。だから、来年の4月からやられるかという話なのでしょうけれども、もし災害公営住宅ができて、そういう人たちが買い物などの利便性を考えるのであれば、そこら辺も視野に入れたものの考え方ができるかどうかをきょう聞いているわけなのです。よろしくお願いいたします。

○高橋副委員長 引き続いて、曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私からも9の成果に関する説明書を中心に質疑をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1つは、91ページの高齢者支援事業に関してですが、特に92ページに緊急通報システム機器設置についての事業がございます。この緊急通報システムの新規を見ますと、平成12年度で12台とあったのが、25年度は7台だと。減少しております。それから、機器設置台数も50台だったのが48と、これは2台減少と。もちろんこれが減っておりますので、全体の事業費も減っているということになるんだと思いますが、前も求めてきた関係で、これを質疑しているわけで

すが、台数は全体で何台確保されているのか。そして、今何台使用されているのか。

それから、最近、共産党議員団でも何度か仮設住宅を回ったり、被災者のところを回ったりしておるのですが、やはり被災されたお年寄りの方は、結局前は自宅だったのが、固定電話のNTTが設置されていたのだけれども、津波によってそれがなくなかったということで、いろんな携帯電話に変わったり、あと電話が今、よくわかりませんが、KDDIとか、ドコモ何とかという、そういうふうに、もう電話のこともNTTから相当変わってきていると。実際には高齢者もふえて、やはりひとり暮らしで何かのときには不安だと思われるお年寄りがいるのですが、やはり今の塩竈市のこの緊急通報システムの申し込みに行ってもなかなか立てるじゃないか、歩けるじゃないかということで、なかなか申し込んでも、それが、この機器設置がされない。今言いましたように、いろんな問題があるんですね。携帯に変わった、NTTじゃないところもある。それから、高齢者の今の実情もある。そういったことを含めて、今後検討する考えがあるのか、ないのか、お伺いします。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えします。

台数からまずご説明させていただきます。緊急通報システムですけれども、こちらは48台、25年度なのですけれども、これ以外に大日向のシルバーハウジングのほうに実は21台ほど設置しております。あと、今現在、予備が何台あるかということなのですけれども、15台あります。それと、回線の関係なのですけれども、こちらとしては、これまで固定電話ということでもさせていただいていて、何か最近、そういった携帯電話でも利用が可能だということでちょっと聞いていますので、その辺、なお今後検討させていただければと思います。以上でございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひそういった電話機器も変わってきておりますし、それから高齢者の方はやはりひとり暮らしもふえているんだと思いますが、そういった転ばぬ先の杖というか、隣近所も随分高齢化して、なかなか連絡もできないという状況もありますし、それからここにも書いてございますように、緊急通報システムをした場合、協力員を求めなきゃいけないということですが、これらも非常に難しい時代に入ってきているのではないかと。今、担当課長さんからお話がございましたように、ぜひこれはいろんな形での検討をされて、ぜひ高齢者が安心できるような状況をつくっていただきたいということだけ申し上げておきます。

それから、次に移ります。市営住宅の管理業務は140ページに書いてございます。それで、

資料を求めましたが、24の12ページ、25年度の事業としてNo.9のほうを見ますと、維持管理の状況が書いてございます。新浜町、貞山通、新浜町、桜ヶ丘と、いろいろ外壁工事や給水、こういうことをずっと続けてやっていただいております。ただ、問題はその入所の場合、この応募を見ますと、25年度、応募された方が131人と、入居された方が67人と。21年度から比較しますと、やはりこの公営住宅に入りたいというふうなことが多くなっているのですが、実際に入れない状況になっているのではないかと。こういったことの改善についてはどのようなことを考えているのか、お伺いします。

○高橋副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

市営住宅については、この資料のとおり、毎年60名から70名くらいの方が空き待ちの状態となっております。ただし、市内の他の自治体と比較しましても、塩竈市は比較的県営住宅と市営住宅の戸数は多いほうの自治体となっております。このままでいいとは思いませんけれども、ただいま災害公営住宅を建設しておりまして、その住宅建設戸数も見込みとなっておりますことから、災害公営住宅の建設と入居の状況を勘案しながら、今後必要戸数を見定めていきたいと思っております。以上です。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 前もそういう回答があったと思うのですが、実際に私たちが市民との間で聞きますと、なかなか市営住宅は当たらないのだと、厳しいという、それから県営住宅もそのとおり厳しいんだということを言われますので、今言われた、今回は災害を受けた方は、その人たちが中心で災害公営住宅に入るのですが、それを見ながらということですから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、これまで取り上げてきたのですが、外壁工事は評価したいと思いますが、要はこのバリアフリーというか、リフォームというか、市営住宅も随分古いものを改修して使おうじゃないかということが国の方針でして、それに向けてやっているんだと思いますが、ぜひトイレ、風呂、内装もですけれども、リフォームのほうをぜひ次に取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋副委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

ご存じのように、外壁工事、防水工事、あと給排水の設備の更新などを中心に、現在改修工

事を行わせていただいております。あと、各個人のお宅のその建物の中のリフォームとなりますと、なかなかそのお住まいになりながら一斉に工事をするというのは、なかなか困難な面がございまして、建物も、その住んでいる方の責任に問われないような修繕が生じましたら、そのお住まいの方と打ち合わせを行って、市の負担で直すべきところは直させていただいております。

あと、バリアフリーにつきましては、全て段差をなくするというわけにはいかないのですけれども、市のほうであるべき住宅の姿というのを整理いたしまして、手すりの設置等、可能なところから検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひよろしくをお願いいたします。入居されているのは、それを直すというのは大変苦勞の要ることだと、今ベランダを直すだけでもいろんなことがありまして、大変苦勞されていると思いますが、ぜひそれを維持して住みやすくするという方針なのでしょうから、ぜひそういう点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、151ページのNEWしおナビ100円バスの運行でございまして、この事業の概要を見ますと、運行日は平日だけと。土日、休日、年始は運休と。それから、運行ルートについても、通常言われておりますように、南回り、北回りということであつて、運行便数は4便だということですが、ぜひ、逆回りコースとか、そういったことも含めて検討する考えがないのかどうかお伺ひしたいというふうに思ひます。逆回りコース。今の回りのコースの逆回りコースになるとか、そういったことは考えないのかどうか。増便ということになるのでしょうか、わかりませんが、よろしくお願ひします。

○高橋副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今NEWしおナビのルートにつきまして、逆回り等と、あるいは土日を含めた運行というようなご質問かと思ひます。NEWしおナビにつきましては、基本的に東南部、あと北部、西部、この路線を1台のバスで順繰り、順繰りにルートを回っているような運行体制を行つてございまして、なかなか逆回りコースというのですかね、そちらのほうは難しい部分はあるかと思ひておひます。ただ、土日の運行を含めまして、どのようなニーズがあるのか、そういった部分は先ほどお話し申し上げました災害公営住宅等の今後の動向、そういったものも踏まえながら、全体の交通体系の中で整理をさせていただければというふうにご考慮でございまして、よろしくお願ひいたします。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひいたします。

それから、もう一つ言われていることですが、前も議会でも取り上げられた点ですけれども、高齢者がバス停で待っているときに、縁石に腰かけていたり、いろいろ待っていると。あれから多分いろんなところに腰かけも歩道の部分の幅だとか、いろんなことを検討されてふやしてはきているのだと思いますが、それらの取り組みと、今後もやはり1つや2つでもいいですから、そういったふやす方向があるのかどうかお伺ひします。

○高橋副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 停留所でのベンチ等の設置ということかと存じます。これにつきましては、委員からもお話がございましたとおり、NEWしおナビにつきましては、狭隘な道路等も通るようなルート設定になってございますので、なかなか物理的にベンチ等の設置が難しいというような場所も確かにございます。また、スペース的にベンチを置くようなスペースがあるような停留所につきましては、例えば地元の町内会さんからニーズ等を頂戴した場合、検討させていただいて、対応している部分等もございますので、今後、そういったニーズも把握させていただきながら、適した場所には設置できるような方向を検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひいたします。

続きまして、178ページの重点分野雇用創造事業でございます。

現況と課題が181ページにまとめられてございますが、この事業が平成26年度で終了するに当たり、「新たな事業による求職者の雇用の確保と、これまで取り組まれてきた事業効果の検証や、サービス水準の維持継続に向けた代替手法の確保が課題である」というふうに結んでありますけれども、これらについての現況、そして今後どういうふうに考えているのかをお伺ひします。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 資料No.9のページ、178、179、そして180ページということで、重点分野雇用創造事業について掲載をさせていただいているところでございます。

今現在、被災求職者を中心とした失業者の雇用につきましては、この①の震災等緊急雇用対応事業と、それから180ページの②の生涯現役全員参加・世代継承型の雇用創出事業というこ

とで、市のほうで直接雇用、あるいは委託事業という形で実施をさせていただいているところでございます。

現況と課題のところについても、お示しさせていただいているところでございますが、これまでこの事業につきましては、24年度まで、あるいは25年度、26年度ということで、1年ずつ延長されてきた経過がございまして、現時点ではやはり26年度までということになってございまして、今のところ来年度の見通しについては明確にはなってございません。ただ、国のほうで厚生労働省のほうでは、財務省に対して一定額の概算要求は行っているというところでございます。これらの事業でやっております事業というのは、例えば建設土木事業は対象になりませんし、地域の実情を踏まえて、市のほうで新たに企画を行った事業というふうになってございます。ですので、意味合い的には、どちらかという住民サービスの向上であったり、サービスに付加価値をつける事業ということになっているのかと思います。

やはりこれらの事業の効果というのを、なお今後、検証を重ねながら、やはりどうしても必要なものについては、新たな財源の模索ということになるかもしれませんが、こちらとしましては、幾らかでも国のほうで予算措置をしていただいて、宮城県の基金のほうに積み増しをされることで、事業の継続ができるものがあればというふうに考えてございます。以上です。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 震災から3年半たって、一定の仕事につく人もふえてきてはいるんだと思いますが、なかなかやはり新たな仕事といっても大変だと。それから、共産党議員団で最近もこの市内の水産加工場に行きますと、秋に向けての、何ていうのですか、募集もしたのだけれども、ほとんど来ないというか、そういったことの悩みも打ち明けられました。ミスマッチという言葉だけで終わらせている感もありますけれども、どうしたらやはり市内で働ける状況をつくれるのかということは、私たちも本当に大変なことだなと思いつつ、ぜひここでも相当228名の方、23名の方といろいろこの人数の方が働いてきているわけですから、ぜひ国、県も含めて一層のこの雇用の場を確保、少しでもできるように取り組みをお願いしたいというふうに思います。よろしくこれはお願いしておきます。

それから、続きまして学校関係についてお伺いします。267ページの教材備品、小学校が267、それから中学校では269と、それぞれの学校ごとにこういった備品を設置してきたということが書かれてございます。

現況と課題を見ますと、これはこれでやはり備品の破損や老朽化が多く見られることから、

継続した適切な整備が必要であると。こういうふうに結んであるわけですが、この25年度の決算を受けて、26年度はどのような方向になっていたのか、あるいは来年度の方向ではここを強めようというふうな考えがあるのか、その辺についてお伺いします。

○高橋副委員長 会澤教育委員会教育部次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校関係の教材備品でございます。これは毎年予算を一定程度確保してということで出しておりますけれども、学校のほうでまた何が必要なのかというものも調査しながら進めております。例えばこの前年度の24年度などは、武道用品とか、そういったものを学校で武道が取り入れられたことによって大きく跳ね上がっておりますけれども、また25年度は平年に戻っているという形でございます。来年度につきましても、今後調査しながら、予算的なものを決めていくというような形でございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私たち議員はみんな写しをいただいているのですが、塩竈市議会議長殿ということで、26年9月吉日で、公益社団法人日本理科協会教育振興会、会長大久保さんという方から、理科の教育環境の整備、充実のための予算計上についてと、平成27年度理科教材設備整備費などの補助金の予算の増額計上のお願いということで、長く読みませんが、現行の改訂学習指導要領において、理科教育では観察実験が重視され、大幅の理科教材、時間もふえると。小学校では55時間、16%増、中学校では95時間、33%の増が示されて、理科教材においても多くの観察実験を行うよう掲載されたと。しかし、学校の現場では、十分な観察や実験が行われるような体制が整っていないと。ぜひともこういった予算をふやしてほしいということで、私たち議員たちにも届けられておりますが、これらのことについては教育長はご存じであると思いますが、どのような対応を考えていくのかお伺いします。

○高橋副委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 理振におけるその学校備品の補助ということで、今までもあったわけですが、特に新しい学習指導要領の改訂によりまして、理数の推進ということを強く訴えられております。それで、小中学校の授業の中身で、やはり取り組みが若干異なっております。中学校においては、実験、実習というのがかなり力を入れられているのですが、小学校の場合、専門教員でない場合に、どうしてもその実験観察がおざなりになってしまうということがないわけではございません。

そういった意味で、研修、それから今研修センターのほうで各学校を回って、理科室の充実

であるとか、実験の仕方等についての指導などということもございますので、そういった方向も取り入れながら、実際には備品関係もあっても、それを使わないという状況もありますので、そういったあるものをまず使っていただく。そして、先ほど総務課長からもありましたように、学校の現場からの希望に従いまして、予算の範囲内で充実を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ、すらっと学校へ行ってちょっと見ただけでは、ああ、随分、あんまりそろっていないなという感じもちよっとするわけですけれども、それはただ感覚的なものでありますが、使われていないものもあると言いましたけれども、ぜひ子供たちの理科の勉強が進むように、一段の努力と予算措置も頑張ってくださいようお願いしたいというふうに思います。

続きまして、被災児童生徒就学援助事業ということで、復興事業のほうになろうかと思いますが、復興事業の関係で、これも26年度で終わるというふうを書いてまとめてあるわけですが、実際にはまだ被災者の皆さん、それからその家族のお子さんたちにとっても、これはもう少し続けていくべきだというふうに思うのですが、それは県のほうには要望なり、声を上げていく取り組みはする考えなのでしょうか。（「曾我委員、該当ページを」の声あり）ちょっと待ってね。373ページ。ごめんなさい。最初、こっちだ、369ですね。69の被災児童生徒就学援助事業、これは東日本大震災により経済的理由などによって就学困難な児童の保護者に対して、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施を図るという目的でやられてきたと。塩竈の場合は、総支援者の数でいきますと、小学校では132名、25年度はね。中学校では58名という状況で、被災された子供さんがこういうふうに支援を受けているわけですが、この370ページを見ますと、平成26年度までの延長が確定しているけれども、その後については未定であると。今後も支援を望む世帯も多いことから、事業の継続について検討が必要であるというふうにまとめてあるわけですが、この点についてどういうふうに考えているのかお伺いします。

○高橋副委員長 高橋学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 被災児童生徒就学援助事業につきましては、資料にございますとおり、平成23年度から被災した児童生徒の世帯に対して一般的な就学援助と同様の就学の援助を行うというような事業でございまして、370ページの現況と課題に示してあるとおりでございまして、現在も就学困難な児童生徒がまだまだおります。確かに23年度からの経年

の変化を見ますと、小中学校ともにやや減少はしてきている。逆を言えば、幾らか復興の兆しが見えて経済的にもやや安定してきているような家庭はふえてきているんだというふうには考えておりますが、小中で合わせて25年度には190名の総支給者数がございます。

こういったことを鑑みまして、今年度も続いておりますので、次年度以降もできる限り継続してもらいように、県のほうには働きかけてまいりたいというふうを考えております。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 9月4日に、私ども被災3県の方々の自治体の議員さんたちで、復興庁11省庁を要望してまいりましたが、この中でやはりどの県からもこれは続けてほしいという声が上がりました。ぜひ引き続き教育委員会、あるいは市長のほうからも、この声はぜひ上げていただきたいと思います。よろしく願いしていただけおきますね。

続きまして、宅地被害の関係でお伺いします。資料も求めました。No.24の30、31ページに生活再建支援金、それから津波被害被災住宅再建の数字が出ております。

それで、4は先ほども財政担当のほうからもございましたが、田中委員にも答えていたが、ふるさと復興基金、あるいは住宅再建についても塩竈市独自で積み増しをされて、津波被害では20億ぐらいの予算を組んでやってきたというふうに言われております。それで、この見通しなのですけれども、これからその事業の見通しを持って27世帯ずつこう、毎年やっていくとかというふうに振り分けられているわけですけれども、この根拠についてももう少しお話ししていただければと思いますが。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 資料24の30ページをごらんください。資料24の30ページです。基礎支援金、この左端に基礎支援金というものがあまして、右端に合計がございます。そして、全壊が577、以下載って、合計で2,311になっているのですけれども、これについては地震と津波被害合わせた数になっております。ここの中で、基礎支援金の中で、津波被害というようなものなのですけれども、全壊のところでは577のうち453軒、大規模半壊で1,306軒のうち1,041軒が津波被害です。そして、大規模半壊で解体したところにつきましては、212軒のうち114軒です。そして、半壊216軒のうち25軒が津波被害で解体したところというようなところでございます。

その中でなのですけれども、全壊のところ、また大規模半壊の解体、そして半壊の解体というところについては、今のところ住むところがないというような判断でございます。ま

た、大規模半壊の1,041軒、そういったところについては補修等で住まわれるのかなというように、そういったものからこの31ページの津波被災住宅再建支援事業の母数というようものを、簡単に言うと、そういったところから判断したというようなところがございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、その津波被災の関係では、生活再建の関係で、最初、国がやっている生活再建基礎支援金と加算支援金、最高でも300万円の支援だったと。300万円ですよ。基礎支援金と加算支援金を合わせると、複数世帯ですけれども、300万円だということで、それで要は、津波被災のほうももっと大変ではないかということで、その後に津波被災が出てきたわけですが、多賀城市では、具体的にもう一回この津波被災も含めて全体のかさ上げをするために、独自の支援、住宅再建支援を行うことを決めたようであります。選挙後ですね、多賀城市長選挙後ですが、それで私はこれを見ていて思うのですが、やはり今のいろんな公共工事での物価、工事費が上がる、人件費が上がるということも言われておりますけれども、それは個人の家の建設だって同じことだと思いますので、もう少しその住宅再建に独自支援はできないのかというふうに考えたりしておるのですが、つまり塩竈市の支援というのは、あくまで50センチ上げた場合、擁壁を上げた場合、そういったことの、そういったものに対する支援しかない。あるいは直接は国の基礎支援金か加算支援金の300万円だと、最高で。だから、それらについて、先ほどもふるさとしおがま基金は、もう5,500万円しかないということですが、ぜひ、要は人口がふえて、塩竈でたくさんの方が営業したり暮らすことがやはり大事なんだと思うので、それらについてももう少し精査をして検討する考えがないのか。直接支援について考えがないのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 津波再建支援の関係で、さらにといようなお話でございました。この津波被災住宅再建支援事業に当たりまして、東日本大震災復興基金交付金のほかに、ふるさとしおがま復興基金のを繰り入れながら、本市独自の支援制度というようなものも中に含めております。

具体的には、半壊の解体が、これは独自のものとございます。また、市内で被災された方の全壊、大規模半壊、半壊に対しても、これについても独自の対応といたしまして設けた制度があります。また、補修におきましても、補修制度1件50万円なのですけれども、こちらも先ほど申しましたように、個々の世帯についてはかなりの件数が多いということで、こちらの支援

についても独自で行っているというようなことでございます。

こういった内容から、先ほど財政課長が申しましたように、基金の残高が五千五、六百万円というような、そういった状況、そのほかにもいろいろな独自の政策も行っているということで、そういった形になっておりますので、どうぞその辺についてはご理解いただければと思います。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それから、もう一つ考えているのは、人口動態も出していただいて、若干は人口が激減、これは24の32ページから33ページ、人口動態が書いてございます。先ほど私が言いましたように、基本的にはやはり塩竈にぜひ残って住んでいただきたい。それから、商売もしていただきたい。そのことが塩竈市にとってもプラスになることだというふうに思っているわけですが、この21年度からずっと23、24、25年の状況を見ますと、減り方が相当少なくなって、25年度では約200人ですね。減り方がすごく少なくなってきているというふうに思います。同時に、やはり港町、北浜もそうですが、戻らない地域があると。中心部。もう戻らないよという人もいるので、ぜひこの津波被災した市内全域の22%とか言っていたと思うのですが、それらのところで、戻られる方は宅地かさ上げとか、いろんなことを制度を使って上げて戻っているんだと思いますが、戻らないよと空き地になっている、そういうところをやはり市の政策として、ここはここまでかさ上げしていいということの支援があれば、新しい人が来ても、そこにまた店を構えたり、家を建てたりするのではないかと。そういったことの施策もぜひ独自で考えていかないと、いつまでも港町は道路だけは上がるけれども、戻らないと、こういうことにならないように、その辺も含めて今後のあり方も検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市内至るところで、残念ながら地盤沈下というような状況が発生いたしております。そういったものに対応するためということで、宅地地盤等のかさ上げ補助、さらに議員の皆様方からも、宅地だけではだめではないかと、例えば周辺の擁壁、そして家のかさ上げ等も対象にすべきではないかというようなご要望をいただきまして、今はそういったことも全て対応させていただくということにさせていただいておりますし、なおかつ全体予算についても、たしか3億7,000万円ぐらいに上積みを行いました。期間についても緊急的に対応するものも延長させていただきながら、できる限り被害に遭われた方々が利活用いただけますような制度

に、今後もさまざまな角度から検討させて取り組みをさせていただきたいと考えております。
よろしく願いいたします。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしく願いして終わります。ありがとうございます。

○高橋副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私のほうからも質問させていただきます。

まず、初めに資料No.9、199ページ、都市再生整備計画事業というところで、東北本線の駅前
の用地取得に関連した質問ではありますが、まずここでちょっと確認したいのですが、事業
内容として「2件（A=1,574.11㎡）」と書いてあるのですが、この用地取得は、この面積
1,574.11平米を取得しましたよという理解でよろしいのでしょうか。

○高橋副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 お答えいたします。

駐輪場になっている部分について用地の取得を行っております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私がお聞きしたのは、2件の面積が、この買った面積が1,574平米で間違いな
いのですかという確認をしているわけです。

○高橋副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 間違いなく2件で1,574.11平方メートルとなっております。以上
です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、この用地はどちらから買われたのでしょうか。

○高橋副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 まず、平成4年度に塩釜駅前広場整備に向けまして、塩竈土地開発
公社が先行しました土地がありました。それを平成23年2月に公共用地先行取得債で立てかえ
る形ということで、塩竈市の特別会計で買い取っておりますので、それを買い戻すというよ
うな形で1件買い戻しております。また、残りの土地について東日本旅客鉄道株式会社から取
得しているという内容になっております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。それで、例えば土地開発のそれはわかりま

したので、JRさんは、これはいつで、何平米で幾らの金額なのかを教えてください。

○高橋副委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 JRからの取得、3月に取得しているのですけれども、筆数が3筆に分かれておりまして、合計で686.6平方メートル、取得の価格は3,913万6,200円となっております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ということは、ちょっと私計算して、この土地が平米当たり15万7,000円という金額だったものですから、びっくりしまして、今は本塩釜駅前でも6万8,000円かそこらの評価ですので、それから見るとえらい高い土地だなということで、もう一回ちょっと、前にも多分お聞きしていたんだと思うのですけれども、一応確認の意味でお聞きしました。土地開発の塩漬けの土地があったので、その簿価で買い取ったということの理解でよろしいわけですね。

それから、今度は資料No.8のほうに移りまして、148ページ、ここに、下のほう、4項目になるんですかね、4目で橋りょう整備費ということで300万円計上されていて、結果、全額が不用額ということになっているわけですが、これはどういう内容の目的にした予算どりだったのか、それで結果としてなぜ使われなかったのか、お聞きいたします。

○高橋副委員長 赤間建設部次長。

○赤間建設部次長兼土木課長 道路橋りょう費の300万円につきましては、塩釜陸橋の部分の設計の部分を考えてございましたが、それにつきましては、石油立地交付金のほうで事業費を捻出できましたので、それでこの金額を落としております。以上でございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。じゃあほかのほうからお金が来て、これを使わなかったと。それで、実際にちゃんとやっているということですね。ありがとうございます。今、各地域、地方というか、トンネル事故以来、インフラの点検というところで、ひょっとしてこの項目が点検項目であって、点検をしないがために残ったのかなと思って心配したものですから、ちょっとお聞きいたしました。

それと、今度は同じ資料No.8の100ページ、ここに9目ですか、精神障害者福祉費というところで、予算額が217万円で、使われている金額が201万円ですか、使われた金額が201万円だったよというところで、そのうち消耗品が121万1,000円で、その障害福祉費というところで、

これと精神障がい者に対するケアというところで、予算があるかと思うのですが、実際にこの消耗品費だけがこういう大きな金額になっていて、実際のその障がい者の方々に対するケアの費用というのは見込まれているのか、見込まれていないのか、ちょっと教えてください。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 精神障害者福祉費の中の11節需用費の中の消耗品というようなことでございます。この関係につきましては、精神障害者福祉費に係る事務費というようなことございまして、精神障がい者に関する、この何ていいますか、生活介護関係とか、施設入所関係、そういったものではございませんで、間接的にはそういった形で精神障がい者の方のためにということにはなりますけれども、事務所内での事務費というようなことでの使用ということでございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、こういった、こういうところに該当する方々、障がい者の方は、やはり障害年金とか、そういったものに該当されている方なののでしょうか。それともまた違う方なのか、ちょっと教えてください。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 そういった形での年金も受給されている方もいらっしゃいます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それと、あとこういう方々に対して特段のケアをするというシステムは今あるのでしょうか、ないのでしょうか。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 障がい者関係のケアというなお話です。この今言われています障害者福祉費の上の部分にちょっと、100ページのところで20節扶助費というところ、確認できますでしょうか。100ページの20節扶助費、支出済額が8億950万1,000円というところですね。支出済額が8億950万1,000円というところなのですからけれども、そちらが障害者総合支援費の中の扶助費というようなことになっております。その中で精神障がい者関係の方へのケアというようなものが、こちらから支出されているという形になります。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。町を車で歩いていますと、かなり病んでいるような、見るからに病んでいるような方が歩いているのをちょこちょこ見受けられるわけですが、そういった方々がやはり、歩いている方は何か一日中市内を歩き回っているような方も見受けられますし、非常に大変であるなというふうに思っております。

それと、これも一つの精神障がいなのですが、アスペルガー症候群、何か子供さんが突然切れたりする病気があるようなのです。それで、私は以前、幼稚園の先生にお聞きしたところ、そういう子供さんというのは、結局突然椅子から立ち上がって暴れ出すと。ところが、この子はそのアスペルガー症候群だとなわかるのですけれども、そういうことをその父兄に伝えたと、結局差別されたということで、幼稚園をやめていってしまうのです。言うに言われない状況があります。ところが、その症候群の方は、何か10歳ぐらいまでにちゃんとケアすれば戻りますよねというお話をお聞きしたのですが、これは事実かどうか私も確認はしていませんが、もしそうだとすれば、やはりこの市内の保育所にたくさんの子供さんを預かっているわけですから、そういった子供さんが例えば見受けられたときに、市としてどういった対応をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今回の保育園というようなことで、保育所、保育園というようなことでありましたけれども、私のほうからは、資料9の108ページでちょっとご説明させていただきたいと思います。資料9の108ページです。障がい児通園事業（ひまわり園）というところです。そちらで児童発達支援、放課後等デイサービス事業というようなものがございまして、こちらで今委員がおっしゃいました、この未就学児の支援、発達障がい関係の事業というようなものは、この塩竈市では、このひまわり園で行っていると。

また、施策の実績の2番のところになりますけれども、こちらではひまわり相談室ということで、そういった障がい児発達相談支援事業というようなことで、そういった今委員が言われたような方々、保護者の方で不安がある方、そういったところでは、こういったところでの相談というようなものを行っているところです。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 具体的な例としては、そういったアスペルガー症候群と、らしき人と認定された方が、塩竈市の例えば保育所なんかにいらしたことはあるのか、ないのか。そして、どういふかわり合いを保育所として持たれたのか、ちょっとお聞かせください。

○高橋副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 市内の保育所、保育園なのですけれども、実際にアスペルガー症候群ですとか、そういった診断を受けられた障がい児についても、保育所で受け入れは実際に行っているところでございます。そういった関係上、障がい児保育ということで、保育士を加配しながら対応しているというような状況でございます。以上でございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。アスペルガー症候群の場合は、何か先ほど言ったように、早期に発見して対処すれば、何か回復するというような話も聞いていますので、ぜひ大事な、今子供さんが少ない時代ですから、将来のために早目にそういった対処をしていただいて、正常な生活ができるようにやっていただければと思います。

それと今度、資料No.8で、ちょっとお伺いしたいと思います。これは電算業務の委託料というところでの質問なのですが、例えば70ページには、財産管理の中で1,100万円、それから企画のほうで3,400万円、あと総務の委託料という形で628万円ということで、同じ総務費の中で結構分散して電算料というものを、委託料を払われているわけですね。それで、素人なりに考えていくと、税務課の3,800万円、これは税制の変更によってちょこちょこ変わるので、かかるのかなとは思いますが、例えば企画費として、その3,400万円の委託料がかかっているのですが、これってどういう電算の委託の内容で、どういう作業をする委託料なのか、ちょっと教えてください。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 企画費のほうで持っております電算の業務としては、3種類ほどございます。

まず、1つは、住民情報システムというふうなものになりまして、住民基本台帳システム等の更新に係る各種の保守であるとか、機器のリースであるとか、そういったものになります。

それから、もう一つ、内部情報システムというのがございます。この内部情報システムというのは、庁舎内の決裁システムであるとか、予算管理システムであるとか、主に市の内部の仕事をしていくための内部情報システムのための機器の通信経費であったり、機械のリースであったりいたします。

それから、もう一つ、地域情報システムというのがございまして、これが宮城県のほうで今行っております市町村共同電子申請サービスであるとか、宮城県高度情報化推進協議会に関する

る費用であるとか、そういったものがこの地域情報システムの整備事業になります。あわせて2款のほうでは、25年度決算としては1億4,000万円の経費というふうになっております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、要するにパソコン等のリース料もこの中に含まれていると。そのほうがはるかにウエートが高いわけですか。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 今ご質問いただきました使用料及び賃借料が、先ほどの住民情報システムのほうでは7,400万円、内部情報のほうでは2,038万円というふうな中身になっております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。委託料と言われると、何かを委託して、リース料と全く別なものと思ひまして、何でこんなにかかるのだろうかというふうにちょっと思ったものですから、質問させていただきました。

それから、次、資料No.8で102ページ、ここにちょっと中身がわからないので、説明いただきたいと思います。児童措置費というところで、14億6,700万円、この支出が書いてあるのですが、この児童措置費というもののちょっと中身について教えてください。

○高橋副委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 102ページの児童措置費の中の扶助費でございます。14億6,793万8,110円ということで記載されておりますが、1つには、私立保育園の運営費としまして、私立といいますのは、私立の保育園に対する運営費といたしまして3億9,848万円ほど支出している状況でございます。

それと、あわせてもう1点が、児童扶養手当といたしまして2億9,133万2,000円ほど支出している状況でございます。あわせまして14億6,700万円ということになります。以上でございます。

済みません、そのうちの、14億6,700万円のうちの6億8,981万8,000円がただいま言いました私立保育園運営費と、それから児童扶養手当に係る部分になります。以上でございます。

○高橋副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 同じ児童措置費の扶助費の部分なのですが、児童手当の分も含

まれておまして、こちらのほうが7億7,812万円、こちらが児童手当の分というふうになっております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 よく理解できました。ありがとうございます。大事な子供を育てるために、こういった手当が多くの方に望まれているわけですから、これで有効に使われているんだと思います。

それで、あと次は、ちょっと先ほど曾我委員も質問されましたが、重点分野雇用創造事業のことでちょっとお聞きします。資料No.はとりあえず8のページ126というところでお話をさせていただきます。

それで、ここに労働費というところで、重点分野雇用創造事業委託料というところで1億9,700万円が支出されております。ところが、重点雇用のあれは実際、3億4,000万円ほどの支出というか、収入のほうは3億4,000万円あって、資料9のほうにも3億4,000万円出していますよということが書いてあるのですが、この歳出の項目の中では、どこの部分に残りの分が出てくるのか、ちょっと教えていただけませんか。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 この労働費の中の重点分野雇用創造事業についてでございますが、この重点分野雇用創造事業につきましては、大きく事業3つに分かれてございまして、1つには、震災等対応緊急雇用事業、それから先ほども曾我委員の質問に対してちょっと答えましたが、簡単に言いまして、生涯現役型の雇用創出事業、あともう一つ、昨年度から始まりました、企業が産業施策と一体となって雇用を行う場合の事業復興型の雇用助成金事業と、この3つとなつてございまして、先ほども申し上げましたように、震災等対応緊急雇用事業につきましては、直接雇用と、それから委託事業という形で実施をされます。また、生涯現役の事業につきましては、こちらは完全に4事業ございますが、全て委託事業となつてございます。

委員がご指摘されましたもののうち、1節の報酬から4節共済費、7節賃金、11節需用費、これらにつきましては、全て市のほうで直接雇用した場合の経費ということで、これは震災等対応緊急雇用事業の中に含まれております。この震災等対応緊急雇用事業の総額としましては2億8,746万3,882円となつてございます。13節委託料のうち、震災等対応緊急雇用事業、これの内訳として1億6,541万7,877円ございます。また、全て委託事業と申し上げました生涯現役の4事業、これもこの13節委託料の中に含まれておりますが、4,694万3,750円ございます。それから、あと3つ目の事業として、25年度から始まった事業復興型の事業、これの委託料が

315万円ということになってございまして、その下の19節の負担金補助及び交付金、このその他団体事業補助金となってございまして、これは事業復興型の中で、企業が失業者を雇用した場合の助成金が299万8,000円ということになってございまして。これらの1節から19節を全て合計いたしますと、3億4,055万5,632円という決算額となるものでございまして。

なお、一番下の21節の貸付金がございまして、これについては重点分野雇用創造事業とはまた別の事業での預託金ということになってございまして。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと説明が早過ぎて理解できないのですが、1節から19節までということは、1節の報酬、共済金、こういったものを含めてという説明だったのですか。この報酬というのは、何の報酬なのですか。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 先ほど震災等対応緊急雇用事業の中で、市のほうでの直接雇用事業ということをお願いしました。これにつきましては、非常勤職員、あるいは臨時職員を市で直接雇用いたしますので、その方々の分の報酬ということで6,918万4,902円、またその方々のための共済費というのが、その下に計上されております1,352万2,839円、同じく、済みません、非常勤職員と臨時職員という任用の形態がございまして、7節賃金という形で支払う場合もございまして、こちらが3,810万733円と。（「非常勤はどちらなのですか」の声あり）報酬については非常勤職員、それから賃金については臨時職員という形での支払いがなされていると思います。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。それと、もう一回ちょっと繰り返しになりますが、この事業に当たっての基本的な概念と申しますか、先ほどちょっと説明がありましたけれども、市が新たに企画した事業で、人を使うものというような説明がありました。このほかに何かこう、適用するための規約、規約というか、決まり事が何かあるのでしょうか。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 震災等緊急雇用対応事業と、それから生涯現役型の雇用推進事業は、それはちょっと要件が違うところがございますので、それぞれお話をさせていただきたいと思うのですが、震災等緊急雇用対応事業につきましては、東日本大震災等の影響による失業者、被災求職者といいますが、こういった方々に対する短期の雇用、就業機会を創出

したり提供したり、または短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材の育成を行う事業ということになっていまして、これは先ほど申し上げましたように、土木建築事業は対象外で、既存の事業の振りかえでもなく、市のほうで新たに企画した事業ということになります。なおかつ委託事業の場合も、人件費の割合が、被災求職者に係る人件費の割合が2分の1以上という条件がつくものでございます。

また、生涯現役全員参加世代継承型の雇用創出事業、こちらにつきましては、これは24年度から開始されておりますが、その前はふるさと雇用創出事業ということで実施をされていたものが、制度の見直し、拡充がございまして、こちらの名称になったものでございます。内容としましては、被災地域におきまして、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること、及び地域で若者・女性・高齢者・障がい者が活躍できる雇用機会を創出することを目的としておりまして、雇用者から若者への技能の伝承ですとか、それから女性・障がい者等の積極的な活用、また地域に根差した働き方など、雇用面でのモデル性がある、将来的には事業が自立して、雇用の創出が期待される事業といったようなこととなっております。こちらについては委託事業として実施されるもので、やはり新規の失業者の人件費の割合が2分の1以上ということが条件となっております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、どっちも被災した人等の求職者を助けるための事業ということですね、結果としてはね。それで、あとそのほかに何か短期雇用ということで説明があったわけですが、これは1年契約といったのも短期雇用ですか。それとも、もっと短い雇用なのでしょうか。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 1年以内の雇用ということになりますが、被災求職者の場合については、これは雇用の更新は可能ということとなっております。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そこで、もうちょっと詳しくお聞きしたいのですが、今度は資料No.24の70ページで、ちょっとお聞きしたいと思います。

1つ例に挙げて、事業名が、殺虫除菌等処理及び巡回パトロール業務委託というところで、これは多分ずっと2人の方の雇用ということだと思っておりますが、この場合はどちらもこの雇用創出なのか、緊急なのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今回の委員のお話しの事業については、震災等緊急雇用対応事業になりますが、今の同じ資料No.24の69ページのほうをちょっとごらんいただきますと、この30事業のうち、1番から26番まで、これにつきましては震災等緊急雇用対応事業でございますし、27番から30番につきましては生涯現役全員参加等雇用創出事業という区分で実施される事業となっております。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ということは、1年以内の雇用で、更新せずにまた新規に次年度の場合はやっておるといった内容の事業になりますか。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的には1年以内の雇用期間ということにはなりますが、被災求職者ということであれば、その後の更新・継続も可能だという制度となっております。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、雇用創出の生涯現役事業も、緊急雇用事業も、要は被災求職者であれば、1年以上の継続雇用は両方とも可能ということなのですか。ただそういう説明しないですよ。片方は短期で片方とはいうね。同じく聞いているのですから、そういう、最初から両方ともそうですよということで説明していただければ、何回もこう繰り返し聞く必要はないわけですけども、また1年、最初のころは1年以内でということなので、新たにまた雇用し直さなきゃいけないのかなと思っていたのですが、そうじゃないんですね。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 基本的な任用の形態としては、1年以内ということではあるのですが、この震災の影響で離職した方については更新が可能だという、特例的な制度となっているものでございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。それで、対象は土木建設は除くということで、そして実際に、こういった事業所を見ていると、ほとんど水産業にかかわりのあるところという、強いて言えば、団地組合のバイオの部分だけで、それで業界の方はほとんどこういう、その事業があったということ、何か知らない状況が多いようでした。それで、そういった方も本来であれば利用は

可能だった事業だったのですか。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 これは事業の内容によりましては、随意契約として委託先をちょっと特定して契約しているものがあるというのが1つございますし、また雇用される方につきましては、公募が原則となっておりますので、ハローワーク等に募集を掲示して、雇用を行っているような状況でございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 今私が聞いたのは、水産業の方でもこういった事業に応募できたのですかとお聞きしたのです。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 あくまでも失業者ということになりますので、これはあれですか、雇用される方ではなくて雇用する側の、雇うほうということになりますか。それが市のほうで、市の地域特性ということを考慮いたしまして、事業をその委託、その業者のほうに委託するものであれば、それは可能だというふうに思います。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ただ、可能ではあったけれども、ただ声かけがされなかったので、水産業界の方はどなたもこういったものを利用できなかったという、そう理解してよろしいわけですね。というのは、この事業が決まったのは23年の9月ぐらいからでしたかね、スタートしたのはね。それで、そのときに結局、どういった方法で熟知を図ったのか、その辺をちょっと教えてください。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 あくまでも委託事業ということでございまして、契約方法としましては指名競争入札だったり、随意契約ということになりますが、この事業の内容に応じて指名競争入札にふさわしいものは指名競争入札ということで実施してございますし、実施可能な団体、それが特定されるものについては随意契約ということで、適正な団体を選定いたしまして契約を行っているところでございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 その指名競争入札といかというのは、こういう事業はそういうものに合うのですか。その委託する場合ですよ。予算が決まっていて、この範囲でということである場合、それでそ

ういったことが、どういった方法で熟知、方法をとられたのですかと聞いているのですから、例えば市の広報に載せましたよとか、こういうふうにやりましたよということを私は聞いているわけで、余計なこと、余計な話じゃなくて、聞かれたことだけ単刀直入にご説明ください。

○高橋副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 資料No.の例えば24の4ページで、今この重点分野雇用創造事業の件名と、あと業務委託先が記載されてございます。例えば一例を申し上げますと、上から5段目、水産物の放射性物質検査等委託業務事業……（「そういうことはいいから、どうやって告知したのかということだけちゃんとお話してください」の声あり）先ほど言ったように、こういった新たに付加的に業務が必要だということで、その業務を決めまして、その業務にふさわしいところがどこだろうかということで、それにふさわしい業者なり団体さんのほうにお声がけをして、仕事を引き受けていただくというような形をとっております。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ちょっと公に、皆さんに案内したのか、局地的にポイントでやっていただけなのかということをお聞きしているわけです。だから、結局知らない人が出てくるのかなと思っているわけですね。ですから、その指名入札のことはわかりますけれども、じゃあその前の前段として、多くの方が知らないまま、こういった事業がずっと3年間なされてきましたよということを私は申し上げているのであって、その事業がいいとか、悪いとかという話じゃないんですよ。それを今お聞きしているわけです。というのは、私がいろんなことを話をすると、ええ、そんなの、誰もさっぱり聞いていなかったよというようなことを聞くものですから、これからもまた説明する意味で、私もよく熟知していないものですから、再確認の意味でお話をしたわけです。

それと、例えばこういったものが、これはそうすると、経費の件で上がってきたときにもう一回確認しますけれども、例えばこのNo.2の事業者の方、こういった経費でかかりましたよという当然、報告があるわけですね。この報告に基づいてお金を払うのでしょうかけれども、これはそうすると、こういった見積もりが提出された上で、こういったお金が払われているのですか。それとも、これだけの経費がかかったから払いましたよというのか、それとも最初から大枠が決まっていて、その範囲だったら全部お金を払いますよというのか、ちょっとその辺も教えてください。

○高橋副委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 先ほどから申し上げておりますが、この重点分野雇用創造事業であっても、あくまでも委託については通常の委託事業ということになりますので、当然こちらのほうで発注に当たっては、積算というのを行いまして、その積算に当たっても人件費が2分の1になるような内容での積算ということになります。それで発注を行ってございまして、これもまた通常の委託事業ということになりますので、その2分の1以上という条件を守っていただいた中で、事業者さんのほうについては、こちらの仕様で規定した内容で目的を達成していただいているということになると思います。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。それで、もう一回確認します。例えばこの燃料費の場合、これは一応25年度は150万円かかりましたよというところなのですが、たった2人の仕事で150万円も燃料費がかかるのかなと、単純に考えるわけですね。うちの仕事の場合でも、5台トラックを動かして年間200万円です。例えば車の燃料費でね。この燃料費が車だけでないのか、そこだけ確認をお願いします。

○高橋副委員長 伊藤市民安全課長。答弁は簡潔にお願いいたします。

○伊藤市民安全課長 わかりました。今のこの事業名2について、殺虫除菌処理及び巡回パトロール業務委託については、市民安全課のほうで委託業務を発注しているところですので、私のほうから回答させていただきます。

燃料費については、当然車とか、あと車も含めた中での燃料費という形なのでこういう形、車両です、車両分も含めた中で燃料費という形で精査させてもらっていますので、これだけの金額になっています。以上です。

○高橋副委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、あす19日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋副委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時58分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年9月18日

平成25年度決算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成25年度決算特別委員会副委員長 高橋 卓 也

平成26年9月19日（金曜日）

平成25年度決算特別委員会

（第3日目）

平成25年度決算特別委員会第3日目

平成26年9月19日（金曜日）午前10時開会

出席委員（16名）

小野幸男委員	嶺岸淳一委員
田中徳寿委員	志賀勝利委員
香取嗣雄委員	阿部かほる委員
西村勝男委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（1名）

浅野敏江委員

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部理事 兼政策調整監 福田文弘君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 鈴木正彦君	震災復興推進局長 荒井敏明君
市民総務部次長 兼総務課長 高橋敏也君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤修一君	建設部次長 兼土木課長 赤間忠良君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局 鈴木正信君

会計管理者 兼会計課長	星 清輝 君		
市民総務部 政策課長	川 村 淳 君	市民総務部 財政課長	阿 部 徳 和 君
市民総務部 税務課長	小 林 正 人 君	市民総務部 市民安全課長	伊 藤 英 史 君
健康福祉部 子育て支援課長	木 村 雅 之 君	健康福祉部 長寿社会課長	遠 藤 仁 君
健康福祉部 健康推進課長	相 澤 和 広 君	健康福祉部 保険年金課長	並 木 新 司 君
産業環境部 水産振興課長	佐 藤 俊 幸 君	産業環境部 観光交流課長	本 多 裕 之 君
産業環境部 環境課長	菊 池 有 司 君	産業環境部 浦戸振興課長	草 野 弘 一 君
建設部 都市計画課長	阿 部 光 浩 君	建設部 定住促進課長	佐々木 誠 君
建設部 下水道課長	佐 藤 寛 之 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武 田 光 由 君
教育委員会教育長	高 橋 睦 磨 君	教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会 澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	渡 辺 常 幸 君
教育委員会教育部 学校教育課長	高 橋 義 孝 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	本 田 幹 枝 君
監査委員	高 橋 洋 一 君	監査事務局長	佐 藤 勝 美 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	安 藤 英 治 君	議事調査係長	鈴 木 忠 一 君
庶務係 主査	小 林 久美子 君		

午前10時00分 開会

○小野委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから、平成25年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

浅野敏江委員より欠席の通告がありましたのでご報告いたします。

それでは、これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

審査に当たっては、一般会計の範囲内でご発言くださいますようお願いいたします。

ご発言のお一人持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますのでご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、一般会計につきまして2日目トップを切りましてご質問をさせていただきます。

まず、塩竈市の25年度決算の特徴ですけれども、一般会計が歳入505億9,113万2,000円、歳出が413億2,775万4,000円ということで、黒字決算ということで出ております。これから繰り越しや基金に回す分としていろいろと、これは最終的には4,120万3,299円の黒字ということで、主な財政力指数から平成25年度の決算はおおむね良好であるということで評価されております。

赤字会計の解消あるいは土地開発公社の経営健全化など大変な努力をされてまいりました。財政健全化法への対応、行財政改革推進計画に基づく人件費の抑制など、大変な震災後の復興に対しましてもその業務をしながら、また行財政改革ということで、職員の皆様本当に一生懸命頑張っていたいております。

ただ実質収支比率などは高い数字とはなっていますけれども、これからやはり就労あるいは企業活動が震災から立ち上がるという面ではまだまだ復興道半ばというところで、本市の自力で頑張っていかれる財政運営を図るということでは、まだちょっと厳しい部分があるのかもしれない。まず、塩竈市としては自主財源を確保することが一番ではないかというふうに思っております。この辺は今後ともどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。主に資料No.9からお願いをいたします。ページ124ページ。

124ページ、塩竈市本庁舎太陽光発電設備等導入事業についてお尋ねをいたします。本市においてこの本庁舎に太陽光発電設備を導入いたしました。昼間は発電された電力、夜間には蓄電池に充電された電力を使用することによって、災害時の停電に備え防災拠点施設に必要な照明、通信等が使用できるために電力を確保すると。震災を通して、私たちは自家発電ということが非常に大切であるということを痛切に思いました。

そして、その成果なんです、まだまだ設置しまして年数がたっておりません。本当に何カ月という状態ですので成果というほどではないんですが、ここには太陽光の発電力量について883.5キロワット、太陽光発電に伴い二酸化炭素も削減になっているということ、こういうことが出ておりました。この中で年間どの程度の電力量を確保できるのか。それは電力料金にしますとどのくらいを確保できるのかお尋ねをいたします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 それでは、本庁舎に設置いたしました太陽光発電の年間の発電量とそれの電気代への換算の想定についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、発電量ですけれども、曇りの日とかそういうものもありますので若干そういう全国的な地域グリーンニューディール基金に係る指数などを掛けまして、想定しておりますのは年間で1万596キロワットの発電量になろうかというふうに考えております。これを電気代に換算をいたしますと約41万1,972円の年間電気代の削減につながろうかというふうな試算でおります。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それで、二酸化炭素削減量の効用というのはどのようになりますか。お聞きいたします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 二酸化炭素削減量でございますが、これは同じような指数を掛けさせていただきますと、約900キロぐらいの削減につながる予定になっております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

現況と課題の中に、蓄電池の容量が定まっているために有事の際の電源設備等が限られてしまうというふうなことが出ておりますけれども、こういった電力利用計画をこれから検討する必要があるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 有事の際に必要な電力量としてどのような電気を使うかということで想定しておりますが、まずは災害対策本部を設置いたします2階会議室、それから隣の市民安全課の防災係、そういったところでの通信機器の電力については約3日ほどはもつのかなというふうに考えております。

ただそれに加えて、さまざまな情報を伝達するためにコピー機であるとか印刷機であるとかそういうものを動かしますと、これらが大量に電気を消費いたしますので、その使い方によっては70時間未満になってしまうおそれもあります。そういうことで使い方には工夫が必要になってくるのかなということで、例えばそういう電気を食うものに関しては発電機のほうで対応するとか、そういった工夫が必要になってくるのかなというふうに考えております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

それで、この設置事業の予算なんですけれども、県支出金3,513万6,000円ということなんです。これはどういった支出金に当たるんでしょうか。これは何年か続いてこういったものが設置されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○小野委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 こういった太陽光発電等の設備に関しましては県の再生可能エネルギー等導入補助交付金事業というのがございまして、それに基づいて環境課がその取りまとめを行ってやっております関係で、私のほうから説明をさせていただきます。

今言った再生可能エネルギー導入補助金ということで、これは地方公共団体の所有する公共施設等であって地域の防災拠点や災害時などに地域住民の生活に不可欠なものを整備するために、必要最低限の再生可能エネルギーを用いてやりなさいということでの事業でございます。これは23年度から始まりまして、グリーンニューディール基金を活用して行っているものですが、平成27年度まで、来年度までの事業期間になっております。

なお、そういった補助率が10分の10ということで、一部補助対象に認められないものは一般財源からの充当になりますけれども、大変有効な財源でございますので、来年度もこういった形で活用のほうを広げていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 それですと大変うれしいんですが、27年度までということではちょっと限りがあるかというふうに思いますが、特に小学校、中学校、最大限避難所となる場所、塩竈市は全ての学校が高台にございまして大変日当たりが、私なんかも眺めていますと中学校の屋根に太陽光発電があったらとても有効ではないかという、日照時間が大変すばらしいものですから、ぜひこういったところへの設置拡充の考えはありますか。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 会澤教育委員会教育部次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えします。

学校でも大変、委員がおっしゃったように広い面積の屋根を持っております。うちのほうでもこの再生可能エネルギーについていろいろ考えました。その中で、まず太陽光よりも屋根の雨漏りを直さなければならないという先にしなければならない事情がございまして、一部シート式の太陽光エネルギーを導入ということも考えていましたが、まずは、各学校にこの再生可能エネルギーを使いまして街路灯みたいな形で、いつでも避難所の近くに來たら明るいというような形で塔を全学校に立てるということで今考えております。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

大変老朽化している学校校舎ですけれども、ただその中で設置できる学校があればぜひ1校でも2校でもできる範囲で、この交付金があるうちにやはりそういったものを活用して何とか1校でも設置できればというふうに思いますので、ぜひよろしくお進めをいただきたいというふうに思います。

次に、ページ128。防犯対策事業ということでお尋ねをいたします。

これは安全安心防犯ロードも含めての質問となりますけれども、どのような予防活動なのかということで、犯罪発生地域を重点的に予防警戒活動というのが出ているんですが、これをちょっと説明をよろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 委員のただいまの質問は防犯対策ということでご説明申し上げます。

防犯対策としては非常に広い範囲がございまして、まずは夜間の安全安心、または日ごろの暴力団ほかそういった犯罪の防止というふうな部分での対策になっております。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

いろいろな地域の皆さんのお話を聞きますと、実は、オレオレ詐欺ではないんですが振り込め詐欺も相当あることが私の耳にも入っております。特に高齢者のお一人暮らしの方のところに電話をかけて、ちょっと私が直接お聞きしたお話ですと、息子さんの名前が違っていておかしいなと思って、その方はしっかりした方ですのでうまくかわしたそうなんです。それで、その話を息子さんにしましたら大変心配して、息子さんがうちにもちょこちょこ顔を見せてくれるということで大変喜んでおりましたけれども、実はそういったことが日常生活の中でこの地域の中であつてもなかなか浮上してこないんです。ですから、知らせること、結局防犯というのは、やはり犯罪があつた、あるいはこの地域が安心安全ではあるんですけども何かあつたときにそれを知らせないでしまうと皆さんがわからないわけです。これは私たちは考えなきゃならないと思うんです。やはり知ることによって必ずお互いに注意するわけですね。これは大事なことでして、ぜひこのように知らせる方法を今後の課題にしていきたいと思つているんです。

地域で起つている事件というのはやはり知る方法があつていいんじゃないのかなということで、中学生の子供さんたちが知らないであるときちょっと横道を歩いていたら、そこのおばさんに「ここでちょっと待ち伏せがあつたんだよ。ちょっと事件があつたんだよ。気をつけなさい」と声をかけられてびっくりしたということもあつたんです。そういったことを子供たちにも注意喚起するということは非常に大切ですし、地域の方のそういった見守りも大切ですし、そういったところが防犯という意味ではとても大切なことではないだろうかというふうに思います。

特に、安心安全ロードということで、市内の小中学校の周りに5年間かけまして国の交付金もいただきまして、本当に明るくなりました。地域の皆さんとご相談していただきまして本当に大事なところ、普通は机上ではわからないような「子供たちがこういったところを通つているの」、「ここが通学路になつているの」と私たちもわからないところがたくさんございますが、そういったことを考慮していただいて防犯灯をつけていただきました。本当に安全第一、明るいということが一番だろうと思つています。これから寒くなりますが、4時になると真っ暗でございますので、子供たちの帰りの道すがらやはり明るくしてあげることが一番かと思つています。

それで、この交付金としての5年間が終わりました。それで、今後、ここに一応頑張つてつ

けていただきましたけれども、そのほかで抜けている部分、やはり住民の皆さんからどの辺が暗いのかといったことも含めて、LEDの防犯灯整備事業というのは非常に大切だと思うんですが、その辺のお話を伺いたしたいと思います。

○小野委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 お答えします。

今、委員がおっしゃったように、安心安全ロードについては実施期間が25年度までの5カ年ということで計画してまいりまして、実は、今年度26年度以降も使わせていただきたいということで県に相談しましたんですが、なかなか別のストック事業等に配分されるということで、今回は申しわけないけれども配分できないということで回答をいただいております。

ただ、今おっしゃったように、うちのほうは防犯協会等を通してそういった必要な箇所、数といったものを取りまとめておりまして、一旦、安心安全ロードはエバーライトという高照度のライトなんですけど、今おっしゃったようにLEDのほうの補助については、まだ今のところ先ほど言いました環境交付金等を使いまして進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

市内の防犯灯は町内会にお願いしておりますけれども、電灯はついているんですがなかなか明かりが小さくて防犯灯の役目を果たしていない街路灯も随分ありますので、ぜひその辺をチェックしていただいて、このLEDの活用というものをぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次にページ140ページ。市営住宅管理業務についてお尋ねをしたいと思います。

ここの3番目のところに家賃納付状況ということで、現年度、過年度ということで平成25年度が出ております。この過年度というのは何年度分かの合計なんですか。お尋ねいたします。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 委員おっしゃるとおり、過去に滞納があった分の合計になります。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

なかなか滞納に関しての対応というのは難しいものがあるかと思いますが、それぞれ個々に事情があったりさまざまなことがあるかと思いますが、実際にはこれはためるとなかなか払えな

いという状況が増大していくわけですね。この施策の中に3カ月に1回という割合で行っているようですけれども、もうちょっと頻繁にお伺いして、そしてまた、その対応としてはご相談の上個々の状況に応じた、分割して納付するとか、例えば半年に一遍払えますという方もいるかもしれませんし、その辺のことの納付のしやすい方法というのはとられているのでしょうか。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 ご相談に応じて、まず、分納で2年ないし3年ぐらいをめどに払い終わるように指導しております。ただし金額が高額になる場合は、いろんな諸事情がありますので、分割で納付するとともに、一時金というふうな余裕ができたときにある程度まとまった額を納めていただいて、あと当然現行の家賃以上のお金を毎月納めるように指導しておるところでございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。一生懸命努力なさっていただいているわけですね。

私が見ていますと、公営住宅入居希望者が大変多いわけです。そして、ぜひ入れてくださいといってもなかなか入れない方が100人近くいらっしゃる。その中でやはり事情があって滞納なさる方もいるということですが、できるだけ払える金額でもいいですから納付して、少しでも滞納額を減らしていくような施策をとっていただければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ページ151、152。NEWしおナビ100円バスの運行事業。この100円バスは大変喜ばれております。本当に今や市民の足となっております。高齢化が進みまして自動車の運転免許を返上する方も随分おられまして、これからバスを利用するんだという方も大変いらっしゃいます。ただ災害公営住宅もこれからできてまいりますけれども、やはり運行する交通体系の整備というのがこれからはもうちょっと需要が多くなるのかなと、ニーズが大変高くなるということを見越しております。

住宅地のバスは空白地域があるんです。これは市民の皆さんからおっしゃられたんですが、「何とか買い物バスを通してもらえないだろうか」ということで、私もちょっと利府のイオンとか送迎バスを走らせている企業にもお電話いたしました。そうしましたら、やはり路線バスになってしまいまして、一応届出を出して発車していると、まず地域で利用するお客さんがもう時間がインプットされていまして、それを変更するということが大変厳しいものがあります。本当にバス路線というのは難しいものでして、企業といたしましては変えることも相当

のコストがかかる。企業ですから無理は申せませんで、いろんな諸事情をお伺いいたしました。

そうするとやはり市内の皆さんに便利よく行動してもらおうということに対しては、やはりこの市の100円バスをまめに走らせていただくのが一番いいのかなというふうに思います。今よく宅配も大変充実してまいりましたけれども、実は自宅にもものを届けていただくあるいは自宅で買い物をしますという、買い物で出なくなってしまうんです。高齢者の方は動きがなくなってしまうんです。結局閉じこもりになってしまう可能性があります。

それともう一つは、出かけるということは運動するということなんです。例えばバス停までも歩かなければなりません。楽しみがありますね。どれを買おうか。お友達とバスの中で一緒になった。「きょうはどこに行くの」という感じでお話もできる。そういったことで、この買い物バス1つで大変いい循環が生まれるわけです。そして、それがやはり動いてくれば食べることもおいしい。そしてまた、食べることに買い物をするにも興味がわく。予防医学の面では大変いい循環が回るということで、やはりこの100円バスはただ運行しているだけではなくて、多くの市民の皆様様の生活の中に健康やら生きがいやら楽しみを運んでるんだという、そういった面でもどうぞひとつその交通体系というものをこれから考えていただきまして、来年度災害公営住宅ができあがります。そうしましたら、そこから即動けるような状態に配慮してあげるということも大変大事なことだと思うんですが、その辺いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○小野委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビ100円バスについてのご質問でございます。

きのうのご答弁でも申し上げましたけれども、今後災害公営住宅各所に整備されてまいります。また、これまでの運行の中で、例えば空白地帯の問題、乗り残しの問題、そういった部分の整理をいたしながら、バスの利用動向を整理した上で、さまざまな角度から検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 その点で既存のバス、企業のバスも走っておりますのでその辺のご配慮をいただきながら、市民の皆様様の足を確保していただきたいというふうに思います。

次に、ページ178。178ページ、179ページ、180ページ。重点分野雇用創造事業ということで、大変大きな、これは県からの交付金ですけれども、3億4,055万5,000円ということですが、大変多くの方たちの雇用を確保していただいているようですが、この事業ができて3年ぐ

らいになりますでしょうか。実際に事業の効果、そういったものの検証というのはなされているのかどうかお尋ねいたします。

○小野委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 重点分野雇用創造事業でございますが、この事業の大枠となります緊急雇用創出事業につきましては国のほうでは平成20年度から創設されまして、塩竈市では21年度から取り組みを行ってございます。その間、さまざまな制度内容の変遷がございまして、現在のこの成果にお示ししております震災等緊急雇用対応事業、それから生涯現役全員参加世代継承型の雇用創出事業、この事業のスタイルになりましたのは平成24年度からということでございますので、今年度も含めて3年間の事業ということになるかと思っております。

震災等緊急雇用対応事業につきましては直接雇用ということで、市のほうで非常勤職員の方などを雇用してやる事業と、それから委託事業がございまして、生涯現役型事業につきましては委託事業のみとなっております。毎年両方合わせて30数事業を実施してございまして、約200人前後の雇用の創出がこの間図られてきたものというふうに思っておりますし、また、今年度も同規模の内容で実施をしているところでございます。

それぞれの事業の効果ということでございますが、震災等対応緊急雇用事業につきましては、短期の雇用機会の創出を図りながら、その方々に就職活動をしていただいたり、また職場での経験を新たな就業のほうに生かしたりしていただいたのではないかと思いますし、生涯現役型の事業ということでは、一部の事業でこの間に正規雇用に切りかわったケースもございまして、今後これらの生涯現役型の事業で現在実施しておりますものが自立した事業となって引き続き雇用創出が図られることを期待しておりますし、この事業によりまして塩竈市に新たな例えば藻塩ですとか、それから、浦戸の寒風沢でつくられた米を使ったお酒とかそういった特産品なども生まれているというふうに思っております。

総括ということでございますが、この事業の本来の目的でございます被災地での雇用の確保を図りながら被災者の生活の安定が図られるかと思っておりますし、また、市のほうにとっても、震災後の行政需要に対応できて住民サービスを提供できたのではないかとこのように思っております。以上です。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 丁寧なご答弁ありがとうございます。実際に事業を立ち上げて雇用をしてくださっている、雇用の増につながっていただいている努力を、私も本当にうれしく思いますが、ただ

3年間の交付金をいただいて事業をやって、できればその後その事業が独立してやっていけるような方向に導かなければ、こういった大きなお金が無駄になることがないようなそういったものにつなげていかれれば思うんですが、その辺の指導はどのようになさっているのかお尋ねいたします。

○小野委員長 佐藤産業環境部次長。

○佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 委員が今おっしゃっていた企業の自立ということに関しては、先ほども申し上げましたが、生涯現役型の事業のほうについて特に言えることかと思えます。この事業につきましては、事業の採択に当たって県のほうでもその自立性の見通しといったところも要件の一つとされてございまして、委託している事業者の方々のほうにはその辺要件として十分ご認識いただいているところがございますし、こちらについても、せっかく着手して雇用していただいている事業ですので、今後とも自立に向けて少しでも、収益を上げることでもありますのでこれらの事業につきましては、少しでも収益を上げて事業が継続し雇用の継続も図られますように、いろいろ事業者の方々とコミュニケーションを図っているところでございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

次に、ページ277ページ。スクールガードリーダー配置事業についてお尋ねをいたします。

スクールガードリーダー配置、2名の方が今配置されている。市内の巡回指導、防犯対策を行っているということで、私もちょっとスクールボランティアということで大分出ていましたので、このスクールガードリーダーさんとお話することが随分ありました。大変専門家でいらっしゃるしまして非常にいろんな知識を持っておりまして、私たちにいろんなことを教えてくださるんですね。そして、今塩竈市がどういう状況か、安心安全がどうかということで大変な指導をしてくださるものですから、私は本当にありがたいと思いました。学校周辺の安心安全の点検あるいはスクールボランティアさんへのアドバイス、ふだんでもやはりそういう方たちの意識というのは大変高いものですから、こういった見回りではなくてもふだんの生活の中でも地域を見渡し、あるいは子供たちの見守りをしてくださっているということがわかりまして、大変感謝を申し上げます。

今、市内で2名ということなんですが、これはできれば学校ごとに1名ずつ配置していただけると大変ありがたいと思うんですが、その辺のことをお聞かせくださいませ。

○小野委員長 高橋教育委員会教育部学校教育課長。

○高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいまスクールガードリーダーの配置数の増加についてどうかというようなご質問をいただきましたが、実はこの事業につきましては県の教育委員会のほうの事業ということで、このスクールガードリーダー配置事業を受けまして、その時点で県内全ての希望する市町村教育委員会からの申請に基づいて予算が配当されるというようなことで受けた事業でございます。

継続して希望して本市においても2名の警察官OB、実は2名の方は警察署の署長さんを経験の方で非常に専門家でございます。そういったことでずっと開始以来同じ方2名にスクールガードリーダーをお願いしているところでございます。

増員に関しましては、確認をしながら可能であれば増員について要望してみたいところでございますが、なかなか課題もございまして、人材の確保、後継者の方がどれだけいるのかの把握から始まって、あとは県の予算との折衝というのもございますので、その辺は検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、各校にはとりあえずボランティアではございますが、全ての小学校のほうにはボランティアとしまして安全サポーターさんがおりまして、子供たちの登下校時の安心安全な学校態勢づくりの一助ということでお手伝いいただいております。大体少ないところで25名、多いところで60名ほどの安全サポーターさんがいらっしゃいます。そういったところで今はカバーしているところでございます。ご理解をいただければと思います。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。このスクールガードリーダーさんの配置というのは、ある程度小学校区においては1名ずつぐらいというのが希望でございますので、これはお願いをしておきたいと思っております。ぜひ県のほうにもお願いをしていただきたいと思います。

それでは、ページ330から331。ふるさと納税事業ということで出ております。大変県内県外の方から温かいお志をいただいております。この分野はまだまだこれから努力しますといろんな意味で財源がふえるのではないかということで、ちょっと気になったところがございました。全国的に今このふるさと納税で努力をしている市町村がたくさんございます。もちろんテレビ等でもよく放送されておりますけれども、そういった寄附金に応じた、とても大きいんですが、謝礼の部分で大変魅力的だといって寄附をくださる方が大変ふえていると。それはなぜか。おいしい地場産品がお礼としていただけるということで、私、一般質問でも前にやりましたけれ

ども、大体塩竈市のこの寄附金額に対するお返しがちょっと少ないんじゃないのかなというふうに思うんですね。

これは考え方だと思うんですけども、結局このお返しの部分に地場産品を差し上げるということは、これは売り上げにつながるんですね。つまりお礼として差し上げる地場産品を買い上げて送るわけです。これは売り上げなんですね。そうすると売り上げたものは税としてまた市役所のほうに戻ってくるという考え方。こういった返礼に対する考え方、これは丸つきり循環型なんですけども。そうすると業者さんのほうで売り上げがふえれば大変ありがたいということで、私は前に言ったと思うんですけども、長野県のある町ではお米を返礼に差し上げたら物すごく喜ばれまして、今やふるさと納税1億円でお米が足りなくなっているそうなんです。そういった本当に地場ものが欲しいという消費者の方たちはたくさんいらっしゃいますので、税金の免除もありますし、そういったことで全国的に今とても力を入れているんです。塩竈市としてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 今委員おっしゃるように、ふるさと納税当初制度設計をしたときには、ふるさと納税いただく方の控除額5,000円ほどございまして、自分の住まわれている所に納税するよりも5,000円ほどコストが最低限かかってしまうというそこをきちんと補てんさせていただきたいということで、そういった5,000円相当額を上限としたお返しをさせていただくということで制度設計をさせていただいたところでございます。

その後、その控除額につきましても見直しが行われ、また、来年も納税額等も大分ふるさと納税がしやすくなるようなシステムに変わっていくようでございますので、それに合わせて制度設計を再度改めてさせていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、一応この決算書を眺めさせていただいておりまして、1つだけお願いがございます。決算書の中に使用料及び賃借料といった項目があるんですが、各課の項目にあります。この内訳が出ていまして、私は予算書と一緒に突き合わせて見てはおったんですが、この項目の中で結構1,000万を超える金額というのがありますので、その辺のことを備考欄に詳細を載せていただければ大変わかりやすくてよろしいかと思っておりますので、

ぜひその点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 こちらの備考欄に書いておるものは事業款項目の細財節の事業名で書かせていただいております。今委員がおっしゃられたように多額の使用料について中身がわからないものがあるということでございますので、担当課のほうに細かい事業の内訳などをあわせて付すような、重立ったものになろうかと思ひますけれども、そういった工夫を来年度以降させていただきますと思ひます。ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

今回の決算書ですけれども、資料等大変よく精査されて、また細やかに出していただきました。本当にありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。質問を終わります。ありがとうございます。

○小野委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 私からも二、三質問をさせていただきます。

平成25年度の決算ですから、スタートは平成25年2月の議会の予算委員会ないしは施政方針から始まっているというふうに私は思うんですが、改めてこの平成25年度の施政方針を読ませていただきました。それで、実際にあのときに述べたことがある程度実現されているのか進んでいるのかというところをちょっとお聞きしたいなというふうに思ひます。

平成25年度の施政方針の中の「はじめに」、「はじめ」ですからここに概要を書いていると私は思うわけですけれども、この中の「本市において震災における基幹産業への打撃や人口減少による税収の落ち込みなど厳しい行財政環境にありますので、今後の国の経済政策や地方財政措置の動向を注視し、主要な財源の確保に努める必要がある」と。この主要な財源、やはりお金がないことには財源がないことには進まないと思ひますし、この財源の確保はうまくできたのかどうか、平成25年度についてはその辺をちょっとお聞きしたいなと思ひます。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 平成25年度は普通交付税が、前段申し上げましたように国家公務員等の給与削減に伴って地方公務員も下げなさいということで、それをベースにした地方交付税が削除されております。ただその削減された額が約1億2,000万余でございましたけれども、過去の行財政改革の努力によりまして地域の元気推進交付金というものをいただくことができ

まして、それによって約8,000万ほどいただくことができました。それによって普通交付税の減もある程度相殺、全額がただ削減に終わったということではなく、そういった交付金を活用してある程度補てんをすることができたということが25年度は言えるかと思います。

それから、25年度の主な中身といたしまして、やはり震災にかかりますさまざまな事業に対しましては予定どおり交付金事業歳入、それから効果促進事業活用に伴う歳入、そういったものも予定どおり図られて、財政状況としては大きなダメージを受けることなく震災復興の事業推進が図られたというふうを考えております。以上です。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そうするとほぼ予定どおり、思ったとおりといったのかなという回答じゃないかというふうに思います。

その中で、先ほど職員の賃金の話で削減的な話が出たので、最後にちょっとだけお聞きしようかと思ったんですが、この平成24年度の……ごめんなさい、24番の38ページ、一般会計の中の部分で給料・職員手当・共済費の総額という項目があるんですけども、これがこの一覧表によると平成23年度が約34億と、それから平成24年度が33億と、それから25年度については32億と、毎年1億ずつ減ってきているんですね。震災以降人員削減はしていないし、そんな中災害派遣の職員の方が来られて、そちらにもここから出ているのかなと思ったりもするわけですけども、最後の災害派遣手当ですね。そういうことを含めると、毎年1億円ずつ職員が減らない中減らしてきていると。これはすごいことだなと。よくよく考えてみると、決算カードと言いましたか、あれを見ると確かに減っているんだろうなという思いがあるんですね。そして、志子田委員が10年前の決算カードも持ってきてくれていて、それを見ると10年前の職員の給与部分を比較するとかなり減っているということになるんですね。今取り上げているのはここ3年間のことですけども、職員を減らしていない中これだけ削減できたというその裏、そういった努力はどこにどういったことなのかなということでご披露いただければなというふうに思います。

○小野委員長 高橋市民総務部次長。

○高橋市民総務部次長兼総務課長 それでは、資料No.24の6……済みません。資料No.6の6ページをお開きいただきたいと思うんですけども、これは別な角度からということになりますけれども、一般職員数というのが一番上のほうにございます。職員数の推移というのがございまして、平成24年度が……資料No.24の6ページをお願いいたします。24.24の6ページのほうを

お聞きいただきたいと思うんですけれども、職員数、それから臨時職員といった形での人数を示してございます。職員数の推移でございます。

(1) としまして一般職というのがございますけれども、一般職の職員数でございますが、平成24年度で645名でございます。それが平成25年度では637名となつてございまして、正職員数ではマイナスの8名ということでございます。この原因でございまして、定員のフレームに基づきまして、技能職の方につきまして不補充にしているという部分がございます。それから、水道部の方も退職というのがございまして、実際には正職員は8名しか減になっていないような状況でございまして、私のほうで現在職者の方のこの減分を補うための新規採用はさせていただきますと、純然と減になったのはこの人数だけでございます。

それから、あと派遣職員の方でございまして、20名ほどこの1年間でふえているような状況でございまして。その人件費はどこに書かれているかと言いますと、先ほどの資料No.8の決算書のほうに職員手当というのが、一般管理費2款1項1目の職員手当というところの6億3,000万の中の一部が派遣職員手当でございまして、その次のページをごらんいただきたいと思つておりますけれども……（「ページ数は……」の声あり）ごめんなさい。資料No.8の65ページのほうの2款1項1目一般管理費の中の職員手当6億2,900万円の中の一部に派遣職員手当というのが入っております。このほかに、次ページのほうをお聞きいただきたいんですけれども、67ページ、68ページのほうの19節負担金補助金及び交付金の中の備考欄下から2番目に災害派遣職員負担金19億7,000万……（「1億……」の声あり）1億9,700万とあります。これらが災害派遣職員さんに対するものになってございまして、ここにつきましては震災復興特別交付税のほうから措置されるというふうになってございまして。そのほかに県の任期付職員の方ですとかそういった方で総勢では20数名の方、職員だけでは賄い切れない工事の関係の設計ですとか現場管理等の業務に当たっていただいているというふうな状況でございまして。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると、私も余り細かいところがよくわからないんですけれども、職員は8名は減っているということですね。ただし毎年1億ずつ減っていて3億減っているんですから、8人で3億分の給料があるのかなと。そうすると若い人たちが入って物すごく給料が安いと。そして、物すごく高い人たちがやめてしまったというような論理になるのかななんて思つたりするんですけれども、そういうことはないんですか。

○小野委員長 高橋市民総務部次長。

○高橋市民総務部次長兼総務課長 確かに今おっしゃいましたように新陳代謝のような効果があるのと、もう一つこの特徴としましては、25年7月1日から26年3月31日までの間全職員の給料の削減を行っております。平均で3.5%ほどの削減を行っております、大体6,000万ぐらいの減額になったかなと考えております。以上でございます。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。こればかり聞いていても、ほかにもあったのでそちらのほうに戻りたいと思います。

施政方針で先ほど話しましたがそういうことがあると。その中で、「この塩竈が震災からいち早く復興し、長期総合計画に掲げる「おいしさと笑顔がつどうみなとまち」を具現化していくために、単に」——ここからになりますけれども——「単に従前の施策を踏襲する行政運営ではなく、常に改善・改革の強い意識を持ってあらゆる事業に臨み、議会や市民の皆様との密接な連携をもって難局に対峙してまいる所存です」というふうに書いてあるんですけども、ここで「おいしさと笑顔がつどうまち」ですか、これは資料9番の初めの部分の2段落目にも書いていますけれども、長期総合計画でうたっているタイトルになるわけですけれども、これを具現化するためにとったいろいろな政策、従前にはない政策、それから行政運営、そういったものではなくて、改善・改革の強い意識を持ってということですけども、具体的にこれらがどういったものにあらわれてきているのか。

それから、この議会や市民との密接な連携というふうなことが書かれておりますが、これはどういうふうにしたのか。私は例年どおりと余り変わらないんじゃないかなと思ったりもするわけですが、その辺のことをお聞かせ願いたい。できれば市長にご回答いただくと助かるなと思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほどの予算的にどういったことに取り組んだかということも補足しながら、今の部分を説明させていただければと思っています。

25年度におきましては補正予算を追加計上されています。たしか2月だったと思いますが、実はそういったものを最大限に当市では活用していこうということで、過日の全員協議会でござらんいただきました第三小学校の校舎の改築といったようなことについても、そういった100%国費という予算を活用しながら取り組みをさせていただいていると。このことは代表で

あります。そのほかにも、この補正予算の中で市民の方々の身近な部分の必要な施策についても欠かさず計上させていただきまして、そういったものが市民の皆様方の震災復旧から復興へということで役立てていただければという思いでございました。

また、委員のほうから、議会並びに市民の方々とというお話をいただきました。例えば「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」、これはあくまでも都市像でございますので、その施策の中で、例えば産業面でありますと、魚市場の改築ということを25年度から着工させていただいているということについてはご案内のとおりであります。また、学校教育につきましても、今申し上げました学校校舎の改築にとどまらず、さまざまな取り組みをさせていただいているところであります。福祉の分野につきましても、25年度新たにということで、例えば子ども医療費を3年生から4年生に拡大させていただいたというような取り組みであります。さらには、産業面については新たな企業誘致活動等についても一定の成果が上がってきたのではないかと考えております。

このような施策を展開するに当たりまして、議会の皆様方と意見交換、特に一般質問でありますとか決算特別委員会でありますとか予算特別委員会でさまざまなご提案をいただいております。そういったものにつきましては一つ一つチェックをさせていただきながら、全てを実現するということは予算的にも非常に困難ではありましたが、率先して取り組むべき課題ということにつきましては25年度で予算化をさせていただいたものと考えているところであります。

このようなことを踏まえまして、我々は議会の皆様あるいは市民の皆様方と問題・課題を共有しながら長期総合計画の実現、さらには震災復興推進の実現といったようなことについて取り組んでまいったという思いでおります。よろしくお願いたします。

○小野委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、それなりという表現ではちょっとですが、やれたのかなというふうに思います。この結果が資料No.6の決算審査の意見書の中にあらわれてきているかなと。結びの部分です。235ページ。志子田委員もきのう質問しておりましたけれども、そういった実態が下から5行目、そういうことがあらわれているなというふうに解釈をします。

短時間でしたけれども、私の質問をこれで終わりにします。

○小野委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 お伺いしたいと思います。No.9と24を使って主に質問したいと思います。No.9の26ページです。26、27ページ、待機児童ゼロ推進事業について伺います。

まず、27ページのほうの1の成果のところ、年度当初の待機児童はゼロというふうにあります。新年度が始まる時にゼロであるというのはある意味当然かなと、努力された結果もあるかと思うわけですが、大事なのは途中入所を希望したときにきちんと対応できているのかどうかということだと思っておりますけれども、それでこそゼロ推進というのを掲げていることが実行されたというふうになるのかと思っておりますけれども、現在待機児童はいないのか。いるとすれば何人か。どうしてそうなっているのか。まずお尋ねいたします。

○小野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 待機児童についてでございます。

今現在、待機児童は何名ほどいるのかということでご質問がございました。平成26年度の待機児童についてでございますけれども、9月1日現在で14名ほどの待機児童が発生しております。この14名というのは、公立・私立含めて市内の全ての認可保育所が10カ所ございますけれども、その10カ所の部分を含めて14名ということで現在待機児童でございます。

どういった内容ということなんですけれども、内容的には、兄弟とかで同じ保育所に入りたいといった方ですとか、あとは、どうしても家の近くの保育所でないと交通機関がないために通えない、そういった関係で待機児童が発生しているような状況になっております。以上でございます。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 この問題は国としては子ども・子育て新制度ということで来年の4月から大きく、5年間の猶予期間はあるわけですが、これまでの保育制度を変えていこうということ既に決めているわけなんですけれども、やはり私は、他市の例で恐縮ですが、横浜が8,000人の待機児童を解消したと。何をやったかという、今度国が目指している制度を先取りして、結果として株式会社3割参入してマンション型の保育所、保育士の資格がなくてもいい小さい保育所をつくる、そういう方向を先取りしてやったわけで、私はこういうやり方については子供の安全性、命を守る面でも、それが一番ですが、全く反対なわけなんですけれども、公立保育所の役割というのはそういう中でこういうコンパクトな塩竈市においては特に重要だと思うんです。

それで、同じ資料の24、25ページについてお伺いするわけですが、この入所状況を見ますと、定員の延べ人数が4,325人、24ページの1の入所状況ですね。それで各保育所での充足率というのはいろいろありますけれども、平均で95.4%。非常に大きいわけです。そして、

2番目にある特別保育事業、ここにこういう内容で果たしている役割が非常に大きいということがよくわかるんですけども、そしてさらに、25ページの評価のところでも、Bが3つではありませんけれども、ほぼ妥当であるというのがBであるそうですから、公立保育所の果たしている役割というのは私も評価していますし、一層これから重要になってくると思うんですけども、先ほど申し上げた国が進めようとしている新制度との兼ね合いでも、公立保育所の役割というその認識、そしてさらに今後の方向性について概要をどのようにお考えなのか、お伺いします。

○小野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 公立保育所の役割をどう考えているかということでございますけれども、保育事業自体は市が実施しなければならないということにはなっております。それを民間、私立の保育所に対しても認可を与えてそういったところでも保育を行っていただくというような形で、これまで公立・私立合わせて10カ所で運営してきておるところでございます。

公立保育所の役割としましては、やはりそういった私立の保育園などと連携をとりながら、市内同一の保育内容としていくことを基本としながら、会議なども合同で開催したり、そういったことをしながら保育の充実に努めてきているということがございます。そういったことを含めながら、公立の保育所としての役割を果たしていくのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 承りました。

もう一点だけ保育所についてお聞かせください。公立の保育所の正規職員数、臨時職員数、パートさん、時給の方ですか、人数はわかりますか。資料を要求すればよかったですけれども、失念したものですから。

○小野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 公立保育所の正規職員、臨時的任用職員、それから非常勤職員の数でございます。

まず、正規職員として保育士、調理員、用務員を合わせまして全部で4月1日現在で41名です。そのほかに臨時的任用職員が24名、非常勤職員が4名となっております。以上でございます。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 No.9の同じ資料の239ページ、240ページについて、もう少し関連することもあるの
でお伺いいたします。

学校給食関係です。今日まで自校方式を学校給食について守ってきたわけですが、こ
の中で240ページと242ページのそれぞれの小中学校の現況と課題のところ、現状を踏まえて
将来的な学校給食体制のあり方を検討していく時期となっているということが書かれてありま
す。そして、昨年ですかね、パブリックコメントも行ったような記憶がありますけれども、ま
ず前段として、この体制の将来的なあり方を検討していくというのをどのように進めようと
しているのかお伺いします。

○小野委員長 会澤教育委員会教育部次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食のあり方につきましては、平成22年度からず
っと継続しながら検討しているところをごさいます、総務教育常任委員協議会のほうにもそ
の都度報告してごさいます。結果としまして、いろいろ市民の方も入りながら検討してきまし
たけれども、今の給食室の現状からしますとHACCP対応がとても難しい状況にあるということ、
そして、児童・生徒数も少なくなってきた、そして、給食室の老朽化、財政状況、そうい
ったもろもろの事情を考えますと、将来はセンター方式がいいということで結論づけられてお
ります。財政的なものもごさいますので、センターをいつごろかというはまだ先のほうになり
ますけれども、30年以降ではないかと事務レベルでは考えているところをごさいますけれども、
今はそれまでの間安全安心な給食を提供できるように今の状況の中で最大限の努力をしてい
るところをごさいます。以上をごさいます。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 30年以降というこれは去年の決算でも同じご回答いただいていたわけなんですけれ
ども、私ども共産党としては、やはり自校方式そのものを守っていくべきだということを一言
指摘しておきたいと思います。

資料を要求しておりましたNo.24の9ページに学校給食の調理員の配置数が出ております。先
ほどは保育所さんのほうを伺ったわけですが、小中学校の現在の調理員が43名で、正規
職員は18名、42%。あとは臨時職員のパートの方が引くと58%。先ほど保育所についても正規
職員が41人、臨時職員、非常勤職員が28人と。こちらは正規職員のほうが多いわけですが、
も。

その点では同じく資料No.24の7ページに、本市臨時職員賃金というのが書いてありますけれども、調理補助が時給720円、保育補助が時給900円、もう一つの放課後児童クラブ指導員というのが時給800円。ちょっと厳しいことを申し上げるようではありますが、片やこういう臨時やパートで、いわゆる官製のワーキングプアに近いような方たちをつくり出してしまふ。そして、一方で正規職員の方についていうと逆に仕事の負担が重くなっていく。そういう現状があるのではないかというふうに思うんですけれども、そういう点で、両方に聞いてしまいますが、保育所、それから学校給食。まず最初に保育所のほうから結構です。次が学校給食でも結構ですが、正規職員をふやすということは私は当たり前の考え方だと思うんですけれども、こういう考え、意向はあるのかどうかお伺いします。

○小野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、保育所の正規職員についてでございます。保育所におきましては、各保育所とも年齢ごとにクラスを分けてございます。0歳児だったり1歳児、2歳児、それが5歳児までございまして、年齢ごとにクラスを分けております。そのクラスごとに正規職員を必ず1名は配置しているような状況でございますので、その下に補助として臨時職員を配置しているという状況でございますので、その辺を2人共同で保育しているというような状況になっております。負担がかかるということではなく、共同でやっているというような状況でございます。以上でございます。

○小野委員長 会澤教育委員会教育部次長。

○会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食調理員でございますが、こちらは技能労働職ということで、以前行財政改革の中で全議員さんにお認めいただいていることだと思いますけれども、そういった方たちの採用は退職者補充はしないということしております。そういった中でどんどんこちらのほうは減っていくということでございますので、委員ご心配のとおり正規職員が少なくなる中で非常に負担がかかってくるということは認識しております。それも給食のあり方の中で議論された内容で、そしてセンター化を目指すということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 給食のほうは今で理解できたわけですがけれども、保育所のほうは正規と2人で1組だから負担はふえないという、仕事の負担は、もちろん私はそれでもふえていると思うんですけれども、責任の負担というのがやはり正規職員というのは大きいわけです。単純に作業量

の負担というだけでなく責任の負担、そういう点もぜひ考慮すべきだということを一言申し上げておきます。

続いて、同じ資料No.9の38、39ページ、子ども医療費助成事業についてお伺いします。

38ページの下の方に県の補助事業、これは全国で最も低い4県ということで私ども何度も取り上げたんですが、1県上げたので、全国で最も補助水準が低い3県の一つに宮城県がなくなってしまったわけで、これは非常に宮城県の制度というのはひどいものだなと指摘せざるを得ないわけですが、そういう中で本市独自の制度として、一番下ですけれども、25年度から外来は小学3年まで入院は中学3年生まで助成と、漸次この間2回拡大してきたわけで、それは私どももずっと求めてきたことですので非常に高く評価するわけで、上を見れば切りがないので、大衡村のように18歳までやれとは私も言いませんけれども、ちょっと問題としてこの制度の財源について疑問を感じているんです。

というのは、ふるさと塩竈復興基金を多賀城市のように引っ越し、仮設住宅からの転居費用の援助に充てられないかというような質問を我が党の議員がやったときに、もう5,500万しかないという、どこにどう使ったものの中にこの子ども医療費助成の拡充、対象年齢拡大に充てたので、ここの現況と課題にも書いてありますが、「平成25年度からの助成拡大分に対する財源としてふるさと塩竈復興基金を取り崩して活用しているが、平成28年度以降の事業拡大については別の財源を確保する必要がある」と。制度そのものの拡充はもちろん先ほども申し上げましたように評価しているわけですが、考えてみると、それによってお金がなくなったからほかでもやっている引っ越しの援助ができないというようなことになれば、私は権利を要求するのがまず大事ですけれども、この全国で3県だけ低いという、それと同時に、本来この基金からではなくて一般財源できちんと、この子ども医療費拡大についてはそっちのほうが正解ではないかなというふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 子ども医療費の助成事業につきまして、今委員お話しのように、ふるさと塩竈復興基金の一般枠を活用して財源として事業実施に取り組んでおるものでございます。こちらの事業につきましては、ふるさと塩竈復興基金の一般枠の活用については、私どもも一般財源でこの部分は拡充または基礎的な部分が事業展開できればそれに越したことはないと思っております。ただここ数年来の出生者数の減少、それから若年層の減少、そういったことで、長期総合計画の中で定住人口をふやしていくという施策の中で緊急的に取り組まなけれ

ばならない施策だということで、ふるさと塩竈復興基金の活用を図りながらこの事業に取り組んでおるものでございます。この基金の運用については期間の定めがございますので、それ以降の財源の確保等につきましては一般財源等も含め総合的に捻出できないか、そういうところも当然工夫と検証をしていかなければならないことだというふうに認識しております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 前向きな答弁であったというふうに受けとめております。これが時限的なこの基金の活用から将来的な一般財源も含めて検討していかなければいけないという、そのとおりだろうと思いますので、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、199ページ、200ページ、都市再生整備計画事業。この中の事業概要の（１）の塩釜駅前広場整備事業、巨額のお金、きのうも志賀委員が質問されておりましたけれども、これは当初計画よりも大分おくれたわけですけれども、ただ駅前広場のほうはもう本当にきれいになって、私も毎日通るので、駐輪場のほうも大きなコンクリートブロックがたくさん運ばれて、いよいよ駐輪場の基礎部分がこれから始まるのかなと。それでも当初計画よりはおくれたわけで、まずなぜおくれたのかをお聞きしたいと思います。

○小野委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 お答えいたします。

塩釜駅前広場につきましては、当初9月ぐらいの完了を目指したんですけれども、着工が連休過ぎになりましたので、その中で交通広場のほうを一般の車両を通しながら施工するというような中で、その取り合いがありまして時間を要したと。そして、駐輪場のほうも一度交通広場をつくった後に施工せざるを得ませんでしたので、それで時間を要したというような内容になっております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 着工のおくれは承知しているんですけれども、看板はしょっちゅう見ているので、工事計画とか見ているので承知しているんですけれども、問題はなぜ着工がおくれたのかということをお伺いしたいんです。聞くところによりますと、土地取得に時間がかかったというようなお話も伺っておりますけれども、その辺り正確に教えていただければと思います。

○小野委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 土地のほうの取得がことしの3月にJRから取得できたということ

で、なかなか工事のほうを着工できないという事情がございました。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 答弁が非常に丁寧で正確過ぎて、私が答弁するわけにはいかないんですけれども、要するにざっくりばらんに言うと、J Rが高くふっかけ過ぎてその交渉に時間がかかったというふうには伺っているんです。その辺りを正確にどうなのか、きのうの志賀委員の質問にもありましたけれども、どうなのかお伺いしたいと思います。

○小野委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 鑑定評価を取ってJ Rのほうと用地交渉したんですけれども、その辺でJ Rとの交渉に時間を要したというような内容になっております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 坪当たり幾らでJ Rから取得したのか正確な額と、あと、近隣の相場と比べてどうなのかと、その辺りの評価もどうだったのかお伺いします。

○小野委員長 阿部都市計画課長。

○阿部建設部都市計画課長 答えいたします。

坪当たり5万7,000円で取得いたしております。この価格につきましては、周辺の路線価……今、坪とおっしゃった……（不規則発言あり）申しわけありません。平米単価でした。坪単価にしますと18万8,000円というような内容になっております。路線価とかそういった近隣の状況と比較してこれは妥当な価格ということで、この価格で買収させていただいたという内容です。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 妥当かどうかという、私はこれは高過ぎると思います。坪16万5,000円ですか。何ぼ駅の真ん前だとはいってもね。（不規則発言あり）18万8,000円というのはちょっと高いのではないかというふうに思うんですけれども。（不規則発言あり）これは幾ら基金があったとしても、国からの交付金を活用したとしても、もともとは税金ですのもう少し精査していく必要があったのではないかというふうに指摘しておきたいというふうに思います。

次に、111ページ、112ページの木造住宅耐震診断等助成事業、昨年も決算で伺ったんですけれども、これは最大上限で全部合わせて75万円助成されるということなんですが、昨年度の決算額が予算額の半分以下で決算をされている。この2の事業の実績の件数を見ると、一番上の耐震診断助成事業86件、38件、12件と年度ごとに減ってきているわけです。それで、112ペー

ジの成果指標の中では、今後の方向性として平成27年度までに90%以上を達成し、それからでしようけれども、95%以上に高めていくと。例えば昨年度1年間で12件のペースと。それはなぜかというのが成果の中に書いてありますけれども、このペースで27年度までに90%以上、あと3%ですか、達成できるのかどうかということをお伺いします。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 委員おっしゃるとおり、昨年度は12件と耐震診断の件数が大きく落ち込んでおります。これは震災から一段落ついたので、あと我々も防災訓練その他でPRを行っておるんですけれども、いま一つ震災から3年過ぎたところで皆さんの一服感があったのかと思われまます。

それで、今後27年度までに90%を達成できるのかというご質問ですけれども、平成25年度に国のほうで土地建物統計調査というものを行っております。それには耐震化率についても調査を行っておりまして、その結果発表が今年度随時行われてまいりますので、その結果等を踏まえまして、さらに啓蒙を続けていくなりして耐震化率のアップにつなげてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 ぜひ90%を目指して啓蒙とか周知に努めていただきたいと思います。

一言、この成果の中で、新築件数の増加と反比例する傾向として捉えられるため、結果としては住宅の安全性の向上は図られていると。耐震化は進まないけれども、新築件数がふえているから結果として総体ではというふうに取りられるんですけれども、問題なのは要するに昭和56年以前の建物についてなので、新築件数をませこぜにされて両方合わせりゃ進んでいるんだという示し方はいかがかなというふうに思うんですが、何かありますか。

○小野委員長 佐々木定住促進課長。

○佐々木建設部定住促進課長 お答えいたします。

ちょっと表現の仕方が、済みません、配慮不足だったんですけれども、新築を伴うということとは建てかえも伴いますので、耐震化前の56年度以前の建物が解体されて新築されたことによって、総体的に耐震化率がアップしているものと考えております。以上でございます。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 今ので納得いたしました。そこまで書いていただければというふうに思いました。

続いて、狹隘道路私道等整備補助金交付事業についてあわせて伺います。138ページから143

ページまでです。

139ページの施策の成果、これは定住促進課でやった事業ですが、これは写真のところは石堂で、実は私も住民の方から相談を受けて、この写真でいうと手前のほうに土地の所有者の方が駐車場を整備しまして、その際に道路を広げたわけですが、そこについては責任がないので砂利道のままで石がはねて大変だという近所の方のご要望をお伝えしたら、もうすぐやっただいてここの部分を右の写真のようにきれいに、結構長いんですけども、50メートル近くで2メートル幅ですぐやっただいたと。こういう経過があつて、地域の方も本当に喜んでくれたということがあります。

ただやはり新築にあわせてやる事業ですので、この事業は4メートルを新築の際に確保した上で舗装するという事業なので大変だというのはよくわかっているんですけども、そしてまた重箱の隅をつつくような質問をしたくないんですが、139ページで46キロのうち9.7キロと、21%の整備率と。去年が46キロで9.2キロだったので20%と。1年で1%の進捗なんです。これはもちろん今持っている人に強制的に退去させるなんていうことはできないわけですから困難なことはよくわかっているんですけども、20から21と。仮に100%をやるとすればあと79年かかって100%になるというような数値になっていくわけなんですけれども。

それとあわせて狭隘道路私道等整備補助金交付事業、142ページなんですけれども、ごっちゃにはいけないんですけども、この間、実は私道整備についても地域の方から私にご要望を受けて、それできのうの朝も実は別の仙台の方から要望を受けた件もあつて、全く同じなんです。要するに、その仙台の方の場合は、塩竈の場合も大体同じで百数十メートルの区間で私道なんです、仙台もそうなんです、百数十メートルで私道、ただ両方とも4メートル幅は確保している。ただ地権者がもうとにかく世代がわりで、仙台は世代がわりが完全に済んでいて60年前の造成地なので、要するに証明する書類を集めるのも大変なだけけれども、地域の皆さん市の補助も受けて舗装するというふうに決まったようなんですが、それで相続を証する書面とかいうのを実は私が持っているんですが、それを仙台のほうにわざわざ出してくれと、もう亡くなった父の名義の道路があるというのがわかって、そういう相談を受けた中に含まれていたものですから、今後こちらの塩竈の場合も、これは玉川一丁目の野田の玉川から細い道を上って聞信寺の手前を右に回ってずんどまりのガタガタ道なんですけれども、あそこは幸い建てたときの世代の方が高齢化はしていますけれどもまだほぼいらっしゃる。そういう時期のうちにはやっておかないと、事例として挙げた仙台のように完全に世代がかわっているところで

やるとなるといろいろな書面が大変になってくると。

ですから、こういう事業について、143ページの現況と課題の中に書いてあります。「地域住民による自主的な整備が計画されている場所に対して整備資金への支援助成が求められている」と。もう世代がかわってしまうと、誰のところがどうなのか、もう実はその玉川のところでも1件あったんですが、土地を持っている人すらその部分が自分の所有地道路だということを知らなかったという事例までございます。そういう面では、要望を受けたら、いつまでも地域住民で勝手にまとめてそれから上げてくるのではなくて、もう少し市として積極的にそういう声を、1件からでも上がったら、その上げた人が全部その道路の両側を取りまとめるというのはもう高齢化していて大変ですので、積極的に行政として聞き取りをやったりお手伝いをしたりというような、そうでないと私はどんどんどんおくれればおくれるほど大変な作業になってくるのではないかと思うんですけれども、その辺お考えがあればお聞かせください。

○小野委員長 赤間建設部次長。

○赤間建設部次長兼土木課長 私道整備につきましては、委員おっしゃるように何件かうちのほうにも相談がございます。その相談を受けた中で、基本的にはやはりその所有者の確認というのが必要になってまいりますので、その辺につきましてはご相談に応じながら助言を差し上げているところでございますので、よろしくお願いします。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 ぜひ相談に乗っていただいて、そういう方々を手助けして進めていただけたらというふうに思います。

最後になりますけれども、何人かの方からも質問があったわけですが、1点だけです。NEWしおナビ100円バス、151ページ。それから、364ページの仮設住宅交通支援事業。これについて、152ページの現況と課題のところを書いてありますけれども、364ページもたしか同じ財源じゃなかったのかなというふうに記憶しているんですけれども、現在は全額被災地特例の時間的な国庫補助金、地域公共交通確保保持・維持・改善事業、これを活用して運行していると。今後の財源が課題であるというふうに書いてあるんですけれども、質問された皆さんが求めているのは路線の拡充であったり逆回りであったりさらに発展させることを、あるいは災害公営住宅の路線を求めているわけわけですが、財源的に国からの25年度で途絶えてしまったのか。そして、今後どういうふうにこの財源を確保されていくお考えなのかお伺いします。

○小野委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 NEWしおナビ100円バス、あと仮設住宅の往来タクシーの財源で
ございますが、今現在はお話がございました財源を活用して100%補填しているような形で
ございます。こちらについては27年度まで活用ができるということで、一般財源を圧縮できるよ
う有利な財源として活用しているというのが現状でございます。

また、今後それがなくなった場合にどういう財源を確保していくかということに対しまして
は、国のそういった補助等の要件も的確に捉えながら、また、こういった制度が利用できるの
か。また、例えばバスのネーミングライツ、バス停のネーミングライツですとか、あるいはラ
ッピングバスですとか、そういった有効な財源等も検討しながら継続してできる取り組みを模
索してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 これらの問題について27年度まで適用できるということで当面はあと1年ちょっ
とは大丈夫だということで、その後もぜひ維持あるいは拡充される方向で、今のご答弁にあつた
とおりよろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

○高橋副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いしま
す。菊地 進委員。

○菊地委員 25年度の決算審査の中で、まず資料No.6の決算審査意見書のページでいうと24ペー
ジになります。

25年度の収入済額が505億9,100万円だと。そして支出が413億2,700万だということで、その
24ページにありますとおり、不用額が昨年より2億3,800万も多い23億4,400万円あると。この
不用額に対して当局はどのように考えているのか。我々は25年度の予算の審査に当たったとき
には、何度も言っていますとおり、市民のためにお金が全部使われて実績が上がればいいと思

って予算に賛同したつもりなんです、23億もの不用額が出るということは、予算編成時に予想していてこういう不用額をつくったものなのか、それともどういう状況なのか、簡単にご説明願いたいと思います。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 ただいま菊地委員からご質問いただきました不用額の中身について、その性質別にお話をさせていただきたいと思います。

前年度と比較いたしまして2億3,898万円の増となったところでございます。まず、11款災害復旧費でございますが、これが増要因としては一番大きくて51.2%の増というふうになっております。次いで、農林水産費が率的には150.4%。8款の土木費については50.6%の増というふうになっております。

主な増要因につきましては、道路災害復旧事業が事業進捗等のおくれによりまして前年度から増というふうになっております。ただ不用額によって未執行となった事業費につきましては、26年度当初予算において改めて予算計上してお認めをいただいて事業に取り組むというふうなことになっております。

また、農林水産費につきましては、主に防潮堤の協議のおくれによります浦戸地区の漁業集落防災機能強化事業に伴います要因でございます。同じく水産課工業施設の整備等の支援事業7分の8補助でございますが、これが事業者の整備の確定に伴いまして不用額が発生いたしまして1億730万6,000円の増となったものでございます。そのほか土木費につきましては、下水道事業の補助や単独災害復旧費の財源が移動したことによりまして、一般会計の繰出金の不用額、こういったものが主な要因として上げられます。

不用額の発生は、その多くが繰越事業の予算におきます事業費の確定に伴うものでありますことから、震災後の繰越予算増に伴いまして不用額も増大しているということでございます。以上です。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 いろいろ説明されましたが、単純にやはり予算の執行をしてもらって何でも事業推進がなされればいいのかというそういう希望ですので、今後事業に当たっては速やかに推進されますよう努力をしていただきたいと思います。

次に、我々市民クラブが資料を要求しておりました資料24のページ38ページ。こういった資料を出していただきましてありがとうございます。私はいつもこの資料の中で特殊勤務手当と

ということで、ずっと何十年という大げさなんです、特殊勤務手当の件で聞いておりました。それで、今回は病院が約1億1,000万の特殊勤務手当のほかはおおむね減少されているのかなと思っています。ずっと質問していてよかったなと思いました。

それで、1点だけ端的に聞きますが、一般会計でこの特殊勤務手当というのは978万ほどあるんですが、何人の方がこういった特殊勤務手当を受けているのか。そして、一般会計の中で何が特殊なのか、その辺の事情だけ手短かに、人数と何が特殊なのか、それだけお知らせください。

○高橋副委員長 高橋市民総務部次長。

○高橋市民総務部次長兼総務課長 今資料を確認させていただきますので、ちょっとお時間をください。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 では、資料を確認する間、次に移ります。

同じく資料No.24の64ページ、ここに各種団体への補助金一覧表とあるんですが、この中で4番目にあるんですが、この270万円浦戸地区地域伝統再興事業補助金とありますが、これはどういうことをなされているのか、手短かに説明をお願いします。

○高橋副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 こちらは東日本大震災で寒風沢のほうでみこし等が被災をしまして、その装飾品ですとかといったものを浦戸振興協議会に対しまして補助をして、今回備品を整備した内容というふうになっております。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 わかりました。

この米印は事務局もやっているというふうに記載されているんですが、それはどういうわけで事務局を行政側がかかわっているんですか。

○高橋副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 浦戸振興協議会につきましては、浦戸振興課のほうで事務局を務めているという内容になってございます。これは離島にブルーセンター、浦戸振興センターがございすけれども、そちらのほうを中心としましていろいろ事務的な整理を行っているという形でございます。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 浦戸振興協議会絡みだということの理解でいいわけですね。はい、わかりました。

あと、ちょっと飛び飛びになります。資料8の175ページ、176ページの社会教育の支出済額のところがあるんですが、あと、これと同じ資料の185ページ、186ページのところでちょっと教えていただきたいんですが、まず、186ページでいうと、翌年度の繰越額が9,000万、そして事故繰り越しが4,475万8,800円、そして不用額が309万4,671円とありますね。そして、176ページの社会教育費も、支出済額は4億5,379万4,749円で繰越明許費が9,000万、そして事故繰り越しが4,475万8,800円、そして不用額が3,014万6,451円となっているんですが、これはどういうふうに理解すればいいのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○高橋副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 お答えします。

この部分につきましては、杉村惇美術館、あと公民館本町分室の整備事業絡みでございまして、まず、第一期工事が平成24年度補正で25年度に繰り越され、なお25年でも事業が完成しなくて、平成26年度に事故繰り越しをした分として事故繰り越し事業24年度分として4,476万8,800円を計上しております。

また、第二期工事として現在行われている事業でございまして、この分につきましては、平成25年度の最終補正を行いまして、26年度に全額を繰り越させていただいております。その分の繰越明許費として9,000万となっております状況でございます。以上でございます。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 175ページにも事故繰り越しということで4,475万8,800円が載っているし、186ページにも同額が載っているのなぜこういうふうなやり方をしているのかなと疑問に思うわけですね。1つの事業だったら事業でわかるんですけども、それが飛び飛びになってこういうふうと同じ額が載っているというのは、こういうやり方を常にしていましたか。ああ、わかりました。

あと、もう一点、この事業についてなんですが、繰り越した何したはいいんですが、当初駐車場整備という問題があったと思うんですが、その駐車場整備の方向性、考え方というのはその後どのように進んでいるのかお知らせください。

○高橋副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 所管の協議会でも同じような質問が出されておりました。美術館整備事業にあわせまして駐車場用地を確保するために、隣接する所有者と交渉

を重ねてきた経過がございました。残念でしたが、合意せずに駐車場用地の確保を断念した経過がございまして、イベント開催時には、本町にございます旧ちびっ子広場そういった用地を確保しながら、駐車場用地として確保して対応してまいりたいというように考えております。以上でございます。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 イベント等のときはちびっ子広場を活用すると言うけれども、あそこは現に小さい子供たちが遊べるような施設なんかもあったんだけど、そういうのは大丈夫なんですね。

○高橋副委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 用地の所管課であります担当課ともちょっと協議しまして、今現在は更地になっておりますので、支障のない形での活用をさせていただこうかなというふうに考えております。以上でございます。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 ちびっ子広場もいつの間にかなくなっていたのかなと思います。残念です。では、今後美術館関係で頑張ってもらうように、さらなる努力をしていただきたいと思います。

あとは、資料No.9の12ページをお願いします。

予防接種事業の中で、4月初めから子宮頸がんの予防ワクチンを導入しましたが、後遺症とかが話題になったので6月には積極的な勧奨を差し控えておりますというふうな記述があるんですが、これはもう市民に「しませんよ」ということなんですか。ただ大っぴらに予防接種関係はしないしてほしいというのか、それとも、この項目は上げているけれどもやめるという意味なんですか。どうなさりたいのか。積極的な勧奨を差し控えたいということは、市民にとってどうすればいいのか。受けた人がいたら、仕方なしに後遺症が出て受けなさいよというのか。それとも、ちょっとでもリスクがあるから塩竈市としてはもうこの事業はやらないというのか。その辺をはっきりしないと市民の方が困るのではないかなと思うんでよね。その辺の考え方を持っているのかどうか、お知らせください。

○高橋副委員長 相澤健康推進課長。

○相澤健康福祉部健康推進課長 今、子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の差し控えということでご質問をいただきました。国の考え方といたしましては、定期の予防接種が実施されてから副反応が多く出たということでございますので、ただ定期の予防接種として子宮頸がんを予防する効能は引き続きあるということで、市民の皆様にはその予防接種を受けることによっ

での効能、それから受けることのリスク、それを聞き取りいただいて判断していただくということで、市としては、国のほうで定期予防接種というふうな位置づけでございますので、そういったことでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 簡単に言えば、予防接種を受けるのは自己責任でやってくださいということでしょう。はい、わかりました。やはり塩竈市では積極的なものを勧めないということ、国の政策ではその項目があるから、あとは自己責任でやりなさいというふうな考えだということでした。

あと、次に移ります。154ページのNEWしおナビ100円バス運行について、多くの委員さんからいろんな話が出ていました。私も住民の方からはやはり「土日になぜ運行しないんですか」と。「議員さん、議会で言ってけったのすか」なんてしつこく言われますので、まず、土日運行について、これは要望になると思うんですけども、市民の方からも多分そういった話が出てきていると思いますよ。あとはルートの拡大。やはり高齢化になってなかなか今のルートでは一山越えないと自宅までは帰れないんだと、もう少し300メートル400メートル中に入ってもらえるようなルートも考えてくださいというので、やはり市民の足として本当に利用されているものですから、もっとよりよく市民のために、あと、土日の塩竈市内をよく歩きますけれども、人通りがないというのもやはりこういったバスの土日の運行されていないという影響があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ多くの委員さんも言っていますし、市民からの要望というのがいっぱいあると思いますので、早急に来年度はもうルートの拡大やら土日の運行もするというふうな方向性にぜひ役立てるような施策をつくっていただきたいと思いますので、これは要望、決算としては今回の154ページの……（「151ページですね」の声あり）151ページ、ごめんなさい。押し進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、ページ106の重度障がい者移送費等助成事業について、これもお願いしたいと思います。106ページ。いろいろ重度障がい者の方に対して移送費関係、タクシー券48枚またはガソリン1,000円を12枚というふうに支給されて、本当に障害者の方が住みなれた塩竈の市内を移送費の助成があるおかげで社会参加しているというのは、本当に福祉課の皆さんのご努力かなと思って敬意を表しております。

しかしながら、1点だけ。タクシー券も初乗りが、この制度ができたときは600円でできたのかなと思うんですが、今は670円ですか。あと、ガソリンも当時は100円以下でないかなと思

うんですが、今は160円ぐらいになっていると。そうすると、活用したいんだけど枚数が足りないという方もいっぱいおりますので、その辺どういうふうな方向性としてお考えなのか、それだけお知らせください。利用者は大変喜んでますよ。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 重度障がい者移送費等助成事業でございます。今、菊地委員からお話ありましたように、重度の心身障がい者の方の積極的な社会参加を促進するということでの本市独自の制度でございます。タクシー助成制度と申しますのが平成2年度からスタートいたしました。菊地委員がおっしゃいましたように、タクシーの初乗り分2キロになりますが、2キロ分を助成しようということで始まったものでございます。そうしましたところ、やはりご自分で運転される方もいらっしゃるということで、車の燃料費の助成もというなお話がございます、平成17年度から燃料費の助成も行っております。

タクシーの助成の部分については、2キロ分を月4枚ということで助成しておりました。それにあわせて燃料費の分もということで、同じような形で制度設計したところがございます。また、他市の状況もということで、月1,000円という形に設定させていただきました。

この制度につきまして、今ご指摘がありましたけれども、制度の見直しといったものについて必要なかどうか検証させていただきたいと思っております。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 よろしく検討していただきたいと思っております。やはり地域に社会参加の促進、これが一番のノーマライゼーションの理念に基づいて、障がいがある方もない方も同じ地域で活動できるというふうなその基本の基本だと思っておりますので、さらなる拡充をお願いしたいと思っております。

時計を見ながらやっていますともう少しなんです、資料の211、212ページをお願いしたいと思っております。

浦戸振興についてです。予算が1,507万9,000円だということで、いろいろ事業がなされているみたいです。それで、簡単にいうと人口減少対策と島外の人口移住しやすい環境整備とかと説明に書いてあるんですが、これの具体的なものがあるのか。また、命の架け橋、寒風沢と宮戸島の架橋の考えと、こういうものも含まれての移住とかそういうものを考えておられるのか、お願いしたいと思っております。

あと、欲張りで申しわけないんですが、市営汽船のウィークエンド便が昨年10月より運航されています。毎週金曜日。その利用状況はどうだったのかというのをお知らせ願いたいと

思います。

そしてまた、2月から3月にかけてモニターツアーというふうな事業を実施したように記載されているんですが、その結果。あと、どういうふうなモニターツアーというとなにかをしたのか、その辺の内容をご説明願いたいと思います。

○高橋副委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 浦戸振興につきまして何点かご質問を頂戴いたしました。

まず、浦戸の定住促進関係でございますけれども、こちらにつきましては、今年度取り組んでおります旧浦戸第一小学校・第二小学校の（仮称）浦戸ステイションという整備を行うところでございますけれども、この整備を25年度の予算範囲ではございませんけれども、予定しているところでございます。また、今年度実施してございます浦戸地区の市街化調整区域に係ります地区計画の策定というものも今年度取り組んで、現在ワークショップ等を島民の方の参加を得ながら進めているところでございます。

あと、モニターツアーの関係でございますけれども、ことしの2月から3月にかけて計3回、一般参加者の数といたしますと37名の方にご参加をいただいた事業でございます。まず、1回目のプレモニターツアーということでは、漁業体験等も交えながら浦戸の歴史探訪なども交えたモニターツアーを実施させていただいております。また、2回目といたしましては、20代から40代の若い方を対象に、浦戸の歴史探訪を行いながら浦戸とえにしを育むというようなことで、島民の方との懇談会もやりながら実施をさせていただいております。3回目のツアーといたしましては、食育、浦戸の魅力である食というものを通して、島の婦人部の方のご協力もいただきながら海の恵みを知る料理をつくってそれを振る舞ったというようなツアーを企画いたしましたものでございます。

あと、ウィークエンド特別便の実績ということでございます。こちらにつきましては、平成25年度10月から実施をいたしまして年度末までの間に342名の方というふうに確認をいたしてございます。

あと、事業費といたしまして、25年度につきましては1,211万7,000円という金額でございますが、こちらは財源といたしまして国庫支出金をいただきながら、先ほどお話をいたしました寒風沢のみこし関係の270万円の補助、あと、浦戸ラウンジの整備のほうに活用をさせていただいている内容が主な内容というふうになってございます。以上でございます。

○高橋副委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、浦戸振興課よりお尋ねのありましたウィークエンド便の件ご答弁を申し上げます。恐れ入りますが、主要な成果、資料№.9の215ページをごらんいただきたいと思ひます。

こちらは特別会計側の成果になりますが、この215ページの一番下にウィークエンド便の実績を記してございます。10月から3月までの間に全22回運航いたしまして、利用者は342名ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 ありがとうございます。いろいろ頑張っているのかなと思ひます。浦戸の振興というのは、やはり長い歴史がある浦戸を何とか活気・元気のあるような島にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、課長が言った215ページというと交通特別事業会計なので、私は浦戸振興のほうのウィークエンド便ということでやりましたのでお間違ひのないように。後で、委員長から「何だ」と言われても困りますので、その辺はよろしくお願ひします。まさか答弁が特別会計のほうから来るとは思わなかったのでびっくりします。

それでは、あと、同じ資料の190から194の観光物産協会のことでお伺ひします。

ちょっとわからないんですが、この一般会計の7款1項5目に予算額が610万とありますが、この610万というのはどこから持ってきた額なんですか。

○高橋副委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 610万の内訳でござひますが、これは事業名が2つ併記してあるんですが、1つは観光物産協会に対する補助金が380万ほどござひます。残りの部分がDC参画事業ということでの事業費ということになると思ひます。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 一緒にやったというのもわかるんですが、予算はたしかDCと観光物産協会というのは違うのではないかなと思ひます。なぜこういうふうに寄せ集めなきゃだめなのかなと思ひています。

そして、仙台・宮城DC参画事業の予算は930万なんですよね。380万とやると1,310万なんですが、これは610万しか出てこない。あとの700万近くはどこに行ったのというふうな、我々はそういった意味で930万円と380万円の予算を認めたわけなんですよ。だけれども、決算ではそれが出てこなくて、ただ610万と出されて、残りのお金はどこに行ったんですかというのが、

やはり審査する側とすれば大変興味があるところなので、どうしてこういうふうなやり方をするのか私は理解できないんです。同じ380万だったら380万だったらわかるんです。そして、あと930万がDCに使いましたよというのでこういうふうにしましたというのだったらわかるんですが、合わせて1,310万円で上がってくるのだったらわかるの。ここの予算額のところに。それが上がってきていないから、どういうわけなんですかと。単純に審査する側とすればそこが知りたいので答弁してください。

○高橋副委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 大変申しわけございません。書き方がちょっと問題があったと思いますが、DC関連といたしまして、委員さんがおっしゃいますとおり930万ほど25年度でお認めいただきました。それで、表記の仕方がちょっと問題があるのかもしれませんが、基本的には380万、そのうちの残り部分の金額につきましては観光物産協会と協働でやっている部分の予算ということで、物産協会に委託部分も含めてプラスでお願いしている部分の表記でございまして、市が独自でやっている部分というものが本来別な形で930万からの残りが記載されればよかったんですが、そちらの表記がなかったということになると思います。実際にやっている事業の支出につきましては決算書のほうには明記させてもらっていますが、こちらのほうとの整合がちょっととれていなかったということで、次回以降、表記の仕方も考えていきたいなというふうに思っています。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 整合がとれていないと言われると、だから、この差額がどこに行ったのかなというのが教えてもらえばいいのね。380万は観光物産協会にやりましたよと、補助金だからやりましたよと。それはわかるの。それで、その930万のうちこの380万を引くと二百何ぼ、計算でいうと700万というのがどこに行ったんですかと。700万は、いや、道路舗装に使用したとかという説明があるのだったら、ああご苦労さまと言うんだけど、そのお金がどこに行ったか明記されていないからどうなんですかと。これを認めてくださいと言ってもわからないんじゃないかなと思うんですよ。でも、私以外の人はみんな「ああ、700万わかりました」というのだったらいいけれども、そこがどこに行っているのか教えてください。

○高橋副委員長 本多観光交流課長。

○本多産業環境部観光交流課長 済みません。資料の作り込みが、ちょっと申しわけないです。

先ほどのをもう少し詳しい中身で言いますと、こちらの資料9ではなくて、資料8のほうで

ご説明させていただくとわかりやすいと思うので、資料8の140ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの中身で、観光物産協会への補助金もこちらのほうの中には記載されておるんですけども、その他の残りの部分で市が直接事業を行った部分というところになります。例えば11節の需用費あるいは委託費等の中に含まれておりますが、具体的に申しますと、例えば11節500万ほどの予算を計上させておりますが、この中の印刷費、これはしおナビのパンフレットの印刷でありますとか「おいしおがま」というJR向けのポスター等の印刷経費、あとは、消耗品費なんかの200万という中には観光キャンペーンのときのノベルティ費、こういったものなんかが含まれております。

委員がおっしゃいました差額分といわれる部分の使い道といたしましては、市が直接やった部分として、成果のほうにはちょっと申しわけございませぬが出てきませぬが、このような形で決算書の中には明記されておりますので、それでご了解をいただければというふうに思います。

○高橋副委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 この短いやりとりでご了解願いますと言ったって、なかなか今の説明で、しおナビというのがデスティネーションキャンペーンでいつもつくっているのか、それとも、私は観光物産協会のほうでつくっているのではないかなというそういう思いがあるものですから、その辺が額も合わない。あと、今の説明で印刷製本代ですよと言われても「はい、そうですか」と、このやりとりで「はい」とは私は今の説明でなかなか理解しにくいなと、自分はね、計算がなかなか足し算引き算わからないものだから聞くんですけども、571万にしても930万のうちの五百何万使って残りはどこなんですかという説明を今できるのかどうか。

だから、その辺の予算が観光物産協会のほうが380万なの。そして、宮城DCのほうが930万なの。額が少ないほうがちゃんと説明文に載っていて、そして、額の多い930万のほうで成果のほうに出てこないというのがやはりおかしいと思いますよ。これがこういうふうになりましたと言ったって、500億の事業のうちの900万だからと言うかもわからないけれども、そういった意味でちょっと不親切でないかなと私は思いますよ。事業をやっているのはわかるけれども、こういう大事な決算の資料にそういうのが出てこないということに私は質問しているんだからね。だから、事業をするというのに対して、もっとやったことに自信と確信を持って予算消化をして事業をしたのだったら、ちゃんと成果のほうにも載せてくださいよ。では、セレクトし

て出すんですか。その辺の考え方はどうなんですか。市長。

○高橋副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、担当からご説明させていただいておりますが、11節の需用費ということで関係する需用費をここに集約をさせていただいておりますので、そのうちDCキャンペーン分が幾らというふうなことは当然担当課では積み上げをさせていただいておりますが、成果のほうにその数字を載せることによって逆にわかりづらくなる部分もございましたので、そのような処理をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○高橋副委員長 高橋市民総務部次長。

○高橋市民総務部次長兼総務課長 先ほど資料No.24の38ページで特殊勤務手当、この業務の職種ですとか対象業務はどういったものがあるんだということでございます。

特殊勤務手当としましては、市税の徴収業務に従事する場合ですとか、あるいは社会福祉事務所に勤務するケースワーカーあるいは査察指導員等の業務を行う場合、あるいは清掃工場に勤務する職員、あと保健指導業務、こういったものが代表的なものになっております。

あと、その他魚市場管理事務所ですとか、あるいは道路上の作業従事あるいは災害時の特勤手当というのがございまして、今回の減少の要因としてはその災害が災対本部の開催回数が減少したものと考えております。以上でございます。

○高橋副委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 では、私からも最後になりましたが質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、No.24で資料をいろいろと出していただきました。これは毎年の決算の積み重ねとして、私たちはこの場で使うだけではなくていろいろと使わせていただくということをご報告しながら、この資料を大事に生かしていきたいというふうに思っております。

質問は最初に、No.9の51ページから52ページにかけて。きのう伊勢委員が生活保護事業について質問いたしました。そこで、私も関連して質問しておきたいと思うんですが、1つは最初に、きのうケースワーカー8名の方と、それから先ほども出ていたようですが、査察指導員1名、就労支援者が2名ということで、今職場で生活保護に携わっている人たちの内容について報告されました。そこでお聞きしたんですが、査察指導員というのは社会福祉主事のことなんでしょうか。一体どういう仕事をしているのか、ちょっとお知らせください。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 査察指導員1名なんですけれども、社会福祉主事の資格を持った職員でございまして、生活保護の施行事務というような形で業務に携わっております。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。

そこで、今年度もかなり削減されているというか、生活保護の受給者が減ってきているという問題ですね。その大きな中身としては、きのうの説明では就労支援が実を結んだと、受給者の自立が図られたということが大きな内容だったと思うんですね。そのほか東日本大震災の義援金、支援金が入ったということにもよりますけれども、大きくはこの就労支援の関係を述べておりますのでお聞きしたいのですが、この就労支援というのは何に基づいてやっているのかお聞きします。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護法に基づいた指導でございます。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 生活保護法の何に基づいてやっているのでしょうか。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ちょっとお待ちください。今、条文を確認いたします。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 それは後から答弁していただきましょう。

就労支援で私のところに相談に入ったところのケース、私が知り得たケースですけれども、こういう就労支援がされているんですね。たんの除去、酸素吸入のために24時間見守りが必要な障がい児の母親に対して、子供を預けて働くことを求めているという指導がされたと言っているんです。この子供さんは残念ながら最近お亡くなりになりました。この母親に働くこと、就労を強いることは、子供の生きるか死ぬか生死にもかかわるもので、保護の目的達成にとっても望ましくないというふうに私も思います。一方、旦那さんは病気で16種類の薬を飲んでおられる方で、そういうことでこの子供を長期に預かる施設はないという状況があったわけです。そういう中で就労支援をされたということです。

それから、もう一つは、3歳未満の子を抱える母親に子供を別れた夫に預けて働くことを求め、職員が夫に面会し子供を引き取るよう指導したと。この指導は家族をどう形成するかという人間の根本にかかわる権利を侵害するもので、重大な人権侵害になるのではないかというふうに思うわけでありませう。

そういう点で、こういう指導がされたのかされてないのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほどの……失礼しました。ただいま質問ありました件の具体的な例でございます。その件に関しまして説明させていただければと思ひます。

生活保護受給者に稼働力がある場合、きのうもご説明しましたけれども、その場合につきましてはその稼働能力を活用するよう促しているところでございます。このことは生活保護法第4条において、保護の補足性、そういった原則が示されておりまして、保護は能力を活用することを要件として行われていると記載されております。生活保護実施要綱の次官通知におきましても、要保護者に稼働力がある場合にはその稼働能力を最低限の生活の維持のために活用させることとされていることに基づいているものでございます。

なお、生活保護受給者の稼働力につきましては一律ではございませんので、就労支援を行う際には、受給者の方々の年齢、家族構成、健康状態、資格、職歴なども含めて、受給者本人と相談しながら行っているところでございます。

また、生活保護受給者の世帯に就労を困難にする事情や就労を阻害する要因があれば、就労できる環境づくりについても助言しているところでございます。

今、委員がおっしゃいました世帯につきましてはなんですけれども、その事例におきましては社会福祉事務所におきましては夫の主治医から病状聴取を行いまして、夫は体力がしっかりして就労も問題なく可能な状態であり、夫が子供の見守りをできる状態であるということから把握してございます。つまり夫が子供の見守りをすることができる状態であるということから、先ほど申しました次官通達によりまして、要保護者に稼働力がある場合にはその稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること、それに基づきまして稼働能力を有している世帯員でございます妻に就労支援を行っているというところでございます。

次に、2つ目の事例であります。失礼しました。その事例に関しては、福祉事務所は就労できる環境が整っていない場合は、生活保護法第1条に定められた法の理念でございます自立を

助長するということを目的として、身内や保育所等を活用するなどの就労できる環境といったものを整えるように助言しております。ただし、世帯主との面談及び助言指導の際に家庭の事情といったものに踏み込んだ説明があったことにつきましては遺憾であるというようなことで、なお一層慎重を期して誤解のないよう説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 確かに今言われたように第4条に保護の補足性というのは出ていますね。しかし、その第4条の③のところ、いや、違う、5条のところ、第4条に規定するところはこの法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は全てこの原則に基づいてなさなければならないというふうに出ているわけですね。運用面で。

私がきょう言いたいのは、指導及び指示、先ほど何の法律に基づいて就労支援をしているんですかというふうにお聞きしました。それは恐らく第27条だと思いますね。指導及び指示。保護の実施機関は、被保護者に対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示をすることができるというふうに出ています。2項には、前項の指導または指示は、被保険者の自由を尊重し、必要の最小限度にとどめなければならないというふうにも出ていますし、27条の2項には相談及び助言で、保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために要保護者からの相談に応じ必要な助言をすることができるというふうに、27条の2では述べているわけですね。

それを前提にしながら、先ほど次長のほうがお答えになっていましたさきの事例の分、子供さんがもう何もできない状態ですから、母親が子ども病院に行って訓練を受けて、そしてたんのとり方、それから介護の仕方といったものを勉強して、そして十何年間育ててきたわけですよ。そして、旦那さんは旦那さんで16種類の薬を飲むぐらいの状態だから、その人に介護をかわってくれと、看護をかわってくれと言ったって、そんな簡単にできるものではないです。それをそういう形でやっていること自体が大きな人権の問題にかかわってくるのではないかとこのように思うわけです。

そういう点で、そういう行き過ぎているというか、そういう意味での指導が実際にあったということはお認めになりますね。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、1つの事例におきましては、やはり夫の病状、健康状態、そちらを主治医に確認して就労

ができるというふうなことを確認した上での対応ということになってございます。また、小野委員のほうから、生活保護法第27条の指導及び指示というふうなお話がありましたけれども、そういった指導・指示というような事実はないというようなことを申し上げたいと思います。これにつきましては、就労の助言や指導、そういったことで、今委員が出されたケースにおきましてはそういった形での対応をさせていただいておりまして、27条で言うておりますような指導・指示というようなこととでございます。この受給中におきます指導・助言と指導・指示というようなことは違うものというようなことで認識をしております、塩竈市福祉事務所におきましては、先ほどの2つの事例におきましても指導・助言といったことで対応しているというようなこととでございます。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 今、指導及び指示によってやっているようなお話をしていますけれども、実際にはそれに沿ったのではないということを言っているんですね、課長はね。就労支援に基づいてやっているんだと。しからば、それは何に基づいて、何に出ていて、今のよう大変な深刻な事態をやっているのかということをお聞きしたいんです。

それで、ちょっとお待ちください。先ほどの説明の中に、事例1の中で、旦那さんが16の病気を持っているけれども、ケースワーカーがお医者さんに聞きにいったら、そうしたらこの方は就労できますよというふうに言われたんだったら、旦那さんに何で就労しなさいと言わないんですか。奥さんが介護で必要なんですよ、子供にとって。それなのに奥さんに働け働けということはないんじゃないかということをお聞きしているんです。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 その事例につきましてですけれども、世帯間でのことということで、先ほど小野委員が言いました事例の中では、夫は病気のために子供の見守りすらすることができない状況というようなことでの原因での話をされておりました。そういったことでの調査というふうなことで確認したところ、旦那さんは十分就労ができるというようなことでありますから、就労ができるというふうなことであれば子供の見守りができるというふうなことでの話でございます。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 福祉事務所の方が、そういう意味では本当に今のような答弁では私は納得できないと思うんですね。というのは、まず一つは、その旦那さんに働けというのだったらそ

れはいいですよ。そういうふうにお医者さんから診断書をもって働けるんだから。働くのと見守りができるのとは違うでしょう。見守りは本当に訓練を受けたりなんなりしなければできないんですよ。それを十何年奥さんがやってきたわけですよ。だから、そこを問題にしているんですよ。それを同一世帯だからといってそういうふうな対応をしていること自体が余りにも冷たいことではないのかというふうに思うわけです。それについてあれば、ちょっと一言。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほど答弁漏れがありました。指導というところなんですけれども、生活保護第4条におきましての保護の補足性といった原理が示されておりまして、そういった場合に保護が能力を活用することを要件として行われると規定されておりまして、そういったところをもとに就労支援というふうなことを行っているというふうなところでございます。

また、先ほど言われましたことなんですけれども、繰り返しというふうなことで大変恐縮なんですけれども、世帯間のそういった状況をきっちり踏まえまして福祉事務所での対応を行ったというふうに捉えております。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 第4条の件は確かにそういうふうに書いているけれども、しかし、そこで本当に働く能力があるのかどうかを含めた、世帯が1つだからといってそういうふうな割り切り方でやっていいものなのかどうかということは大きな課題だと思います。そういう点ではやはり今後の就労支援の問題について、このことがやはり生活保護自体をだんだん減らしてきているということがあるわけですから、そういう点では十分これは私たちは見守っていきたいというふうに思います。大きな問題だということを指摘しておきたいと思います。

それで、もう一つお聞きしたいのは住宅の扶助なんですけど、No.9の51ページに住宅扶助で今回延べ6,678人で1億2,639万2,000円というふうに出ております。お聞きしたいのは、よく塩竈は生活保護の申請をすると「3万5,000までですよ」というふうに言われてそこを探しなさいというふうに、あるいはどうしても前から住んでいてそこをなかなか離れられないというときに、3万5,000円を超える場合には自費で出しているというのがあります。ところが、生活保護法の住宅費の関係では、家族構成によって要するに金額が上がっていくわけですね。塩竈は2級地の2ですので、それですと5万幾らまでだか上がるというふうに出ていたと思いますが、そういう点についての考え方、それは今まで全然考えないでやってきたことなのかどうか、

お聞きしたいと思います。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 本市の住宅扶助の基準額につきましては、生活保護法によります保護の基準告示、別表というものがございますけれども、それによりますと、厚生大臣が3万5,000円と定めてございます。これに寄りがない家賃の場合、生活保護実施要領局長通知におきまして、世帯員数、世帯員の状況、地域の住宅状況によってやむを得ないと認められる場合には特別基準の認定ができるというようにされております。

その中で具体的な話がありました。世帯員数が2人から6人の場合には特別基準というふうなことでは4万5,100円、7人以上の場合にはその1.2倍に当たる5万5,000円を支給することができるというふうなことが記載されています。ただそれが無条件に認定されるものではないというふうなことであります。

社会福祉事務所につきましては、3万5,000円を超す家賃に居住する生活保護申請者にその住宅費を認定する際、生活保護実施要領の規定に沿って支給の可否を判断しております。具体的には、3万5,000円を超える家賃の住宅に居住せざるを得ない事情と、地域の住宅事情として2部屋以上の住宅で家賃3万5,000円以内の空き物件状況を調査した上で支給の可否を判断しているところであります。本市では、今小野委員がおっしゃられましたことなんですけれども、地域事情といったものを見ました場合に、この3万5,000円以内の住宅というふうなものも多く物件があるというふうなことで、そういった中では3万5,000円というのを基準にさせていただいているというところです。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 塩竈に3万5,000円以下の物件がそんなにあるんですかね。実際には、人数が1人ならいいですよ。1人2人ぐらいなら2部屋でもいいというのはあるのかもしれないですけども、人数が多くなれば当然これは特別認定が必要になってくるのではないかというふうに思うんですね。そういう点で、そういう対応がされないのかどうか、非常に不思議ではないですか。お願いします。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほどちょっと説明しましたけれども、2部屋以上で3万5,000円以内の空き物件というふうなものが市内には存在するというふうなことです。

ただ今言われました、世帯員数が2人から6人といった場合には特別基準というようなもので対応しておりますし、7人以上という場合にはさらにそれに加算したような形の特例基準で対応しているというふうなことでございます。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 しかれば、どれくらいの世帯が対応されているんですか。

○高橋副委員長 郷古健康福祉部次長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 現在、今言われました3万5,000円を超える特例基準で認定しているというのは11世帯ございます。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。11世帯あるということですね。

そういう点では、いろいろともっとお願いしたい人たちがいるんだろうと思うんですね。ですから、この特別の認定といったものをきちんと認めてやれるように対応すべきだということをおっしゃってほしいというふうに思います。

その次に、これも伊勢委員がきのう取り上げていましたが、滞納関係の件で税務課長さんにお聞きしたいと思います。

実は、塩竈市では、滞納すると地方自治法の16条を適用するというふうに言われておりましたが、いつぐらいから始まって、塩竈市ですが、そして何人ぐらい対象になっているか。16条というのはいろいろともう一回説明しながらお答え願えればと思います。

○高橋副委員長 343ページですかね、9の。

小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 先ほど、先日もご質問がありました徴収猶予ということですが、徴収猶予は先日もお話ししましたが、災害とかが起きた場合には1年以内に限り一時的に納付できない金額について猶予できるという制度でございます。

何件ほどそういった徴収猶予をやっているかという部分につきましては、ちょっと今手元に資料がありませんのでお答えできません。

それから、もう一点、いつからやっているかということなんですが、これは多分、私もその辺はわかりませんが、かなり前からその辺についてはこの15条に準じたような形でやっているというのをお聞きしております。以上です。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 滞納をしている場合に、このNo.9の343ページにも書いてありますが、要するに、これには書いてないか……15条、16条に基づいてやっているということですね。滞納猶予について。

それで、そのときに、きのう伊勢委員も質問していましたが、滞納猶予をするときに、ちゃんと行って税務課と話し合いをしているのにも関わらず、市税、国保税の承認及び納税誓約書なるものを出させているというのはどういうことでしょうか。

○高橋副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 先日もお話ししましたが、地方税法第16条で、徴収を猶予する場合は、有価証券あるいは土地あるいは保証人の保証等の担保を取らなければならないという規定になっております。先ほど言ったように、第15条に基づいた、準じた形で行っておりますので、地方税法第16条に準じた形で、そういった誓約書といった形をいただいているような状況となっております。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 実は、私の近くのところで商売をやっている方でこの16条に該当した方がいたわけです。市のほうに言わせれば16条に該当した。要するに、自営業ですから仕事がよく利益が上がるときとそうでないときとかいろいろあります。それだけではなくて、その方も自分が住んでいるうちや土地はあります。そこを担保にしながらお金を借りるということだってやっているでしょう、商売をやっているのですね。それが例えばこの16条で払えないということになって、16条で入れているんだから差し押さえますよとかそういうことになってしまったら大変なのではないかというふうに、それをもらった人もびっくりしているわけですね。きちんとこういう形で払うということを約束しているのに、何で16条を入れなくちゃならないんだというようなことなんですよ。

それで、実はことしの1月24日に総務省の自治税務局のほうから通達が来ておりますね。その通達はごらんになっていると思うんですが、その通達には……ちょっとお待ちください。その通達は、課長、見ていますか。

○高橋副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 はい、見させていただいています。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 その通達にはこういうふうに出ているんです。ちょっと持ってきたのがどこ

かに入ってしまったけど……要するに、その人が生活するのに生活できなくなるような状態の収納の仕方ではだめだということを、1月26日に通達を出してきているんですね、こういう形で。ですから、そういう点で言えば、16条に基づいてそういう指導をしているんでしょうけれども、実際にうちや土地が仮にちょっと支払いがなくなる、あるいはなくなるかどうかわかりませんが、まず、今の時点で入れさせること自体がやはりそれは問題ではないかということなんです。その通達に基づいた指導をきちんとすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 私たち、以前からお話ししていると思うんですが、そういった納められないとかといった場合には事情を聞くということで納税相談に応じています。私たちの基本的な考えとしましては、現年度、ことしは98.1%でした。その方々の中にはやはり生活が苦しい中でも税金を納めている方、あるいは少し収入が少ない方の中でも収まっているという方がいらっしゃると思いますので、そういった方々との不公平感を是正するために、やはり残りの2%の方にもぜひ納めていただきたいと、そういった視点に立ちまして、そういった納付誓約をいただいて納めていただくような形をとっているような状況となっています。以上です。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 言わんとしていることはわかりますけれども、その2%の中には、今言われましたように仕事を何とか続けていきたいとあって、早く借金を返し、そしてきちんと対応していきたいというふうに誠意を持って思っているわけですよ。だけれども、その16条の申請によってやはり縛られてしまうというふうになってしまうと大変なことになると思います。

ちょっと1月26日に出された通達の本文を私は置いてきたようなのでこれ以上のことはできませんけれども、いずれにしても、そういうような徴収猶予の期間を設けておいてくださりながら、そういった16条についてもそういうふうに出ていると。差し押さえのところまで出していると。だけれども、ことしの1月26日にはさらにそれを緩和するような、そのところを守ってやんなさいというふうな、何でもかんでもというのではなくて、そこはきちんと納税者の相談に乗りながら、今やっているとは思いますが、さらに納税者の相談に乗りながら対応しなさいということなんです。それについてどういうふうにお考えですか。

○高橋副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 これまでも再三お話ししていたと思うんですが、納税相談、

それぞれお話ししながら、最終的には完納につなげていきたいというふうに考えております。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 何か時間もなくなってきたんですね。

では、これだけ、No.24の35ページについて、塩竈市本庁舎トイレ改修工事ですね。無事終わりました大変快適な生活を、市民はもちろんですが、職員の方々も送っていただけることだろうと思います。（「議員も」の声あり）議員も。はい、そうですね。

それで、お聞きしたいのは、あのとき予算は9,000万の予算だったというふうに覚えております。ところが、今回出てきたのは最終契約金は5,729万8,500円。9,000万の予算を組んでおきながらこういう事態で、当然予定価格からいけば99%ということですから、何で9,000万の予算をつけていたのかなというふうに思うんですが、この内容について一言お聞きしたいと思っております。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 当初予算で要求いたしましたものにつきましては、本庁舎裏に設置しておりました仮設トイレの撤去、それから、排水周りに伴います消火栓の切り回し等の工事がございまして、それがどうしても当該年度中には終わらなくて、その部分の工事を打ち切って翌年度側に実施をしたということでございますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。

それで、これは実際には庁舎がなかなか建てかえができないということで、せめてトイレだけでもきれいにしたらいいのではないかという発想だったわけですね。市長もそれには賛同してくださったようであります。いや、市長だけじゃないですよ。議会の皆さんを含めてですよ。

それで、1つはそういう方向で進みました。それで、最近言われているのは、「やはり塩竈市の庁舎をもう少しきれいにしてほしいですね」と、こう言われているんですね。一番市長が言われているんだらうと思いますけれども。庁舎の建てかえまでは、前に10年はあるというふうにお聞きしていましたので、さほど進んではないだろうというふうに思うんですが、外装とかあるいは中なんかもやはり市民が来てホッとできるような、そして、職員も少し気分が豊かになれるような、そういうふうな内装関係とかといったことは考えられないでしょうか。市長、まずお聞きしたいと思います。

○高橋副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 本日は決算特別委員会でありますので、その範囲内でということでご理解いただきたいと思います。

このことについては鎌田議員初め、いろいろな議員の皆様方から「もうそろそろ庁舎を建てかえするべき時期ではないか」というようなお話を頂戴し続けております。今、庁内でも将来の庁舎建設のための職員の意見交換会というものをもう始めております。いずれは建てかえさせていただくということになるかと思いますが、現状では大変厳しいということを、先ほど来担当の財政課長が申し上げております。将来に向けて夢ということで受けとめさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 将来のはわかりました。そういう方向だろうというふうに思っていますので。

現在の庁舎をせめて住みよのような方向でということで、内装なり外装なり含めた考え方をぜひ持ってほしいと思うんですが、お答えできませんでしょうか。

○高橋副委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 きのもご質問いただいておりますように、庁舎建設資金、今現金ベースで2億8,600万ほどでございます。まずは、これを戻しながら、内装をリノベーションするにしても、今は坪単価からいきますと建てるのとやはり同じぐらいかかりますので、そういうのとこの庁舎にどのぐらいお金を入れるべきなのかという議論もあろうかと思いますが、ですから、ちょっと庁舎の総合的な検討を、先ほど市長がご答弁申し上げた庁舎建設検討委員会のほうで継続して検討してまいりたいと思います。以上です。

○高橋副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 庁舎の積立金というのは、三升市長時代に10億円をためましようと、とりあえず。そうしたら庁舎の建てかえを考えましようというふうになって積み立てをしてきましたが、庁舎の建設基金というのはいろんなものに使われていくんですね。幾ら後で戻されていてもね。ですから、なかなか10億にまでは行っていないというのがありますが、それに近くなってきたなと思ったらまた使われるということのようですが、やはり耐震化をして10年はもつというふうにしているんですから、10年以内の建てかえを希望したいところですが、しかし、それまでの間やはり中をきれいにするという発想があってもいいのではないかと。検討するというものですから、十分検討してください。

じゃ、ちょっと時間ありますね。（「もうない」の声あり）なし。はい、終わります。

○高橋副委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋副委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、22日午前10時より再開し、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋副委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでございました。

午後2時22分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年9月19日

平成25年度決算特別委員会委員長 小野 幸 男

平成25年度決算特別委員会副委員長 高橋 卓 也

平成26年9月22日（月曜日）

平成25年度決算特別委員会

（第4日目）

平成25年度決算特別委員会第4日目

平成26年9月22日（月曜日）午前10時開会

出席委員（16名）

小野幸男委員	嶺岸淳一委員
田中徳寿委員	志賀勝利委員
香取嗣雄委員	阿部かほる委員
西村勝男委員	菊地進委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊藤栄一委員	佐藤英治委員
高橋卓也委員	小野絹子委員
伊勢由典委員	曾我ミヨ委員

欠席委員（1名）

浅野敏江委員

（特別・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤昭君	副市長 内形繁夫君
市民総務部長 神谷統君	市民総務部理事 兼政策調整監 福田文弘君
健康福祉部長 桜井史裕君	産業環境部長 小山浩幸君
建設部長 鈴木正彦君	震災復興推進局長 荒井敏明君
市民総務部次長 兼総務課長 高橋敏也君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 郷古正夫君
産業環境部次長 兼商工港湾課長 佐藤修一君	建設部次長 兼土木課長 赤間忠良君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長 佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会 事務局 鈴木正信君

会計管理者 兼会計課長	星 清輝君	市民総務部 政策課長	川村 淳君
市民総務部 財政課長	阿部 徳和君	市民総務部 税務課長	小林 正人君
健康福祉部 子育て支援課長	木村 雅之君	産業環境部 水産振興課長	佐藤 俊幸君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤 仁君	健康福祉部 保険年金課長	並木 新司君
産業環境部 浦戸振興課長	草野 弘一君	建設部 下水道課長	佐藤 寛之君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光由君	市立病院事業管理者	伊藤 喜和君
市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤 喜昭君	市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長	鈴木 康則君
水道部長	佐藤 信彦君	水道部次長 兼工務課長	大友 伸一君
水道部業務課長	村上 昭弘君	監査委員	高橋 洋一君
監査事務局長	佐藤 勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治君	議事調査係長	鈴木 忠一君
庶務係主査	小林 久美子君		

午前10時00分 開会

○小野委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから平成25年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

浅野敏江委員より欠席の通告がありましたのでご報告いたします。

これより、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 おはようございます。

きょうは決算特別委員会の中でも特別会計と企業会計ということでございますので、30分しかないので早速質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、資料番号7の歳入歳出決算書の1ページと2ページ、これを見ると全体の特別会計の総括表のようになっておりますので、全体的な特別会計の動きがどのようになっているかというのがわかる表ではないかなと思ってここから質問します。

それで、1ページ、2ページのところの表を見ましたら、一番右のほうに余剰分とか処分法とかと書いてあるページがありまして、基金繰入金というところがございますね。それで、特別会計でも国保のほうだと1億3,500万円ほど、それから介護保険事業でも、それから後期高齢の特別会計のほうにも基金繰り入れとか繰り越しと、こういうことになっております。

それで全体的に各事業、ここの特別会計は赤字のところはないということになっておりますけれども、全体的に見て25年度の特別会計全体の特徴としてどういうことが言えるのかなということのご感想がありましたら、当局のほうからよろしく願います。

○小野委員長 阿部財政課長。

○阿部市民総務部財政課長 特別会計、企業会計の全体的な決算の状況についてお話をさせてい

ただきたいと思えます。

今の志子田委員がお話しされました基金の繰入金、こちらは国民健康保険、それから介護保険特別事業会計ありますけれども、こちらは基金条例を持っておりまして、将来の負担等に備えるための基金へ繰り入れたものでございます。一番下というか、後期高齢者医療事業会計のほうは基金を持っておりませんので、翌年度のほうに繰り入れをして、必要な、将来にわたる経費を確保するとうふうな中身になってございます。

それから、基準内、基準外の繰り入れの状況でございますけれども、全体的に基準内での一般会計からの繰り出しは基準内で大体おさまっております、全体的な特別会計、それから企業会計については良好に決算をできたものというふうに考えております。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。良好な結果になったと私も思います。

それで、国保のことについてもうちちょっと繰入金のこと、どういう使い道になるのかということをお聞きしたいと思いますけれども、資料のNo.6の47ページ、国保特別会計の監査委員からの評価ということで、結びということが書いてございます。それで、収支差し引きで1億3,500万円ほどの黒字決算となって、実質単年度でも2,600万円ほどの黒字決算となっていると。それから、保険税は1億8,100万円の増収となったと。収入率も前年度より6.23ポイント上回ったと。いろいろな数字とか状況が書かれておりますけれども、この25年度の国保会計としてよかった数字だと思うのですけれども、当局としてはどのように評価されているかお聞きします。

○小野委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 国保会計の決算全体というところでお話しいただきました。

25年度、まず歳入の部分で税収がアップしているという部分につきましては、まず1つ目の要因といたしましては24年度までは震災被災者に対する国保税の減免というのがございました。それが25年度ではなくなっているという部分で、その分で確実に同じ収納率だったとしても額が上がっているという部分がございます。あともう一つは、やはり税務課のほうでかなり努力を今回していただきましたので、その分で税収納率がアップしております。それは減税の部分がなくなった翌年にアップしているということで、かなりの努力をしたものと考えております。

それから、歳出の部分につきましては、今回歳出の部分につきましても平成25年度につきましては、被災者に対する医療費の一部負担金の免除というものがなくなっております。それに

プラスしまして、今回予想見込みを立てていたものより医療費自体が余り上がらなかった。特に冬期、冬の期間の医療費が通常であると夏場よりもインフルエンザとか風邪の流行がございますのでそういう部分で全体的に上がっていくのですが、そういうことが今回は余りなかったということで、医療機関の方にもちょっとお話を伺ったのですけれども、やはり病院のほうにかかる患者さんが少なかったということで伺っております。

そういったものが作用しておりまして、税収のアップ、あとは医療費として歳出する分が少なくなったということで、基金の取り崩しをして対応するという必要もなくなりましたので、そういった面で収支の予算の差額として1億3,000万円ほど、こちら黒字を計上させていただいたということになっております。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

それで、今課長が言われましたけれども、基金の取り崩しをするような事態にはならなかったということで、先ほど言いましたように1億3,500万円ほど基金に繰り入れするくらい余ったと言うとあれですけれども、一般的な言葉ですけれども。そうすると、基金残高はふえたと思うのですけれども、その辺のところも踏まえて、そのまま基金だけふやしていくべきなのか、あるいは塩竈市の健康保険税、モデルケースというか、そういうのを今回資料No.24でいただいておりますけれども、この二市三町の近くの市町村に比べて、200万円のモデルケース世帯だと塩竈はちょっと高いよと。そういうところにお使いになる予定なのか、その辺のところご計画がありましたら皆さんに示してほしいと思います。よろしくお願いします。

○小野委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 基金の使い方ということで今お話をいただきました。

先ほどちょっとお話しいただきました資料No.24の21ページ、モデルケースということでこちらに記載させていただいております。平成21年から25年までということで、こちら26年度につきましては、昨年12月の議会でお認めいただいておりますので、これよりもまた若干税額としては下がっているような状況がございます。

あと、基金の活用方法につきましては、この9月議会の初日に市長からも申し上げましたとおり、現在国の手厚い特別調整交付金の追加拡充というものもございました。そういうことも受けながら、今後につきましてまた改めて収支の状況を確認して、平成29年、30年ぐらいまでの財政運営の計画をきちんと立てた上で、また議会の皆様にもいろいろお知恵をいただきたいと

考えております。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。これ以上聞くと、何か議案になっているよと言われたので、特別委員会ではそれ以上聞けないと。

じゃあ別なことを聞きたいと思いますので、資料No.6の魚市場事業会計です。50ページ、No.6の決算審査意見書の特に最後の水揚げ高の推移というところでお聞きしたいのですけれども、50ページ、魚市場。それで、輸入冷凍魚というところの枠があるのですけれども、25年度はゼロだったのですよね。それで、震災前までは輸入冷凍魚を扱っていたことがあるのですけれどもその後余り扱えなくなったということについて、この辺が水揚げが全体的にレベルが下がっている原因じゃないかと思うのですけれども、当局はどのように分析されているのでしょうか。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えさせていただきます。

資料No.6の50ページ、魚市場の水揚げ高の推移ということで、輸入冷凍魚、下から2段目のほうに記載させていただいております。平成20年度からずっとありまして、22年度、23年度、こちらにつきましては取り扱いなし、また24年度につきましては若干の取り扱い、それから25年度についてはまた取り扱いがなしということでございました。なしといいますか、ゼロというようなカウントでございます。こちらのほうの輸入冷凍魚の部分につきましては、場外流通というのが非常に中心となっておりまして、さまざまな加工関係の原料という意味では市場を通さずに流通しているというのが現状ということでございます。以前につきましては、市場外流通に移るまでの経過につきましては、一時期大変な市場の水揚げを支えるような部分というのもございましたが、現在におきましては基本的には上場しないで流通しているというのが現状かと思っております。

ただ、加工の原料という意味につきましては、今後新しい市場ができた際には、当然のことながら背後での需要というのがまた出てまいりますので、そういった部分、輸入かどうかはまた別といたしましても、新たな漁業種、そういったものへの取り組みという意味では卸売機関初め取り組んでいかなければならない課題であるというふうには考えているところでございます。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。では今後の課題ということで、その辺もこうい

う数字も出ているということで、対策していただけるとありがたいと思います。

では、また別なことを聞きます。同じく資料No.6の54ページ、ここに下水道関係の下水道全体の結びと、審査意見書と書いてありますけれども、ここで気になったのは結びの真ん中ごろで「翌年度繰越額は78億円の増となり、執行率も47.89%と大幅に落ち込んでいる」と。執行率が50%にならなかった、予算だけ計上して次のということでこういう状況になったとは思いますが、余りにも執行率が、50%以下ですからね。ことし順調に仕事が始まっていると思うのですが、その辺のところのいきさつとか、いや25年度決算だけがたまたま予算の計上の関係でこうなっただけで、今年度事業を進めると下水道関係の事業が、大いに復興事業が進みますよというような説明でよろしいのですが、その辺のところご説明をお願いします。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道事業ですけれども、今回このような執行率が50%以下ということもありましたけれども、まずは大きくは災害復旧工事、この分の大きくエリアが広いところ、今回議案としてお出ししました新浜町であるとか北浜1丁目、あの辺関係の保留箇所分にちょっと時間がかかりまして、設計発注のほうが次年度以降になったということでもあります。

さらに、災害復旧事業はこの後ありますけれども、復興交付金事業につきましても、今精いっぱい発注をしておりますので、今年度工事の進捗が大きく進むものと思っております。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 それで、下水道のことに関連して資料No.9の432ページ、繰出金の推移という全体、これは一般会計と書いてありますけれども、出すほうは一般会計かもしれませんが、いただくほうというのは特別会計だと思ってどちらでも使えるかなと思ひまして。

そこに下水道の繰出金、だから23年度までは12億円ぐらいだったのだけれども、24年度は14億円、25年度は25億円も、これが25年度の特異な事情というか相当な金額が繰り出しされているね。全体で49億円なのにそのうちの25億円は下水道ですからね。ですから、それだけの大きな事業をやるんだというその辺の意味。

それから、この復興事業が終わると、下水道の25年度は余り執行されませんでしたけれども、26年度の事業をやれば下水道全体の復興事業の何割ぐらいまでいくんだろうとか、27年度になれば80%にいくよとか、その辺のところの見通しを言っていただければと、今市民の方も安心

して、今事業は確かにおくれてくるかもしれないけれども、ここまでいけば大体、そういう繰り出した効果があらわれるんだなということがわかると思うので、その辺をお聞かせください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 まず、繰出金の推移でありますけれども、24年度と25年度を比べまして25年度が大きくふえているということでありまして、まずこちらのほうは復興交付金事業、こちらのほうの関係で繰出金のほうがまずふえているというふうな状況にあります。

あと、今後の整備ですけれども、災害復旧事業につきましては、65億円ほど今年度繰り越しをして事業を実施していくということがありますけれども、まず発注のほうは全て今年度発注をしていきたいと考えております。

あと、復興交付金事業ですけれども、今工事中のもの以外に越の浦関係のポンプ場の整備を今予定しておりますけれども、こちらのほうを今年度一部発注してまいりたいというふうに考えています。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうことでいろいろ事業が進んでいるということでした。

資料No.6のほうで病院関係のことを、資料No.6を使って、13ページでも後半のほうの13ページでございます。

そこに病院のほうの監査からの意見の結びということでございまして、一番下のほう、「平成25年度の決算は長年にわたり抱えてきた不良債務を解消できたことは特筆すべきことで」と、こう書いてあります。いろいろ病院の経営状況がよくなったということで書いてあるのですが、そこら辺のところは25年度の決算で不良債務を解消できたと。いろいろな努力が実ったというところの年度になったのではないかと思うのですが、その辺のいきさつとか25年度のご感想をお願いします。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 じゃあ私のほうから、25年度不良債務解消できたと感想ということで、一言。これは市当局初め、それから議員の先生方、市民の方々が病院を応援してくださった、それに尽きると思っております。もちろん我々も職員一丸となって消費課税に向けて取り組んでまいりました。やはり数値目標をきちっと掲げて、それを毎月その値を見ながら、ある

いは修正しながら、そして何とか収支均衡いくようにということで取り組んだということで、これはもう皆様方の力でできたものだと思っております。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。ちょっと謙虚なご意見でございましたけれども。病院自体でも相当頑張られた結果があらわれたのだと思って聞きました。

それで、全体的なことでも聞きたいのですけれども、でも入院してくれる患者の数のほうは順調にしていると思うのですけれども、外来数がずっと少な目の傾向であるということが、ちょっとこれはこれから検討しなければならない事項だと思います。

それと、消費税の関係で、相当経営の決算上に余りプラスにならない事態があると思うのですけれども、その辺のところの対策なんていうのはどのようにお考えかお聞きします。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 まず、外来患者ですけれども、25年度の決算につきましては常勤の小児科医が退職したということもございまして、少し少なくなっております。今年度になりましてなかなか小児科の患者さん、また大学からの応援の先生になったということで戻っていない状況がございます。また、消費税の増税の影響もありまして、どうも患者さんが少なくなっているかなという状況もちょっと見受けられる状況でございますので、26年度もまだ外来につきましては少ない傾向が続いているという状況です。

ただ、今年度そうは言っていただけませんので、先生方含めてきちんとした診療をしまして、患者さんに来て選んでもらえるような病院になろうということで今努力しているところでございます。

あと、消費税の影響でございますけれども、5%から8%に今度4月からなりました。大体当院ですと4,000万円ぐらい持ち出しがふえるという状況になります。医療はご存じのように非課税ですので、患者さんからその消費税を転嫁する分を取ることはできないということなのですけれども、医薬品でありますとか診療材料につきましては5%から8%に増税になると。それでその分が丸々病院の持ち出しで、大体4,000万円ぐらいふえるという状況になります。それで、今回の診療報酬改定ではその分を診療報酬に若干上乘せがあったのですけれども、当院の今の状況ですと大体年間でふえる分が300万円ぐらいではないかということですので、その消費税の4,000万円をとっても吸収できるものではないということで、診療報酬といいますか医業収益を上げていながら、なんとかこの消費税の増税分を吸収していけるように、何とか

対応していけるように今年度頑張っているところがございますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。その辺のところ、制度上なかなか難しいところがあるということで、消費税が今度またひょっとして10%になったら、その辺のところのどうしようもないところの仕組みになっているということだけは理解できましたので、ありがとうございます。

水道事業のことについてお聞きしたいのですけれども、またNo.6を使うと、後ろのほうの25ページ、そこの結びのところの下のほうになるのですけれども、「供給単価と給水原価の関係では1立米当たりの供給単価は219円」、それから下のほうで「供給単価が44銭上がり、給水原価が給与費やその他の減により14円8銭下がったことによるものである」と。水道事業が黒字になった25年度の最大の原因のところですからね。

それで、14円8銭も給水原価が下がるということは、ちょっと例年にないくらい25年度の決算としては特殊なことじゃないかなと思うのでお聞きしますけれども、その辺の経緯をお知らせ願いたいと思います。お願いします。

○小野委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 同じ資料の22ページのほうをごらんいただきたいと思います。こちらのほうに文章、中段のほうにございます。「一方、1立方メートル当たりの給水原価、1立方メートル当たりの飲料水供給に要する費用では、前年度より14円8銭安い190円37銭となっている」というふうに書かれております。それで、その内訳としましては、資本費で1円55銭、給与費で4円47銭、退職手当組合負担金87銭、その他で7円19銭ということで、この積み上げでございますが、多くは我々は人員削減の影響というか、その好影響がこちらのほうに発生している。当然、41名おったものが現在39名でございますので、そういったところが我々もこの料金のほうに反映しているのかなというふうに思っております。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。ご努力されて黒字が25年度は特別にそういうところがあつたと。

それで、その典型的な例として、資料No.24をいただいたのですけれども、24の54ページ、No.24の資料その2というやつ54ページです。いろいろ水道事業会計から委託名というのがござ

いまして、ここの17番目ですか、下から3行目ですけれども、塩竈市水道事業料金徴収等関係関連業務、七千三百何十万円だかというところの委託料で、これは25年度からそういう制度を入れたので、その辺あたりなんかも今の供給原価が下がったところに貢献しているのかどうか、その辺のところ、関連お願いします。

○小野委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 当然我々はその幾らかでも経費を削減するためにこういった取り組みをさせていただいております。

それで、25年度は初年度でございますので、なかなかそういった不測の事態に対応できるようにということで、当初最終的な予定人数よりも多く係の人数は若干配置しておりましたけれども、それでも25年度につきましては310万円ほどの給与費等を含めまして効果があったのではないかなというふうに水道部では考えております。

当然、26年度以降、係3名体制でしたのを2名体制にしておりますし、あわせまして26年度は組織の見直しも行っておりますので、3課体制が2課体制になってなったということもございますので、26年度以降ですけれども2,000万円以上の効果があるというふうに我々としては考えています。以上です。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。あと3分のベルでございますので、資料24の中で水道事業に関係するところの質問をしたいと思っております。

37ページ、ここに入札関係の表が水道事業として出ています。それで、この4番目のところの入札関係のところなんですけれども、これは落札率100%なんですよね。内訳を見ると、8社で2回目で決まったのでということになっておりますけれども、全体的にも水道事業の落札率が96.39%とちょっと高どまりになっているような気がするのですけれども、この100%というのは偶然だったと言ってもちょっとあり得ないような数字なので、その辺のところ、この4番目の入札はなぜそうなってしまったのか理由をお願いします。

○小野委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 確かに100%という数字だけを見ますと本当かなという思いも委員の皆さんは持たれるかもしれませんが、もともと水道は厚生労働省やそういった宮城県の基準というものがございまして、それに基づきまして単価が設定されておりますので、工事費用全体としては業者さんのほうでもわかりやすいというか、積算しやすいということがございま

した。それで、宮城県内の他市町村の落札率を見ましても96.6%という形でございますので、我々としては予定価格、96.39%ということになっておりますけれども、宮城県内の平均よりやや若干低いのかなというふうに考えております。それで、この100%につきましては、我々としても何とも、たまたまといいますか、そういった形になったものだというふうに考えております。以上でございます。

○小野委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃわかりました。100%だから誤解を生む余地があるということで、今のよう説明をいただければ誤解は解けますから、そういうことではないということで。県の平均よりはそれでも塩竈のほうが低いのだということがわかりましたので。

時間になりましたので、質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長 高橋卓也委員。

○高橋委員 国民健康保険事業特別会計についてお伺いします。

資料No.6ですけれども、決算審査意見書の43ページです。

この①の実質収支のところ、決算では1億3,514万359円と。前年度は1億4,231万2,003円と。黒字が生じていて、全額基金に繰り入れて決算されたというふうに一番上に書いてあるわけですが、まずお伺いしたいのは、今回の25年度のこの決算を受けて、積み上げの内容等を踏まえた上で今後の実質基金残額、25年度も含めてになるかと思いますが見通し、推計値をお伺いします。

○小野委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 25年度の決算を受けての基金残高がどのぐらいになるかということでご質問いただきました。

済みません、資料No.9の主要な施策の成果に関する説明書の433ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの(4)の2基金残高の推移、5月末現在というふうに書かれているものです。こちらをごらんいただきますと、25年5月末現在の国民健康保険の財政調整基金残高としまして7億6,896万円というふうに記載しております。積み上がりとしましては、これに決算による収支差額分1億3,514万円、こちらが加算されるということになりますので、約9億円の基金残高ということになります。

ただ、実質基金残高といたしましては、ここから国や県に交付金の関係で返還する部分とい

うのも発生しておりますのでそちらの分を差し引くのと、あとは今回基金からも活用するという
ことで決めております震災の被災者に対する一部負担金の塩竈市の負担分、こういったもの
を差し引きますと、8億円を割るぐらいというのが実質的な基金残高になってくるかというふ
うに考えております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 この前年度、24年度、25年度、先ほど言った数値、資料6の先ほど示したところに
書いてあるそれも含めて基金残高がこれから推移していくわけですので、決算の25年度にこだ
わらないでこれも含むわけですから聞くわけです。見通しとして、26年、27年度はこの実質25
年度末の基金残高の考えを入れて、どのくらいの推計値で考えているのかということをお伺い
します。

○小野委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 昨年12月にお示ししておりました収支見通し、そこからは大き
くずれております。

それは、まず1つには昨年12月末に国で特別調整交付金の追加拡充をするということがござ
いました。それだけでも25年度の決算時点で2億円から違いが出ております。それで、それは
一応国が言っているものでは27年度まで3年間続けるということですので、そういったものも
また加味されてくる。

あとは、大きいところでは、まだ決まっておりますが、国で消費税率を10%にするのかど
うか、そういうところで国保に対する支援等に関してもまた大きく変化がしてくるものでもご
ざいますので、そういったところでまた新たな要素がかなり出ておりますので、精査した上で、
今回ちょっとそういう関係がありますので、なかなか26年、27年はどうなるのかというところ
はまだ整理がついていない状態でありますので、また改めましてそういったところを精査した
上で議会の皆様にもお示ししていきたいと考えております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 仮に今課長が言われた内容で、もちろん課長はプロなので曖昧な数字が言えないと
いうことはよくわかるわけですが、おおよそ今の国の追加の特別交付金等々を踏まえて、
それから消費税率等々、消費税率までは判断は難しいので、私たちは引き上げについては反対
しているので。そうしますと、26年はおおよそ6億円、27年はおおよそ4億円を超えるくらい
の基金残高になるのではないかとはいろいろなところでお伺いしているわけで、これ

がなぜ昨年の12月議会で26、27、3.22%、世帯平均5,372円ですか、引き下げたと。これは私たちは評価したわけなんですけれども、このときに示した見通し額と物すごい金額の相違が出ていると。それは先ほど志子田委員が違う角度から質問された中でご回答があったので結構なわけなんですけれども、そうしますと先ほどの志子田委員の質問の中で、今後どういうふうにこの基金を活用していくのかという中で、29年度、30年度までこの推移内容の状況を見ながら検討していきたいというようなご答弁があったわけなんですけれども、これも聞く前提は、やっぱり25年度決算までの基金残高を含んでいるから聞くんですよという立場で聞くわけなんですけれども、国のほうでは28年度から都道府県で国保は一本化するという方向で進めているわけで、そうしますとこの基金については一本化になった場合、一本化になった時点での活用という考え方も当然含まれてくると思うんです。これまでは実質基金の残については、市段階で活用できた。そうした場合に、この基金がこういうふうに4億円とか残った場合に、どういうふうに活用するという考えなのか。この金額には、先ほどの繰り返しになりますが25年度までの分も含んでいるのでお伺いするわけです。お答えをお願いします。

○小野委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 社会保障改革全体の動きの中でのこともございます。

ただ、実は今年度8月で一応国保の基盤強化等に関する、国保の都道府県一本化の一番基礎となる部分の話し合いなんですけど、その国と地方の協議、専門家を交えた協議の中身について中間報告というのがございました。ただ、その中間報告、実は具体的な中身が全く決まっていないという内容の中間報告で、結局は今年末、12月に出される最終報告というのを待たないと、その中身がわからないと。

それで、実は今委員がおっしゃられましたとおり、平成29年までに国保を都道府県に一本化するというようなお話は出ております。その中でも役割分担ということを言われておまして、保険者の給付であるとかそういった財政運営は都道府県に、税であるとか資格の管理、そういったものは市町村に残すということで今のところは言われております。ただ、その残した後に、ではその運営のための税を集めてその税率を県内で一律にするのか、それとも市町村で個別にするのか、負担のあり方というのはどういうふうな計算をもって市町村が医療費の負担をしていくのかという部分の議論が、実はまだ全くなされておりません。ですから、その中で我々としても今持っている基金、この基金というのを後期高齢者医療のような形で全くなっているのか、それともやはり基金というのが必要なのか、そういった部分の判断もまだつかないと

いう状況でございますので、ご了承いただきたいと思ひます。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 よく、進む状況がわかりました。この基金の残の活用については、ぜひ少しでも被保険者のためになる、負担を減らす立場での活用をぜひ、これからも要望していきたくと思ひますが、お願いいたしたいというふうに思ひます。

次に、資料No.24の17ページについてお伺ひします。

この国保税の調定額、収納額、未収額、収納率、不納欠損額、これの下の合計ですけれども、収納額のほうが、私どもはこういうふうに考へているんです。平成21年度に国保税額を大幅に引き上げたわけですけれども、12.何%でしたか。収納額も収納率も年々下がってきたわけですが、ところが24年度から引き下げたと。さらに26年度にもう一度引き下げたと。そういう結果、収納額も年々ふえるようになったと、平成24年、25年です。それから、未収額も平成22年から下がってきて、収納率も逆に平成24年から上がってきたということが言えるかというふうに思ひます。引き下げれば、こういういい効果が正確に数字としてあらわれるわけですし、やっぱりこの点についても、これは質問しませんが、先ほどの基金の残額も含めて、下げればいろいろな税収も上がるし収納率も上がるんだと。未収額は減っていくんだということは明らかなので、これを引き続き求めていきたくというふうに思ひます。

次、18ページについて、短期証及び資格証の発行状況についてお伺ひします。

まず1点、資料についてお伺ひしたいのは、多賀城、松島、七ヶ浜、利府についても出ておりますが、短期被保険者証の数、これは塩竈以外のほかの市町村は対象世帯の数なのか、受領した世帯の数なのか。塩竈は両方載っているわけですが、お教えいただければと思ひます。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま資料No.24の18ページではほかの市町村の短期証の状況ということですが、

こちら、下のほうにも米印で書いておりますが、この発行状況については10月更新の状況で、私たちが他の市町村に聞き取った内容でして、あくまでも対象世帯数というふうに聞いているような状況となっております。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 そういうふうになるかとは思ひますけれども、資格証明書の発行数です。これは毎年どんどん減ってきているわけで、少なくなるのは本当に資格証の場合は10割窓口負担なわ

けですから大変なわけで、こういう方をなくすと。ゼロが一番いいのはもちろんなんですけれども、こういうふうに減ってきた取り組みの中身というのはどういう内容なんですか。伺います。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 資格証が減少した理由といった内容ですけれども、大きく分けて2つあります。

1点目としましては、積極的にその資格証の方々のお宅に訪問しまして、積極的に接触を図ったこと。もう1点目につきましては、そういった資格証の方々について滞納整理を進めていったという内容となっています。

昨年度から始めた内容なのですが、これまでは更新時期、保険証の更新時期が10月ですけれども、以前はその1回だけお手紙を出して呼び出し等を行っていたのですが、昨年度からは7月末から一度お手紙を出して接触を図る。それでもなかなか窓口に来ない方につきましては、9月末にもう一度お手紙を出してそういった納税相談等を行うことによって、こういった資格証の減少につながったのかなというふうに考えております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 積極的な訪問活動と、これは1つ目。それで、2つ目の滞納整理を進めたという中身は、具体的にはどういう整理の仕方でしょうか。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 その滞納整理の中身になりますけれども、具体的に言いますと、普通未納になりますと督促に行きます。それで、その後催告書等を出して、あと滞納整理といったような形になりますけれども、具体的には例えば積極的に財産調査を行ったり、あとは差し押さえするとか、そういった滞納処分を行ったといった内容となっています。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 それで、この滞納整理の問題は、我が党の議員も一般会計のほうで取り上げたこともあるわけなんですけれども、その際、これはもちろん国保だけに限ったことではなくて税全体の滞納についてなわけなんですけれども、ちょっと確認しておきたいのですが、県に滞納整理機構、法的根拠はないというのが私たちの見解なんですけれども、ここに関するものの上限というか、私は目標だと思っているのですが、これについて60件という答弁が、塩竈市は60件を目標というか上限というご答弁があったかと思うのですが、ちょっと後でいろいろ調べただけ

れども、本当にそうなのかなという疑問がありまして、間違いないのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 先日お答えしたとおり、塩竈市は滞納整理機構に職員を1名派遣しておりますので、派遣をしている市町村につきましては60件を上限にという形になっております。本市としても、過去を見ていきますと必ず60件という形ではなく、60件を上限に出せるということなので例えば55件とか、そういった過去の例はございます。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、滞納整理機構そのものの法的根拠については、この間私も十分我が党の議員が質問したした答弁を聞いていたので、当局とこちらの考えと食い違いがあるなど、何かわかったようなわからないようなお話だなというふうに聞いていたわけですが、そういうことを進めながらこれだけ資格証の発行を減らしてきたと。そういうこと全部じゃないにしても、もちろん積極的な訪問活動の結果というのものもあることは十分承知しておりますけれども、これは昨年も私は指摘したのですが、滞納整理機構の中身というのは塩竈市から派遣した職員はほかの市や町の担当整理を担当すると。塩竈市の人たちの状況はよく知っているから、とても心苦しくて滞納整理に塩竈市の職員が塩竈市民に入ってもなかなか進めがたいと。そういう大変、言ってみれば酷な仕方になるわけです。財産を処分してインターネットで競売にかけると。そういうのは私たちは反対しているということだけをここでは指摘しておきたいと思えます。

それから、この同じ18ページで短期被保険者証についてですけれども、対象世帯引く窓口受領世帯、差し引き895引く649ですから246世帯に保険証が渡っていないというような数字です。保険証がないと。これから10、11、12と多分受け取る方も何名かはもちろんふえるのであろうとは思いますが、この時点で246世帯が手元に保険証がないと、窓口には置いてあると。こういう事態について対応がどうなっているのかお伺いします。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 短期被保険者証の話をする前に、先ほど滞納整理機構につきまして、担当の市町村を持たないということであったのですけれども、平成26年度からは担当の市町村も受け持つといったふうに対応は変わっておりますので、ご報告させていただきます。

先ほどの短期被保険者証の交付につきましては、あくまでも私たちとしましては短期被保険者

証の取扱要項に基づきまして納期内納付が難しい方を対象に交付しております。あくまでも短期証の目的というのは、受け取る際の納税相談を行い実態を把握するために保険証を発行しているのが目的でございますので、やはりそういった方々の面談機会を設けまして、積極的な納税指導を行っていきたくと。

それで、先ほどおっしゃられたとおり、とりに来ていない方につきましては、そのほか滞納整理もあわせて行っていますので、そういった方につきましては、例えば訪問したときなどは保険者証をとりにくるようにといったお話もさせていただいております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 この短期証の交付方法なんですが、県内13市のうち全部郵送しているのが6市、それで郵送と窓口交付併用が4市、そして窓口のみでの交付が3市、ここに塩竈市が入っているわけです。窓口でだけお渡しすると。これが最大の保険証がないということにつながる問題かと私は思うのですが、この改善策についてはほかの市の制度、やり方と比べて何か改善策は考えておられるのかどうか、お伺いします。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 短期証のそういったほかの市町村の状況も捉えながら、私たちとしては平成26年度から、これまで短期証というのは3カ月証のみ発行しておりましたけれども、今年度からは6カ月証といった形で、例えば納税相談をした結果、納付約束をいただいて、あとまた過去に分納等をとって確実に納めている方、こういった方々につきましては6カ月証という形で発行させていただいております。その6カ月証に切りかわった方につきましては郵送で送っているといった内容となっておりますので、そういうふう今年度から切りかえる方針で動いております。以上です。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 要するに、13市のうち4つの市が行っている郵送と窓口交付併用型になるということですね。そうしますと、私なんかいいお考えでやられるのだというふうにとるものですから、基本的には郵送と。それで、特に納税相談が必要な人については窓口交付と。これが併用型になるわけなのですけれども、基本的にと私は考えると、基本的なほうが9割で特に必要な人が1割くらいかなと、善人なので私は考えてしまうのですけれども、現実には短期保険証のうち郵送する方がどの程度になって、窓口交付の方がどの程度になるというふうにお考えかお伺いします。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 今年度からスタートした中、切りかわった時期ですので、一気に3カ月証、窓口が少なくなるかというところちょっと難しい問題ですけれども、参考までに今年度は3カ月証が700世帯、1,300人を予定しています。それでまた、6カ月証につきましては300世帯、約900人を予定していますので、大体7対3くらいの割合でまだ6カ月証。ただ、本市としましても基本を6カ月としていきたいというふうに考えておりますので、来年度以降徐々に切りかわっていきけるような形にしていきたいというふうに考えております。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 非常に前向きな答弁だというふうに捉えます。現状は切りかわり移行期なので、26年は7対3で、まだ窓口交付の方のほうが7割だと、郵送するのが3割だと。それをこれからどんどん相談を含めて6カ月証にしていって、郵送の分をどんどんふやしていくと。ぜひそれを今のご答弁のとおり積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、同じNo.24の20ページなんですけれども、モデルケースじゃないな、最初にモデルケースを聞いちゃうかな。済みません、やっぱり24ページよりも20ページを先にお伺いします。

滞納理由の分類一覧で、生活困窮がこれは23、24、25年度ですけれども、上の生活困窮のくくりで構成比がほぼ80%くらいと。それで、件数で言うと構成比が80.16から71.45、69.79と。69と71はそんなに変わらないとは思うのですけれども、減ってきていると。それで、下の枠の他の理由でその他というのが16.16から24.33、26.62というふうに非常に大きくなってきているわけなんですけれども、ちょっとその他が26.62になるともう、その他と言えない数字になってくるので、具体的にその他というのはどんな内容なんでしょうか。

○小野委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 その他につきましては、年度末につきましては未納だった方々なんですけど、その後最近と言いますとあれですけれども、例えば分納等によりましてもう既に完納しているといった方々というふうになっています。それで、これらが多いということは、滞納処分等、あるいは分納等でもう既に納まってしまっているといった内容の方々となります。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 それで、26.62という非常に大きな数字になっていますので、ぜひ次には今言った内容が何%なのかということを書いていただけたらと、そうしますと非常にわかりやすいのでお願いしたいと思います。

最後の質問ですけれども、21ページ、モデルケースです。所得200万円で課税所得が167万円、固定資産税5万円、モデルケースの定義、この場合のモデルケースですよ。世帯が4人で子供さんが2人と。一般的によく出されるモデルケースの数値に基づいて資料を出していただいたわけです。それで、二市三町について出していただいて、所得に占める割合を比較していただいたと。それで、平成20年で一番下の欄になりますが、やはりこの間2度にわたって引き下げをしても、塩竈市が平均で突出して高いという状況、これはもう変わらないと。例えば利府町、本当に隣接しているわけですが、ここと比べるともう12万円以上塩竈市のほうが高いというような状況。こういう全体の状況について、これはぜひ市長にご見解をお伺いしたいわけですが、どういうふうに捉えているのかお伺いしたいと思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 きょうは特別会計ということでいろいろご説明をさせていただいております。ご案内のとおり、特別会計はその会計の中で独立採算というものを目指してさまざまな取り組みを行っております。先ほど来、国民健康保険について委員のほうからいろいろご質問いただきました。私どものほうの担当から詳細についてご説明させていただいております。やはり、こういった税は払っていただいてこの制度が成り立つということを、もう委員は篤とご存じでご質問いただいていると思っておりますが、ただしさまざまな条件がある場合については7割、5割、2割ですか、減免をさせていただいている。また、今回の東日本大震災のような大きな災害が発生した場合には、その災害に対応するような期間限定、特別措置法でそういった手続もさせていただいているということでもあります。

今、塩竈市が二市三町の中でかなり国保税の負担が大きいのではないかとということについては、再三ご説明をさせていただいております。例えば、医療給付費がどうかと。利用者の数が多いということは、結果としては税の負担の増ということにつながっていくということでもあります。その他さまざまな事情があるかと思えます。こういったことについては、我々も引き下げの努力をさせていただいてまいったところでもあります。26、27の2カ年間にわたりまして、3.2%強の引き下げもさせていただいたところでもありますし、先ほど志子田委員、それから高橋委員からもご質問いただいておりますが、基金の活用等についても、今後議会の皆様方ともいろいろ議論をさせていただきながら、より利用者の方々の立場に立ったさまざまな取り組みを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 高橋委員。

○高橋委員 市長がおっしゃられた考えは、よくわかるんです。ただ、根本的に違うのは、私も国保全体を相互扶助の考え方では考えておりませんので、やはり国の果たす責任、これがどんどん切り下げられてきたというのが最大のこの間の引き上げの要因であると。その点では憲法で保障されたとおりやりなさいと国に声を上げるのが当然であって、会計内の相互扶助じゃないんだということが私たちの立場ですので、そこは指摘しておきたいというふうに思います。

それから、時間最後なのでこれは答弁結構ですが、引き下げとともに被災者の医療費免除についての継続です。これも今後求めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○小野委員長 菊地 進委員。

○菊地委員 私からは、資料No.6の39ページから42ページと、資料No.9の215ページ、交通事業会計についてお伺いします。

まず、浦戸の交通です。島民の人口減少ということで、なかなか大変な経営をなされているというのは皆さんご存じだと思います。それで、私たち議員としての立場でも、浦戸交通は今後どうするのと、そういう意味で何度も質問していますが、いわゆる監査委員の42ページには「新たな経営計画を策定されたい」と、もう監査委員からも言われてきているのですけれども、何か浦戸交通事業の抜本的な対策というのを、事業にして人口が減少すればするほど、やっぱり利用者というのは減るんですよ。だから、その浦戸交通だけで浦戸の人口をふやさないというのは私は無理な話だと思っていますので、交通課としてどのようにこの事業を継続していこうとしているのか、その辺をお知らせ願えれば幸いです。

○小野委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 それでは、交通事業の今後の運営のあり方等についてお尋ねいただきました。

ご案内のとおり、交通事業会計はこれまで交通事業の経営健全化計画を策定しまして取り組んできたところでございますが、その計画期間は平成25年で終焉するという形で、現在新たな健全化計画の策定に取り組んでおります。昨年12月議会におきまして、策定委託にかかわります委託料の債務負担、それとあと審議会の設置条例をお認めいただきまして、一義的にはそちらの審議会の中で今後の運営を考えていくという形になります。

現在、年度当初に審議会を発足しまして、これまで先週2回目の会合がございました。それで、審議会の中では、まず詳細な現状調査等を行いつつ、今後のまず議員さんご指摘の人口減

少を踏まえた収支見通しのようなものをまず作成しまして、それで一定程度今後の運行の見込みを立てよう。その例えば見込まれる収支差といったものをどういった手だてで解消していくのかというのをその経営健全計画の中心に据えまして、その取りまとめに当たっていきいたいと考えてございます。以上です。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。私はここの監査委員からの指摘に、収支のあり方というのはどの場面だつて出てくると思いますよ。しかしながら、抜本的に浦戸交通事業をどうするのと、考え方、それがやっぱり行政として責任を持って、その審議会を2回やられているみたいですが、そういうものを情報を出して、そしてそっちのほうの方向性を探ったほうが、私は浦戸交通事業の健全化、そして島民に喜ばれる事業になるのではないかなと思いますので、また機会があるたびにそういった発言をさせてもらいますので、今後そういった方向性を組み入れていただければ幸いかなと思って、よろしく願いしておきます。

あと、次に資料No.6の68、69ページ。北浜と藤倉の区画整理事業についてなんですけど、それぞれ教えていただきたいのですが、事業がまだ残っているというわけなのですが、なぜ今が始まったばかりだよというのはわかるのだけれども、何で予算をとっておきながら、始まっているばかりなのに北浜では221万円、そして藤倉では123万円の不用額が出ているのですが、何でこういう始まったばかりで不用額だのと出るのかなという、そういう……。そんなにお金があり余っている事業なのかなと思いますので、これはどういうことなのかちょっとお知らせください。

○小野委員長 佐藤震災復興推進局次長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 北浜とそれから藤倉の土地区画整理事業につきましては、制度上、区画整理の場合には仮換地の指定という手続をしないと事業に具体的な分が着手できないという分がございます。それで、北浜については3月下旬に仮換地指定を行って、その上で用地のほうの買収に入っていこうというような形で、用地のほうの補償協議に入っていこうということで予算を繰り越しの手続をさせていただいたのですけれども、ちょっと手続的には仮換地指定が4月以降にずれ込んだということがありまして、結果として執行できなかったというふうな状況があります。

同じように、藤倉も3月下旬にというふうなことで予定を組ませていただいたのですけれども、同じように26年度のほうに仮換地指定がずれ込んだということがありまして、どちらもそ

ういった分で執行できなかったというふうな状況はあります。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 相手住民もいることだからいろんな交渉事やらそういうのは大変だと思うのですが、周りの方々から聞くと、「何だ、遅いね」と、こういう言葉が聞こえますので、一生懸命やっているというのはわかるものの、住民から「何でおくれるのっしや。遅いでないの」とかと言われますので、その辺せつかく我々は予算を認めているわけなんですから、相手がいて大変ということはわかるんですけども、その大変なことを克服されて、やっぱり地域住民のために一日でも早い区画整理事業が完了しますように願っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、次に資料No.6の48から51ページと、資料No.9の156ページ、魚市場関係の質問をさせていただきます。

いつもしているのですが、今回水揚げが低下していると。そして、国際的にもクロマグロの資源確保ということで、なかなか将来が見通せない中で塩竈の水揚げがダウンしています。そんな中で私は思うのですが、今、衛生管理型の荷さばき場なんか一生懸命つくられているのですが、そのときに私は質問したのですが、陸送物の場所はどこですかと聞いたことがあります。そうすると、市場は港があるから市場をつくるのはわかるんだけども、先ほど志子田委員も水揚げ関係の中で輸入冷凍魚が今回はゼロだったとか、そうすると比率を見ると大体漁船と陸送で半々なんですよね。そうすると、私はやっぱり港があるから市場も、もちろんつくるのも大事なんですけれども、やっぱり陸送関係のいろんな産地から搬入するくらいの考え方を持っているのかどうなのかということをもとにお答え願ひたいと思います。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えいたします。

新しい魚市場の建設のポイントから申し上げますと、今回A棟並びにB棟ということで大きく2つ、それから補完施設C棟というふうに建てさせていただきますが、この使い方といたしましては、おおむねA棟につきましては漁船から水揚げされるものの生鮮魚のほうを中心にお使いいただくと。それから、B棟の部分につきましては、ただいまもご質問をいただきましたような例えば陸送で搬入されるものの荷さばき、あるいは朝早い時間にやっております箱物としてほかの市場からも入ってくるようなもの、そういったものを中心とした荷さばき、もちろんその両側での何と申しますか船が多いときとかはフレキシブルには使うことになるかと思う

のですが、A棟B棟の主力ということでは、今申し上げたような使い分けをさせていただくというのがまず1つです。

それから、それに向けましてやはり今後卸さん等々含めまして荷物の誘致、そういったものについて取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ見えていますけれども、なかなか大変なのかなと。今は産地間競争があって、気仙沼だ、石巻だ、岩沼だと。なかなか塩竈に船が入っていない。ずっと河北新報で毎日、新聞を見ているのですが、そうするとほかの港は船が2隻入ったなんだという、同じ1隻でも石巻等は大きな水揚げがなっています。塩竈が20トンぐらいのときに、向こうはそれにゼロが多い200トンぐらいとかと、そういうふうに数量なんかも全然違うんですね。あと、塩竈を見ていると、ずうっとマグロとかそういうものばかり、マグロでも種類があるのですけれどもそういうものしか入ってきていない。本来のやっぱり市場というのは、魚であれば何でも入ってくるような、だから陸送だって何だって活発にそういう営業を、産地間の競争に負けないように努力をすべきでないかなと思うのですが、漁船誘致には行っているみたいですが、やっぱり産地間のそういった営業というんですか、そういうのをなされていかないとなかなか水産の町塩竈とは言い切れないのでないかなと思うんですよ。港のない仙台で、塩竈より水揚げとかそういうの、取引高、何倍も多いんですよ。そういうことを考えれば、塩竈は天然の良港だという港を持っておきながら、それを発揮できないというのは何か根本的に考えていかないとだめでないかなと思います。そして、卸売機関の一元化、その辺も一元化か一本化はわかりませんが、その辺の進みぐあいもどういうふうになっていくのかなというのがこの決算の状況を見ていくと、このまんまでいって大丈夫なのかなと、水揚げとかそういうのを心配しますので、その辺の考え方等示していただければありがたいのですが。

○小野委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 菊地委員から新しい魚市場に向けて、あるいはこれまでの水揚げも振り返ってみて、これから塩竈の水揚げをどのように展開していくのか考えがあるのかということでございました。

委員ご指摘のとおり、やはりどうしてもこれまで振り返ってみますと、マグロを中心とした水揚げということがございました。やはり塩竈の場合はその数量よりも金額を重視しているよ

うな嫌いがあったかと思いますがけれども、やはり水産加工を抱えている塩竈の魚市場でございますので、やはり加工原魚という意味でどういった形で調達するかということについてはもっともっと幅広く考えていくべきだというふうに考えております。

それで、最近のうごきになりますけれども、やはり漁港背後地のほうに冷凍凍結の設備がかなり大きくできてまいっておりますので、やはりそういったところの入庫率というものがきちっと確保できなければ、せっかくつくったものも使えないというふうになりますので、冷凍事業協会のほうと卸のほうの話し合いというのも始めておりますし、あと塩竈の場合は塩竈船籍の船というのが、特にマグロなんかでは少ないわけですがけれども、そういった方々をやはり産地を訪問するということはこれまでもやってきておりますけれども、例えば大分県の保戸島なんかですと昔は100そうぐらいあったものが、今やもう十数隻というふうに低くなっておりますので、そういった他港の船籍の船の支援なり、あるいはそういったことの後継者づくりみたいなところまである意味踏み込んでいかなければ、これからそういったものを確保することができないんじゃないかというふうにも言われておりますので、そういったものも考えていかなければならないというふうに思っております。

また、既にこれは何回かご紹介しておりますけれども、冷凍カツオ一本釣り船が塩竈船籍ということで展開していただいている部分もございますし、昨年あたりからまき網のサバのほうも定期的に入れるということで、これも卸のほうで盛んに引っ張っていくような努力をさせていただいておりますので、今までは当面は老朽化した市場をどうするのかということにどうしても傾注していた部分がございますけれども、やはりそれを契機にせっかくつくったものが何だと、始まってみたら全然入ってこないんじゃないかということにならないように、これはこの間申し上げたとおり、宮城県の水産漁港部さんのほうでもそういったことを真剣に考えましようということで、今協議が始まっておりますので、そういったところにシフトしてさらに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 何とか基幹産業、水産地であればやっぱりそういった我々市民が、「塩竈、どうなんですか」と言ったら、「ああ、景気いいですよ」と言えるくらいの水産業界に、水産業界とは限らず景気いいですよと言えるくらいのまちづくりというのを私なんかは願っていますし、そうしなければならないと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

今あと、その卸売機関の一元化の問題、出ていませんけれども、これは私的に考えると、資

料No.9の158ページの現況と課題のアウトソーシング、外部委託ということも視野に入れているというこの理解でいいんですか。いろんな面があるんですけども、経営、こういった問題があると、やっぱり今から考えますじゃなく、あしたどうすつぺという、あしたに向けてもうきょう決断するくらいのもうそういうのがなかったら、まあ来年度、次年度考えますでは、私はおくれていくんじゃないかなと思いますので、ここにも書いてありますとおり、経営基盤の強化、業務のスリム化とアウトソーシングを推進するとなっておりますが、具体的にどのようにお考えなのかお答え願いたいと思います。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 資料No.9の158ページ、現況と課題ということでアウトソーシングという言葉を使わせていただいております。こちらにつきましては、新しい魚市場完成後、現在はお案内のとおり魚市場につきましては直営で管理をさせていただいているところですが、新しい市場の完成後につきましては、業界になるかどうかはまだあれですけども、外部の民間の力を活用しながらこういった市場の管理、そういったものに取り組んでまいりたいというような考え方でございます。その辺につきましては、市場の建設と並行で考えてまいるといことでしておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 やっぱり決断と実行で、来年度あたりはもうこういうふう指定管理でも何でもしますよくらいの提案をやっぱりなされるくらいでないと、塩竈の水産というのは本当にこのまんなになるんでないかなというふうな心配をします。正直なところ、塩竈の仲卸市場がございします。その商材はほとんど仙台です。亡くなられた元衆議院議長であった伊藤宗一郎さんはよく下りものとか言っていたんですけども、下りものだろうが上りものだろうが、やっぱり塩竈の市場に魚を集めると、そういう力強いメッセージをいろんな港にそして関係者に発信してもらえればなというふうに思います。せつかくいろんな予算があるんですが、その予算が足りなければそういう営業をするからふやしますよと、1,000万円くださいと、50億円の水揚げをふやしますからと、そのくらい部長だの課長さんだの考えてもらうと、私はああよかったなと思うんですけども、そういった限られた予算で限られた発想をしましょうということはないと思います。やっぱり小山部長さん、俺は何とかするんだと、俺の部長時代に水揚げ200億円までしてみせるから1,000万円予算をくださいくらい、私は言うべきだと思いますよ。皆さん優秀な職員さんなんだから。そうでないと、あの限られた予算でいつものパターンで、はい、

漁船誘致しました、優良漁業者に表彰状渡しました、それも大事だと思いますよ。だけれども、根本的にやっぱり営業とかそういうのをなさらないと、なかなか先ほども言った都市間競争もあります。市場同士の競争もありますよ。それに打ち勝つためには同じようにやっていたんではなかなかならないんでないかなと思いますので、その辺をそういった意味のご決意があれば、どうぞ部長お願いします。

○小野委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 まさしくその産地間競争ということもございますし、先ほどの繰り返しになりますけれども、本当に新しい市場、従来は老朽化した50年たった市場、どういうふうになってくるのかと、皆目その財源的な部分を中心に検討がつかなかったというような状況があったわけですが、今回の議会で予算のほうをお認めいただきまして、本当に大筋としましてはこれからこういう市場ができるんだという方向性が確定しましたので、そういった中で実際に市場の水揚げ、あるいは商材を調達する機能、そういったものがきちっと整うような形になるようにさまざまな工夫をして努力をしていきたいと思っておりますし、そういった中で例えば補助金とかそういった予算が必要だという場合には、改めて提案して調達するようなこともしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 補助金とかどうのこうのという話がありました。ある商店街の例を、ちょっと水産関係と合うか合わないかわからないですが、ある商店街がありました。皆さんで店をきれいにしようとした商店会がありました。しかしながら、そこはだめになりました。何でかなといたら、店は立派にしたけれども考え方が一緒だったんですよ。だから全然、店は、ああ、きれいになったねと言うけれども、利用しやすいねとなったかもわからないけれども、経営する側の考えが一緒だったので客足は伸びず、だめになったという商店会を聞いています。また、古い町並みでも、古い商店街でも、知恵を出して努力して、そうしたら客足が伸びたと、そういう商店街もありますので、市場も立派にしたからということじゃなく、やっぱり常日ごろの発想の転換とかそういうのをさせていただければなと思っております。これは強く要望しておきますので、よろしくお願ひします。

あと最後、時間がなくなってきたので、病院のほうに移りたいと思っております。

資料No.6の13ページかな、新しいほうの後ろのほうの13ページです。あと、資料No.12、14、23と資料いっぱいありますので。

それで、市立病院一生懸命頑張っている姿が見えます。そして、改革プランが今年度と27年度、あと2カ年で終了するわけですが、いろいろ監査委員の6の13ページの下段にありますとおり、まず「目標達成に向けたさらなる努力」というふうなのがあります。その上に病床利用率など7項目がもう本当に頑張っているものもあります。だけれども、あとの達成できない部分の考え方を今後どうなさるのかなというのを心配しますので、お答え願いたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

監査委員の報告の中で、改革プランとの目標達成の比較ということで12ページに記載してございます。7項目ほどは達成しておりますけれども、ほぼ半分の部分についてはまだ達成していないという部分がございます。これにつきましては、なかなか収支の部分で当初目標よりもちょっと1年、2年、不良債務の解消も1年ぐらいおくれたんですけれども、若干、経営ですので毎年、経営状況がよい年もありますし、昨年、24年度は非常に悪かったこともございまして、なかなかその辺が難しかったかなと思います。改革プランの年も27年度までがなっておりますので、聞くところによりますと、今年度中にまた国のほうはガイドラインを作成いたしますので、聞くところによりますと、今年度中にまた国のほうはガイドラインを作成いたしますので、27年度中に次のプランを各自治体病院のほうに策定を求めるような情報も内々に入ってきております。そういったことも踏まえまして、病院が続く限り経営状況が当然好転して黒字基調でいくことが前提でございますので、今までやってきたことをいいものは継承していきまして、改善すべき点は直していきながら、安定して黒字経営ができるように病院の総力挙げて努力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 頑張っている姿はいろんな報告でわかるんですけども、やっぱりいろんな経営的なものとかそういうのはあります。純利益だ、経常利益だ、一般会計からの繰り入れだ、医業収支比率がどうのこうのという、それはとにかく常日ごろの普段の病床率の回転とか、外来の回転人数とか回転率、あと増減とか、それによってある程度変わってくるものもあると思いますけれども、頑張っていたきたいなと思います。

しかしながら、その一生懸命患者さんを診てくださるお医者さんの数が24年は16人、25年は、これは年度末の数字だと思うんですが25年度が1名減って15名だと。医師確保についてはどのようになされて、そして管理者である伊藤先生がどのように、あと五、六人くらい呼びたいんだと思っているのか、あと二、三人だと思っているのか、その辺のお考えをお示してください。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 医師確保のことですが、25年度末は小児科の先生が退職されましたので、その後現在1人補充されて同じ15という数になっております。基本的には、医師確保は大学の医局が中心になっていまして、私の出身の医局と第三内科とか第一外科とか、そこがメイン。まず大きなところは、大学関係ですと先生がある程度動きますとまた次の方を補充してくれる。だからそういうことがある程度可能になっていく。それ以外に、あと県のほうのドクターバンク含めて来ていただく。あるいは、いろいろホームページ等見られて、そこから来られる方もいるということもあります。

そういうことで、先生方は今の数よりも、17名くらいで実際一番、昨年度あたりもやっていたものですから、やはりその辺の数まではどうしても必要かなと。要するにいろんな、従来と違まして先生方の仕事の量がふえてきています。外来ばかりじゃなくて、うちはまた在宅関係もやったりしていますので、そういう方面にも行かなければいけませんし、それから市のほうのグラウンドのほうのあれにも応援にも行くとか、そういうことも兼ねていますと、どうしても先生方もうちちょっと補充しておかないといけないかなと思っています。以上です。

○小野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうも。そうすると、あと2名ぐらいたということだと思います。風聞では何か10月いっぱい退職され独立されるドクターがいるということなので、そうするとあと3人くらい先生頑張ってドクターに来てもらわないとだめなのかなと思っています。そうすることによって、この改革プランが達成していくのかなと思っています。

それで、1点だけ市民の方から言われたのですが、わからないですよ、私は現場にいたわけじゃないんですが、例えば入院なされている方がいたとすると、内科関係だと、いわゆる触診というか先生が毎日回診に行かれてその患者さんの顔だけ見て帰るのか、それともある程度胸とか聴診器を当てたりして、その聴診器を当てたりすることが先生のいわゆる診療単価に上がるのかどうか。というのは、何かなかなか重病の方だからどうか存じませんが、そういったお話がされていますので、例えば毎日の回診のときにどのようになされているのか。整形外科とかは違うと思うんですけども、特に内科とか呼吸器科とか、そういった面の入院患者さんの回診時の診療の仕方というのはどう考えているのかなというのを、お知らせ願えれば幸いに存じます。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 診療の仕方ということでございますが、基本的には回診に行きましたらその方を診てお話しもして、一般的には聴診器も当てて診察して帰るとというのが基本的になっておりますけれども、状態が非常に安定していて、そういう患者さんの場合にはお話しだけで帰るというケースもあるかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように基本的にはやはり全体を診てくるということが基本にはなっています。以上です。

○小野委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、私のほうからも主に番号で言うと12番の市立病院の事業決算書を中心に関連する資料で質疑をさせていただきます。

そこで、最初にページ数で言うと同じ12番の10ページのところに現金収支事業報告書というのが載せられております。現金収支で8,750万円の利益確保ということなんです。それで、私もこの質疑に当たっていろいろ調べたのですが、最終的にこの8,750万円はこの決算書に載っているのか載っていないのか、まずその辺からお尋ねしたいと思います。

○小野委員長 鈴木市立病院業務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

この現金収支での8,750万円につきましては、この決算書上にはこの数字は出てきておりません。その出し方なんですけれども、同じ資料12番の5ページ、損益計算書のほうをごらんいただければと思います。

ここに医業収益から6番の特別損失まで書いてございます。決算収支の出し方はいろいろあるんですけれども、基本的なものはまず1番と2番、医業収益と医業費用の差し引きが、これが医業収支と呼ばれるもので、これが100%超えますと民間病院並みに非常に黒字経営になりますよと。これは当院だと92%ぐらいで、まだちょっと達成できておりません。それに3番、4番の医業外収益、医業外費用、これを足したものが、1から3、4を足したものが経常損益といいまして、これが改革プランでの目標であります減価償却までを含んだものでございまして、ここが2,980万円ほどまだ損失ということでマイナスになってございます。これで98.9%という状況です。これに5番と6番、特別利益と特別損失を足しますと一番最後の純利益、これが一番大きな数字でございまして2億3,700万円、これが純利益になっておりますというのが大きなところの収支です。

この現金収支の出し方といいますのは、病院企業でございまして、現金回るような形で出すということで内部の中で取り決めている出し方でございます、出し方としましてはこの純

利益2億3,700万円から、3ページに戻っていただきまして、3ページの下のほうの付記書きがあります。資本的収支の不足する額1億8,800万円、ここにございます。この純利益からこの4条で補填している1億8,800万円をまず引きまして、これに5ページの2番目にあります医業費用の中にあります減価償却費4,800万円ございます。これを戻してやると。さらに、もう一回4ページに戻っていただいて、この4条収支での消費税を払っています。380万円ほど払っているんですけども、これも戻してやると。それで、これを戻したやつから特別利益の過年度修正益がございます。1,413万円あります。このうちの1,404万円ほどを引いてやると8,754万円というような現金収支が出るという出し方で出しています。この中には市からの繰入金の5,700万円も入っておりますので、実質の病院の黒字というのがここから5,700万円引きました3,000万円ほどが病院独自での黒字額ということでございます。

ちょっと、なかなかわかりにくくて申しわけないのですけれども、こういった形で出しております。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 と言いますのは、決算に当たっているいろいろ書類を見ても、8,750万円、どこに出ているのかなということで、きょうの朝までかかっている、伊藤部長に聞いたら最終的にこの23番ですか、病院事業の概要のところの36ページに載っていますということで説明を受けました。25年度でいうと下のほうの三角の8,754万7,000円ですか、これということで初めてわかったわけなんです。

それでなぜ聞いたかという、この現金収支で利益を確保したというのは、それはそれで皆さんの改革プランに基づく努力だと思いますが、何せこういう各ページごと全部めくっていかないと、前段も説明を聞かないと、一体どこにその実際の現金での利益が確保できたのかというのがわからないので、ぜひ次回からはその辺のくだりについてはこういうふうな形でその現金が利益を確保しましたということは一言わかるように、議会の側でもわかるように報告していただければありがたいなと思います。

そこで、そういうことで改めてお尋ねしたわけですが、そこでちょっと確認までです。同じ12番の6ページから7ページのところで、全体として現金収支8,750万円の利益を上げたということはわかるのですが、この中で25年度の塩竈市立病院の余剰計算書というのがあります。全体としてはこの表の右側でしょうか、40億4,516万一千何がしと、こういうのが未処理欠損金として残っております。不良債務は回収したものの病院事業の会計で言うと当年度の未処理

欠損金、この取り扱いというのはどういうふうに捉えて考えて、今後どうしようとするのか。

その辺だけちょっと確認させていただきます。

○小野委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

この未処理欠損金の考え方でございます。これは6ページの下段に今年度の未処理欠損金額40億4,500万円、載ってございます。これは病院が設立以来、ずうっと重ねてまいりました欠損金でございまして、この欠損金がなぜできるかといいますと減価償却とかいろいろ建物を建て増したり設備を買ったりしたときに減価償却を計算するのですけれども、その対応するときの費用のほうに現金がありませんと欠損金という形で処理をしなければならないという規則になってございます。これは、実質は現金の移動がないお金ですので、経営に直接悪影響を及ぼすものではないのですけれども、帳簿上ではこういった形でずうっと積み重なっていくという状況でございます。これは3条収支の純利益が出ました今年度なんかだと、2億3,000万円純利益が出ていますので、これが利益が出ていますと減っていくということです。それで、平成18年か19年あたりが五十何億円までこれは累積欠損金もふえてまいりました。そこが多分ピークだと思うのですけれども、その後黒字基調になってまいりましたので、40億円まで消してきたと。それで、この7ページの上にあります前期の末ですと42億8,000万円あったのですけれども、今年度の純利益が出たことによりまして、ここも2億3,000万円減りまして40億円まで減ってきているという状況でございます。これは2億円程度純利益が毎年出ますれば、何とかこれが最終的には何年かで消えていくということが予定されておりますけれども、これがあつたからといいまして病院の事業がマイナスはマイナスなんですけれども、非常に悪影響を及ぼすというものではありませんので、不良債務とはまた違った種類の帳簿上の欠損金ということでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今、2億円程度の純利益が上がっていけば、帳簿上消していくというのはわかりました。

そこで改めて、今年度25年度で8,750万円ですよね、純利益を上げたということです。それで監査意見書、皆さん各委員からも監査意見書の6番のところでもいろいろ触れられているのですが、例えば最終的な決算の監査意見書の後段の部分で一番最後です。13ページのところ、市立病院の監査意見書の最終的な意見は、「前年の決算が急に落ち込んだことを考えると、まだ

安定した経営状況には言えない」と。それで、「改革プランの目標達成に向けたさらなる努力を願いたい」と。先ほど菊地委員のほうの質問の回答の中でも、国のほうで平成27年度以降改革プランなるものがつくられようとしているということのようですけれども、そうしますと27年度に向けてこの事業、最初に予定していた改革プランとの数値との関係で、では今ある改革プランの中で何を克服していかなければならないのか。その辺について、わかりやすくお話、回答いただければと思います。

○小野委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 医療状況、これは7項目で達成しているけれどもほかはということなんです、なかなか今医療状況というか非常に今変わってきております。改革プランを平成20年のときにつくって21年から始めているわけですけれども、国のほうの政策もいろいろ変わってきております。それから、今はこれからも在院日数の問題、それからあと在宅復帰の問題とかそういう問題も含め、あるいは病床の機能をどのように各病院で捉えていくとか、いろいろ医療状況も変わってきておりますので、従来からのまた改革プランで述べていた数値とは少し異なるものにはなるのだろうと思いますけれども、基本的にはやはり現金収支黒字、経常収支黒字、やはりここはきちっとやるような改革プランは立てながらやっていくということになると思いますが。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、隣の12ページのところで先ほど7項目は達成したけれども、まだ12ページのところで三角のところが結構見当たっていて、この辺、そういうところについて経常収支をできるだけ数値目標をクリアしていくということのようですけれども、そうしますと例えば病床利用率、これはかなり高い病床利用率のようですが、一つ一つの項目について、それを引き上げていく、この目標に沿ってこの辺の進め方を今後検討していくということで、これはどのような形で病院内では検討されて、決算ですからこれも1つの指標として今後はどう生かすのか、その辺だけお尋ねします。

○小野委員長 伊藤市立病院管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 病床利用率98%というのはもうかなりな数で、これでやっていくというのはなかなか厳しいところがあります。ということで、今後はやはり1人ずつの医療単価と申しますか、やはりそういうものもきちっと精査して、ある一定の病床利用率でやれるような計算というか、そこは大事になってくると思います。それで、今度いろいろ国のほうの診療

報酬改定とかがありますので、病院におきましてもそういうことも勘案しながら形で、利用率をこのまま98%、100%でずっとなんていうことはこれはなかなか不可能なことですので、ある程度これが下がってもやっていけるような診療単価も含めて、じゃあどういうことをやれば上がるかということも含めて、今検討しているところでございます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市民の命を守っていく大事なところですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、水道について何点か確認をさせていただきます。

そこで、13番と15番のところですが、この13ページのところで最終的に財務諸表の結果があって、9億5,000万円ですか、この利益を得たと、こういうふうなところが1ページのところに載っております。そこで、隣のページで言うと6、7ページのところで25年度の剰余金計算書というのがありまして、当年度の利益剰余金の9億5,000万円に減災積立金についてプラスしますと12億4,000万円、こういう資金が確保されているということになっているようです。

決算上はそういう積み上げになっているのですが、さきの最初の25年度の報告の際に、さまざまな改良事業をしなければならないと。何か梅の宮浄水場についてもその改良事業をしなければならないというところでのお話がございましたが、その辺については、今後こういった剰余金も含めてどのような進め方をしていくのか。あるいは梅の宮浄水場そのものも大分年数がたって古くて改善の必要性はあるんだろうと思うのですが、その辺の関係についてお尋ねしておきます。

○小野委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 今お尋ねの件でございますけれども、浄水場自体は昭和38年にできております。もう50年以上たっておる施設ですので、大事に扱ってはいるのですけれども、コンクリート部分とかはまだまだ大事に使ってはいきたいと思うのですけれども、機械類です。機械類が最終的には平成3年から5年に更新したのが最後となっております。もう20年以上施設がたっております。それで、今回その機械部分、二十数億円を今後10年間の間に整備をさせていただきたいと。それで、国のほうは利用料金で全部整備しろということで今考えているようでございますので、その中でも起債はつきますので、全部単独でやったとしても8割ぐらいが起債でいきますけれども、2割ぐらいは単独の資金が必要になってくると。そういう部分を今回の積立金の部分とかで措置をさせていただきながら整備をしていきたいという考えでございます。以

上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 具体的にお聞きしますが、例えば先ほどその機器も平成3年、20年たっていると。仮にこれをその老朽化したものをそのまま放置するとなると、市民生活にとって毎日飲む水の関係ですから、その辺の仮にこれを更新しないとどういった影響になるのか。その辺だけわかりやすくお聞きしたいと思います。

○小野委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

どのような影響かということでございます。先ほど、今部長が答弁しましたように、今浄水場の計装機器の部分を改良しようとしております。影響については、今市内の配水のコントロールをしている心臓部でございます。電気系統で水量、あと流量、そういった部分を全部コントロールしておりますので、そういった部分が壊れますと通常の配水ができないような状況になりますので、そういった部分を避けていきたいというふうなことで、これを喫緊の課題として整備をしまいたいというふうに思います。

あともう1点は、浄水場の附帯設備として浄水処理の汚泥の処理をしてございます。その部分も改良をしていくというふうな予定になってございます。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。大事な市民が毎日飲む水ですので、先ほど制度も活用しながらということで大体のおおよそのことはわかりました。

そこで、実は質疑に当たって塩竈市の水道事業計画というものを改めて読ませていただいたんです。これで見ますと、例えばページで言いますと、例えばその隧道というんですか、水道管。こういうところがもう大分古くなってきているということで、仙台市の宮城野区にあるんですかね、3号隧道とかこういうのが示されておって、今後更新する必要があるというくんだりがこのページの中には触れられております。それから、それぞれの水道の関係で切りかえると、沿線のやつを切りかえていかなければならないというようなことなんかも触れられております。そうしますと、こういったあっちのダムの方から引いてきて飲む水にしているわけですから、大変市民にとっては大事な課題になってきますが、その辺はどういうふうに捉えていけばいいのかお尋ねしたいと思います。

○小野委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 導水管につきましては、導水管もかなり古い施設でございますので、更新なりあと強化事業ということはしていかななくてはいけないと思っています。ただ、先ほどお話ししましたように、なかなか国のほうではその辺の補助制度というのが今は余りありません。その中であって、国としても全国的に施設更新の時期が一気に来まして、かなり自治体にとって厳しい財政状況になるであろうということは国も考えているようでございまして、場合によってはその補助制度とかも新たにできる可能性もあるのかなとは考えておりますので、その辺の動向を見ながら補助金等を活用しましてなるべく有利な制度を見つけながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、現行ではこういった老朽化したものについての補助制度がないと。仮にその補助制度がなしで、実際に見積もってみるならばどのくらいの経費として積算できるのでしょうか。

○小野委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 現行では確かにそれに適合するような補助制度がないという理解をしております。ただ、今県なんかとも協議させていただきながら、何とか補助制度を、こういう補助制度は使えませんかということで協議はさせていただいております。ただ、厚労省のほうの基準がなかなかうちのほうの計画とマッチするものがございませぬので、今のところは単独でやるしかないのかなというふうには考えてはおります。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、これは政治課題ですよ。厚労省にこうったことで求めていくと。おまけに3.11で2週間ぐらいですか、水が来なかったということを考えると、今後の震災対応、災害対応なんかやはりしっかりやっていかなければならないなというふうには感じます。

ではそうしますと、こういった導水管、大事なセヶ宿からも来る、あるいはそのほかもう一つ何といたしましたか……（「大倉ダム」の声あり）大倉ダムですね、ごめんなさい。大倉ダムのほうからのこういったその耐震として、あるいは老朽を変えていく、市民が安心して飲めるような施設のためのおおよその金額というのはどのぐらいかかるのですか。

○小野委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 導水管関係、これは今試算をしております。用地取得を含まないで工事費関係だと、全路線、これを入れかえると約74億円ほどかかる試算となっております。

ですから、先ほど部長答弁ありましたように、集中的に今震災で被害がありました箇所等を国庫補充でなんとかバイパス化をするなり、そういった部分で今厚生労働省と補助メニューについてちょっと協議をさせていただいていると。ただ、採択になるかというのはちょっとまだわかりませんが、そういった部分で必要最小限の整備をしてまいりたいと。それで安全な水を供給していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 塩竈市内の例えば改良事業、2つぐらいありましたよね。それをやりながらも、一方でこの事業にも着手せざるを得ないというか、その辺も一つあるんだろうなと思います。改めて市民にとって必要欠くべからざる水道事業ですので、ひとつ先ほど補助事業がなかなかマッチしないと、こういうご回答でしたので、これはやはり議会も含めて政治要請行動が私は必要ではないかなというふうに改めて痛感しました。その辺について確認をさせていただきます。

それからあと、魚市場の関係で、先ほど菊地委員のところで私も改めて決算監査の意見書でしょうか、そのゼロというところで監査意見書のところで魚市場の水揚げで……、ああこれですね。監査意見書No.6の50ページのところでいろいろ議論されました。それで、改めて輸入冷凍魚がゼロだというのは、ちょっといささかびっくりしたところなんですね。確かに数量はゼロです。前年、24年度が数量で……、そうですね。いずれにしても、今まで輸入冷凍魚というのは仙台港からですか、入ってくるやつでしたかね。そういう取り扱いだったものがゼロなのかどうか。改めて搬入魚と違いだけちょっと確認させていただいて、なぜ今回ゼロだったのか確認させてください。

○小野委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 加工原材料である魚を、例えば冷凍魚等を輸入する場合というのは商社にお願いをして輸入してもらったものを購入するというケース、あるいは地元の卸売機関が購入をしてそれを上場の上、地元の加工屋さんのほうに供給するというパターン。あるいは、もう一つとしましては、力をお持ちの加工屋さんは直接自分のところで冷凍魚等を購入するというようなパターンがございます。そのうち特別、今2つ目で申し上げた卸さんのほうが購入して上場してそれを販売するというパターンのときに、輸入冷凍魚で水揚げがあったと。あるいは直接加工屋さんが購入する場合も、上場してほかの加工屋さんにもちょっとお売りするようなケースがある場合にはそういったことが行われたことが過去にもあったかと思えます。

そういったことが震災後、そういった魚はばら積み船で例えば塩釜漁港のほうに揚がるよう

なこともございましたし、ほかの漁港に揚がることもございました。それで、震災以降はそういったばら積み船で塩釜港に揚がるパターンというのがどうも減ってしまったというのが一つと、あとそれを補うような形で北方魚でありますツボダイ等が比較的頻繁に揚がったということもございまして、卸売機関さんのほうはそちらのほうに今力を入れているというようなことがあって、今のような状況になっているということも言えるのかと思っております。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 魚市場の会計の一部からも、やはりこれはいろんな事情はわかることはわかるんです。今、2つの回答がございましたけれども、いずれにしてもゼロだというのは驚き、びっくりというか、前年と比べて皆無になってしまったという経過をたどっているようですので、ひとつその辺は十分対応させていただければというふうに思います。

あと、質問時間もさほどありませんので、離島航路で1点だけお聞きします。

島民、実は災害復興住宅で懇談したときに、伊保石のほうで離島の方から船賃の減免というのを継続するのですかというのを言われたんです。お墓参りに行ったり何にしたりということで、その辺は被災者ですので、市民の声ですので、そこら辺の取り扱い等についてどのように捉えていけばいいのか。お知らせしなければいけないこともあるのでお尋ねしておきたいと思えます。

○小野委員長 草野浦戸振興課長。

○草野産業環境部浦戸振興課長 ただいまご質問いただいた件につきましては、震災特別敬老乗船券という名前で月1回程度の往復便を補助しているという形でございます。それで、こちらの制度を継続するかどうかまだはっきりは決まっておりますが、復興途中にあるということ及び災害公営住宅もまだ完成してございませんので、継続するという流れが強いのではないかなというふうに考えてございます。以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 何せお話しした方は大分ご高齢のおばあちゃんでして、やはり年金で暮らして災害公営住宅に移られて、島に帰ることを大変楽しみにしているということですので、ぜひとも引き続き継続していただいて、島の方々が安心して島に帰れる制度はぜひ継続していただければということをお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○高橋副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、午前に引き続きまして、午後一番ということで質問させていただきます。

まず特別会計平成25年度歳入決算が215億7,604万8,397円、歳出決算214億1,892万814円という、1億5,712万7,583円の黒字ということで決算がなされました。本当に黒字決算ということで塩竈市も大分改善されてきたというふうに思います。特に国民健康保険事業、それから魚市場、下水道、それから健康保険、それから後期高齢者事業と黒字決算になっております。また、市立病院、水道事業ともに黒字決算ということで、大変本当に皆様のご努力に対しまして感謝を申し上げたいと思います。

特に市立病院決算におきましては、平成17年度から巨額の債務がありまして、その不良債務が解消されたということで、約10年近い歳月努力されて、本当に皆さんに心から感謝申し上げたいと思います。今後、またさらに質の高い医療、そして健全経営に努めていただきますよう心からお願い申し上げます。

それでは、市立病院のほうからちょっとお聞きいたします。

在宅療養支援、あるいは在宅看護支援。（「ページ数」の声あり）申しわけありません、市立病院のほうですね。ちょっと資料がいっぱいここに出ていますので。中の資料の事業のほうなんです、市立病院事業の概要No.23で、これからちょっと。ページ30になります。

在宅のほうでちょっとお聞きいたします。在宅の療養支援あるいは訪問診療、こういった割合が大分ふえてきているようではございますけれども、今後高齢化社会におきまして塩竈市でも割合が高くなってはおりますが、これは市立病院の事業の中で今どのぐらいの割合になってはおりますでしょうか。お聞きいたします。

○高橋副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 在宅医療のことでお答えいたします。

従来から在宅はやっていましたけれども、昨年から在宅療養支援病院ということでさらに質の高い診療という形を行いまして、在宅でのみとりも含めてのということで、これからの高齢化社会に備えているということでございます。

それで、今患者さんの数から言いますと八十五、六名というところがございますけれども、収入的に考えると、もちろん入院の患者さんの診療単価から見れば低いんですけども、外来の通常来ている患者さんよりも高いということで四、五百万、月500万円ぐらいはいくでしょうか。それぐらいの計算にはなります。

ただ、これは国の方針でもありまして、入院から在宅へと、そういう流れでありますので、これからまたさらに重要な使命を帯びてくるんじゃないかと思っております。以上です。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。私も在宅で介護した時期がございまして、訪問していただいたお医者様には大変感謝いたしました。やはりなかなか動けない患者さんを病院まで連れて行くということは、家族にとっても大変な負担でございますので、ぜひこういったことでこれからはますますふえていくかと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

昨日、ちょっと集まりがありました。そのときに市立病院の公開セミナーのお話が出まして、何か次に集まるのはいつにしますかなんてお話が出たら、「いや、市立病院の公開セミナー。その日、だめだめ」という感じで、私もちょっとうれしかったんですけども、大変皆さんがそういった市立病院のセミナーを楽しみに、とても大事な部分として捉えて予定を入れていらっしゃるというのがちょっとわかりまして、大変うれしく思いました。これからは先生方、どうぞ市民の皆さんにわかりやすく、そしてそれが医療の要望につながりますようにお教えをいただきたいというふうに思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次に、資料9、ページ79、介護予防事業ということで地域支援事業がここに出ております。高齢化に伴う身体、生活機能低下を防ぐ、予防するということ。できるだけその速度をおくらせる、そういった介護予防の処置ということでここに出ておりますけれども、2次予防事業対象者把握事業というのがありますが、これはどのような事業なのかお教えいただきたいと思っております。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 それでは、2次予防事業の対象者把握ということでご説明申し上げます。

平成23年度までは健康診断のほうで一括して行っていたのですけれども、平成24年度から市内の高齢者約1万6,000人ほどいらっしゃるのですけれども、その方の中から認定者を除いた数を全高齢者の方に基本チェックリストとして送付してございます。以上でございます。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 25年度の部分がちょっと少なくなっていますけれども、これの内容的なことを教えていただきたいと思います。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 24年度は全世帯、全高齢者の方にお送りしまして、回答のなかった方ということで今回の4,413人、その方々に発送してございます。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、通所型予防事業の各教室開催数が減っているのも、この人数の関係でしょうか。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今回、公民館と、あと北浜のほうの通所介護のほうもちょっと補強増強してまして、そういった中で一番上のほうは運動器の機能向上教室ということで人数的には減ってございます。それと栄養改善教室については、申し込み受け付けてはいたのですけれども、残念ながら参加者がなかったということで、こちらは無いということでございます。以上でございます。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 成果のほうで、教室に参加することで予防のための維持、改善に努める効果が得られたということと、介護予防効果が見られたという、一般の高齢者施策としてです。こういったことを私たちは、これを読んでみまして、また現況と課題というところで平成24年から介護予防対策者の把握方式を変更したということになってはいますが、これはどのような変更だったのかちょっと教えていただきたいと思います。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 先ほどもお話ししましたように、従来ですと保健センターのほうで健康診断に関して、それは基本チェックリストをお渡ししていたのですけれども、24年度からこれは全高齢者に郵送という形でお送りしたということでございます。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員　それで、ここに課題として2次予防事業への参加率が低いというふうに、低いためということで書いてありますけれども、これはやっぱり郵送してもなかなかそういった反応がないということなんでしょうか。

○高橋副委員長　遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長　お答えいたします。

24年度は先ほどこちらの79ページのほうに実施数として1万3,125人を表記していきまして、回答が9,700人ほど。それとあと、25年度は4,400人ほど発送したんですけれども、こちらの回答数が1,754ということで、出された方々にこちらから地域包括支援センターとか、あと市のほうの看護師が行って、それで状況を把握しているという状況でございます。

○高橋副委員長　阿部委員。

○阿部委員　ありがとうございます。実際、私の前にも高齢者の方がいらっしゃるのですけれども、なかなかこの栄養改善というのは非常に大切だなというように今思っております。しょっぱいのはだめ、辛いのはだめ、油はだめという感じで、非常に食べるものをやはりとらなければいけない分までもよけてしまって、大変体調を崩された方とか、あるいはおうちの中で熱中症になられた方が実はことし随分見受けられたんですね。それで、私はこの予防事業というのは非常に大事だと。誤った認識も多少やっぱりだめだ、だめだというほうにいつてしましまして、家族の方が幾ら勧めても食べなかつたりとかあるようなんです。そういった意味では、ぜひ栄養改善教室というのは私も婦人会に入っておりますけれども、そういった団体のところと連携しながらお教室を開いていただいたり、そういったことはできるのでしょうか。お尋ねいたします。

○高橋副委員長　遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長　そういった団体等、団体の方々も実は高齢者ということがございますので、そういった方々を対象に栄養教室を開催していきたいと思っております。

○高橋副委員長　阿部委員。

○阿部委員　ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、資料No.9です。ページ113から115です。

公共下水道事業の雨水事業についてお尋ねしたいと思ひます。決算額が6億4,239万3,000円。国庫から3億299万1,000円、市債が3億3,934万9,000円、一般財源5万3,000円ということで、施策の成果としまして宅内貯留浸透施設の整備ということで、貯留量が35.6立方

メートル確保、市内で現在合計宅内貯留というのは何件ぐらいあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 宅内貯留ですけれども、平成25年度末で724件でございます。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。実に宅内貯留というのは少しずつためていくのでしょうか。お尋ねいたしますけれども、その効果というものは大分出ているものなのでしょうか。お尋ねいたします。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 宅内貯留ですけれども、本市の地形的な理由でありますとかそういったことで、まずゆっくり流すというシステムが宅内貯留ということでもあります。やはり近年もゲリラ豪雨ということがありますけれども、まず降った雨を一時ためていただいて、下流側にゆっくり流すということによりまして、効果のほうは出ているものと思っております。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ぜひ、先日の豪雨のときにも私の住んでおります本線の塩釜駅付近のヨークベニマル周辺は、実はベニマルさんが島のように建物になりまして、周りが全部海になってしまうんですね。ところが、雨足がちょっと途絶えますとすうっと水が引くものですから、もうみんな我慢して必死で我慢しているわけですけれども、今回も来たら大変ということでお願いしまして、土のうも届けていただいたりして、玄関先に積んでいただいて、大分効果があったようでございます。

そういったことで、やっぱりどこかでためなければ、流し込んでも、流し込んでも、やはり海のほうで満潮だったりするとなかなか行かない。それで、私もちょっと時間がなくて調べられなかったのですが、実は今回スムーズに流れた部分がありまして、私もちょっと聞いてみたのですが、そうしましたら留ヶ谷のところの用水路のほうから枝線を何かどうも多賀城さんでつくられたというようなことをちょっと聞きましたので、これは聞いた話ですのであれですけれども、やっぱりそういった点も私もちょっと興味があって、塩竈でもいろんな方法をとられているのだらうと思うんですけども、そんな方法もあるのかなというふうに思いまして、もしお聞かせ願えればうれしいです。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 先ほどのヨークベニマル付近ですけれども、あそこの分は塩竈から多

賀城に行くルートということで、ちょうど高架の下を横断していくのですけれども、その部分は若干狭いということもありまして、ヨークベニマル付近のほうではあそこが少しボトルネックになっているという状況であります。

あと、先ほど多賀城市さんのほうの枝線の整備につきましては、多賀城市さんのほうに確認してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ぜひよろしくお願ひいたします。何か初めて聞いたようなやり方、方策だったような気がしましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、同じく下水道関係の汚水のほうですけれども、ページ144から146でしょうか。144ページ、決算額4,553万5,000円ということですが、これは水洗化ですね。25年度は387件ということですが、私もちょっと意外だったような気がします。まだ水洗化されていないところというのはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道事業ですけれども、こちらのほうの件数というのは宅内工事を実施した件数ということでございますので、実際公共下水道の整備につきましては、本市は99%整備となっておりますので、宅内工事の切りかえの件数ということでございます。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 済みません、水洗化のほうでございました。まだ市内に残っている件数というのはどのくらいあるのでしょうか。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 件数のほうは、ちょっと資料の確認をいたします。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 実は、塩竈市は先ほどお話ししたように豪雨がありまして、やっぱり水が出たりしますと、やはり水洗化していない部分というのは非常に厳しいものがありますね。それでうちのほうの町内でもそうですけれども、アパートなんかの場合が残っているところがあるんですね。やっぱりこれから100%いくまでには大変だろうとは思いますが、ぜひそういったことも推進していただければというふうに思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、No.9の393ページから394ページ、公共下水道災害復旧事業というところでちょっとお尋ねしたいのですけれども、ポンプ場の部分の復旧状態です。これで全部完了、全部復旧

済みですということですが、被災した全ポンプ場ということですが、被災しなかったポンプ場というのがあるのでしょうか。お願いいたします。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 こちらの成果のほうの393ページに載っているポンプ場ですが、浸水区域、低地帯のポンプ場でありますけれども、こちらのほうについては全て復旧済みということであります。

また、その他のポンプ場ですが、市内には雨水、汚水のポンプ場が全部で10カ所あります。マンホールポンプが全部で66カ所あります。そのうち被災したポンプ場がここに記載してあるポンプということで、それ以外は被災を受けなかったということであります。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当に復旧にかけては大変な工事でした。これは設置したポンプ等の耐用年数というのはみんなやっぱり出ているわけなのでしょうと思うのですが、これからまず本当に修理しまして、これから先こういった大きな震災、これはもうどうしようもないことですが、私たちもこのポンプ場、それでも大切なものですから、機械の来歴といえますか、運用しているのトラブル等のチェック機能というのは働いておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 下水道の施設、ポンプ場ですが、やはり長年経過して相当古いというのもございます。中央ポンプ場ですが、一番古いポンプで昭和37年に入れています。その次に昭和51年、61年と、さらに藤倉のほうの排水機場ですが、こちらのほうは昭和52年の施設ということでございます。また、汚水のポンプ場につきましても、越ノ浦のダブル踏切のところにあるポンプ場、中継ポンプ場ですが、そちらにつきましても昭和60年という古い施設でございます。現在、長寿命化の計画ということで、こちらのポンプ場のほうを現地調査して、当然延命化はもちろんですけれども、こういった部品をどう交換していけばさらにもつのかというような状況。あとさらには改築の計画のほうもあわせて作成して、今後適切な維持管理のほうに努めてまいりたいと思います。

○高橋副委員長 阿部委員。

○阿部委員 今、お話をお聞きしまして、大分古いものがあるということで、本当に大事な部分でございますのでどうぞ一つ一つ順繰りに手当てをしていただきまして、トラブル等ができ

れば起こらないような措置をとっていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

特別会計決算、非常に皆さん本当に努力をしていただきました。塩竈市もどうかこうにか一生懸命頑張っただけでここまで来たのかなという気持ちもあります。これからも市民の皆さんが豊に暮らせるように、何とか少しずつでも努力して、皆さんで頑張ってもらいたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋副委員長 鎌田礼二委員。

○鎌田委員 私からも二、三質問をさせていただきます。

まず資料はNo.6の決算審査意見書、それからもう一つは24、決算特別委員会資料その2、この2つだけです。

まずは、市立病院について聞いていきたいと思いますので、No.6の13ページの結びの中から質問をさせていただきます。

午前中の質問で、大分、市立病院に関してはいろいろ出ました。この結びの項目を見ますと、入院患者数、これが5.4%増したとか、それから外来患者数が3.7%減ったとか、それから病床の利用率が98.2%で5%ふえたということですね。そういう純利益に関して、それからこの結びの最後には、ここで志子田委員も質問しておりましたけれども、それから菊地委員も質問しているわけですが、「改革プランの目標達成に向けたさらなる努力を願いたい」ということで、これは監査さんが意見書を述べているわけです。その左側のページ、12ページにもプランの指数目標と比較という項目もありますが、これは質問が午前中大分出ていますので若干ダブるかとは思いますが、この市立病院会計全体を見て、病院長から見て今回よかったものといえますかよかったと評価するものです。

それからあと、今後の反省点といえますか問題点としては、ここで「改革プランの目標達成に向けた」云々というふうにありますけれども、こういったこととかあるのでしょうかけれども、反省点としてはどういうことが挙げられるのか。よかったこと、反省点と、その2項目についてお答え願いたいと思います。

○高橋副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 よかった点といえますのは、やはり入院患者数が非常に多かったと、ベッド稼働がよかったんです。特に内科の入院が1日やはり90名近く入ったということは非常に大きいことだったと思います。それが全体的に数を押し上げていったと。

あと、反省点としますと、やはり大きいのは小児科の外来がかつては非常に大きな数を占めていたというのがございました。それが常勤医は来たのですけれども、なかなかそこが思ったようにふえなかったということで、その外来の点。内科に関しても外来が目標値ほど達していないというところがあります。これは理由はいろいろありまして、患者さんの処方日数といえますか、かつては2週間とか1カ月で来院していたものが、今は2カ月とか間隔が非常に伸びていっているというのがどこの医療機関もそうなってしまっていて、あるところではもっと、90日処方出したとかそういうのがあって、なかなか患者さんの再来数がふえていないというところに原因がありますので、やはり新患の患者さんをふやしていくという努力はひとつ必要なものですから、いろいろ地域連携も含めていろんな開業医の先生とか、そういうところからもまた患者さん増を図っていきたいと思っています。以上です。

○高橋副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。よかったこと、それから反省点を挙げていただきました。

ちょっと教育的な考え方からいくと、長所と短所があるわけですが、いいところを褒めてあげるとそれが伸びて悪いところが減っちゃうといえますか、そういうあれがあるらしいのですが、病院の経営でも似たところは若干あるのかなと思うのですが、普通はやはり悪いところに目が集中しちゃってそこを何とか改善しようというのは、もちろんそれは必要なことですが、いいことをどんどん伸ばしてやるというのもいいのかなというふうに午前中の質問を聞きながら私はそういうふう考えていましたので、いろんな手法を使ってよりよい改善に進んでいただければと思います。

それから、反省点の中で1点出ましたけれども、実はその一般会計でも取り出させてもらったのですが、25年度予算についての施政方針です。これで市立病院の関係をいろいろ読んでもみますと、改革プランに取り組みとか、経営改善に努めてまいりますとか、職員一丸となつとかいうふうに書いてあるのですが、最後のほうに先ほどちょっと反省点のほうの回答にありましたけれども、「小児科医の勤務医師が確保できなかったことなどから改革プランに定めた目標に達することが困難な状況となっております」と。これは予算委員会の施政方針の中で述べているんですね。その前段階でした。それで、「新年度は引き続き医師の確保に努めるとともに、改革プランに位置づけております救急」云々というふうに書いていますが、やっぱりこの小児科医、さっきのあれで内科の関連も出ましたが、やっぱり医師確保やら難しいのかなというふうに思ったりしますが、この小児科関係は25年度は先ほど言ったような

話が出ました。それで現在というか、現在が問題だと思うのですが、現在どういう方向になっているのか、その小児科関係です。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 小児科に関してでございますが、常勤の方がおやめになって、昨年度25年度は常勤の方が3月初めまでちょっと勤務していただきましたけれども、なかなか前にいた先生はかなり評判のいい先生で本当に多くの患者さんを診ていただきましたけれども、新しい常勤の先生が来られてもそれほどの数がふえなかったという状況がございました。それで、ことし4月からはまた大学のほうにお願いしまして、今は週4日間の外来診療を行っていただいています。今、月水木金の4日間、大体朝9時から3時くらいまでという診療で行ってまして、外来診療のみ、それから予防注射、それからあとは乳児健診等を含めて対応しておるところであります。なかなか常勤みたいな感じにはいきませんが、当分はそういう形で続けて、いずれはやはり何とか確保したいなどは思っていますが。以上です。

○高橋副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

先ほどの今の回答で、私は小児科、うちの子がもう大分大きいので関係ないということはないのですけれども、子供が小さいころのことを思い出しますと、いつ熱を出すかわからないし、いつどういうけががあるか、けがもあれですけれどもそういったちょっと内科関係やら小児科関係というのは本当にお世話になったもので、夜おそく電話を入れて診てもらったりというふうなことも随分ありました。子育て支援の関係からいくと、やはり小児科医が毎日じゃなくて飛び飛びですか、そういうのはちょっとまずいというか、塩竈はそれでなくても人口が減っているんですから、子育てする意味でも安心して子育てできるというような観点からいくと、そういったファクターも上がってくるんじゃないかと思しますので、できれば毎日常駐するような形でやればどうかなというふうに思ったので、それはいかがでしょうか。

○高橋副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

○伊藤市立病院事業管理者 大学の教授にお願いして派遣していただいていますけれども、なかなか毎日というのは難しいところで、火曜日はちょうど医局の会議とかがあってその日は誰も出張がないというような、そういうことでございまして、なかなか4日埋めるのもなかなかちょっと大変だったものですから、何とかそういう努力はいたしますが、現状ではなかなか

か全部はすぐには埋まらないとは思っています。以上です。

○高橋副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 常時いないので、じゃあ市立病院はいいかというふうになっちゃう可能性があるのかなという、そういう雰囲気があるのかななんて私は、例えば自分が小さい子供を持っているのであればそういった雰囲気かなというふうに思ったので聞いてみたわけですが、そういう観点もあるだろうということもずっといろいろ想定して、今後考えていただければなというふうに思います。

今度は病院関係から、資料6の25ページ、水道事業会計についてお聞きしたいと思います。

ここの項目、結びの下3行、「水道事業を運営するに当たって、水道部では」とずうっとかいていますが、「基本計画が策定されているものの、実施計画が未策定の状況となっている」と。この基本計画があると。それでそれを実践するための実施計画ですか、これが未策定の状況となっているということで、監査さんがえらい心配して書いてくれていると思うのですが、これはどういうことなのか。実際に実施計画がないのか。やはり水道関係はほとんどの導管といいますか水道管は地中に埋まっているわけですから、状況がわからないので、普通であればいわゆるメンテナンスの計画をつくってあって部分的に掘ってみるとか、いろんな方法があると思うのですが、実際にどういうふうに、ここで言う実施計画ですか、それはどういうふうになっているのか、ないのかあるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○高橋副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 お答えさせていただきます。

こちらに記載されておりますように、我々は23年度から32年度までの基本計画は作成させていただいておりますし、それに基づきます実施計画ということを作成するということに当たっては、やはり災害復旧を大前提という形で取り組ませていただきましたので、我々災害復旧が一段落したという中できちっと全体的な基本計画はつくらせていただきます。当然、我々は今までも老朽管更新事業ですとか、第6次配水管の整備事業とか、そういった個々の計画は持って事業は進めておりますので、その個々の計画全体をまとめるような実施計画は、今現在作成を進めさせていただいております。以上でございます。

○高橋副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私は石油会社でそういった工務関係の仕事もしていて、いわゆる配管関係

のメンテナンス、それからそういった計画を練って検査の周期やら決めて、いろいろやっていたわけですが、そういったのは当然あるものだと思いますが、例えば今回復旧関連でそういったことが進まないのであれば、部分的に多分家庭で新しく家ができれば管を接続したりとか、あとは団地とか造成すればメーンの本管に近いところからまた引いたりとか、そういうところが多分あると思うんですよ。そういうときに掘った折には業者、市の職員が皆掘るわけではないのだろうけれども、そういった業者にちゃんとデータを要求するといえますか、どういう状況であったのかとか、そういう報告やらをもらってそれを次の計画のほうに回すようなシステムができていないのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

先ほど業務課長の実施計画全体というのは、水道部全体の形の部分を今お話ししました。今の鎌田委員からご指摘のメンテナンス維持管理関係につきましては、今ご指摘のあったように実際水道管の老朽度等の調査は実施しております。それで、山側海側ございますが、一定程度山側の部分については一定程度の法定耐用年数を過ぎても結構もつというふうなデータが出ております。そういったメンテナンスの計画をつくりながら今維持管理をしているというふうなことで、そういった維持管理の計画もございましてということでお話しをさせていただきます。以上です。

○高橋副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

それから一方、これは今水道ですが、今度下水道も似たようなことかなというふうに思うのですが、ここできょうの午前中に志子田委員も指摘をしておりましたが、執行率が47.89%だと。この回答はもちろん先ほどいただいているわけですが、この中でやはりそういった工事に絡んで、もちろん次のメンテナンスに生かすようなことをやられているのか、やられていないのか。その辺をちょっとお聞きして、あと次に移りたいと思います。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今回の災害復旧工事並びに復興交付金事業ですが、下水道計画につきましては、雨水については52ミリという計画を持ちながら整備を進めることとしており、さらに今回の地震津波による地盤沈下による影響を受けて、復興交付金事業で内水排水

を強化するという事でポンプ場等の整備を進めております。

また、災害復旧事業につきましても、地震による被害、津波による被害ということもあわせて、下水道施設を調査した結果、災害復旧ということで今回工事を実施するという事としております。

○高橋副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ次に、最後に資料24のほうから質問させていただきます。

国民健康保険税については午前中も何人かから質問がありました。それで、この17ページ、18ページ、未収納額、収納額、それから欠損額とか書いてあります。若干減ったと。そしてその中身です。次のページ、資格証の発行についても数値が減っていると。窓口どうのこうのという話も出ました。それで、これは要因としてはどういったあれでこういうふうになっているんですかという質問に対しては、積極的な対象者への訪問などして指導していると。それから、滞納整理関係である程度処理している話だったと思うのですが、私は大した質問ではないのですが、今回来年度から12カ月に分納というか12回に納入回数が分かれるわけですけれども、その絡みでこれがどういうふうに変化するか、その方向としてはどういうふうになるというふうな、一応にらんでいるかというか、想定しているかというか、その辺をちょっとお聞きして、大体が収納率が悪くはならないなと私は思うんですけれども。そんな関係もあって資格証についても、これは減ってくるのかなというふうに思うんですが、どういふふうを考えていらっしゃるのか、それをちょっとお聞きして私の質問を終わります。

○高橋副委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいま納期についてお話がありました。

今委員会でも提案している内容でございますが、来年度から、4月から翌年3月までの毎月納付という形をとらせていただきます。その目的といいますのは、まさに納めやすい環境にしていきたいといった内容となっております。毎月納付ということですので、これまで以上に納めやすい環境になりますので、収納率の向上につながる事、あるいは市民の方々が本当に先ほど委員がおっしゃったように納めやすい環境になりますので、ただ一方では毎月ということで大変という部分もありますので、そういった部分では本市としましてはできれば口座振替に移行できないかということで、来年度以降口座振替を推進して、結果的には収納率のアップを図っていきたいというふうに考えております。

○高橋副委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 想像するとおり収納率アップして、将来的にはもしかするとその支払い額、これももう下がってくる可能性もあるというところになるのかなというふうに思います。あとは、ほかにこれで話すことでもないんですけども、やっぱり年齢が上がってきているので、ある程度健康なお年寄りをつくるとか、そういうふうな方向になればもっと下がるのかなというふうに思います。以上です。

○高橋副委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 それでは、私のほうから病院関係のほうを若干質問させていただきたいと思います。

まず、資料No.12で5ページです。損益計算書を主体に質問させていただきたいと思います。

25年度の病院としての売り上げが25億円と。それで医業経費、これは人件費、材料費、経費、減価償却費、その他ということで、支出が27億1,500万円ですね。実際の営業損益としてはマイナス2億1,000万円ということで、営業外収益があつて収支が合ってくるというような会計内容だと思います。一生懸命先ほど来各委員がいろいろ質問されていて、病院のご努力には敬意を表したいと思いますが、今現在その減価償却費なんかもちろんとして、収支が合ってきているということですが、かつてこの病院の建物というのは減価償却費がしばらくされないままいた時期があると思うのですが、その期間がどれくらいなのか。それと、この減価償却の累計なんかを見ると、当時の建物の取得価格が39億円ちょっとというような計算、減価償却費累計と残とを見るとそういう感じになるのですが、実際に病院がいつごろ建って、幾らぐらいかかって、幾ら病院として償却できていたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 減価償却費のことでございますけれども、病院の建物はもう病棟で大体40年から50年、外来棟でも30年、新しい建物でも30年たっております。建物としての償却期間はもう終わっているということもございまして、この4,800万円につきましては、今その後いろいろ耐震工事とかしました補足部分とか、いろいろな医療機器含めてプラスでトータルで今4,800万円ほどの減価償却がなっているという状況でございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうなると、病院の例えば建設費というのは大体どのぐらいになっているのですか。帳簿上としては。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 済みません、帳簿上の減価償却の内訳を今持っておりませんので、ちょっと後ほど調べてご報告させていただきたいと思います。申しわけございません。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 なぜこんなことを聞くかという、結局病院を新しくした場合、大体どのぐらいかかるのかなということを考えたときに、去年はうちのおふくろもお世話になりましたし、そういう中で、決してその病室の環境が万全だなという思いもしなかったものですから、何とか患者さん、入院される患者さんがもうちょっと快適な空間で入院生活を送られるような環境に早くできればいいかなと。せつかくこうやって収支が安定してきているやさきでなかなか、これからは一応不良債務もなくなったので借り入れもできますというお話もお聞きしたのですが、じゃあ今度新しい病院を考えたときに、いつごろそういうことが実現できるのだろうかというようなこと、先走った思いもしているわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務局次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 病院の建て直しといいますのは、今後の大きな方向性の中での大きな判断の一つかと思います。本当に一番古い病棟で大体50年、その次に古いので40年、外来棟でも30年建物がたっているという状況で、非常にアメニティーといえますか療養環境が悪いというのが本当に現実でございます。病室に行っていただけるとおわりですけれども、狭くて暗くて配管がむき出しという現状ですので、本当に建て直しができるならば非常に私どもうれしいなといえますか、あと大学のほうでも新しい病院のほうにはやはり医師の派遣とか含めましてやっぱりやりやすい環境がございます。あと、県内の自治体病院も全て今新しく建て直しております。また近隣の病院も全て建て直しておりますので、塩竈市立病院だけが今ちょっと古い中で頑張っていると。

過日、新聞報道で石巻の市立病院建て直しで当初140ぐらいだったのが二百何十億円にふえたとか、結構今資材も高騰しておりまして、病院の建て直しもその規模、中身によりますけれども、結構な金額がかかるということで、最低でも100億円ぐらいは見なければいけないのかなというのもありまして、そこは今後の大きな考え方ですので、私どももそろそろ県内の状況把握を含めまして、少しそれに向けての準備を必要であれば始めたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それとあと、材料費の中の薬剤費です。これが年間で3億2,900万円ほど薬剤費ということで支出しているわけですが、我々物売りをしていまして、当然商品の在庫管理と、在庫金額というものが必ずこの損益計算書に載ってくるわけですが、病院の場合、薬剤の在庫というのは例えば棚卸ししているとか、そういったやり方というのはしていないのでしょうか。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 病院のほうは棚卸しを年度末にやっております、最終日、3月31日に監査委員のほうに見に来ていただきまして、やっております。

資料No.14、決算書の参考資料をごらんいただきたいと思います。その30ページをごらんいただきたいと思います。ここに25年度末の貯蔵品棚卸し部分の明細書が載っております。これは薬品のほう、大体4,400万円ほど最終的には貯蔵しているという状況でございます。この中には、災害用で備蓄用の3,000万円も含みましてここに入っているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ちょっと私見落としていまして、気がつきませんでした。これだけの金額を在庫しているとなると結構大変だろうなと思います。

それと、こういう商品というのは、例えば細かいことですが、受け払いなんていうのはちゃんと在庫管理とか日々のこういうことを全部やられていらっしゃるわけですか。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 薬品につきましては、薬剤部のほうで全て管理しております、出し入れ含めまして今電算管理をしておるという状況でございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それと、経費のことでちょっとお聞きしたいと思います。経費が年間4億3,400万円ほどかかっていると。それで、この中で委託料というものが2億6,600万円ということで計上されているわけですが、これは中身としてはどういう中身なのか教えてください。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 委託料の中で大きいものは、まず医事課のほう

の受付業務等委託している事業者さんとかが大きいです。またあと、院内の清掃業務でありますとか、給食をつくる栄養課の職員といますか、そういったものが委託料の主なもの、大きいところでございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 医事課というのはあれですか、病院の事務とかあと薬、調剤を出しているところを医事課というんですか。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 薬剤につきましては、そういった委託はしておりませんで、院内につきましては自前で薬剤師を行っておりまして、院外処方の方は調剤薬局さんが行うということですので、それについての委託料は発生しておりません。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。

それと、医業外費用の中で雑損失という科目があるのですが、同じ損益計算書のところです。それで、結構4,625万円という大きな金額であるわけですが、この雑損失というのはどういう中身なのか教えていただきたいと思います。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 損益計算書のところの雑損失の大きなものは、3条、4条での消費税とかはこの雑損失の中に計上しております。大きなものがそれでございます、あとのその他の中では公衆電話料とかも含まれているということで、消費税がここにカウントされているというのがこの損益計算書の特徴でございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。我々の感覚では、大体普通消費税というのは預かり消費税、支払い消費税という形で処理しているものですから、何か雑損失という項目に何かなじまないような気もするわけですが、今までこういう形で処理されてきたということであれば、処理の継続性ということでこうやられているのでしょうから、わかりました。

それとあと、細かいところなんですけど、同じ資料のNo.12で同じく5ページなんですけど、患者外給食食材という項目で、収入が70万円、それで一方で支出のほうを見ていきますと105万円というふうになっていまして、患者の方以外に対する給食の提供が35万円の赤字になっているようなふう感じとれるのですが、この辺はいかがなんでしょうか。

○志賀委員 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 患者外の医業の給食でございますけれども、ドクターでありますとか、給食という形でいろいろ給食を提供している部分がございます、それはお金をいただいております。その分も含めてここに医業外収益ということで記載させていただきます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。ありがとうございます。

それとあと、病院経営の中で多分一番大きい経費というものが人件費になろうかと思うのですが、今塩竈市立病院の人件費比率というのは何%なのでしょう。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今、当院の25年度の決算ですと51.6%が医業収支、人件費率でございます。これは資料番号23、病院事業概要の38ページをごらんいただければと思います。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 この人件費比率というのは、医業の売り上げに対しての人件費の比率ではないのですか。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 医業収益の中での人件費比率でございます、その中には非常勤の方の報酬とか、入らない部分もございまして、全ての中で自治体病院の中で統一してありまして、入る費用、入らない費用がございまして、当院の中では51.6%という状況になってございます。これは50%を切ると、非常に安定した病院運営ができると言われております。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、ちょっと前、私はネットで調べたのですが、ネットに出ているやつというのはそういうふうにみんな人件費というのは引かれて計算された……、ちょっと確認しなければいけないんですが、単純に人件費ということで見ていくと、約70%近い人件費を払っているわけですね。そういう感覚ではないんですね、病院の場合は。一応、一般の会社だと、人件費に払った金は全部人件費なわけですよ。そういう感じで人件費の比率が高いか低いかと判断するわけですが。そうすると、病院で入れる人件費というのは、もう一回済み

ません。どういう人のを人件費率に入れるのか教えてください。

○高橋副委員長 鈴木市立病院事務部次長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 病院で入れる人件費率の出し方なんですけれども、基本的には職員の給料、手当、あとは常勤嘱託職員としての賃金、それに法定福利とかが入ります。それで、非常勤でいらっしやっている例えば先生方の報酬みたいなものは、それは抜くということになっておりますので人件費率に入っておりません。また、手当の中でも児童手当というのは除外するという規定になっておりますので、それも除外していると。それを医業収益で割っているというのがやり方でございます。それが51.6%ということになっております。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。そうすると、そういうその数字で51%ということになると、結構頑張っただけという数字になろうかと思っておりますので、安心いたしました。

それでは次に、水道会計のほうでちょっと質問させていただきます。

これは資料No.13、5ページです。これも損益計算書のほうからちょっと質問させていただきますが、まず原水及び浄水費の中で委託料3,800万円、それから配水及び給水費の中で同じく委託料が3,256万円ということで計上されているわけですが、それぞれどういった内容の委託なのか教えてください。

○高橋副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 お答えいたします。

まず、営業費用の原水費及び浄水費、この部分は浄水場に係る受水費関係、そういった部分が全部ここに入っております。あと、配水及び給水費、これは工務課の維持管理の工事関係、そういったものが入ったやつが9,400万円という形になってございます。よろしいでしょうか。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 外注委託しているんですか、ちょっともう一回。何か例えば工事費とかというんですけれども、工事を委託というのは何の委託ですか。実際に工事を何か委託するのか、それも複数の工事費として出すわけですね。

○高橋副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 失礼いたしました。こちらの部分につきましては、浄水場の配水

処理等関係の委託費、これが大体1,500万円から1,600万円という形で委託が入っております。あと、浄水にかかわる検査のいろいろな維持管理の委託、こういったものももろもろ入っております。あと、配水の関係につきましては、No.13の24ページに記載しております。こちらの配水及び給水費の委託料3,256万3,910円、これは25年度に施設整備計画という部分を委託しておりますので、その委託料が約1,700万円ほど入っております。大きな部分ではそういった委託費になってございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 済みません、私の質問の仕方が悪いんですかね。その配水とか何とかというのほどういう業務内容なのか、ちょっとお聞きしたかったんです。

○高橋副委員長 大友水道部次長。

○大友水道部次長兼工務課長 原水及び給水費という主な内容ということでよろしいですか。

(「委託しているので、業務内容」の声あり)こちらにつきましては、浄水場の委託にかかわる委託料、これはちょっと主なものをお話をしますと、先ほど言った排水処理運転管理業務委託、これが1,564万円。あと、大倉水系の導水管の草刈り等の委託料、これが189万円。あと、沈澱池の汚泥が出ますのでそういった部分の運搬する委託、これが89万2,500円。あと、無線機関係の保守点検の委託、これが146万5,000円というふうな部分になってございます。あと、電動弁関係の保守点検の委託、これが609万円という形になっています。あと、計装関係、先ほど午前中にお話をしました電気系統の保守点検がございしますが、そういった部分で798万円というふうな形になってございます。これが主に浄水場で委託をしている部分になります。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。一応細々とした内容があるわけで、そういうことで積み重なって3,000万円というような金額になっているということでわかりました。

それと、同じく資料No.13のページ25、総係費の項目の中で、ここにだけ退職手当組合費負担金というのが4,300万円ほど入ってきているわけですが、それであと給与なんかについてはそれぞれ項目ごとに分かれて給料というのがみんな出てきますね。浄水費から給水費からということで。なぜ、退職金だけが一本で出てくるのか、退職金も当然手当ですからそれぞれに項目ごとに分ける……、給料を分けるのであればそれも一緒に分けるのが一般的な分け方じゃないのかなと私は感じたのですが、その辺はどういう理由なのか教えてください。

○高橋副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 お答えさせていただきます。

退職手当組合負担金につきましては、水道部一本という形でございますので、これを我々、総務費のほうで見るとい形になっています。内部で異動することもございますので、こちらのほうはこちらで一括してやっているということでございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。

それと、今度はまたちょっとこまい話ですけれども、材料の何というか、一応年度末に棚卸しという形でやられていらっしゃるのですね。それで、2,600万円ほど材料として棚卸しが金額に乗っかっております。それでちょっと材料費というところの支出、歳出のほうを何点かチェックしたのですが、トータルで200万円ちょっとしか材料費が支出されていないようなんですが、材料費というのがそんなに我々の普通の商売のように年中動かすものではないものなのか、それともこの2,600万円も持っていて、200万円やそこらでしか材料費と計上されないというところで、何かちょっと疑問を感じたものですから、ちょっと教えていただけますか。

○高橋副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 これは我々が材料費と言いますのは、貯蔵品、貯蔵しているものでございます。主なものとしては、仕切弁とか修理用のクランプとかカバージョイントとか、鋳鉄管とかそういったものでございまして、これは普段は突発的な事故等があった場合には出ますけれども、それ以外の部分に関しては工事の中で当然見てまいりますので、我々としてこちらのほうに貯蔵しているという形ですので、ただ突発的な事故があったときにそこから出すという形ですので200万円ぐらいになります。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。そうするとかなり危険率を多く見て在庫しているわけですね。簡単に言うと10年分在庫しているということになるわけですから、わかりました。その辺でもやっぱりもうちょっと管理をきちんとする余地があるのかなとも感じるのですが、その辺については、従来どおりやってきているからこれでいいんだと言うのか、ちょっと。

○高橋副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 貯蔵品ですから、導水管なんか大きいものがございますので場所をとる

ものですから、我々、これは当然議論として、もう少し何とか減らすことはないのかということとは積み重ねてまいりました。ただ、今回の大震災を受けまして、我々は持つておったがゆえに早急に対処できたというところもございますので、ここら辺のバランスがちょっと難しいところかなと思って今後も議論は詰めさせていただきたいと思っております。以上です。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。水道のほうも我々の生命線ですので、日常生活のね。しっかりとやっていただきたいと思います。

それで、先ほど部長のほうから、国から補助金が出ないとその先の計画がなかなか立たないんだというようなお話もありましたけれども、やはりこういう計画というのは補助金が出ようが出まいが、やっぱりある程度の計画を立てておいて、そしてその中で補助金がいただければその分余分にやるとか、お金を余して次にやるとかというようなことで、やっぱり臨機応変に対応していかないと多分いけないんだろうと思いますし、そして大倉ダム系の導水管については、これはもう50年はたっていますよね。そうすると、大体寿命に近づいているのでしょうし、先ほどお話ありましたけれども74億円というお金がかかってくるということになると、毎年7億円やっても10年かかると。そうすると、じゃああと10年その導水管がもつのかということになると非常に心配になってくるのですが、その辺のお考えについてはどうでしょうか。

○高橋副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 我々、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、個々個別の計画は当然持つてございます。第6次配水管でしたり、老朽管更新事業でしたり。ただ、それを全体を総括するようなのを早急につくると。これは先ほども言いましたけれども、災害の影響で、ただ災害で沿岸部の地盤の軟弱な部分は大分入れかえることができましたので、そういった効果のほうも組み入れながら計画をつくっていきたいと思っておりますし、委員が御指摘のとおり導水管の部分も随分年月がたっているんじゃないかというお話ですけども、これは日々点検しておりますので、今のところはまだしばらくは大丈夫かなと。地盤のかたいところもございますし、やわらかいところもございますけれども、そこはチェックしながら我々は進めていきたいと思っております。以上でございます。

○高橋副委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 今の現行料金が結構、市部の中では4番目に安いという料金でやってございま

す。そういう料金は、低廉な料金を維持した上で施設の更新を図りたいということを考えておりますので、できるだけ有利な補助金等を活用していきたいということでございます。以上でございます。

○高橋副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それはそれで結構なので、ただそれを当てにして計画が先に行かないというのであれば、またそれも違うのだらうなと思ひましてね。ですから計画は長期計画で出してくださいと。

それで、例えばその計画を立てていらっしゃるということ、今これからやるということなのですが、大体どのぐらいのあれで我々にその辺の計画を発表していただけるのか、もし見通しがついているのであればお答えいただけますか。

○高橋副委員長 佐藤水道部長。

○佐藤水道部長 今、震災対応の災害復旧復興等が大体めどがついてきましたので、先ほどもご質問ありましたけれども、実施計画を今つくっておる最中ですので、そうですね、来年度あたりにはその見通しをお示しできるのかなと思っております。以上でございます。

○高橋副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 私は介護保険事業について質疑をしてみたいと思います。

平成25年度の介護保険事業では、203万1,174円の黒字……

○高橋副委員長 資料番号を。

○曾我委員 資料では7の1ページ、2ページのところでの介護保険事業の歳入歳出の差し引き点では203万円の黒字で、この黒字が基金へ回されたという決算になっております。

それで、具体的にお聞きしたいのは、平成25年度の介護保険事業は、特にどういう状況の中で進められてきた事業だったのかというのを振り返る必要があるのかなと考えております。

それで、特に平成25年度の介護保険事業というのは、24年度に国が改定介護保険法と介護報酬会計が施行されたもとの事業であったかと考えております。介護報酬の改定があったということ。同時に地域支援事業についても、介護予防事業とか包括的支援事業とか、任意事業を減額してきたという国の流れがございます。それで、こういう流れが塩竈市の介護保険事業にどういう形であらわれたのかを見てみたいと考えているわけです。

それで、資料No.8の289ページにその改定介護保険法で報酬が改定されたと言われているわけですが、この289ページの介護給付費を見ますと、ここで決算されているのが43億

5,542万6,249円で支出がされたということになっておりますが、介護報酬の引き下げということが塩竈市ではどういう形であらわれているのか、まずお聞きしたいと思います。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 第4期か第5期目ということなんですけれども、介護保険料の関係で見直しがされたということなんですけれども、大体これまでどおり介護保険はそういった介護報酬の見直しに関係なく、市民の方々が使いやすいような、そういった事業展開がされたのかなと思っております。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 私はこの介護報酬の引き下げが至るところでの介護保険事業のところ、人手不足が起きていると伺っているわけです。なかなかその報酬が低いために、施設で働く人たちがいないと。私は今、社会福祉協議会の評議員をやらせていただいておりますが、あそこでも新しい施設がなったと言いますけれども、なかなかその介護で働く人が見つからなくて、それが全体的にやっぱり大変な大きい問題になっていると伺っているのですが、その辺のことは捉えているのでしょうか。伺います。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 確かに職員の賃金形態がやはり不安だということで、たしか20年の初めごろ特別交付金みたいな感じで行っておりまして、今現在は介護職員の処遇改善ということで年間多分20万円から30万円ぐらいだと思いますけれども、そういった賃金の引き上げを行っている状況だと思っておりました。以上でございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 20万円から30万円の引き上げが行われているということの答弁がございましたが、もう少し各施設で働く人たちがどういう状況なのかをつかんでいただきたいと。つまり、施設ではNo.24の23ページに「こころの樹」というのが新しく施設、おかげさまでできたわけですが、ここでも一時的に起こったのは、入所定員が確保されてベッドも整ったのだけれども、やっぱり働く人がいないために全てのベッドを稼働させることができないと、こういう状況がありました。それで、そういう入所施設だけではなくて、デイサービスも含めて、やっぱり至るところで人手不足に悩んでいるというのが私どもいろいろ聞いてそういうふうな声が聞こえてまいりますので、これは事業所の問題というふうに片づけないで、働き手が確保されなければ安心して高齢者の方はサービスを受けるということができないわけで、その辺の

実態はやっぱり、何が問題でそうなのかも含めてつかんでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 デイサービスセンターの関係なんですけれども、デイは基本的に県のほうで指導監督することになっていまして、今回の社協さんの「こころの樹」については、地域密着型ということで塩竈市のほうで指導権限有していますので、その辺……、ですけれども人的配置はきちんとされているということで、こちら最大枠の29人なんですけれども、許可していると、そういった状況でございます。

なお、詳細については協議会とまたちょっと詰めていきたいなと思っています。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ、状況を的確にその都度つかんでいただきたいと。県が把握する部分、それから地域というか自治体が把握する分があるというふうに今伺ったわけですが、ぜひその辺をつかんでいただいて、対応方もどうあればいいのかも含めて考えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つが、総合支援事業ということで、市町村の判断で要支援1、要支援2、これを介護保険事業ではなくてNPOとかボランティアとか、配食見守り、こういったことに移行できるということを国で決めたわけなんですけれども、実態は全国の中でも27市町村しかそれに移行していないというふうに捉えているようなんですけれども、塩竈ではそういった取り組みはされなかったのでしょうか。その辺について確認しておきます。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 第5期の介護保険事業については、第4期と同様に通常の地域支援事業を行っておりましたので、変更はございませんでした。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 新たな問題で、これからもいろんな介護保険制度が大きく変えられようとしていることにもいろいろ心配を持つわけですが、25年度はそういった取り組みはしないでこれまでと同様だったと。

もう一つ、資料No.9の79ページから具体的にお伺いしてまいりたいと思いますが、9の79ページで先ほども阿部委員が取り上げましたけれども、地域支援事業、これの議会の議場の中でも議論されたことではありますが、要支援、要介護状態になる恐れのある方を早期に把握し

て、通所や訪問による介護予防プログラムを提供することで身体及び生活機能の低下を防ぐ介護予防を行っていくんだということが言われて、これも国の制度の中でそうなったわけですが、実際には全体的に増減を見ますと、ほとんどが三角で減少してきていると。それで、これはどういったことなのかなというふうに心配するわけです。どなたもそう思うと思います。

それで、私はやっぱりそもそもその80ページに書いてございますように、第2次予防事業の対象者把握のそれ自体が、こういう把握でよかったのかどうかと。1回やった人を除いて、受けなかった人と、それ以外の高齢者を対象にして実施したこれ自体がこういう制度なのかということをお伺いします。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 その2次予防事業の対象者把握事業ということで、基本チェックリスト、具体的には例えば電車、バスに1人で乗れますかとか、あと何分間は歩行できますかといった日常生活にかかわる事業で、先ほども阿部委員のほうにお話ししたのですが、健康診査のほうで行ってきたということで、それが制度が変わりまして24年度からは郵送になってきたということでもあります。

ただ、これまで26年度まではそのような状況なんですけれども、27年度は少しそういった状況が変わるといって、こちらとしては情報を把握しております。以上でございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それは、今は27年度以降のことを聞いているのではなくて、25年度の把握の仕方がこれでよかったのかというふうに伺っているわけですが、私どもはこの80ページの1、成果指標、運動器の機能向上、口腔機能向上、こういう取り組みがだめだとは言わないのですが、こういったそれだけに来たら機能を高めたらどうかというやり方がそもそも無理があるのではないかと考えているわけです。だから結局、全体的には一生懸命やったのでしょけれども、増減を見ますと運動機能でも減少、口腔機能の向上でも減少している。それで、これらはやっぱりお年寄りの実情に即した取り組みにならないで、できるだけ介護保険に至らないところでのチェックをしようという国のやり方、市のやり方というんじゃないですよ、国のやり方自体が実情に沿ったやり方になっていないのではないかとというふうに問題意識を持っています。随分これでいいんだ、いいんだというふうな声を上げたところもありましたけれども、これはどうだと、やっぱりこういうやり方が実態には即していないのではない

かという問題意識を思うということだけを申し上げておきます。

それから、閉じこもり予防いきいきデイサービスですが、これは一体どこで行われているのですか。お伺いします。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えいたします。

いきいきデイサービスについては、桜ヶ丘の市営住宅のそばにある老人憩いの家、そちらのほうで火曜日から金曜日まで行っております。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 このいきいきデイサービスも、お年寄りにとっては非常に高齢者が集まってその日そこで過ごせる場所としてはやっぱり大事なデイサービスだというふうには思っているのですが、どだいやっぱり老人憩いの家が大変古くて、やっぱり狭いところで、車のUターンも大変なところで、これらもやっぱり本当は検討しなければならないんじゃないかと言ってきたのですが、こういった塩竈市の一般高齢者のデイサービスについては、現在どう見ていて、今後どうしようと考えているのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 今後ということではなくて、今現在約30人以下の方々が、それぞれ火曜日から金曜日まで分かれて介護予防を行っている。そちらの車のUターンどうのこうのということであったのですけれども、送迎つきで職員がご自宅まで行って、それで運んで来てそこでサービス、介護予防を行ったりレクリエーションをやったり、そういったことで3時にお帰りになっていただくということで、やはりそういった方々が実は今利用されている方々以外にも何名かいらっしゃるので、そういった拡大も必要なのかなと思っております。以上でございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 拡大をしていくと。あの桜ヶ丘の施設でもっと人をふやすという拡大なのか、別な施設も含めて拡大していくのか、その方向をまず聞いているんです。いかがでしょうか。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 施設的には限られた施設ですので、ただ、実は職員の方々もちょっと募集はかけているのですけれども、なかなかお集まりいただいていないという、そういった状況もございますので、今のところは公募はしますけれども、なかなかそういった人

が集まらないということで、そういった感じで今のところは本当に最大限、本当にその桜ヶ丘の1カ所だけで行っているという状況です。

なお、そういった「いきいき」以外にも、実はそういった浦戸とか北浜とか藤倉とか、そういったところで高齢者の方々を対象にして介護予防事業を行っているところでございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 人がなかなか集まらないということと、それから民間でもそういった事業をやっているところもあると。浦戸もやりましたということでしょうが、ぜひ高齢者がふえる中で随時やっぱりこうした人たちが安心して通うことのできるデイサービスを、民間任せじゃなくて市としてもやっぱり検討する必要があると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、81ページの介護保険低所得者利用負担額減免の措置についてですが、これは20年度からずっと私は調べてみましたら、この平成25年度が4名ということで、23年度が3名でしたから、ずっと5名、7名、6名、3名、6名、4名ということでその人数なんですけど、これは要するに社会福祉法人の方が、こういった軽減事業に取り組むよと手を挙げればこの事業が受けられるわけですけども、手を挙げてくださらないということでふえていないのか、それともそういう高齢者が入所者の中にはいないのか。これはどのように把握しているのですか。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 こちらの介護保険低所得者利用負担額減免なんですけれども、これは社会福祉法人から手を挙げていただくということで、こちらの対象法人ということで25年度は4つということになってございます。その中で、実は千賀の浦福社会、それもやっているのですけれども、法人としてはここでは4つということなんですけれども、それ以外に多賀城とか七ヶ浜、松島とか、そういったところが実は含まれてくるということで、4プラスその千賀の浦福社会の分ということでご理解いただければと思ひます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 これは別な角度から、法人が手を挙げることなんでしょうけれども、逆に入所者のとき認定をしてどここの施設に行くよ、清楽苑に行くよ、あるいは多賀城苑に行くよというのはそちらでつかんでいると思うのですが、この中でこれらに該当する低所得者が具体的につかんでいるのであれば、法人のほうにもやっぱり伝えていく、その制度も伝えるという

ふうな、やっぱり個々の個人の低所得者もつかむことと、法人にもそのことを知らせてやるというその両方の取り組みが必要だと思うので、この点もぜひ努力していただくよう求めておきたいと思います。

それから、続きまして待機者の状況なんですけど、これは83ページに書いてございます。塩釜地区の二市三町の介護老人福祉施設の入所希望者状況ということで書いてございます。今回の中では平成26年3月末現在では、希望者実人数が423人と。ただ、やっぱり要介護3以上の在宅者については67名になっていますよということでございます。

それで、先ほどの資料の24の23ページを見ます。これは26年2月1日現在の状況ですけども、この特別養護老人ホーム地域密着型の施設の状況ですが、全体としてどのように捉えているのか。この441定員の中で390人が入っていると。あきが51室あるというふうにとれるわけですけども、現在の特養ホームあるいは地域密着型、どのような状況になっているのかお伺いします。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 その入所者の状況なんですけれども、83ページの4、サービス利用の状況というところでご説明させていただきます。その中で地域密着型サービス需給ということで、平成25年度158になっていますけれども、特養については今現在市内に2カ所ございますので、それが特養に限っては58人だということで、それ以外にその29人を超える大きな特養なんですけれども、そちらのほうは25年度、ちょうどその施設介護受給者数ということで載っているのですけれども、その下の介護福祉施設というのが、これが特別養護老人ホームでございます。それで25年度は155人という数字になってございます。よろしくお伺いいたします。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 せっかくの機会ですから、今の市内にどれだけの特養ホームがあって、あるいは地域密着型があって、これからさらにふえる見通しがあるのかどうか。そしてこの67名という待機者はきちんと入所できる見通しがあるのかどうか。その辺についてお伺いします。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 特別養護老人ホームの入所者の待機者についてなんですけれども、実人数としては要介護3以上にすれば67名ということで、実はやっぱり塩釜市内では足りないということでございます。それで、次期計画第6期の介護保険事業計画の中にもそう

いった条件も加味しながら計画策定を行ってまいりたいと思っております。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっとすぐ名前は出てこないのですが、最近でも塩竈の介護老人保健施設だとか、あるいは利府町のほうにも100床の施設ができるとかという話も聞いてきたわけですが、それらも含めて第6期までの計画を待たなければこれらの待機者は解消できないのか。その辺についてお伺いします。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 第6期のというか、第5期の事業計画の中では、数字的には特別養護老人ホームは地域密着型とそういった広域型の施設に分かれております。地域密着型については、先ほど申し上げたとおり29の倍ということで58床。それ以外の広域型の特養については、今現在はその計画を超えている状況になっております。

ただ、計画を超えているからということで特に入所できないかということでは、決してそうではございませんので、それは各施設ごとの入所検討委員会、介護度とかそれぞれの高齢者の生活の実態に合わせて、そういった入所判定委員会のほうでその順位をつけて決めますので、そちらがたまたま塩竈市ということであれば、そちらは広域型であっても、計画は数字的には超えていますけれども入所はできるという状況でございます。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 入所はできると。それでは、ちょっと具体的にその施設の建設状況がどうなのかについてお答えいただけませんか。例えば、先ほど言いました利府、あるいは塩竈のほうの状況がわかればお聞かせください。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 そちらの利府の100床は初めて聞きました。というか、初めて聞いたんですけれども、萩の里のほうはたしか平成25年度に建てていますので、そちらのほうかなとは最初思ったのですけれども、100床はかなり大きなところですのでなかなか大変かなと思います。

○高橋副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大切な情報でありますので確認をさせていただきますが、資料24の23ページ、先ほど委員のほうからもこの中身についてご質問いただいたかと思いますが、今現在二市三町で441床であります。それで390床ということで数字上は50床近くあいておりますが、それは利

府町の壱の町、一番下であります。100床で整備をいたしました。入所現員が60床ということで、ここが40床あいているようであります。先ほど委員のほうからもご質問いただきましたが、この施設の介護に当たられる職員の方々が思ったように集まっていないということで当事者からはお伺いいたしておりますが、つい直近のお話であります。昨日またこのことについて確認をさせていただきましたところ、何とか100床を動かせるめどが立ったというようなお話しをお伺いいたしております。

それ以外に、今この二市三町地域でということでありまして、広域行政連絡協議会でありまして、あるいは県のほうからのベッド数がコントロールされておりますので、我々のところには新たな情報というのは寄せられていないということでございます。よろしくお願いたします。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

続きまして、24の24ページの介護保険料の収納状況について資料を出していただきました。それで25年度の状況を見ますと、1万7,314人が被保険者になっているということで、ただ普通徴収2,720人のうち、755人が残念ながら未納者になっているという状況ですが、これらをどのように捉えているのかまずお伺いします。

○高橋副委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

区分としては生活困窮、それ以外にほかの事由ということなんですけれども、その納付の拒否ということで一番下のほう、ほかの事由ということなんですけれども、やはり介護保険の関係で特に自分が利用しないとか、あとは制度的にちょっと理解できないという方々が、やはり高齢化に伴ってふえてきているという状況かなと思っておりました。

○高橋副委員長 曾我委員。

○曾我委員 国が進めた制度で、私はこの納付拒否もなかなか相当、担当のところでは努力しているのだというふうに思いたいわけですが、やっぱりこの3年に一遍ずつこの介護保険料が上がると、年金は毎年下がると、医療費の負担もふえるという中で、なかなかその制度自体が理解されないということよりも、実質生活がやっぱり大変厳しくなっていることのあらわれなのではないかというふうに思うのですが、ただやっぱり2,720人のうち755人もこの未納者だとなると、やっぱりそういう傾向がもう全国自治体の中で出ているのではないかという

ふうにも思ったりするのですが、これはもっとちょっと塩竈市役所内部の介護保険係だけではなしに、きちんとこういうことがどういうことになっているのか。しかも何度も介護保険料の介護保険法に基づく減免制度を活用してはどうかということも言ってきたわけですが、いまだに多分恐らく介護保険のその条例に基づく減免制度は使っていないと思うのですけれども、やっぱりこれはこういうことをもう少し、もっと深くつかんでいくべきだというふうに思いますので、その点をお伺いして終わりたいと思います。

○高橋副委員長 いいですか。

田中徳寿委員。

○田中委員 では、私のほうから質問させていただきます。

まず、No.9の113ページ、下水道の雨水事業からちょっとお聞きします。

公共下水道の宅内貯留が先ほど724件とお聞きしましたけれども、それでどのぐらいの流量が貯留できるのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 宅内貯留ですけれども、先ほどの724件に対しまして貯留量が約6,500トンとなります。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、1件当たり約8トンぐらいという、約8立米ということだと思うのですけれども、それを今後どのようにしていかれるのかということなんですよ。どこまでこの宅内貯留を普及させていきたいのか、あるいは今災害復旧事業をやられている件数が少ないように見受けられるものですから、どのぐらいから再開したり、それとも最後にどのぐらいまでこの宅内貯留というものを推進していかれるのかをちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 宅内貯留ですけれども、震災前の21年度までは年間30件から40件ほど整備してまいりました。震災以降、若干その整備件数のほうは成果にもあるとおり件数、事業費とも縮小してきております。下水道のほうの計画では、宅内貯留と公共貯留、合わせまして4万8,900トンほどを目標としております。

先ほど、宅内貯留724件で6,500トンという説明をいたしましたけれども、公共貯留は今現在30件で2万4,000トンほどを整備してきています。合わせますと2万6,900トンということで、

4万8,940トンに対して約55%ほどの整備状況であるというようなところであります。2……（「3万超えるよ」の声あり）2万400トンです。済みません。2万400トンと宅内貯留6,500トンで2万6,900トン、計画上4万8,900トンほどでありますので、今現在約55%の整備率ということであります。

先ほどもご説明しましたけれども、やはり上流域で一時的に水をためてゆっくり流すという効果は大変大きいものというふうに考えておりますので、下水道の計画として見れば下流域でのポンプ場の整備とあわせまして重要な位置づけというふうに考えております。

○高橋副委員長 田中委員長。

○田中委員 そこでなんですけれども、今災害復旧事業を優先させて宅内貯留の件数が少ないということは、いつごろから宅内貯留を復活し、宅内貯留でどのぐらいのトン数を留保しようかと、要するに下流域に流れる分を抑えるのかということの目標値がなければ、計画というのが成り立っていかないのではないかと。要するにポンプ場の整備で仮に3万6,000トンだと。あるいは宅内貯留で1万2,000トンで4万8,000トンにするのだというのならわかるのですけれども、そういう目標値がなければ、どういうふうにして市民にその復活したりどういうことをやっていくかということの議論の進め方ができないと思うので、そういうことをちょっとお聞かせいただきたいと思って質問しているのです。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今現在は、当然ながら震災の復旧復興というところに重点を置いて下水道事業を整備しておりますけれども、宅内貯留につきましても、先ほども言いましたけれども今現在55%の整備となっておりますので、さらに上流域の貯留のほうは今後とも進めてまいりたいと考えております。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 それはいつごろから、要するに今は宅内貯留が55%だと考えると、あと45%、約4,000トンぐらいが宅内貯留の分だと思うのですけれども、そうすると4,000トンということは約8トンということであれば約700世帯……、要するに600、500、500世帯分、500件ぐらいの宅内貯留の工事が発生するはずなんですよ。それをいつごろから、500世帯をやるということであれば年間30件であれば約20年かかるわけですよ。そういう発想でどういうふうに考えていらっしゃるのかちょっとお聞きしたい。いつごろから始まっていくのか。要するに工事をされて、このごろ市内で家が建っているんですよ、すごく。その人たちが宅内貯留をした

いという要望を出されたときに、今3件、4件でなく、市内で新築戸数というのはかなり震災後ふえているものですから、そして高台に家が建っているんですよ、この震災以降大体が。そういうところに宅内貯留ができる仕組みができていなければ、下流域に住んでいる人たちの仕組みができあがらないだろうと。そうしたら、いつごろからその受け付けが始まり、きちんとした年間30件なり30件、できるような仕組みになるのかお聞きしたいわけですよ。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 宅地化が進んでいるというお話もありますけれども、大規模な宅地化に伴いまして開発行為とか、当然市で進めています災害公営住宅等につきましても、貯留施設のほうは設置の指導をしているというふうな状況であります。

また、震災の復旧復興、目標整備27年度を目標としていますけれども、それ以降宅内貯留施設のほうもこれまでどおりの整備をできるように目標として頑張っていきたいと思います。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、28年度以降から本格化してくるという考え方でよろしいのでしょうか。

○高橋副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 そのように考えております。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。待ち望んでいる方がいらっしゃるように聞いていますので、よろしく願いします。

次に、No.8の225ページ。

まず国保会計の中身についてちょっと教えていただきたいです。いろんなことが書いてあるんですけども、事項別明細書に。ただ、いろんな話を聞いていくと、徴収率が上がったり、基金的に積み上がってきたり、財政の中身がよくなっているように聞いておるんですよ。その要因というものをちょっと教えていただきたいんですけども。

○高橋副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 今、国保財政が好転してきているということで、その要因というご質問をいただきました。

資料のこれですと、事項別明細書ですとかなり細かくなってしまうので、資料の7をごらんいただいたほうがいいかと思います。資料7の23ページ、24ページです。こちら決算の歳入歳出の決算書、こちらに記載しているところです。

最初、歳入のほうなんです、国保税はこちらの表で見てくださいと、国保税のほうで歳入予算現額より2,647万円が収入として多くなっているというような形で書かせていただいております。

それで、27ページをごらんいただきますと今度は歳出のほうになるのですが、2款の保険給付費、こちらのほうで歳出予算現額と支出済額との比較としまして7,854万円、こちらが歳出予算額より歳出が少なかった分ということになります。あとこちら、それに合わせてあと12款予備費としてとっておりました3,000万円、こちらも今回手をつけませんでしたので、そのまま不用額ということで記載させていただいております。

全体としましては、このように歳入のほうで2,640万円のプラスと、歳出のほうで1億850万円のマイナス、合わせまして1億3,000万円ということにはなるのですけれども、やはり今回の要因として一番大きいのは税の収納、特に税の収納の中でも現年度会計につきましては、申しわけありません、資料の9の国保の収納のところ72ページをごらんいただくとおわかりいただけるかと思えます。

資料9の72ページのこの表の下段のほうです。収納率という部分でござりますと、実は現年分の収納率に関しましては昨年との差が0.08と、ほとんど現年分は同じぐらいの収納率で推移しています。ただ、今回税務課のほうで特に重点的に滞納整理のほうをしていただきました。それで、滞納繰越分、こちらのほうで24年に対しまして15.13%から21.63%、6.5ポイントこちらのほうが大きくアップしております。こちらのほうで税収納の滞納のほうで約6,000万円ぐらいやはり今までより多く入ってきているというのがございます。

それともう一つが、やはり医療費のほうでかなり医療費のほうの歳出が少なかったと、7,000万円程度少ないと。それで、その分が結局は医療費が少ない分、歳入に対して負担をかけないこととなりますので、その差額がやはり約1億3,000万円ということになりますので、その部分が一番今回の歳入歳出の25年度決算の中で大きいところであったかと考えております。

概要としては以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 25年度の決算ということは、小学3年生まで無料にした年ですよ。（「はい」の声あり）そういうことですよ。そういうこともあり、国保料の値上げもあったんじゃないかなと思っているのですけれども、そういう要因を入れてもこういう形になってきたという

ことは、徴収量が上がったということですか。そういうことなんですか。

○高橋副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 もう一つ、収納のほうに関しましては、非常にマイナスの面がございました。委員おっしゃいましたように税の一部震災による減免分、24年度は被災者の方たちの税を半年分免除している、減額していたというのがございました。それがなくなっても、なくなった状態で現年分の税収がほぼ横ばいという形で決算をすることができましたので、この部分、やはりその成果というのは大きな要因の一つにはなっていると思います。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると徴収、市民の方々も税の納付を頑張ってくれたという形になってくるのだらうと思うのですよ。

そして、もう一つお聞きしたいのは、歳出を少なくするために、予算のときに申しあげましたジェネリック薬品がどのぐらい使われていて、どのぐらい薬剤費がこの国保税の中に占めて、今どのぐらいの利用率なのかちょっと教えていただきたいのですけれども。

○高橋副委員長 並木保険年金課長。

○並木健康福祉部保険年金課長 ジェネリック薬品の利用がどれくらいあるかということでご質問いただきました。

資料8の事項別明細書のほうの225ページをごらんいただきたいと思います。

医療費といたしましては、この2の保険給付費のうちの1の療養諸費と書いているところです。こちらのほうで約41億円の歳出がございます。それで、薬剤費というのがどれぐらいこのうち占めるのかということなんですけれども、こちら今、後発医薬品のデータというのは2カ月に一遍の割でとっているものですから少し推計値と、半年分のものからの推計値ということにはなるのですけれども、全体として年間で薬剤料、平成25年度で9億8,000万円ほど薬剤費ということで推計しております。そのうち後発医薬品と呼ばれるもの、ジェネリックと呼ばれるものです。こちらのほうが約1億6,000万円ほどの利用がございます。

では、これが後発医薬品でなければどのぐらいの金額になるのかという部分で試算をいたしますと、倍まではいかないのですが、約3億1,000万円ぐらいの金額になってしまうだろうと。後発医薬品の分だけです。そうすると、11億円をちょっと超えるぐらいの金額になるので、削減効果としてはジェネリック薬品を利用いただいていることで約1億5,000万円ぐらいは医療費は削減されているというふうに考えております。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 今話を聞くと、今年度の要するに歳入と歳出の努力の中で、ジェネリック薬品を使っていたことが基金の積み増し額より多いということなんです。これが現実なんです。皆さんが医者にかかったときに、もしできるならばジェネリック薬品をお願いしますと言うと、国保の歳出が減っていくんです。それをやると、先ほど高橋委員が言われたようなことが行われていくのだと思います。値上げをしなくなったり、同じ値段でいったり、長い年月やっていけるということなんだと思います。そういう努力も市民の方々、我々もしていかなければならない時代に来たんだと思います。片方だけが努力するというのではなくて、市民全体で塩竈市の国保税を守っていくためには、皆さんが協働してやっていかなければならないという一つの一端が今回の話だと思っています。よろしく願いいたします。

次に、水道事業についてお伺いします。

決算書が13、水道事業決算13ですね。良好な決算なんですけれども、窓口業務を委託し、その委託の改善にはどれほど効果があったかちょっとお聞きしたいのですけれども。よろしく願いします。

○高橋副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 先ほども委員のほうからご質問がございましたので、経費面としては310万円ぐらいという形で見えておりますけれども、それ以外にも今回受託業者と、ことしに入ってからですけれども、災害時の応急対応の協定とか、それからひとり暮らしの方の見守りの協定とか、そういった協定を結んでいただいて積極的に塩竈市とかかわりを持っていただく形もやっていただいております。そういったところも大きな効果ではないかなというふうに考えております。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 改善効果があるということは、金額のベースばかりではないんですよ。物事の人件費の直接人件費の経費負担率を考えていくと、最終的にどれほどになっていくかというのはわからないんですよ。

それからもう一つ言うと、全ての委託をこれから委託という形で出されるときに、今各部、各課で出されていることがいつか単一の企業局なりのもので委託を管理し、どういう仕組みで委託を見ていくかという、上から見る、鳥瞰して見るような、そういうものの考え方を持つ職員を育てていくことがこれから役所にとって必要じゃないかなと思っているんですよ。

その委託された業者は、市の仕事をしているわけですよ。市の職員の意識と同じような形で仕事をしているという意識をどのように根づかせていくかということが、これから問われていくような気がします。いろんなところで、これから各課、各課で委託されていくように聞こえていますので、そのためにはどうしても、共通的概念で役所の仕事をしているんだという意識を根づかせるにはどのようにしたらいいかということが次に問われてくるように思うから聞いておるのです。

次に、水道事業は公共の料金なんですよ。公共料金というのは値上げをしないで一定的にやっつけていかなければならないということになってくると思うのですけれども、そういう水準であると。先ほど水道部長はもう、多額の投資をしても今の水道の料金体系を維持したいという発言がありましたので、大変結構なことだと思います。市民の皆さんにとってはありがたい話だと思っております。

それで、私が思うには、水道のこししの決算で年間の償却費というのが2億9,900万円です。これが18ページに載っていると思うんです。そして、本年度の企業債償還額というのが5億6,800万円です。この20ページに載っていると思うんです。この差額が2億6,900万円あるわけなんですよ。これで2億6,900万円の現金支払い分が普通の企業であると納税義務が発生して利益勘定に入ってきます、はっきり申し上げると。経費に出ないです、この金が。それが公共関係の人たちの現金ベースの意識のずれだと思っているんです。節税意識が高まるところであれば、これをどのようにして処理していくかということが課題なことです。だから公共料、先ほど総務課長が山側は償却以上に耐用年数があるという話をしておりました。今回の災害復旧事業で海側の水道管が復旧されていくと、こういう体質を改善されているときに、これから多額の投資を見込まれるのであるならば、ここの問題を解決して現金を確保してそれを工事に充てるということはどういうことかといいますと、償却年数と起債の年数の同一化なんでありまして。これを課題として持ち込むことができるか、それを政治的に皆さんが行うか、そういう発想だと思います。そうすることによって、多額の現金、これを使いながら、起債を活用しながら、工事費を捻出していくとかなりの額ができるということでありまして。補助金をもらいながら当然やっていく仕事だと思っておりますけれども、そうするときにも問題がなってくるのは、我が水道部の年間の売り上げでどのぐらいの起債発行額が耐えられるかという試算なんでありまして。これを現金で払えるから、大丈夫だからという発想ではなくて、この間までピークでたしか水道部は70億円を超えるほどの起債を持っておりました。

この10年弱で、佐藤 昭さんが市長になってから53億円まで落としてきたわけでありまして。いろんな議論があると思いますけれども、そういう概念であります。経費の無駄を削減すると利息の無駄が発生するわけですよ。昔から見るとピークより多分8,000万円ぐらい減っているような気がしているんですよ。そういう概念で物を考えていくときに、じゃあこの公共事業費用を捻出するためにどのようなものかを考えるということは、こういう財源を活用することと、もう一つは起債の上限額を決めておいてそれで事業を行っていくという考え方がなければ、また過大な債務を抱えることになるわけです。その過大な債務を抱えると償却年数をもし借金のバランスが崩れていると、やはり現金ベースが足りなくなりまして、何十年後か10年後かわかりませんが資金がショートしまして値上げに踏み切っていくんだらうと思います。そういう整合性を持った考え方ができるかどうか、これからの水道部の課題だと私は思います。

今、この16億円ぐらいの企業が、はっきり申し上げまして5億6,800万円も払っていたら潰れますから。普通の事業体だったら。それは払えない金額なんですよ。払えるくらい財務体力があるという認識の中で、どのような整備をされるということが課題だと思っているのか、一言ご見解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋副委員長 村上水道部業務課長。

○村上水道部業務課長 確かにおっしゃるように償還金の部分と減価償却の部分、そこら辺はバランスをきちっと見ながら我々としてはやっていかななくてはならないところでございますし、一方公営企業としてできるだけ安定した経営をする、そして低い料金を継続するというのも課せられた義務でございますので、今後我々10年なるべく、平成9年以降17年間料金は値上げしておりませんが、今後10年もできるだけ上げない方向で、いかに設備投資をしていくかということを我々としては今、課題として取り組ませていただいておりますし、今の我々の取り組みが正しければ今後10年は非常にそういった形での状況が続けることができるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 私が言っているのは、先ほど次長が言われた金額と、それからこの間委員会で言われた金額、やるかやらないかは別にして、過大な投資を見積もるときに、それが今の財務体力ではできないということを申し上げているから言っているのであります。それを乗り切つて、きちんとした安全な水を市民に供給し、低廉な価格でやるためには、今までの手法とは

違う手法をこの町が見つけて、それにチャレンジしていくしかないと思っているからそのような見解を求めていたのですけれども、今のようレベルでは多分できないということです。考え方ですけれども、できないのはわかります。ただ、起債の問題ですので、それを壁を抜いて設備投資をしながら低廉なあれを持っていくという概念を持ち続けられれば、いつかできると思うのでよろしくをお願いします。

次、時間がないんですけれども、市立病院についてちょっとお聞きします。

市立病院で、先ほど鎌田委員からも平成25年度決算で不良債務がなくなったと。それで、一応管理者からの一言があったのですけれども、市長からも一言、言葉を聞きたいなと思いをまして、よろしくをお願いします。

○高橋副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 田中委員のご質問であります、今後市立病院の経営をどうするかという大きな課題だと思っております。先ほど来、老朽化した現状の病院病棟をどのようにというお話をいただきました。

それで、皆さんご心配いただいておりますとおり、例えば稼働率97%の病院というのは、これははっきり言えばもう、かなり背伸びをしているということではないかなと思っております。ただ、そういった努力で、おかげさまで累積債務は解消できました。

これからは、私の思いだけ言わせていただければ、本当に市民の方々に快適に安心して入院いただける病院環境をどうつくっていくかというところにもう少し力を入れていきたい。それはいずれ建てかえという問題も発生するかと思っております。病院関係者とも、「市長、いつ建てかえをしてくれるんだ」ということを、直接要望いただきました。それで、私からは大変恐縮ではありますが、震災復興期間中はちょっと無理だと。震災復興期間が終わったらまた話をさせてくれということの、非常に抽象的なお話ししかできない。でも、そういった課題を一つ一つ解決していくことによって、また病院の将来展望、それから今大きな課題となっておりますドクターの招致といったようなことも解決できるものと思っております。しっかり頑張ります。よろしくをお願いします。

○高橋副委員長 田中委員。

○田中委員 それでは最後に聞きたいのですけれども、26年度末の決算書より翌年度支払い分の借入金企業債が流動負債になるということなんであります。そうすると、26年度末ということは、来年3月の予算委員会に、2月ですか、多分予算委員会に予想決算書が出てくるはず

なんですよ。そうすると、そのときに企業債の27年度返還分が流動負債に転記されるわけなんですよ。約2億円であります。これを今から、今回答弁は要りませんが、何か対策を考えて、せつかく流動負債と流動資産のバランスの上で債務が消えたという状況を来年の予想決算書には私は見たくないものですから、よろしく願いして質問を終わります。よろしくどうもありがとうございました。

○高橋副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時25分といたします。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小野絹子委員。

○小野（絹）委員 それでは、私からも二、三質問したいと思います。

まず、No.8の258ページから入らせていただきます。

前段で皆さん大変いろいろ質疑していましたので、私は簡単に箇所づけてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この258ページに事業費として市内各所築造工事6億3,859万1,450円というふうに出ておるわけですが、決算です。これは復旧復興事業ではなく通常のものだというふうに理解するわけですが、汚水と雨水に分けてどういうふうな取り組みをされていたのかお聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 258ページの工事費6億5,000万円ほどですけれども、こちらのほうの主なものとしましては、このたび完成しました牛生ポンプ場関係で約6億700万円ほどとなっております。さらに、石田地区の汚水のほうに2,000万円ほどとなっております。

○小野委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 それでわかりました。石田地区の汚水枝線工事がこの中に2,000万円として

入っているということですね。それは資料No.24の36ページにも出ております。

それでお聞きしたいのですが、先ほど来の質疑の中でも公共下水道は99%までいっていますよということで出されておりますが、なぜか石田地区がやっと25年度から始まったという状況になっているわけですね。したがって、この事業は地域の方々は急いでやってほしいというふうな声が出ております。

それでお聞きしたいのは、25年度で2,000万円ほどの程度できたのか。工事の進捗状況からしてどれくらいになっているのか、今後どれくらいの経費やら期間が必要なのか、お聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 石田地区でございますけれども、石田地区25年度のほうは2,000万円程度で約40メートルほどの整備でありました。26年度、今年度ですけれども2,000万円要望しておいたのですけれども、内示として1,500万円ほどの内示でございました。そのため、27年度に向けましても概算要望しておるのですけれども、残りの部分130メートルほどになるのですけれども、8,000万円ほど今のところ概算要望で要望させていただいております。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 ありがとうございます。そういう点では、ぜひ残されていた……、塩竈で残されている地域というのはいろいろ事情があつてやれない地域もありますけれども、ここはそういった面倒なところではありませんので、そういう点でぜひ今課長が述べられたような方向で進んでいただきたいと。そういう点でも、財政のほうもそういう点を重く受けとめてやっていただきたいということを、ここでは要望しておきたいと思います。

それで、先ほど雨水関係で牛生ポンプ場に6億700万円ということでお話がありました。これは雨水関係ということで出ているわけですが、これは災害とは別の関係で捉えているということでしたか。災害の事業費とは別な分ですね。ちょっと確認します。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 災害とは別の通常の補助事業でございます。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 そこでちょっとお伺いしたいのですが、さきの9月11日の夕方の集中豪雨、本当に市長初め当局の皆様には本当にご苦労さまでございました。そういう点では市民も、あの32ミリの雨量だということで大変な思いをしていたわけですが、それで私はそこで2点

ほどお聞きしたかったのですけれども、1つはいつも上がる吉津のダブル踏切のところですよ。今回もいろいろ駆けつけて、いろいろやってくださっていたようですよけれども、やはり越の浦のポンプ場が早く設置されなければならないということはもう目に見えているという状況です。それだけじゃなくて、やっぱりポンプをつくっただけじゃだめなので、その地域から流れるように幹線をちゃんとつくってほしいということがいつも言われていて、この間の集中豪雨ではさらにその必要性を感じているところです。当局もそうだと思いますが。

そこで、先ほど来どなたかの質問に、越の浦ポンプ場については一部発注していくというお話がございました。これはたしか25年にも予算がついたのではなかったかと思うのですが、この決算の中には何も出てきていないわけですよけれども、この越の浦ポンプ場について25年度の取り組み、そして一部発注していくという見通しについてのお話をもう少しお聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 今回の決算では資料8の262ページの委託料ですよけれども、こちらのほうの4,462万5,000円事故繰越とありますけれども、こちらのほうが復興交付金事業で実施しております越の浦雨水ポンプ場の詳細設計委託ということで、今現在その関係機関と協議を進めながら設計のほうをまとめているという最中でございます。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 それでは、先ほど課長が答弁していました越の浦ポンプ場、一部発注していくというお話だったのですが、具体的にそういう話し合いがまとまってきているのかどうかです。というのは、心配していますのは、どうもお聞きしていると、はっきり言って豆腐の上にポンプ場をつくるようなものだということがよく言われたりするんですね。そういう点でJRさん、あるいは国道との話し合いが当然されていると思うのですが、現状としてはどういうふうになっているのか。9月ですから、またこれからの話し合いも詰めていくということかもしれませんが、どういうふうな話をどういうふうにしようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 まず、越の浦ポンプ場ですよけれども、委員ご存じのとおり現在の越の浦ため池のところにつくるということで、当然ながら地盤改良をしながら工事を進めていく必要があります。この分については、設計のほうでは大まかなクリアがされているというよ

うな状況でございます。さらに、ポンプ場から放流するためには、仙石線のほうの下をくぐり、さらに国道45号線の下をくぐり、また旧国道をくぐって、越の浦漁港のほうに出るとい
う形で、協議相手方がJR、国道、国並びに県の漁港が管理者という形で協議を進めており
ます。国道並びに県につきましては、協力の旨の協議のほうが進んでいるというような状況
であります。また、JRにつきましては、やはり営業線の下を抜くということがありますの
で、やはり線路と管のかぶりでありますとか、あとは沈下という部分。さらにポンプ場につ
きましては、線路に近接するということがありますので、そういったことについて今現在協
議を進めているという状況であります。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 いろいろご苦勞おかけしますけれども、ぜひご理解いただきながらご協力い
ただきながら、この事業が一日も早く進められることを願っております。

一部発注していきたいという意向について、もしお答えがあればお聞きしておきたいの
です。一部発注というのはどういうことなのか。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 ポンプ場のほうですけれども、一体的に土木、建築工事並びにその機
械電気工事、並びにあと放流渠の工事と、大体大まかな4つぐらいに分かれると思いき
けれども、その中でまず土木工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 わかりました。そういう点で、とにかく相手があつて、よく協力していただ
きながらお話を進めていただいて、期待されています。12月議会にぜひご提案いただけるよ
うな段取りがとられることを願っておきたいというふうに思います。

それから、この間の雨量の関係でさらにもう1点。藤倉1号雨水幹線に対して、藤倉3丁目
側から流入できないかと。藤倉1号幹線、2メートル80の幹線が入っているわけですね。東
塩釜駅の前の通りです。それで、新浜町杉の下線のその道路のところは2メートル80の管が
入っているわけですが、その管に実は楓町の一部あるいは杉の入の一部のほうから流れてく
る排水が坂道を下りながら藤倉3丁目の15、16の地域といいますか、そのところを真っす
ぐ来て、そしてあの6番地内の前にあります水路があるわけですが、水路じゃなくて道路側溝
とかというお話もありますけれども、その1メートルぐらいの水路があるんですけれども、
その水路の末端のところでは実は1号幹線に接続するというふうになっているわけなんです
ね。

それ以外は藤倉の側溝を流れてきて、その側溝から今言った6番地内の水路に入った部分だけはそういうふうにつながるといいますから、ちょうど東塩釜駅の藤倉側のところから楓町の方面、杉の入の方面に行く道路がありますが、市道何線というのだから、ちょっと今記憶がなかったですけども、その路線のところは非常に、そして6番地付近、そして10番地付近のところはしょっちゅう水がたまるというような状況にあるものから、1号幹線に接続できるような方法をぜひ考えてほしいということですが、いかがでしょうか。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤建設部下水道課長 藤倉の1号の雨水幹線ですけども、ちょうど駅前広場の東側の部分に管理をする人口がございます。こちらのほうにこの区域の水の流入が可能かどうか、現地調査の上検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 25年度の下水道事業の決算を踏まえて、やはり雨水対策に万全を期していく上でも質問させていただきましたので、ご了解いただきたいと思ひます。

それでは続きまして、No.9の384ページから387ページについてです。

これは北浜の区画整理事業と藤倉の区画整理事業であります、おかげさまで本当に地域の復興、区画整理、住民の方々のご協力があつてこそやつとこういう段階まで来たといふふうにするわけなんです。

そこで、予算が組まれてもいろいろと翌年度に繰り越すといふのも理解できるわけですが、お聞きしたいのは北浜や藤倉地域のこの区画整理事業についての進捗状況と25年度の決算について詳しくは書いてあるわけですけども、進捗状況と今後の見通し、いつぐらいまでの完成を目指してやっていくのかを含めて、改めてお聞きしておきたいと思ひます。

○小野委員長 佐藤震災復興推進局次長。

○佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 北浜、それから藤倉2丁目の被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、昨年、事業認可をもらいましてから諸手続を進めてきております。基本的にはあと、それぞれ昨年度末に仮換地の素案そのものはまとまりまして、手続そのものを新年度、4月以降にそれぞれ実施してきておるといふのが状況となります。

北浜につきましては、3月下旬に地元の方々との説明会等終えまして、仮換地指定については5月中旬にもう既に実施しております。造成工事、これから建物等の移転協議を今進めているわけなんですけれども、そういった協議が調ったところから造成のほうに入っていくとい

うふうな形にしていますけれども、早ければ今月下旬からというふうなことで、そういった形で今取り組んでいるというふうなことになります。

それから、藤倉地区、こちらにつきましては若干の仮換地指定を進めるために県のほうの事業計画の変更と、認可のほうの手続が必要でした。それがあと6月中旬に調いましたので、仮換地指定もあわせて7月下旬に実施することができたというふうなことになります。こちらのほうは今取り急ぎ建物のほうの移転のほうの協議を始めたばかりというふうなことになりますけれども、こちらもできればそういった環境が調ったところから造成工事そのものは10月下旬ぐらいから入っていきたいというふうに思っております。

それぞれ基本的には復興のほうの期間、27年度までというふうな部分がそういった分でありますので、我々としては基本的には27年度に一定のめどがつけられるように取り組んでいくというふうなことで今進めさせていただいております。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 担当の方々には大変ご苦勞をおかけしていると思います。でも、できるだけ住民の皆さんの意向を酌み取っていただきながら、さらに引き続き頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次にNo.6の49ページから50ページにかけて、それからNo.8の237から246ページについて、魚市場会計について触れられております。

私は今回魚市場関係で2点ほどお伺いしておきたいわけです。漁船誘致の関係でいろいろ取り上げられたりされております。私はそういう点で、漁船に対してのやはり今燃油が高くなってきているという問題で、燃油の助成といいますか、そういったものについてお聞きしておきたいというふうに思うんです。

実は塩竈にある船が一航海しますと、7,000万円ぐらい油代がかかるというんですよ。それで、そういう点では本当に操業を続けていけるのかどうかという、そういうような面もあるというふうなお話もお聞きしてしました。外国では反対に3分の1ぐらいが補助されますよとか、いろいろ言われているようでありますので、それはともかくとしまして、この漁船誘致の関係からしても、漁船誘致をしないことには魚は水揚げされないわけですから、空輸があるにしましてもね。そういう点で、そういう立場から、漁船誘致に対してのその一つの方法として燃油の支援についてのお考えがあるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○小野委員長 佐藤水産振興課長。

○佐藤産業環境部水産振興課長 お答えさせていただきます。

漁船に対する燃油の補助ということにつきましては、市でこれまで取り組んでまいりましたことについては、平成20年度から単独での助成というのを一定期間させていただいたところでございます。

その一方で、これまで一般質問等のご答弁でも申し上げておりますが、平成22年度から国におきまして漁業経営のセーフティーネットの事業というのが開始されておまして、それぞれ積み立てを行いまして、一定の基準を超えた段階で燃油の補助をするという制度が今確立されております。現在も26年度、継続されているところでございますが、現在今重油ベースですと100円前後ということでございますが、4分の3ぐらいの補てん割合ということで補てんされているという状況でございます。

それで、この状況を鑑みまして、本市といたしましてはこれまでちょっとその状況を見定めさせていただいているというような状況にあるということでございますので、よろしく願いしたいと存じます。以上でございます。

○小野委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 特別対策の今言われましたセーフティーネットですが、特別対策のラインが95円というラインで、これでは高過ぎる、そういうふうなことで言われております。私どもも8月22日に水産庁交渉した折にこのことも申し上げてきましたけれども、ぜひ一つは検討していただくことが必要だというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、魚市場関係で言えば、いろいろ皆さんからお話しありましたように、新たな魚市場の整備が本当に見通しがついてきたということで、あとは官報に載せてもらえるというか、公告されるといいますか、その時期を待つというふうな時期になってきていると思います。ですから、そういう面ではハード面は緒についたというふうに思いますので、これはしっかりやっていただくということが必要です。

あわせて、やはりこの時期にソフト面についていろいろ意見が出されました。ソフト面について、相当力を入れてやらなければならない課題だというふうに思います。その1つが先ほど菊地委員も質問していましたが、卸売機関の一本化の問題です。私は6月議会で質問して、答弁は要りませんと、後でいただきますというようなことでお話し申し上げました。それから3カ月ぐらいたちますから、いろいろその後のお考えもあろうかと思えます。やはり新しい魚市場とあわせて、やはり市場が塩竈らしい市場、本当に活性感のある市場をどう

つくっていくかということによって改善しなくてはならないところはいろいろと改善していくということが必要だと思いますが、その中の一番困難で一番力を入れなければならない課題として、私はこの卸売機関の一本化というふうに思うのですが、それについての市長の見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

○小野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 小野絹子委員から、魚市場の卸売機関の一元化ということについてお話しをいただきました。

このことについては、我々行政ももう5年ぐらい前から、この一本化について両卸売機関と話し合いを持たせ続けていただいていたまいりました。ただ、なかなか接点が見つからないという状況でありました。それで、一時我々の働きかけを中断させていただきまして、その後は両卸売機関同士のお話でありますとか、あるいは金融機関の方々を交えて今後の塩竈市の卸売がどうあるべきかということについて今議論されているところであります。

そういった中、先日、卸売協議会がございましたときに、その席で私は「新しい魚市場には事務所は1つしか用意しておりません」ということを申し上げさせていただきました。それは、両卸売機関にも重く受けとめていただきたいというお話をさせていただきました。

ただ、ぜひここはご理解いただきたいのですが、我が国は民主主義国家であります。それぞれが株式会社であり、水協法に基づく組合でありますので、それを行政がぎりぎり一緒にさせるということは、これはいかがかと言われる部分もございます。でありますので、やはり我々がお願いしたいのは、当事者同士でまずは一定程度の考え方をまとめていただければというようなことについては、両方の代表者の方に私からも再三お願いをさせていただいているところであります。

今後もぜひ新魚市場が完成する以前に、卸売機関の一元化が実現できれば我々も大変ありがたいなというふうに考えているところでございます。

○小野委員長 小野絹子委員

○小野（絹）委員 ありがとうございます。今までになく両卸売機関の話し合いがされているようにもお聞きしております。そういう点で、ぜひ向こうから回答が来るというのもありますけれども、やっぱり市が一生懸命やっているんだという姿勢、市長の姿勢がやっぱり大事なかなというふうにも思いますので、最後にそのことを強く市長の積極的な姿勢を要望しまして、私の質問を終えたいと思います。

○小野委員長 お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第3号の審査を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号平成25年度一般会計及び各特別会計決算についてお諮りいたします。認定第1号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号平成25年度塩竈市立病院事業会計決算についてお諮りいたします。認定第2号は正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成25年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算についてお諮りいたします。認定第3号は正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しまして心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成25年度決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございます。

午後3時54分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成26年9月22日

平成25年度決算特別委員会委員長 小野幸男

平成25年度決算特別委員会副委員長 高橋卓也